

平成19年第4回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成19年12月10日

平成19年12月10日広陵町議会

第4回定例会会議録（初日）

平成19年12月10日広陵町議会第4回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	中尾寛
理事	笹井由明	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	北神理	水道局長	植村和由
会計管理者	松井定市		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 大西利実

書 記 野 瀬 一 吉 上 田 勝 代

山田議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成19年広陵町議会第4回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4	平成19年度定期監査報告
5	議員提出議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
6	議員提出議案第12号 広陵町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについて
7	議案第59号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
8	議案第60号 広陵町環境にやさしいまちづくり基金条例の制定について
9	議案第61号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
10	議案第62号 広陵町公告式条例の一部を改正することについて
11	議案第63号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて
12	議案第64号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについて
13	議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
14	議案第66号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて
15	議案第67号 広陵町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
16	議案第68号 町道の路線認定について
17	議案第69号 平成19年度広陵町一般会計補正予算(第3号)
18	議案第70号 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について

- 19 議案第71号 奈良県市町村会館管理組合の解散について
- 20 議案第72号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について
- 21 議案第73号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について
- 22 議案第74号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について

山田議長 まず、日程1番、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会で、きょうから20日までの11日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から20日までの11日間と決定いたしました。

山田議長 次に、日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

13番 吉岡君

14番 青木君

を指名いたします。

山田議長 次に、日程3番、諸報告に入ります。

これまで広陵町議会活性化特別委員会で協議された結果の報告をお願いいたします。議会活性化特別委員長、竹村君！お願いいたします。

竹村議会活性化特別委員長 広陵町議会活性化特別委員会は、本年第1回定例会の最終日、3月19日に議員決議で設置し、その委員構成は議員16名全員で、これまで5月21日、7月2日、10月5日、10月26日、11月12日の5回にわたり、議員定数及び議員報酬について協議を重ねてまいりました。

特別委員会では、個々の委員それぞれが、町の人口の推移や近隣市町村の動向、町の財政事情、さらには町民の声など、多岐にわたり意見をぶつけ合う場面の連続でした。当初は、議員定数、議員報酬とも、近隣と比較し、町は突出している状況ではなく、現状維持を主張する委員の意見も多数見受けられましたが、国の地方分権と、三位一体改革や新清掃施設、クリーンセンター広陵の大規模事業などにより町財政は硬直化し、逼迫した状況をも勘案し、議員みずからも自身の身を切るという選択に傾いてまいりました。しかしながら、その手法

において、大きく2つの意見、グループに分かれ、拮抗した形となり、特別委員会としては意見を一本に集約した形で本会議に提案することが本意ではありますが、最終、次の2案をこの本会議場で賛否を決することにいたしました。

まず1案が、議員定数を2減し、16人から14人に定数減し、報酬は据え置くという案です。そしてもう1案は、議員定数は現状の16人を維持し、議員報酬は30万から26万円に、同様に、議長職は39万円を33万円に、副議長職を33万円を28万円にそれぞれ引き下げるといふもの。財政削減から見ても、2案はほぼ同額になります。

議論の内容は、それぞれ提案趣旨で明らかすることになった。この報告から省く次第です。いずれにしても議員として非常に厳しい選択になりますが、将来の広陵町にとって最善の結果となりますよう、判断を本会議に委ねます。

以上、簡単ではございますが、議会活性化特別委員会の最終結果報告といたします。

山田議長 ありがとうございました。

山田議長 次に、日程4番、平成19年度定期監査の結果について報告を願うことにいたします。青木監査委員！お願いいたします。

青木監査委員 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得まして、平成19年度の定期監査の結果をご報告申し上げます。

平成19年度の定期監査は、平成19年10月11日から10月30日までの間において、各課を対象に、事務事業の執行状況、及び関係書類並びに会計、経理の状況、帳票の処理方法等について慎重に監査を実施いたしました。

監査結果でございますが、一部関係者との協議のおくれもあるためにやむを得ずおこなっている事業もございますが、各事務事業の執行についてはおおむね所期の成果を上げており、また、関係帳票の処理方法についても良好であると確認をいたしました。その内容につきましてはお手元に配付しております報告書のとおりでございますので、よろしくご一読のほどをお願いをいたしまして、定期監査の結果報告といたします。ありがとうございました。

山田議長 ありがとうございました。

山田議長 次に、日程5番、議員提出議案第11号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。八代君！

八代議員 皆さん、おはようございます。理事者の皆さん、おはようございます。傍聴席の皆さん、早朝からありがとうございます。

議長の裁可をいただきましたので、本議案の提案趣旨の説明をさせていただきます。

今までの2案の提出のいきさつにつきましては先ほど委員長報告がありましたので、この件は割愛させていただきます、今の議案ですね、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて。これに該当する広陵町の職務は町議会議員だけありますので、今、報告のありました、議長39万円を33万円に、副議長33万円を28万円に、議員30万円を26万円、おおむね約13%の削減でありまして、これは平成6年の10月1日に、このように大体おおむね決まっていたんであります。議員の報酬26万は変わっておりませんが、議長、副議長は若干違います。したがって、今回の提出は、約13年前の平成6年の議員報酬に戻すと、こういうことでございます。

そこで、その提案理由を申し上げます。

平成18年4月に発表されました、こういう研究発表がございます。

分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策、こういうのが18年4月に最終報告されました。これは、全国町村議会議長会が平成16年5月19日に発足させた地方議会活性化研究会が、18年の4月に最終報告をしたものであります。そして、4項目の提言がありました。その第1項目、つまり一番重要なのはこれだと申しましたのが、ただいま読み上げます。

議員定数削減を是とする風潮は議会制民主主義を危うくし、現行の常任委員会制度を中核とする議会運営を困難にするものであります。議会の存在意義を身をもって示すことで、この流れを阻止するように努力すると、こうあります。

委員長は佐藤竺、成蹊大学の名誉教授であります。それから、委員としまして今村都南雄、中央大学法学部教授、宮崎伸光、法政大学法学部教授、森繁一、財団法人地域創造の会長であります。

2番目の理由。議会は二元代表制に基づく合議制の代表機関であり、住民にかわる代議機関であります。代表機関、すなわち議会の定数は、代表の母体、すなわち住民の皆さんであります、に比例していることが望ましい。

現在の広陵町は、県下15町の中で、議員1人当たり、住民は現在で2,107名であります。これは15の町の中で最大であります。なおかつ広陵町は、奈良県下で町では人口が着実に現在も伸び、将来も伸び行くことが、18年4月の奈良県で発表しました地方分権の

時代のあれに出ております。遠からず4万を超えると予測をされております。

3番目。定数削減は多様で幅広い住民の政治参加の権利を狭め、民主政治と地方自治の根幹を揺るがします。行政経費の削減は、その基本は役場全体の行政改革であります。議会は、本分である監視力の強化に努めるべきであります。経費節減が必要ならば、定数削減よりも報酬の引き下げにより考慮をすべきであります。

4番目。議会が果たしている役割と効果は大きく、議会の力を低下させる定数削減は軽率であります。議員定数削減で議会の力が弱くなれば、経費節減どころか、監視力が弱まりますと税金の膨大なむだ遣いが起こりかねません。これは決して町長に対して皮肉を言うてることではございません。現実には、各地の地方議会でそういうことが起こっているのです。

これの一つの例としまして、最近では皆さんの記憶に新しいと思いますが、生駒市の事例を考えてみてください。前の市長と前の議長が結託いたしまして、千数百万円の山林を約10倍の1億数千万で購入した。温泉市ではないのに足湯をつくったと、法外な値段で。あるいは補助金を私的に横領した。およそ地方自治体としては考えられない事態が起こりましたことは、皆さんの記憶に新しいところであります。これも議会が力を失った一つのあらわれではないかと私は思っております。

今、1、2、3、4、述べましたのは、せんだって、平成、ことしの8月ですね、お隣の天理市で、天理市の市議会が議員の定数削減を研究する会を発足させました。新聞に大きく掲載されておりましたので、私は傍聴に行ってまいりました、他市からも歓迎するという記事がありましたので。そのときの講師、井下田氏が述べられた基調講演であります。この人は地方自治の専門家であり、「現代地方議会論」とか、「二元的代表制と地方議会」あるいは「地方分権と地方議会」等々、地方自治関係の著書がたくさんある方です。

以上が2、3、4の理由です。

5番目。最後の理由としまして、地方自治法第91条には、市町村議会の議員の定数について、これは条例で定めると決まっております。第2項第5におきまして、5万未満の市及び2万以上の町村の議員は26名を超えない範囲で決めると、そう定めております。現在の広陵町議会議員は16名であります。これは、全体的な議員の削減傾向が引き続いておりますが、法令も26名、現在は16名であります、それをさらに削減するというのが、ちょっと慎重に考えるべきではないかと思えます。

ちなみに、その法令の91条第2項2に14人が妥当だとして法律で決めておりますのは、

人口2,000以上5,000未満の町は14名でもいいと。現在のところ、現実の問題としまして、法令いっぱい定員を定めている地方自治体は非常に少ないんでありますけれども、しかし、法令を半分にするというのが、今まで言いました理由から見て、やっぱり慎重に考えねばならんと、こう思います。

以上が、議員削減を慎重に考えねばならない理由の一つであります。

もちろん議員定数削減を主張する意見もあります。これも同じ天理市の議会が出たわけですが、1番として、議会が見えにくい。議員個々の活動が消化されない、されにくい今日、行政に先駆けてその範を示すべきである。定数削減は議会経費の節減効果をもたらす。こういう意見もあります。

2番目として、議会制民主主義は大切であるが、議員が減少しても住民意思は反映できる。議員定数を削減して見直し、簡素化により、議会の能率的、効率的、合理的運営をもたらすと、こういう意見もあります。

また、選挙の当選ラインが上がることにより、全町的な選挙となり、一部の利益誘導よりも全体の利益、都市づくりのビジョンなどの政策を重視した選挙になる。こういう意見もあります。

さて、我々広陵町の場合はどうか。これをひとつ具体的に考えてみたいと思います。それぞれの意見を考慮しながら、私は定数削減論を決して否定するものではありません。しかし、本町の場合は議員報酬の削減の方がよりベターではないかと考えて、今、報酬削減の提案理由を説明しているものであります。

具体的に申し上げます。定数削減提案は、先ほどありましたように、16名中2名の削減でありますから、8分の1、12.5%の経費削減になります。おおむね1,000万円弱であります。しかし、それはそれ以上でもそれ以下でもありません。それだけのことです。しかし、町財政は非常に厳しいんであります。各種の補助金の削減、廃止が、毎年の予算で少しずつ着実に実行をされております。また、手数料、介護保険料等の値上げもあります。そして、従来無料でありましたものの有料化、図書館前とか竹取公園前の駐車場の駐車料の設定、あるいは無料で収集しておりましたごみも、袋を購入することによって有料化をしております。それから介護保険料も上がりました。いろいろ住民に多額の苦痛を与えていることは十分承知であります。しかし、私もいろいろな町財政の厳しさを認識しながら、苦渋の決断として、今まで賛成をしてきました。しかし、内心はじくじたるものがございました。

私は今回、また、国民健康保険税の値上げも議論の段階に入っております。それぞれその

内容を検討しますと、やむを得ないものがあります。仕方がないというのもあります。そして、住民の皆さんに苦痛を与えております。その場合、議員定数2名削減して、報酬を削減しない。すなわち、次期町議会議員が14名選出されます。これは町民の信任において選任されるわけでありますから、それはそれで結構なんですけど、しかし、議員報酬を削減しなければ、その方々、議員個人は何ら1円の苦痛も伴わないのであります。これが問題なんであります。

それから、先ほど言いましたように、定数削減は1,000万弱の報酬が減るわけで、財政上は減ります。しかし、それ以下でもそれ以上でもないと申し上げました。その理由はこうであります。

例えば特別職、ここにおられる町長、副町長と教育長、この方を特別職といいます。常勤であります。我々も特別職であります。先ほどありましたように、非常勤であります。特別職の方々は1名ずつでありますので、定員を削減することはできません。もしそのときに議員が報酬を削減しなければ、特別職の方々もそれほどプレッシャーを感じないのではないかと思います。しかしながら、議員が定数も減らし、報酬も減らせば、特別職の方も真剣に考えられるであろうと私は期待をしておるのであります。

もちろん今の町財政の厳しさは、例えば第二浄化センターの関連で……。

山田議長 八代議員、もうちょっと……。

八代議員 いや、大事だから言わせてください。大事なことなので。(不規則発言あり) そうですやん。(「発言してください」の声あり)

ですから、じゃあ、理由をよう聞いてくださいよ。

町長が放漫経営したとか言うておりません。第二浄化センターに伴う下水道施設のこととか、あるいは新清掃センターの施設の建設とか、やむを得ざるものがあるわけであります。ですから、それは町長の経営がいかんとは言うておらないが、そこを聞いてから言うてくださいよ。ですけども、最高責任者として、結果責任というのは痛感してもらわなければならないということであります。議員もそれだからこそ議員定員削減の提案もされたし、報酬削減もしとるわけであります。それを言うとするわけでありまして、人の話を最後まで聞いてから言うてください。私は町長を批判してはおりません。そういうことであります。

したがって、議場の議員さんから、まだもうちょっと言いたいことはありますけども、趣旨はおおむね理解していただいたと思いますので、これをもって途中でありますが終わりますけれども……(不規則発言あり) よろしいですか。じゃあ、言わせていただきます。そう

いう支持もございましたので。

私は、民間会社でも、社長あるいは執行役員、専務、懸命に経営努力されても、業績が悪ければやっぱり従業員の賞与、給与も減らす、リストラもします。自分等の役員賞与も削ります。しかし、結果として、それで悪ければ結果責任をとるわけでありまして、組織の最高責任者といいます方はこちらの3人でございますが、一生懸命やられたことは私もこの3年半十分認識をしております。しかしながら、先ほど言いましたように、住民各位に多大の苦痛を与えとる。しかも、今後も与えなければならぬ。こういう現状から見れば、やはりそれ相応の責任を痛感されるだろうと期待をしているわけでありまして、そうしてくださいますとお願いするわけではございませんので、誤解をしないようにしていただきたい。以上。

それから、議会が果たしている役割は大きく、議会の力を低下させる削減は軽率ではないかと思っておりますが、やはり私も先ほど言いましたように、全面的に否定はしておりません。そういうことでひとつ議会の、より優先すべきは報酬削減ではないかと申しておるわけでありまして。

以上、議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて、すなわち議員報酬の削減を主張しました私の提案趣旨説明であります。議員諸氏の適切な判断をお願い申し上げます。

終わります。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありますか。

13番議員、吉岡君！

吉岡議員 反対の立場から討論をいたします。

八代議員の提案趣旨を聞かせていただきまして、間違っていない、その人の考え方があるんじゃないかなというように思っております。委員長報告の中にもありました、定数を考える人と報酬の減額を考える方、この双方に分かれたように、委員会ではそのように思っております。

私は、その中ではやはり定数削減を中心に考えました。それは、今、近隣地域を考えてみますと、北口の各町の議員定数、王寺町も2減、上牧町では4減、河合町も2減、各減のところが多くなっております。

私は何も単純に自分のところ、広陵町が減にするというだけではないに、近隣があるから

ではなしに、広陵町の行く先を考えたときに、やはりいずれかは合併という時期が来るんじゃないかなど。特に財政、今言われた報酬の減の中には、財政の厳しい中ではやっぱりいずれかは広陵町も近隣と合併が来るんじゃないかなどと思う。そのときに対したときになったときに、やはり広陵町の中の定数というのは16が合っているのかなど。私は、今、次の議員提出に出てきておりますが、2議員の削減というのを提出しましたけれども、もう少し減らしてもいいんじゃないかなど。私は財政のことを考えると、そのような意見は持っておりました。ただ、いろんな皆さんの意見を聞く中で、一度に定数削減というのはやっぱり難しい。やはり2議員の減が妥当じゃないかというご意見を聞かせていただいて、賛成したところでございます。

ただ、報酬につきましては、私は報酬は上げるべきじゃないかなど自分では考えております。ただ、そのような意見はございません。議員の中ではないと思います。ただ、私は、議員の定数を減らし、議員の報酬は少しふやしたらいいんじゃないかなど思っております。

その辺の理由としましては、やはり30万という金額になりましても、実質議員に入ってくるのは二十一、二万程度だと思っております。まあ個人差はあります。この中で、私はこの二十一、二万で実際議員生活ができるのかなど。議員としての、ある意味、自分で自営業、また何か仕事をして、そのなかっただけできないんじゃないかと。議員という中で、議員だけで生活できる範囲内、もう少し給料を上げたらいいんじゃないかなどというように私は考えております。それでなかったら、若い人たちの議員になりたいというような気持ちがわいてこないんじゃないかなど思う。実際自営業をされている方、または裕福な方、裕福な方いうか、金がある方ということですね、またそれと、定年になられて、実質年金生活になられた方、そのような方々が出てくるんじゃないかなど。私は若い人たちがやはり議員になって、魅力あるような給料に、報酬になったらいいんじゃないかなどというように考えております。

それともう1点だけですねけれども、報酬のことにつきましては、私は今は考えるときじゃなしに、やはり報酬というのはそのときの時代によって下がったり上がったりもできると思うんです。私は、今の時期はやっぱり定数のことだけを考えたらいんじゃないかなどいうことで次の定員の方の削減の方に賛成しましたので、この意見に対しては反対をいたします。

山田議長 6番議員、寺前君！

寺前議員 まず吉岡議員の反対意見ですが、八代議員が提案した内容とかみ合っていないというところが、残念ながら一番大きな問題ではないかと思えます。

まず第1に、八代議員が提案の理由の中で、住民が痛みを伴って、あるいは職員が痛みを

伴って負担をふやしてきたということもある。議員が定数削減で報酬がそのままということとは、結局は同じような痛みを伴わない。こういうこともおっしゃいました。

報酬の問題は、結局は議員がどのような目的で議会に出てきたのかと、このことに尽きると思います。残念ながら、国会議員や県議員など、規模の大きなところでの議員活動についてはそれ相応の報酬は必要だろうと思います。しかし、村会や町会というまだ小さいところでは、ボランティア的な要素が非常に強いということは当然であります。

私は先ほど、30年、31年、議員活動でたちました。しかし、この間の中でも、生活の問題についていえば非常に厳しいところがあります。しかし、それでも議員が町民の立場に立って、町民がよりよい暮らしをしていくということを追求していくならば、報酬については二の次にならざるを得ません。これが町の段階での報酬の現実だと思えます。

こういう大前提に立って考えれば、先ほどの報酬の問題については、町民から見た場合の痛みを議会が受けていない、こう言わざるを得ません。本当に町民の現在の暮らしを真剣に考えるならば、自営業者、地場産業の靴下産業、また、それにかかわる方々が1カ月一生懸命に働いて、もちろんすべての費用を含めて、20万円をもらっていない方々がいかに多いか。この現実を、私たちは深く広陵町にあっては受けとめる必要があろうと思います。

そういう点で、報酬の問題と、もう一つは合併の問題、そして、近隣市町村の状況から見て、議員削減の流れになっている、このような認識から、削減を提案されました。しかし、八代議員の提案は、広陵町民をどのような形で議会が責任を負っていくのかと、このような発想であります。そして、当然そこには議会の役割の問題が提案されてきました。広陵町にも、私たちは特に共産党は、再三、報酬削減の問題について条例案も提案してまいりました。しかし、否決され、その流れの中で議会活性化を求める議会をつくろうということを提案し、この間、いろいろな角度から議会活性化を議論してまいりました。そして、到達してきたことも多くあります。

町の行政委員会に出席するかどうかという問題についても、先ほど八代議員が述べられた分権時代に対応した新たな町議会の活性化方策、この答申の中でも、町の執行機関に議会が参加するのはおかしいという意見があります。しかし、情報を得るためにはそこに参加することも妥当な時期もあるということから、議会は、議員は、行政委員会等に参加をするが報酬は受け取らない、このことについても議会みずから決めました。

また、政務調査費について、議員報酬との関係からいってもきちんと勉強し、議会議員の資質を高めていく、そういう点を私たちは当然だと思ってまいりました。そして、視察報告

も行い、そのための改善提案も行ってきました。これは議会議員みずからが取り組んで、皆さんも取り組んできたところでもあります。しかし、それも半額にするということで、議会がみずから決めて取り組んでまいりました。

等々、活性化委員会での議論も行ってき、その中では、先ほど吉岡議員がいみじくも述べているように、広陵町で、議員定数の削減について道理はないという意見が多数を占めていました。しかし、一方では、町民の意見は削減が多い、こういう意見を取り組みした方々が削減に傾いたわけですけれども、その最も大きな声は、私たちはたびたび再三言ってきたわけですけれども、議員が多くおっても役立たない、こういう議員が何人おっても一緒ではないか、こういうことに、削減される方々は、みずからその声を受け入れているわけでありませう。

私たちはそうではない。議員が本当に町民の声を託されたときに、真剣に議論をしていく。そして、町民の皆さん方に役立つ議会だということを表明しなきゃならない。議会広報等を発行しながら、たびたび議員諸公の皆さん方と考えてきたところでもあります。こういうような流れが一方でありました。

こういうところからも、私たちは、議員が、議会が、町民の声を的確に反映していく、この重要性は当然であり、そこに初めて議会が町民に役立つものであり、議員報酬削減、議員定数の削減、このいずれが町民にとってプラスになるのかというところの議論の出発点であるべきでありました。しかし、残念ながらそのような流れにはならないまま、議員削減の流れが一部多くなってきた事実がここにあらわれたわけでありませう。

この分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策、ここでは前置きとして、この中で、1、分権の進展と停とん、2、議員定数削減のあらし、3、市町村合併と町村数激減の3点を指摘し、現行二元代表制で町村議会活性化にとって必要と思われる事項を列記し、特に従来あいまいだったそれぞれの制度の沿革を解明し、その改革の糸口にすることを意図したということが最初のあらましに書かれています。

そして、先ほどもあったわけですけれども、その中で提言として、分権下の新たな町村議員像として、何よりも、民主的な地方自治制度において議会がすべて根幹であることをしっかりと認識する云々ということも書かれています。その中で、残念ながら日本の地方自治制度においては、円滑的に二元代表制下の現状でも議会は一貫してわき役にとどまり、町に比べてその評価が低かった。その結果、これまで地方議会側がその活性化の努力を続けてきたにもかかわらず、住民の議会への風当たりが強くなり、また、国の側の制度改革のための法改正

も小出しにしか行われてこなかった。こういうような流れの中で、日本の町議会はこれまでこのような機能を十分に発揮することなく、国からの準則や通達などにほとんど依存してきた。このことが議会無用論を生み、定数削減に拍車をかけることになったと言える。その際、議会だけが有する討論という長所を自覚し、事に当たらなきゃならない。このことがこの提言の中でうたわれています。

山田議長 まとめてください。

寺前議員 そしてこのことが、私たちが住民の声をどのように反映させるのかということに尽きるわけであります。

そしてまた、広陵町がその問題を考えるときに、残念ながら、町の情報を、いまだに議会自体も同等の情報を把握していない。私たちは再三情報公開、議会に対する情報をもっと出すべきだと言ってきました。今回の一般質問にも私はしているわけであります。また、そういう点でいえば、議会や町が共有する情報を町民が共有しているというところまでも至っていない。こういうことが大前提であります。そういう点でいうと、残念ながら、私たちは今、この同一レベルでの情報を持っていない中であって、議員報酬削減か議員定数削減かということを町民の方々に問わなければならない事態でありました。

こういうことが不十分の中で、今、議論がされてきたわけですがけれども、もう一つ、合併の問題についても出ました。合併についても、これは残念ながら、町村の特徴を無視する国の上からの押しつけでありました。そして、それに抗する、反抗する自治体が日増しにふえてきた。残念ながら、今、合併した市町村も、後悔している声が奈良県下においても多く聞かれます。そして、先般の町村、集まった会議の中でもその声が聞かれたと聞き及んでいるわけであります。こういう点は、住民が果たしてプラスになったのかどうかということに尽きます。

財源問題に移ります。

広陵町では、財源問題の最大の問題は、新清掃センターの建設によるところが多大であります。これが一気に大きな原因を出しました。

山田議長 寺前君、もう趣旨説明で八代さんがしたから、簡単にしてください。

寺前議員 こういうところの問題について議会が果たして対応してきたのかどうか、このことにも言及しなげりゃならない問題です。こういうような問題があったわけですから、その時々本当に議会が的確に対応し、住民の立場に立って議会が議論できる、このようなあり方が果たして追求されてきたのかどうか、私たちは改めて問いたいと思います。

そして、議員定数削減になったとしても、本当に議会が民主的に運営されていくためには、みずから時間的には余裕がある、一般質問においても時間制限される、そしてまた、余裕があっても議会は開かれる、時間数は制限される、もっともっと議会が本当に本来の議論ができるような姿をもって住民にこたえるべきであります。

こういうような問題を含めて、私たちは、議員定数削減よりも報酬削減によって住民の痛みを分け合い、そして、そのもとにおいて、住民とともども議会が一体となって活動できるような姿を追求すべきだということを、改めて求めているところであります。

そういう点でこの問題について、先ほどの報酬削減の問題について、吉岡議員は合併の問題、近隣町村の問題、そして、報酬の問題をおっしゃったわけですがけれども、残念ながら報酬削減を今提案している八代議員の議論に合わない、当初に言ったところにおいて不満であり、この点については住民に十分に理解してもらえるためにも、私たちは報酬削減が広陵町民にとって正しいということを知っていただく努力をする必要があろうということで、この条例案を賛成いたします。

山田議長 討論を打ち切り、採決いたします。(不規則発言あり)

もう反対ばかりやろ。賛成ばかりやから、相互の、打ち切ります。もう打ち切ります。

(「ちょっとさせてください」の声あり)

じゃあ、反対の方があれば言わせませうけども、反対の人があったら言ってください。賛成ばかりが今手を挙げられましたので、なかったらもう採決いたします。

寺前議員 緊急動議。

山田議長 そんな、緊急動議もくそもないわい、そんなもん。

寺前議員 緊急動議。

山田議長 討論を打ち切り、採決いたします。

寺前議員 緊急動議を先に認めんとだめでしょう。

山田議長 本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

寺前議員 議長、議会運営に従ってやってください。緊急動議を提案しています。

山田議長 はい、じゃあ、だったらもとへ戻しますが……。

寺前議員 反対討論の意見を引き続いて討論できるように緊急動議いたします。

山田議長 ちょっと待ってください。

じゃあ、今までは寺前君がはっきりと長時間にかけてこの議案に対して賛成討論されたので、これに対して反対討論の人、どうか述べてください。そうしましたら次の賛成討論

の人を許すことにしますが、それでなければ1回に反対、賛成が相互に意見がかみ合わない
ので、ただ賛成だけの人ばかりが手を挙げられましても、同じような意見ですので、もうわ
かっておりますので結構ですので……。

寺前議員 動議の扱いをとってください。

山田議長 じゃあ、ほかにないですか。

ちょっと、山本議員、お待ちください。(不規則発言あり) じゃあ、許します。8番議員、
山本議員！

山本悦雄議員 議員の削減、報酬の削減、非常に議員の身分に関し、ただここにいる16名の
議員じゃなしに、これから将来の議員の身分に関して非常に重要なことを我々は今審議して
いるわけでございます。だから、このことについて反対という方は、どうぞ反対の討論をお
願いたしたい。当然私はそう思うわけなんですよ。だからね、これは、どっちにしたかて議員
に痛みが伴うことなんです、どちらにしたって。

その先に、我々広陵町議会は改革についていろいろよくやってきたと思うんです、今まで。
と申しますのは、やはり政務調査費の半減、あるいは常任委員会の視察の廃止、あるいは行
政委員会の報酬の廃止、あるいは農業委員会委員の議員からの選出の廃止、こういうことも
きょうまでいろいろ進めてきて、本当に広陵町議会としてはこういうことについて頑張っ
てきたと、私はそういうふうに認識いたしております。

ある高田市の元職員の方で定年退職された方と話し合う機会がありまして、今、実はここ
までやってきてるんだという話をしたときに、よう議会でそこまで物事を進めたなというて
感心されたということもございます。そこまでやってまいりました。なおかつ、これ、どち
らかをやらなくてはならないいうことになったわけでございます。非常に僅差で今やってお
ります。

ただ、はっきりしていることが一つあるわけなんです。次の定数減は、賛成者が過半数
を占めておりますので必ず通ります、これは。必ず通ります。しかし、こちらの方は、今見
ますと7名、提案者を入れて7名、少数でございます。ただ、賛成者がそれだけということ
で、賛成者になってない方からでも賛成していただけることは可能でございます。そういう
ことで、本当に反対であれば、反対の意見を述べていただいて、公明党さんもどうぞ述べて
ください。坂口さんも、乾さんも、どうぞ述べてください。

というのはね、なぜそういうことを言うかいうたら、議会以外のところで、ほんなら町会
議員の報酬も高過ぎるし、人数も多過ぎるやないかということを書いていらっしやった議員

さんもおられますのでね。だから、そういう点を含めて、やはり堂々と時間をかけて議論をして採決していただくということがいいんじゃないかと思って。私自身は賛成でございますけれども、どうぞ反対の方の議論をお聞きしたい、こう思いますので、よろしく願いいたします。

寺前議員 私も反対討論を聞きたい、まだ。

山田議長 だれか言うてください。青木さん、代表して言うてください。指名させていただきます。青木さん、今の意見の賛成討論、いや、反対討論……。

青木議員 議案の提案者だが。

山田議長 いや、構へんがな。そんなん構へんから、青木さん、1回言うてください。青木議員、14番！

青木議員 私は次の議案の提案者でございます。

もちろん、定数であり、また報酬であり、お互いにいろいろ理由なり根拠なりはほとんど同じぐらいに材料はあるのは間違いないわけです。そこで、我々議員がみずからの身分にかかわることについて、みずから大いに、また支持者なり、いろんな人たちのご意見もちょうだいした中で、みずから議員が選択をして決断をしてやっていくというのが、私は2つ出たいわゆる議案を選択する一つのルールであるんじゃないかなと、こう思うわけでございます。

よって、私自身は定数削減が、今現在、そして近い将来においても、報酬削減と比較して定数削減の方が、より広陵町の現在、未来を含めて、また、もちろん住民ニーズも当然加味して酌み取って考えていく、そして、私は定数削減にウエートを足したと、これでございます。報酬削減は、そんなもん絶対あかんとか、そんなんは全く思いもしません。しかし、私は定数削減の方が、報酬削減のみならず、財政からいっても、やはり定数削減はどちらも議員のいわゆる身を切るという厳しい現状もあり、財政に対する歳出削減にもなると、私は2つを加味しているから、あえて定数削減に提案するということになっているわけでございますので、報酬削減だけでは私はだめですよと、こういう考えで言っているわけです。

山田議長 12番！簡単にしてくださいよ。

松野議員 はい。かみ合った議論をしたいと思いますが、今、まさに議長が議会の議員の発言を封じるというような暴挙に出られましたが、これがもし議員の人数がもっと少なくなれば大変な事態です。議会の本来の仕事を果たすことはできません。ですから、ここにリアルに今、議会の定数を削減するのは大変危険だということが、身にしみて私はつくづくと感じたところでございます。

今、青木議員の方がいろいろな人に支持者に相談してということで、民意を反映しているということをおっしゃいましたけれども、私は特別委員会のために民意を……（不規則発言あり）え、民意を反映しているんじゃないんですか。そしたら意味が全然わからないんですけれども、そういう民意を反映するという手段について大変否決をされてしまったという経緯もございます。私は、正々堂々この2つの案について町民の皆さんにお尋ねすることも一つの方法ではないかなということをご提案してきた経緯もございます。ところが、否決されてきたということです。

それから、先ほどの吉岡議員の反対討論の中で述べられたことに対して、きちっと反論をしたいと思います。

まず、1つ目が王寺、上牧、河合、それぞれで議員定数の削減をしてきたということをおっしゃいましたが、これは議員定数を削減しても、議員1人が抱える町民ですね、これについては、その3町が削減した上で、16人でもやはり広陵町の方が、1人の議員が担当するという言い方はおかしいかもしれませんけども、抱える町民の数は一番現状でも多いということですね。これはますます広陵町は田原本町の人口を抜いて、奈良県でトップの大きな町になったんです。そういう中で、定数を周りが削減したんだから広陵町も削減しなきゃいけないということは、全く根拠がないということをご指摘をしておきたいと思います。

次におっしゃったのが合併の問題なんですけれども、今まで合併の議論がされてきて、北葛城市という構想も破綻をし、それから、近隣の香芝市との話し合いも破綻をし、今は、広陵町はいかにして自立をしていくまちづくりを進めていくのか、このことをまずきちっと議論をすべきであります。そこをほっておいて、合併があるかもしれないと、仮想でそういう定数削減という大変大事なことをなされることは、議員として余りにも軽率であるということをご指摘せざるを得ません。

それから3つ目なんですけれども、報酬は上げるべきだとおっしゃいましたが、私は大変びっくりいたしました。若い人が議員としてなる人があられない。どこに原因があるんでしょう。これは政治不信だから若い人が議員にならないんです。私はやっぱりもっと議員の定数をふやして、若い人も議員になるチャンスをつくるのは、定数をふやさなきゃできないんですよ。それを報酬を上げないとできないというのは逆です。門戸を狭めておいて、何がチャンスを与えるですか。全く逆の議論です。

それともう一つは、広陵町の職員さん、100人近く、100人前後の人が臨時、パートで働いているんですよ、1時間800円程度で。1カ月20日間働いても十二、三万しかな

らないじゃないですか。広陵町の議員は毎日出てこなくていいんです。議会は年に4回しか開かれないんですよ。それがやはり30万円という今の報酬の中で、私は、大変厳しい状況の中であれば、そういう広陵町のために一生懸命働いている若い職員さんがきちっとフォローして、希望を持って広陵町で働くことができるような報酬体系を、自分のことより先につくるべきです。そういう議論を抜きにして自分の報酬を上げろというのは本末転倒も甚だし、こういう町民の方あるいはそういう方に心を思いやれないような立場で議会に立たれてどういう仕事ができるのか、私は不信を持ちます。

それから、あともう一つおっしゃったのは、時代によって給料が上がったり下がったりすると言われましたけれども、私は遅きに失していると言わざるを得ません。今まで本当に民間の会社、リストラ、それからさっき言いました町職員さんも本当に数を減らして、臨時をふやして、そして給与はどんどん報酬は減らされてという、大変つらい思いを何年もしてこられました。ことし、本当に久しぶりにボーナスが若干上がったということになりましたけれども、ですから、それに率先して議員報酬を下げるべきだということを、私たち共産党はずっと以前から提案してまいりました。今回報酬提案の条例案が出されましたことは遅かったとはいえ、今後、広陵町の財政のためにも、そして町民の皆さんのお暮らしを守る、その痛みをともに伴っていくためにも、ぜひ実施すべきだということを議員の皆さんにお訴えしまして、賛成の討論といたします。

山田議長 笹井議員、15番！

笹井議員 議長、また今の賛成議員からいろいろと両方から討論してくれという話があったので、私もあえて反対ということで討論させていただきます。

国、県、町村におきましても、皆さんご存じのように、財政は緊迫しております。そういう意味から、私は今までから、議員の定数問題、また給料の問題、減額の問題にいろいろと自分なりに考えてきたところでございます。

青木議員が言うたように、今の現状では給料の削減もわかっておるという解釈ですが、今の情勢から来たら、議員の削減の方がやはりいいというような意見もおっしゃいました。私は初めから自分では思っておったんですか、議員の削減、また給料の削減を、両方ともの方に思っただけでございます。そして、どちらかということになれば、やはり削減の方になったわけでございます。

八代議員の提案で、議員削減2名、14名、議員給料削減4万円、26万円。両方ともそういう提案だったら私は賛成の方にとっておりましたので、私は、ほんでどちらかとい

うことで、今は反対であると思いますが、両方の提案にしていいただいたら、私は賛成になると思います。(不規則発言あり) いや、そういうのにしてくれと。提案に……(不規則発言あり) いや、それでそれをね、八代議員の方の提案として、議員削減2名で14名、給料4万円削減の26万円という提案に変わりましたら、私は賛成いたします。

山田議長 ほかにないようですので、本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第11号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 7名であります。起立少数であります。よって、議員提出議案第11号は、否決されました。

山田議長 次に、日程6番、議員提出議案第12号、広陵町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。青木さん！

青木議員 大変白熱した議論になっております。

私は、議員定数を2人減員して14人とする提案の趣旨説明をさせていただきます。

2人減員による本町の財政に対する影響額は年間約1,140万程度であり、私自身はさほど大きな歳出の削減とはならないと、こう感じているわけでございます。しかし、定数2人の減員は歳出削減のみにとどまらずして、議会議員の資格を得る選挙の当選のハードルがより高く、より厳しくなることとなり、その結果として予想されるのは、当選するためには、地縁、血縁、ただ組織だけでは当選が非常に困難となるように思います。現行より多数の有権者の負託にこたえることが不可欠となり、おのこの新選出されました議員も、より努力と研さんをすることが必要となり、そして、行政のプロでもある町当局に対してもチェック機能をより増強して、議員としての責務の遂行ができ得る議員が誕生すると思います。やはり数が多ければよいというのはおかしいかと私自身は思っております。

また、我々の賛同者の中には、では、6人を減員したらいいじゃないかとかいういろんな意見もあったわけでございます。しかし、2名減とした意義は、近い将来において、大きな課題である合併問題もいわゆる避けて通れない、いわゆる国家の国策であるわけでございます。それを想定し、関連自治体との、また広陵町の枠組みにおきましても、全部が市議会、

市であります。市議会議員との合併のためのさまざまな協議会での議論の闘いをするのは、その対応もしていかななくてはならないことも予想されるわけでございます。

そして、本町の人口規模、10年後の町の姿をやはり我々議員なりに想定をいたしまして、町民のニーズにもこたえ得るための本町議会にとっての、2名減員して、定数14人が私はベターな定数と考えております。私も、おかげさまで4期させていただき、16年の中でやはり16名、14名、もっと少なくとか、いろいろありますが、私の経験上、14名が、町民のニーズのことも踏まえて、今また現在の時代背景も踏まえて、私は一番ベターな数字じゃないかな、定数じゃないかなと、こう思っているわけでございます。

そして、いろんな意見で我々賛同者も議論をしました。その中での結果、一致した提案であります。身を挺して、なんじら狭き門より入れという言葉があります。そして、町民の負託にこたえていこう。議員各位のご理解あるご賛同をお願いをいたします。

終わります。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑。6番議員！

寺前議員 お聞きします。

まず、報酬、2名削減の結果、1,139万4,400円の減になります。ところが、16名現状で4万円削減すると、議長、副議長、その他ですけれども1,198万6,800円になるわけですけれども、この金額でいうと、財源的な影響というのは、給料、報酬を削減するという方が効果があるのではないかと。さらに、そこに町長部局が議員の報酬削減に対応して、特別職が削減をしていくという効果は八代議員も述べたとおりでありますけれども、その点について、まず第1点お聞きしたいと思います。

それから第2点ですけれども、多数の支持が必要であり、研さんが必要だということですが、現在人数が16名であれば、研さんはそれ以上にもならない、以下にもならないという考えに基づいておっしゃっているのか。今まで議会活性化委員会で議員の研さんが必要だという点については、人数が減る、減らないという問題は直接関係ないのではないかと。思うように思いますけれども、その点はどうなのか。有権者の支持が、当選数が多くなるということと議員の研さんとは関係ないと思うんですけれども、その点についてどのようにお考えなのか。

それから、チェック機能を高めるという意味のことをおっしゃっています。これは最も大事なことであります。そして、それが人数が減ればチェック機能が高まるということの意味をおっしゃっているわけですけれども、先ほどの議論のかみ合わないところがここにありま

す。議会が少なくなればチェック機能が働くのかということであれば、逆であります。それは再三町村議会の活性化方策の中で指摘されているとおりであり、八代議員が指摘したとおりであります。こういう点でチェック機能という言葉を持ち出しているというのはどのような意味合いなのか。人数、定数が削減するということによってチェック機能が高まるという意味が私には理解できませんけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、3つです。トータルとして、先ほども報酬を引き上げるのがいいという考えもあるというようにおっしゃっていますけれども、たびたび人数が、定数が削減した後、議員の報酬が上がってきた歴史があります。そういう点で、今後議員の報酬を引き上げるという考え方はお持ちなのかどうかという点を確認しておきたいと思います。

それから、定数削減になったとしても、議員の発言、このことをいかに大事にするかということは議会のチェック機能を高めることが重要だと思いますけれども、そういう点で一般質問、まず、一般質問は1時間制約されているわけですが、こういうところを広げていく、そして、人数が少なくなった分、多く議会議場で発言できる機会をつくるということがチェック機能を高める大きな要因ですけれども、たびたび議会で私たちが提案をしても、それは否決、否定されてきた歴史があります。定数削減が成れば、議員のチェック機能を高めるという意味でも、議会での発言、資料収集等々、必要な課題があるわけですが、そういう点について、積極的な議会権能を高めるという点で発言をしていくという覚悟を持ってチェック機能を高めるということをおっしゃっているのかということをお聞きしておきたいと思います。

山田議長 青木議員！

青木議員 えらい励ましの質問をいただきまして、ありがとうございます。

いわゆる定数削減2名と、そして、報酬26万との差額で何ぼがあるのか、私、計算は今できませんからね、大した差額じゃないかと、こう思うわけでございます。ただ、私自身は、議会議員たるものは、生意気な言い方で大変失礼でございますが、いわゆる給料を下げるからどうだとか、当選の機会とかをふやせとか、そういうような観点じゃなしに、みずからが手を挙げて、議会議員に出たいんだ、なりたいんだというて、あくまでもそれをみずからいわゆる申し出て、それで選挙というハードルをくぐってきたわけでございますので、私は報酬を下げるということが何もえらい大した自慢にもならないんじゃないかなと、こう思うわけです。

そこで、それでは定数削減がどうだとかということに今お聞きされたと思いますが、ほん

なら、なぜ定数削減でいわゆる民意というのか、住民の声が届かなくなるんじゃないかなとかいうお話があったと思いますが、しかし、例えば人数が多ければ届くんですかということですね。逆に、大勢の人数があることが一人一人の責任感も希薄になるような状況、いわゆる例を挙げて大変恐縮ですが、例えば消防団員、本当に何名必要ですか、消火にとか、いろいろあります。しかし、ある程度非常時、また、欠席もされるということで、多く持っているわけですね。その意味においても、やはり定数が、人数が多い、議員数が多いほどいいんだと、民意が反映されるんだということには私はつながらないと、こう解釈しているわけです。

そこで、発言のどうのこうの、議会運営のことまで尋ねられ、おっしゃっておりますが、私自身まだ次に当選するかどうかはわかりませんので、そのことは新議員の中で大いに議論をされて、また、議会運営をつくっていかれるべきだと、こう思うわけでございます。

そこで、議会運営のことにちょっと触れさせていただきたいのは、民意の、いわゆるチェック機能がどうかとちょっとおっしゃいましてね……。

寺前議員 いやいや、青木さんが言うてるのや。

青木議員 いやいや、今、チェック機能が働くのはなぜやと、2名減でチェック機能は何で働きますかと言うてたやろ。違うの。

そこで、いわゆる寺前議員は大いに勉強もされ、研究もされている、私の大先輩で、30年というキャリアの人です。あえて釈迦に説法で大変失礼ですのやけどね。いわゆる例えば14名になれば、常任委員会が私は2つにして、そして、7名・7名で議論をしていくと。委員会議論というのはやはり物すごい高度な形にもなり、本当に機能したら、専門家と職員、理事者の当局の皆さんともきちっとした議論がなっていくわけですので、私はチェック機能はより果たされていくんじゃないかなと、こう思うわけでございます。

そこで、なぜ2名やねということになる。これは先ほども言うたように、6名を減らしたらどうかとか、いろいろあります。しかし、現実的に考えて、私も寺前君は大先輩で、私かて14年させていただいておりますので、14名が私は、今後合併はないとかあるとかというより、我々は議会議員としての立場で、地方議員は国会議員じゃないわけですから国のことは構いませんわ。しかし、国策として合併を推進されていくという状況があることは事実ですのやからね、それもやっぱり我々議会議員もちゃんと関知した中で、将来こうであるべきじゃないかなというのが、おのおのの議員がみんな持っている話と、私は思います。

そこで、私自身は2名減の14名が、将来10年後を踏まえた上でも、合併協議会が行わ

れたときに、他の市議会議員との議論も関わらせていかないかのやから、町益を守るためには、そうでしょう。そういう意味では2名減で14名が、私は今考える妥当な数字じゃないかなと、こう思ったわけでございます。

わかりましたか。

寺前議員 再質問。

山田議長 6番！

寺前議員 2点だけ聞いておきます。

山田議長 わかりやすう言うてよ。

寺前議員 まず、下げることは自慢にならないとおっしゃっています。先ほどの報酬削減の問題については、住民やその他広陵町に住まわれる方々の生活の問題を含めて、今、私たちが報酬を下げていくということについて、いかに町民の願いにかなったものになるのかということを行っているわけですが、下げることは自慢にはならないとおっしゃっている意味は、結局は、報酬を引き上げていくということにつながっていくことに理解をしないのかということをもまず1点。これは住民の立場に立ってどのように考えるのかということですから、お聞きしたいと思います。

それから、14名になれば、2つの常任委員会などをつくってということをおっしゃっていますけれども、今、問題になっているのは、議員が本当に勉強する機会をつくっていくのか。2つになれば、なぜ専門的になって、より具体的な議員が研さんできるかといえば、常任委員会3つがあれば、一つ一つのところで、その分野での専門性を持って議論できるということなんです。ところが、2つになってくる、あるいは1つになるということになれば、青木議員もよくわかるように、決算委員会や予算委員会、どれだけ勉強しなきゃならないですか。議会で、その問題でどれだけ発言が出てきますか。時間がどれだけとれますか。結局は1人で、あるいは人数が少なくなった分、予算や決算、どれだけ勉強する機会をつくりますか。今までの経験からいって、本当に予算・決算委員会で意見を述べ、十分な議論をしていくという経過が保障されるとは到底思えません。

こういう点でいえば、本当に議員が減ってくれば、責任感はあるでしょうけれども、その責任感に対応するような状況が生まれてこなかったら一緒なんです。そういう意味からいっても、私はチェック機能を高めていくという意味は、結局は人数が多く、そして、多くの町民の方と接する機会をつくる、そういう原点に立った部分がなければだめだというように思っているわけですが、そういう点で、決算・予算特別委員会の経験を踏まえて、青木

議員は、その専門性を高めていくという点でいえば、委員会や議会が活発になりますか。議論が今まで以上に白熱するようになると思われませんか。私はそれを聞いて今後の流れを検証していく必要があると思いますので、今までの経験からいって、残念ながら、人数がふえても減っても今の現状で同じだという町民の声にこたえていないからなるんでしょうけれども、本当に今言った、人数が減って、責任感が強くなって、そして、予算・決算委員会や一般質問等々が活発になると思われるかどうかお聞きしたいと思います。

山田議長 14番議員！

青木議員 同じような話になると思うのやけどね、いわゆるまあまあ報酬が何か上げるつもりがあるのかないのかって、そんな話を今されてますが、私は何にも報酬を上げるとは言っていないよ。定数削減にきちっとこだわっているということですよ。そこで議論になるのかないのかいうのは、これは議員一人一人の資質の問題ですがな。そんなことをみんなで、それはおまえ、どうやねと言うわけじゃない。資質の問題ですがな。

私の言うのは、いわゆる、ほんなら寺前議員、決算委員会が16名でやったことがありますね。ありますやろ。そういうことも踏まえて、そのときに活発な議論が出ますか。数が多ければいいちゅうことじゃないわけや。少数であるがゆえに、責任感、肩にかかる責任も重いと。

寺前議員 発言する議員の時間を減らすでしょう。(不規則発言あり)

青木議員 そうでっしゃろ。質疑ってこんなのは私おかしいと思う。

そやから、わし、ここで趣旨説明もさせていただいてんのやから、そういう意味ではね。

それで、今後のいわゆる議会運営についてはここで議論すべきやないと思うわけです。

寺前議員 今、青木さんの提案の中に……。

青木議員 いや、それで、私は14名で、それは可能だと言うてるわけです。自分自身は思うてるわけや。そなん違うって言うたところで……。

寺前議員 結局そういうふう言うてるから。

青木議員 そやから、そういう意味ですから。同じことばかり言わんなんから、議長、もうこれでわし、質疑を打ち切ってください。

山田議長 同じような質問はしないでください。新しい質問ですか。簡単にしてくださいよ。

あんた、言うても言うばかりで、手挙げて、はいはいって、ほかのことを考えてるけどね、いつもね。いつも、今言うてることも一つも真剣にとらえずして、また言うるとるわちゅう程度で聞いているけれども、きちっと重ならないように。

松野議員 え、何のお話ですか。ちょっと私、何にも言ってないし、今回の質問だつて的を射た質問をしているのに、さっきの討論も、一方的な中傷誹謗はやめてください。議長でしょう。

山田議長 何が中傷誹謗ですか。

松野議員 そんな言い方はやめてくださいよ。何で議場でそういう中傷誹謗をなさるんでしょうか。

山田議長 ちょっと待ってくださいね。

松野議員 私は議会の規則に基づいて質問を求めているだけですから、それをさせてください。それだけです。

山田議長 だから、させますけどね。

松野議員 だから、何を私に対してそれを言うのか、根拠もなくおっしゃるのはおかしいじゃないですか。議員を簡単に中傷誹謗していいんでしょうか。

山田議長 だから、させてあげますけどね。

松野議員 させてあげるって、当然する権利があるんですから、私は。

山田議長 だから、当然させてあげますけども……。

松野議員 当然ですよ。

山田議長 先ほどのね……。

松野議員 だから、早くさせてください。本来の議会に戻してください。

山田議長 だから、同じようなことは言わないでくださいよ。

松野議員 だから、私の方でさせてもらいますので、お願いします。

山田議長 答えにくいですよ。簡単にしてください。

松野議員 1つ目ですが、財政について一千何百万かがカットされるということは大したことないという考えでおっしゃったんですけれども、世間というか、全体の流れは、財源が大変、財政逼迫の中で議員の定数も削減して、財源を議会もつくれということが流れだったと思うんですけれども、財源について、じゃあどのように考えておられるのか、きちっと聞きたい。これが1点。

それから、先ほど合併について、削減した方がいい議論ができるとおっしゃいましたが、山田議長が当時も議長だったですけれども、合併の話で香芝市の方に行きましたね。そのときに大変香芝市の方からは広陵町議会が軽視された、そういう対応だったですね。30分ぐらい控室で待たされて、一方的に、それで、順番、田原本が先へ行ったら、何で香芝へ先来

うへんかったかということで……。

山田議長 そんなことじゃなかった。

松野議員 ということで、一方的にけられましたね。

私ね、市の方は大きいから、人数はやっぱり広陵町は削減して、もっと人数はあるんですよ、20人とか、そういう中で、議員の数を削減して、少人数でそういう大きな市とどうやって対等に話ができるのかと。議員の数が多い方が対等に話できるじゃないですか。だから、私はそういう点でいい議論ができるという部分が全く理解できないけれども、その辺を人数の問題として、過去の経験を踏まえてどのようにお考えいただいているのかということを開きたいと思います。

あとはチェック機能とか、討論のときに言いますので結構ですが、その2点だけきちっとお答えいただきたいと思います。

山田議長 14番、青木議員！

青木議員 私、ちょっと誤解があって、財源削減は大したことないちゅうのは、我々は遠慮して、もっと本当は削減になるのがいいんやけど、定数2名では大変削減には自慢するほどなものじゃないと、私は謙虚に言っているわけですねん。

松野議員 そしたら、どういうふうに、財政的にちょっと削減しかできないからということで言っているのかどうか。財政的なことでの考え。

青木議員 ほんで、私ね、ちょっと待ってくださいね。財政、町会議員の給料で広陵町の財政ということのを問うていくのやったら、半額にするぐらいになっていかな話にならんわけですわ。しかし、チェック機能というものはある程度の人数が必要である。それが私は現在14名だということ、私自身も、また我々賛同者とお話しさせていただいた中での結論であったということになるわけですので、そういう意味でね。

そこで、合併の香芝市ととかあることは、私も行きましたよ。一緒に行ってますやん。忘れているんやろう。一緒にいてね、あれはああであった、こうであった。しかし、人数が少ない、違う、同じ人数行くわけですよ、協議会であろうが何であろうが、あのとき。欠席者は出るかもわからないけど、一応組織としては5対5とか10対10とかいう形で協議するわけですよ、そういうことについて。当たり前ですよ、そんなもん。何も市会議員が20人やからようけ来てくれるじゃなしに、協議会しましょうかということになれば、市会、香芝市は何名さん、何名さんって、こういくわけですよ。そうでっしゃろ。そういうのが建前でいくわけですから、何も人数は関係ないと思いますよ。

そこで私が言うのは、我々かて身を切ることは大変なことですよ。しかし、人数の2名削減が、6名削減とかいう本当の意味での現実論から見てそうじゃないということがまずあるわけですから、14名という数字が、私自身は今現在の世の中の流れなりいろんなことを踏まえた上で、多面的なことをすべて計算、想定した中でこういう数字が14という形を示させていただいたということですので、それがあかんとか言われたらやね、これはもう反対してもらわなきゃあないのやからね、そういう意味ですよ。

山田議長 12番！

松野議員 財政的な面ではこれぐらい大したことなくて、給料が半分ぐらいにしなきゃいけないという考えだとおっしゃいましたけれども、私は馬見丘陵公園の公園によって、駐車場の有料化によって得られる財源が300万程度でしょう。そしたら、町民に与える影響は非常に大きいわけ、先ほどの報酬削減の一千何百万とかね。それは、私の方は議員の方の報酬を削減してでも有料化をやめた方がいいんじゃないかということを経験の皆さんにも問いましたよ。ですから、そういう形で、住民にはその有料化ですら財源が大変だからということを言いながら有料化しているわけですから、そういう点で青木議員の財政に対する感覚は余りにも鈍感だなと言わざるを得ませんよね。

だから、そういう点でさらに言えば、私、財政のことを考えれば、広陵町の議会議員の皆さんは、ボーナスが、普通の30万掛ける1.25とか1.5以外に、掛ける1.4倍してるんですよ。奈良県の中で1.4倍してるのは広陵町と田原本が1.45ですが、全然そういうのを掛けないで素のままもらってとかって、これは議会のお手盛りやから、こういうことも含めて、やはり緊縮財政の中での削減が出てきている中で、そういう財政に対しての大変軽視した話というのは説得力がないと思うんですが、そしたら、先ほどのボーナスのお手盛り、広陵町独自の1.4倍のお手盛りについては財政的にどう思うのかお聞きしておきたいと思います。これは今直接かかわる問題ですからね、お願いします。財政の考え方で、聞いておきたいのは。

山田議長 14番議員！

青木議員 14番。私、こんなんは、それ答えんなん話かな、これ。定数削減の提案者として、私はこれは答えるべき話かな。

松野議員 答えれないなら答えれないで構へん。

青木議員 いや、答えられないことはないがな。しかし、私が提案者となってる定数削減に対する議案に対することに対しては、それは答えさせていただきますよ。しかし、ボーナスが

率がどうかということ自体、それは報酬に私がこだわって提案しているのであれば別ですよ。定数削減にこだわってきちっとやっていますのやから、それは私は違うんじゃないかなと、議長、そう思いますので。

山田議長 はい、わかりました。

じゃあ、そんなことを言うんでしたら、前の議案の中に入れはったらよかったん違いますか。そのお手盛りだと言われるやつも入れて提案された方がよかったん違いますか。これは蛇足ですけどね。

じゃあ、質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 ないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。6番議員！簡単にしてくださいよ。

寺前議員 反対の立場から討論させていただきます。

残念ながら、広陵町議会が、広陵町の各種団体等の考え方とかけ離れたところで定数削減に導いていったという点は非常に残念であります。この提案についての趣旨も、そういう点では財政的な問題ではなく、ただ単に、結局は議会の権能を弱めることにつながるようになります。

まず最初に、人数の点で反対いたします。

16名から14名になり、そして、人数が減れば、結局は責任感が強くなるか弱くなるかということをおっしゃっていましたが、責任感が同じとすれば、議会の審議は確実に低下いたします。これは経験則的に、議会、委員会等での私たちの流れの中でいえば、そのような事態が生まれているということでもあります。

まして、例えば広陵町で古文化会やPTA、あるいは各大字、区のところでの役員やそれに携わる方々の構成を考えると、本当に古文化会などを見ますと、各大字に人数によってその役員を決めていっておられる、努力されている。そして、そのことが確実に古文化会の運営にプラスになっているというような運営方法をとられています。PTAでもしかりであります。各大字からの代表者を必ずPTAの構成員に入れていく。こういう中でPTAの議論が保障されていく、また、強められるということは経験則的な話であります。もちろんその中身についての運用はその時々の方々の力量にもよるわけですが、そういうような形になっています。

各大字の運営についてもそのとおりであります。各大字では、結局はなぜこのような人数

を少なくすることに対して否定的かといえ、経験則的に、少なくなればなるほど独断的な方々があらわれ、そして独断的な方法をとってその内容があらわれるからであります。八代議員が独断的なものがあらわれる一つの例として生駒市を例に挙げましたけれども、結局は各議会においても、一部権力者が特に権力を持ったときには、議会の発言が少なくなる、あるいはゆがんだ形で、奈良県の消防の職員の採用時に見られるような議員の特権だけが生きてくる、このような事態になるおそれが十分にあるわけであります。

こういうような点で、定数を削減するということは住民の生の声を遠ざける結果にしか経験則的にもならないし、事実、現在各団体が行っている運営においてもそのとおりであろうと思います。また、これは国会での小選挙区や中選挙区制にかわってきた経過から見ても、そのような流れが生まれている実態があります。

そして、それは根本的には住民に情報が伝わりにくい。町は今、行政改革推進委員会の答申を受け、住民と共有した情報を持つことが求められているわけですがけれども、このような状況は、議員が少なくなればなるほどその情報は伝達されにくい、伝わりにくいというのが実態であります。そういう点で、このような議員の定数削減は、本当に民主的な運営を行っていくという点でも論理的にも合わない。

また、人数が少なくなれば、立候補する人がしにくくなる。先ほどの発言で、報酬が少なくなれば立候補しにくくなるとおっしゃいましたけれども、逆であることは事実であります。そして、それは一部の、いわゆる経験則的にいえば、金を使って選挙を有利にしていく、こういう方々が上位で通ってきた経験からいっても、本当に町民の多くの方々が立候補する機会を失わせることにつながります。あるいは組織政党にとってはこの点についてどのようなのかというのは別ですがけれども、残念ながら私意の一般的な声はそのような流れになっています。そういう点でも、立候補をさせにくくなるということを危惧して、このような定数削減には反対いたします。

山田議長 山村議員、3番！

山村議員 反対意見がありましたので、賛成の立場でご意見を述べさせていただきます。

私は今、寺前議員がおっしゃいましたけれども、この定数削減、また報酬の削減というのを、出発は、議員みんなで話し合った中で、広陵町の財政をどうするのかというところから、同じ中で話し合った中で、片方は削減、片方は報酬削減という、定数か報酬削減かという、そういう2つの案でこういう提案を、そこでまた一つになればよかったですけれども、そこで発言、お互いの立場を尊重して、報酬削減と定数削減という別々の形でこういう議員提

案という形でされたのが事実であります。何も財政的なことを考えないで定員削減ということを提案したわけではありません。

それと、さき、今の寺前議員の意見でも、また、先ほどの松野議員の発言の中でも私は非常に気になったのは、本当に定数が削減されれば民意が届かなくなるということ、そして、非常勤であるのにこの報酬というのは高過ぎるんじゃないかということと言われたときに、私は議員としての資質が今問われるんじゃないか。この4月には選挙が行われます。それは私たち議員一人一人がどういう仕事をこの4年間でしてきたのかということが問われるのがこの選挙であるので、そこでまず民意が反映されるのではないか。みんなそれぞれ平等の立場で住民の方々の審判を受けるのではないかと思います。

それと、非常勤だからこの報酬は高過ぎるとおっしゃいますけれども、確かに私たちは毎日毎日役場に来るわけではありません。決まった仕事を事務的に行うわけではありません。でも、住民の皆様からいただいたこの報酬であると受けとめて、住民の方々のご意見を聞き、また働かせていただいている、それを住民の皆様にお返ししようと働くのが私は議員であるにとらえております。だから、役場で働くことの報酬ではなく、住民の皆様にとって働かせていただく報酬だと思って私は受けとめております。

それと、情報が住民に伝わらないというのは、それは議員の問題です。私たち僭越ではありますが、私個人の活動といえば、週1回はこの町政のこと、また自分の提案したこと、訴えたいことを街頭演説をさせていただいたり、先日も妊産婦健診の署名簿を持ちながら、知らないところではありますけれども、真美ヶ丘の方をピンポンを押しながら、こういうことで取り組ませていただいておりますということで、1軒1軒インターホンを押しながら、住民の皆様こういうことということを訴えさせていただきました。本当に知らない、突然訪れた私ではありますけれども、そういうことをしてくださっているのだなということで、ボールペンを持って飛び出してくださった方も、本当にこういうことはいいことだからどンドン頑張っただけとか、ほかに町政のことで気になることがあるからって言うことも、住民の皆様が本当にこうやってくださるといことも実感いたしました。

だから、この定員削減というのはもちろん財政の削減ということを大前提で提案させていただいたものでありますし、これからたとえ人数は減っても、住民の皆様のお声を聞く議員として一人一人が勉強させていただいて、資質向上に向けて頑張ることが必要であると私は申し上げさせていただきます。以上です。

山田議長 12番、ちょっと待つてね。

じゃあ、松浦さん！先。一回も発言してませんので。

松浦議員 これには反対です。反対で……。

山田議長 だから、こっちやろ。反対するのやろ。この議案に対して反対でしょう。

松浦議員 はい、そうです。

今までいろいろ話を聞いておりますと、町民の隅々の情報は町議会に、また町の方には入っておらないと思います。この広陵町の3万4,000人の声が本当に入っているか。これは先ほどもおっしゃったように議員の資質になってきますけども、私の聞いている範囲では、隅々の交通事故、いろんな問題について本当に議員がやっているか、また、町の職員がそれに受け答えしてないと。だから、16名から14に減ることは、それにもやはり反応すると思います。やはりそのためにこの件については反対したいと思います。あくまでもパワーは維持した上で、住民の代表として議会を運営していきたいと思います。安易なリストラ、議員削減は無意味だと思っております。それで反対です。

山田議長 これに対して、今、山本さん、反対ですか、賛成ですか。（「させたらいいがな」の声あり）いや、だから、交互にという議会上のルールもありますので、じゃあ、乾君！乾君からこっち、山本さんに。

山本悦雄議員 賛成討論。

山田議長 ああ、賛成討論ですか。はい、山本議員！

山本悦雄議員 これが議会の改革の最終案でございます。今までいろんな、先ほども申しましたが、やってまいりました。そして、この定数問題、そして先ほどの報酬問題、これにつきましては、今回の定数問題につきましても、議員が多過ぎるから減らすんだという目的じゃないわけなんです、これ。もとの議論はやはり広陵町の財政問題、議会改革をどうしたらいいのか、財政的にどうしたらいいのか、それに端を発してきょうまで進めてきたわけなんです。

そして、その中で私は、定数の削減よりも報酬の削減の方がいいんじゃないかという形で、先ほどの報酬の削減に賛成させていただいたわけなんです。しかし、それが否決されました、現在。そうすれば、あと残るのは、先ほども申しましたが、何も定員が多いから削減じゃないに、やはりこうして財政問題からさえもこれを詰めるとなれば、この案に次善の策として賛成せざるを得ないということで、賛成といたします。

山田議長 じゃあ、12番！

松野議員 まず最初に、先ほど私がボーナスの1.4倍のお手盛りの件について質問しまして、

議長の方が、それはさっきやればよかったのにとおっしゃいましたけれども、これは活性化委員会の中で私は何回か取り上げましたが、多くの議員の皆さんがこのお手盛りについては無視されてきた、こういう状況がありましたので、今回、やはり財政の削減にしる、財政の問題ですので、多くの住民の皆さんにボーナスの広陵町の議会の1.4倍のお手盛りについてお知らせし、町民の皆さんも含めた議論をしていただきたいというふうに希望して発言をいたしました。今後ぜひ検討していただきたいなというふうに思っております。

それから、山村議員の方も賛成討論されたんですけれども、まず1つは、今、署名を持って回っているやということでおっしゃいました。本当にいいことですし、私たちも、今も駐車場の有料化反対する署名運動を1軒ずつ回っているところでございます。しかし、1人で何軒回れますか。3カ月の間に、次の議会に出そうと思ったら何軒回れますか。やはり同じ考えを持つ議員がチームを組んで大勢で取り組んだ方がいいし、そのためには議員の定数削減しないで、直接そういう皆さん、住民の人と話し合いをして民意を酌み取るには、多くの議員さんがおられた方がいろんな形でたくさんの住民の皆さんの意見を聞くことができるから、人数が多い方が民意を吸い取ることができるということは当たり前であって、今それはおっしゃるのは、単なる個人のアピールにしかないということですよ。

それから、やっぱりそれは携帯電話でも、アンテナが多い方がよう入るでしょう。ちょっと例えがよくないかもしれないけど、やっぱりたくさんの議員さん身近にいて、あ、そこへ行けば話聞いてもらえるわ、あるいは町議会で言ってもらえるわと、身近に議員さんがおられた方が、住民の皆さんの声はたくさん議会に集まる。たくさんの民意の中で民主的な議会運営ができる。大変基礎的な問題であります。

ですから、財政の問題と、財政でメリットが出る問題と、議員が削減されて民主主義がますます形骸化していくという、この重大な問題と比較すれば、私は、今回は財政の問題よりも、民主主義をきっちり守って本当にいい政治にしていくということがもっとも重要なことであるということ指摘せざるを得ません。

人数が少なくなったら、みんな本当に情熱持ってくるんかしら。山添村とか、小さいところは10人とかあるんですよ。広陵町の議員さんより情熱を持って長いこと議会やっておられるんですか。もっと短いところはたくさんあるんですよ。そして、人数少なくて、議案でさえ当日まで出さないような議会はあるんですよ、人数が少ないところで。でしょう。

だから、議会の資質というのは、議員、町民の関心のもとに議会が切磋琢磨して向上させる、そういうことであって、人数が多い少ないという問題は全く関係ないと思います。そう

いう、人数が少なければ大変いい議会になるという確信的な例があるんだったら提示してください。私はそんな例をつくることはできないと思います。

むしろ、広陵町議会は近隣の議会に比べて割合と活発に質疑が行われていますが、それは議会の皆で話し合いながら、やっぱり住民の願いを実現しようというところで頑張ってきた、そういう成果の一つでもありますから、そういうたくさんの民意が反映できないということについては、町民の皆さんにとって一番のデメリットなんです。だれにデメリットかという、議員にデメリットじゃないんです。町民の皆さんがデメリットを受けるんです。そういうことを町民の皆さんは恐らく理解されていますので、きょうも傍聴にお越しにいただいているのではなかろうかというふうに思います。

特にこれから地方分権の中で、地方が特色のある行政をしようということになっております、なってきました。で、地方の権限が大きくなってきました。そうしたら、今、制度的には国の方がやっけてきている制度、医療の方を考えただけでも、国民健康保険、介護保険、後期高齢者保険、それからまた、障害者の自立支援法とか、多勢専門性が必要になる、議論をまともにしようと思ったらね、そういう事態はますます大きくなって、それを地方議会で1つずつ詳細に議論をして決定していかなきゃいけなくなるんです。そんな専門性を1人の議員さんで全部できますか。人数少なくなってきましたか。さらにもっと多くの議員の皆さんがそれぞれの専門性を持ちながら、また広範な視野も持ちながら、大勢の議員さんが出てきて議論をすることによってその欠陥は補われるんです。

ですから、今後地方分権の中でますますお粗末な議論しかできないというような状況が生まれることは、私は残念ながら目に見えてると言わざるを得ません。そういう中で、ぜひ議員の削減ということについては、民主主義を大きく後退させる本当に厳しい問題であるということをご理解いただいて、何としても削減をしないように、反対をしていただきたいと思います。

山田議長 乾議員！

乾議員 私は議員削減について賛成ということで、根拠としては、やっぱり高田、香芝とかの人口比率と比べたら、7万人で、高田やったら18人、香芝やったら20人、その計算でいったら、先ほど提出者の青木議員が述べましたように、中には6人カットがええん違うかという声もあったと。その声は私です。というのも、そういう人口比率からいうたらそれぐらいになるのと違うかというて意見を出しましたけども。

それと、これから議員削減になることによって、やっぱり狭き門をくぐって、議員の資質

が上がって向上になるということもいいの違うかと。そういうことの中で、私らもこう言うてるもののやっぱり危機感もあって、確かに来年改選時のときには大変な選挙になると思います。そのことも考えて、やっぱり住民のことも考えてやっていきたい。今まで活性化委員で常任委員の報酬カット、いろいろカットをしてきたけども、住民はそれだけでは納得してもらえないのと違うかという観点から今2人削減という形に持っていきましてんやけども、まあそういうことで、賛成。

山田議長 ほかに。反対討論ですか。(不規則発言あり) 賛成の討論でしたらもう置いていただくさって結構です。

何ですか。

八代議員 議長は一樣に議員の発言を制約されますね。非民主的な運営じゃないですか。

山田議長 ですからね、反対、賛成という順番とルールがあるからね。八代さんが反対でしたら受けますよ。(「いやいや、構へん」の声あり)

八代議員 いやいや、別の意見もありますかな。

山田議長 だけど、賛成にされるんでしょう。ですから、賛成、反対と。(「もう少し議論したらいいじゃないですか」の声あり) じゃあ、許しますけどね、ルール上はそういうことになってんですから。

八代議員 何か言ったら、恩着せがましく、許しますけどねと、何ですか。

今回の両論ですね。私は報酬削減の方が、先ほど言いましたように、報酬削減もこういう理由があって、よりあると、定員削減もこういうメリットがあると、両論を申し上げました。その結果として、よりベターとして報酬削減の方がいいんじゃないかということで提案者になったわけです。

山本悦雄議員もおっしゃいましたように、私も山本議員と全くの同意見で、今回は同一歩調で、ほかの議員さんも、長濱議員とかおられます、そういう意見で来たわけです。ただ、先ほど言いましたように、山本議員と重複しますが、結果として報酬削減が否決されました。これはもう言うてしようがないことですからね。そうしたら、議員削減をしなければ、さっき言いました16名と14名では、私は目くそ鼻くその違いかと思えます。乾議員がおっしゃったように、16名を10名にするということであれば、共産党の松野さんがおっしゃったように、あるいは寺前さんがおっしゃったように、非常に住民の問題があると思えますけども、16と14では余り変わらない。そうすれば、報酬削減ができなければ、これはやはり、議員としても痛みを伴う方法としては私は定員削減もやむを得ないかなと。次善の策と

して、次善の考え方として山本議員と同じと。

だから、私あえて申し上げれば、なぜ両方賛成できなかったのかなど、そこなんですよ。なぜどっちかなのかなど。両方賛成してもいいじゃないかなど、そういうことを今申し上げたかったんで、したわけです。以上です。

山田議長 それは自分のですね。(不規則発言あり) はい、いろいろ言いたいことはありますよ。議長として言いたいことはありますけれども、それは置いといて、よく自分の発言を理解していただかんと、なかなか傍聴者の皆さんもほかの議員も理解しにくいのではないかと。理事者側もありますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 だけど、松浦さん、反対討論しておいて、それはな

起立多数であります。よって、議員提出議案第12号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程7番、議案第59号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。町長！

平岡町長 提案理由の説明をいたします。

今回ご同意をお願いいたしますのは、去る11月30日付で辞任されました菅野教育委員の後任として西川満喜代氏をお願いいたしたいと考え、議会の同意をお願いするものでございます。

菅野氏は、平成10年1月16日にご就任いただいてから、現在まで10年間、教育委員として、また委員長として重責をお務めいただきました。菅野氏におかれましては、教育行政に明るく、建設的かつ積極的な行動で邁進せられ、広陵町の教育発展に大きく貢献していただきました。そのご労苦に敬意をあらわすとともに、感謝を申し上げるところでございます。

さて、後任でございますが、提案させていただいております西川満喜代氏は馬見北9丁目にお住まいで、昭和39年3月、鳥取県立由良育英高等学校を卒業され、昭和44年8月に書道大学講座を修了されました。その後、昭和43年4月、財団法人日本書芸院会員、昭和

48年4月、日本教育書道連盟審査会員、そして、全国書道検定試験委員などを歴任され、昭和57年11月、財団法人日本書道美術館参与、平成5年9月に奈良日仏文化交流協会理事、白鳳女子短期大学書道講師等、数々の日本書道界の重責を現在も担っておられます。

本町にあっては、昭和63年12月より18年間の長きにわたり、人権擁護委員をお務めいただき、その間、平成7年には社会福祉法人広陵町社会福祉協議会理事、平成8年からは奈良県人権擁護委員連合会理事もお務めいただき、きょうまでのご労苦に対し、平成3年、書道教育功労章、平成14年7月には奈良法務局長感謝状、平成3年、書道教育功労章、平成14年7月に奈良法務局長感謝状、また、15年10月には法務大臣表彰、16年、奈良県知事表彰等、数多くお受けになっておられます。

西川氏は、申すまでもなく、人格高潔で、豊かな経験とすばらしい識見をお持ちでございますので、教育委員として適任と判断し、本日ご同意をお願いするものでございます。なお、任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、議案書に記載のとおり、平成19年12月10日から20年9月30日までで、前任者の残任期間でございます。ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます、説明といたします。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第59号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は、原案どおり同意されました。

ただいま教育委員会委員に同意されました西川氏が来られておりますので、紹介をさせていただきます。

はい、どうぞ、正面の方へ来てください。

平岡町長 大変長らくお待たせをいたしました。

ご同意をいただきました西川氏をご紹介します。ここでごあいさつをお願いします。

西川氏 ただいま教育委員にご承認をいただきました西川満喜代でございます。何分にも未熟でございますが、これまでの経験を生かしながらこの任務を全うしたいと思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。(拍手)

平岡町長 ありがとうございます。

山田議長 本日は大変にご苦労さまでした。よろしくお願い申し上げます。

しばらく休憩いたします。1時半から行いたいと思います。

(P.M. 0:08 休憩)

(P.M. 1:32 再開)

山田議長 休憩を解き、再開いたします。

山田議長 次に、日程8番、議案第60号、広陵町環境にやさしいまちづくり基金条例の制定についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。住民生活部長！

吉村住民生活部長 それでは、議案第60号について説明をさせていただきます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ指定袋を有料化させていただいてちょうど1年が経過いたしました。住民の皆様方の負担の増加というような観点もあるわけでございますけれども、その手数料収入を原資といたしまして、この基金を制定させていただきたいと考えるものでございます。

第1条におきまして、広陵町の住環境を守り、人に優しいまちづくりに資する事業の推進を図るということで目的を掲げております。2条以下、所定の取り決めをさせていただいておりますが、主に2条に3つの柱を掲げております。資源化推進事業に係る事業、人にやさしいまちづくり推進事業、そして、3番目が環境啓発事業と、これらの事業を、この基金を原資として、広陵町の環境づくり、そして人が優しいまちづくりに寄与したいということで基金の制定を目指すものでございます。

どうぞよろしくご理解をいただきまして、ご決定をいただきたいと存じます。以上でございます。

山田議長 次に、日程9番、議案第61号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 それでは、議案第61号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてご説

明を申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

本条例は、地方公務員の資質の向上に資するため、大学等における課程の履修又は国際貢献活動のための休業の制度を設ける法律が平成19年の5月に公布されたことに伴い、定めるものでございます。

まず第1条でございますが、目的を掲げております。そして、第2条で休業の承認を掲げております。第3条では休業を可能とする期間を定めています。大学への履修にありましては基本的に2年間、国際貢献活動にありましては3年間ということになってございます。第4条では、大学等、教育施設の定義をうたっております。第5条でございますが、奉仕活動の定義、第6条以下の条文では手続関係と処遇を掲げておるものでございます。

7ページの左の第10条でございますが、職務復帰後における号給の調整が図られるということでございます。こうした活動、履修のために休業をいたします職員につきましては、身分保障はされるものの、給与は無支給でございます。そしてまた、復職後の号給の調整につきましては、職員として職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100、そして、それ以外は100分の50以下の換算率によって、その職員が引き続き勤務した期間ということのみなされることになってございます。

施行日につきましては、平成20年4月1日からでございます。

なお、水道事業に従事する企業職員も同じ適用となり、附則でうたっております。

以上、よろしく願いを申し上げます。

山田議長 次に、日程10番、議案第62号、広陵町公告式条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第62号、広陵町公告式条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書の8ページ及び新旧対照表の1ページを参考にござらんいただきたいと思ひます。

新旧対照表の1ページでも示しておりますとおり、現在、町内で18カ所の掲示場がございまして、実際に見られているケースがほとんどなく、最近では広報紙やホームページによる利用が増加傾向にございまして、こうした告示場所につきましては、教育委員会では既に昭

和62年から役場前1カ所、そして、選挙管理委員会でも、平成18年度から役場前1カ所となつてございます。県内におきましても、11の市のうち、8つの市が庁舎前1カ所の掲示場という流れでございます。町におきましても1カ所という流れが急増してございます。こうした中で、町内の18カ所を掲示する書物を巡回するわけでございますが、展示する所要時間が2時間ないし3時間が要するという状況でございます。今回、広陵町役場前1カ所に改め、事務の効率化と簡素化につなげたい考えであります。

どうかよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 次に、日程11番、議案第63号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第63号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

今回の機構改革の中で、このほど特命担当部局につきまして、企画部として位置づけをお願いをいたしたいものでございます。

10ページの第1条に企画部を挿入させていただいております。このことから、行政組織図の改正案をお配りさせていただいておりますが、現在の総務部、健康福祉部、住民生活部、都市整備部の上に企画部を設置いたしたいのでございます。企画部には企画課を所属として、1課を設けたいと思います。そして、今回の行政組織図の課の変更でございますが、総務部の総務課にありました人事、給与、秘書、こうした部分を秘書課として新しく設置をさせていただくものでございます。そして、収納対策本部を収納課と位置づけまして、収納対策本部はこれまでの別組織として機能を持たせることにしております。そして、下水道課でございますが、今回の下水道の整備の促進等々の接続、そうしたことにつきましては、下水道整備のおおむねの完了というふうな状況の中から、都市整備課に吸収をさせていただくことにしております。

重立って組織の内容については以上の変更でございます。少数精鋭、躍動あふれる行政運営を展開してまいりたいというふうに考えておるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 次に、日程12番、議案第64号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正する

ことについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第64号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、平成19年8月から施行されたことにより、改正をいたすものでございます。

今回の主な改正点でございますが、4点でございます。要点だけをかいつまんでご説明をさせていただきます。

まず1点目、第3条関係でございますが、育児休業をしている職員が、負傷や疾病などにより、係る子供を養育することが相当期間できなくなって育児休業の承認が取り消された後に、養育ができる状態に回復したときに再度休業ができる条文を追加されたという内容でございます。

次に2点目でございますが、13ページ中ほどでございますが、これまで育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給については、2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとしていましたが、今回の改正では、100分の100以下を引き続き勤務したものとすることとなります。

次に3点目でございますが、14ページの左側の10条からは、育児短時間勤務制度の導入による条文を列記しております。これは任命権者の承認を受けて、小学校修学始期に達する間での子を養育するために、4時間勤務等、1日の勤務の時間を通常より短くして勤務することができる規定でございます。

最後に4点目ですが、育児のための部分休業の対象となる子が、3歳に満たない子から小学校修学始期に達するまでの子とされた点でございます。いわゆる6歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供さんまでが対象とするという状況に変更になったものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 次に、日程13番、議案第65号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第65号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書19ページをごらんいただきたいと思います。

本条例の一部改正は、人事院勧告制度に基づく国家公務員給与改正に準じ、行わせていただくものでございます。

第7条の扶養手当でございますが、現行の6,000円を6,500円に引き上げられ、平成19年4月1日遡及適用でございます。次に勤勉手当等の率でございますが、100分の72.5から100分の77.5となり、100分の5を引き上げられ、平成19年4月1日遡及適用でございます。ただし、本年6月支給におきましては既に現行率で支給が完了しているため、12月支給において6月分を上乗せた率となっております。したがって、平成20年6月以降の支給からは100分の75になるわけでございます。

次に、別表第1につきましてですが、初任給から若年層を中心に限定をして給料表を改正するものでございます。1級の職におきましては1号給から68号給まで、2級の職におきましては1号給から36号給まで、3級の職におきましては1号給から16号給までの間において、月額200円から2,000円の引き上げ幅となっております。

以上の改正によりまして、給料改定で72万円、扶養手当で63万円、勤勉手当で378万円、合わせて513万円の予算が必要となりますが、中途退職者等による予算残により充用が可能であることから、補正予算措置はいたしておりませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

それから、別表第2についてですが、級別職務の分類表であります。柔軟な人事管理と責任体制の明確化を図るため、必要に応じグループ制を導入いたしましたことから、5級の参事職にかわり、グループ長の追加をさせていただくものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 次に、日程14番、議案第66号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。住民生活部長！

吉村住民生活部長 それでは、議案第66号についてご説明いたします。

議案書の22ページをごらん願いたいと思います。

条例中の別表でございますが、現在は大きな袋が約45リットル、そして、中の袋が約30リットル、そして、小さな袋が約20リットルという体制で制定をいただいております。しかしながら、住民の声としまして、単身世帯あるいは老人世帯など、ごみを余り出さないと、さらには一般家庭でもごみを減量しているといういろんな状況の中で、もう少し小さな袋が欲しいということが望まれております。実態も把握をさせていただく中で、今回さらに小さな袋ということで、これは主に燃やすごみ、そして燃やさないごみに適用してまいりたいと考えておりますが、約10リットルの小さな袋を販売できるように別表改正をお願いするものでございます。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上です。

山田議長 次に、日程15番、議案第67号、広陵町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。住民生活部長！

吉村住民生活部長 議案第67号について説明を申し上げます。

ご承知のように、郵政民営化法が施行されまして、本年10月1日から郵便局株式会社となりました。ご承知のように、平成14年9月から、町内におきましては3つの郵便局で特定事務をやっていただいております。この事務を民間企業となりました郵便局株式会社の3つの局で引き続き実施していただくためには、今回上程いたしましたように、指定をした郵便局と、そして業務ということを議会にお諮りをする必要がございます。ただいま事務局が朗読をいただきました内容でございます。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

山田議長 次に、日程16番、議案第68号、町道の路線認定についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。都市整備部長！

森田都市整備部長 議案第68号、町道の路線認定について説明申し上げます。

議案書の24ページからでございます。このたび町道として認定をお願いいたしますのは23路線でございます。面積で申しますと、23路線合わせますと1万5,395.56平方メートルとなります。また、距離にいたしますと、総延長で2,625.79メートルとなっております。

23路線の場所につきましては、別添の資料の位置図をごらんいただきたいと存じます。馬見中3丁目の馬見中63号線から同72号線までの10路線につきましては、都市機構の分譲地内での道路でございます。また、馬見南1丁目におきましては、ミキハウス跡地の大和ハウスの分譲地内で、馬見南78号線から82号線までの5路線でございます。そして、平尾、南郷、赤部地内でそれぞれ2路線でございます。また、南、寺戸地内では各1路線となっております。この中で平尾43号線と赤部40号線につきましては、地元からの要望によるものでございます。その他の21路線につきましては、開発に伴う開発地内の道路でございます。町に移管されるに際しましては、検査の上、問題のないことを確認の上で移管を受けております。

認定をお願いいたします道路の起点、終点、延長、幅員等につきましては議案書の25ページに記載いたしておりますので、恐れ入りますが、説明は省かせていただきます。

なお、今回の町道認定による交付税の波及につきましては、経常経費として148万7,000円、投資経費分といたしまして155万8,000円、合計で304万5,000円が22年度の交付税より算入されることになっております。

以上、まことに簡単ですが、議案の説明とさせていただきます。

山田議長 次に、日程17番、議案第69号、平成19年度広陵町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第69号、広陵町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回歳入歳出それぞれ3,170万円を追加し、総計93億961万6,000円といたすものでございます。

歳出からご説明申し上げます。

41ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどの議案第60号の環境にやさしいまちづくり基金条例の設置に伴う財源といたしまして、1,000万円を計上させていただいております。次に、道路橋梁新設改良費でございますが、六道山地区で県の河川改修に伴います城上橋設置の負担金計上をいたしておったんですが、県事業のおくれから、やむを得ず5,420万円の減額をいたすものでございます。なお、こうした事業につきまして、補助事業の枠配分ということもあることから、新たに百済赤部道路整備工事を振りかえ実施いたしたく、工事費を2,895万円、事務費を45万円を計上させていただいたものでございます。次に、教育振興費の備品購入でございますが、小学校図書充実のため、匿名による寄附金をちょうだいいたしましたので、今回、備品購入費として計上をさせていただいております。次に、公民館費でございますが、馬見南1丁目の集会所の建築につきましてかねてより開発業者と協議を行ってまいりましたが、調いましたので、今回補正をお願いするものでございます。設計監理等の委託料で300万円と、建築工事に4,250万円、合わせて4,550万円の計上をお願いをしております。

次に、歳入でございますが、40ページに戻っていただきたいと思っております。

先ほどの工事関係でございますが、補助事業の増減によります補助金の減額1,320万円を計上しております。図書購入費におきます寄附金100万円、そして、南1丁目の集会所の寄附金として4,550万円、そして、事業の変更に伴います事業債ですが、1,030万円の減額、残る一般財源の不足財源につきましては、繰越金で870万円を充当をさせていただいております。

38ページにお戻りいただきたいと思っておりますが、第2表で繰越明許費の補正をお願いしております。南1丁目集会所建築でございますが、今年度中の完成が工期的に難しいと判断されることから、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。また、第3表でございますが、地方債の補正では、今回の道路整備事業の事業の変更に伴います、地方債の限度額の変更調書でございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 次に、日程18番、議案第70号、奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第70号、奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についてご説明申し上げます。

このほど、奈良県の市町村職員退職手当組合、奈良県市町村会館管理組合、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合、この3つの組合が統合し、新たに平成20年4月1日より奈良県市町村総合事務組合が設置され、その中で管理運営がなされることになるものでございます。

規約につきましては次のページでございます。

新たな総合事務組合の規約でございますが、第1条で名称でございます。第2条で、別表1に掲げる組織する地方公共団体、第3条の組合の共同処理をする事務につきましては、別表第2のとおりです。第4条で事務所でございますが、現在の奈良県市町村会館に位置しております、橿原市大久保町302番1とされております。第2章では組合議会でございますが、定数は12名となっております。

そして、次のページに任期を掲げておりますが、議員の任期は2年でございます。報酬については無報酬でございます。議会に議長、副議長、各1名を置かれます。執行機関でございますが、組合に管理者1人と副管理者2名を置くことにされております。職員につきましては条例をもって定め、管理者が任免することになってございます。会計管理者につきましては職員の中から1名を置くということになってございます。監査委員につきましては2名が置かれることとなります。監査委員の任期は2年でございます。そして、この規約が20年4月1日から施行ということになります。

45ページの各表でございますが、別表第1には、組合組織する加入団体の一覧でございます。それから、別表第2でございますが、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務につきましては、掲げる市町村を共同処理されることになっております。

46ページの左の表でございますが、奈良県市町村会館の設置管理運営に関する事務につきましても、右に掲げる市町村で共同処理をされることになってございます。3番目に、非常勤の公務災害補償に関する事務につきましても、右に掲げる市町村の共同処理をなされることになってございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 次に、日程19番、議案第71号、奈良県市町村会館管理組合の解散についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第71号、奈良県市町村会館管理組合の解散についてでございます。

さきの議案でご説明申し上げましたとおり、総合事務組合の統合によりまして解散いたすことにご承認を求めるものであります。

よろしくご承認をお願い申し上げます。

山田議長 次に、日程20番、議案第72号、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第72号、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分についてでございます。

48ページに協議書を添付しております。今回の総合事務組合の設立によりまして、市町村会館管理組合が所有するすべての財産は、平成20年4月1日において事務組合に帰属させるものでございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

山田議長 次に、日程21番、議案第73号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第73号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてでございます。

先ほど来の議案と同様、解散につきまして議決を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

山田議長 次に、日程22番、議案第74号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案について説明願います。笹井理事！

笹井理事 議案第74号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について説明を申し上げます。

先ほど来の議案同様、51ページに協議書を添付しておりますが、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合が所有するすべての財産は、平成20年4月1日において奈良県市町村総合事務組合に帰属させるものでございます。

どうぞよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため、12月11日と12日の2日間を休会といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、12月11日と12日の2日間は休会といたします。

12月13日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 2:13散会)

平成19年第4回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成19年12月13日

平成19年12月13日広陵町議会
第4回定例会会議録（2日目）

平成19年12月13日広陵町議会第4回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	中尾寛
理事	笹井由明	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	北神理	水道局長	植村和由
会計管理者	松井定市		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 大西利実

書記 野瀬 一吉 上田 勝代

山田議長 皆さん、おはようございます。

第4回定例会第2日目を開会いたしたいと思います。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付議事件 |
|------|---|
| 1 | 議案第60号 広陵町環境にやさしいまちづくり基金条例の制定について |
| 2 | 議案第61号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について |
| 3 | 議案第62号 広陵町公告式条例の一部を改正することについて |
| 4 | 議案第63号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて |
| 5 | 議案第64号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについて |
| 6 | 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| 7 | 議案第66号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて |
| 8 | 議案第67号 広陵町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について |
| 9 | 議案第68号 町道の路線認定について |
| 10 | 議案第69号 平成19年度広陵町一般会計補正予算(第3号) |
| 11 | 議案第70号 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について |
| 12 | 議案第71号 奈良県市町村会館管理組合の解散について |
| 13 | 議案第72号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について |
| 14 | 議案第73号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について |
| 15 | 議案第74号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について |
| 16 | 一般質問 |

山田議長 それでは、日程1番、議案第60号、広陵町環境にやさしいまちづくり基金条例の

制定についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。12番議員！

松野議員 環境にやさしいまちづくり基金条例なんですけれども、これにつきましては、まず、そもそもごみ袋の有料化につきましては、基本的には財政難ということが大前提だったと思うんです。町民の皆さんも了解しているとは言えないですけども、財政難というところの部分では、渋々とか、やむを得ないというところもお持ちであろうと思うんです。ところが、財政難であれば、やはり逼迫した部分にこのごみ袋の有料化した部分の収入を使うということであれば納得できるんですが、こういう基金の中でどのように使おうかというような税金の使い方については、住民の皆さんは納得できないんじゃないかというふうに思うんです。

環境問題もこれから本当にきちっと取り組んでいかなきゃいけないので、その問題を否定するわけではありませんが、今の環境問題の中で、広陵町としては、これはもう絶対にやらなきゃいけないということが決まってあって、そこにどうしても使わなきゃいけないので、ごみ袋の有料化をお願いしますということだったら住民を裏切ったことになりませんけども、これからそういう方向で何をしようかというような、財政にゆとりのあるときにやるような発想ですよ、そういうのは。だから、そういう部分では大変大きな問題があると思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えなのか。また、具体的に全く具体的なのがないのかどうか。あるのであれば、具体的な部分も示していただきたいと思います。

山田議長 住民生活部長！

吉村住民生活部長 ただいまお尋ねをいただきました、2点ございます。

ごみ袋有料化がいわゆる財政難ということでの取り組みであるというようにご指摘をいただいておりますが、それだけではなしに、やはり負担の公平ということを各公民館、集会所等でも住民の皆様に訴えをし、ご理解をいただき、そして、1年間経過をしたというように私は認識をしております。

いわゆる財政難ということでは当然あるわけですけども、それだけではなしに、ごみを多く出す人、そして、また逆に分別あるいは減量にもものすごい取り組みをいただいている方、このことを前提といたしまして、住民の方すべてが減量に取り組んでいただくということも期待し、有料化に踏み切らせていただいたものでございます。

そういう意味で、この基金につきましても、従来から実施をしております例えば集団回収、各地域でやっていただいております。また、生ごみの削減ということで生ごみ処理機の助成等もさせていただいております。そういった事業のための特定財源というような位置づけを

していただくことによって、引き続きごみの減量に取り組みたいということで、この基金条例をお願いするものでございますので、その点よろしく願いをいたします。

また、具体的に条例では事業が見えないということのご指摘かと思えます。当面規則でそれを明らかにしてまいりますけれども、現在想定をしておりますのは、今申し上げました集団回収の助成あるいは生ごみ処理機の助成、これらの財源を確保すると、そして、さらに減量のための啓発事業にも取り組んでいくと、これが条例第2条の資源化推進事業の中で考えている事業内容でございます。

また、2号の、人にやさしいまちづくり推進事業、これにつきましても、現在既に各自治会等で環境美化活動あるいはコミュニティーづくり活動、こういった取り組みをしていただいております。こういったものへの財源というところをえ方をしているものです。

3番目の環境啓発事業。特に我々も、また住民の方も懸念をいただいております不法投棄対策。こういう有料化という取り組みをする中で、住民の一人ひとりがまちのごみの散乱の状況をやはり注意深く確認をいただいているなど最近感じております。量そのものはふえはしておらないように聞いておりますけれども、やはり目につく回数がふえたということで、これらの不法投棄対策を考えていきたいというように思っております。

また、犬や猫、ペットのいわゆる飼い主のマナーアップのための事業、こういったいわゆる広陵町全体の環境のための特定財源としてこの基金を活用させていただくという内容でございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

山田議長 12番議員！

松野議員 今、少し具体的にも説明もありましたけれども、やはり基本的には、有料化という部分についての認識は、住民の皆さん一致して財源が厳しいからという部分だと思いますし、説明もそれがありませんでした。負担の公平ということですが、ごみは皆さん出されるので、別に無料にしても公平ですし、負担の公平というのはちょっと初耳ではなかったのかなと私自身は思うんですけども、おっしゃってましたか、どうですか、私にちょっと記憶ないんですが、負担の公平というのはちょっと意味が通用しないなど、今からも思います。

そういう中で、むだ遣いにならないような形で、財源があるんだから啓発事業も発想しやすいとかいって、それが本当に精査して必要なかどうかとか、そういう部分のチェックが大変心配になります。ですので、そういう部分の遣い途についてのチェック体制をどうされるのかということと。

あとは、今、有料化になりまして、生活保護の方とか無料にしていくということもお聞き

していましたが、それは現実にはどのようになっているのか。無料にされているのか。もしされているんだったら、どういう方法で、どれぐらいの方が対象になっているのか。何かされていないような気がするんですけども、その点は確認をしておきたいと思います。

山田議長 住民生活部長！

吉村住民生活部長 負担の公平と私申し上げましたのは、ごみをお出しいただくのに、いわゆる同じ世帯のような状況の中で、例えば1週間に5袋出すんだという家庭と、1週間に1袋しか出さないという方がございますので、そういうことを考えると、多く出す人には多く負担をいただくという趣旨でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それと、基金でございますのでチェック体制、お金を使う以上はやはり効果のある方法というのが大切でございますので、これは財政の方でも十分チェックをいただくということで我々認識をしております。

それと、生活保護世帯へのいわゆる有料袋の取り扱いということで、昨年11月発足当初は、民生委員さんのお力をいただきまして、各生活保護世帯に可燃ごみ、そして不燃ごみのいわゆる無料の提供をさせていただきました。今年度に入りまして、健康福祉部の方の協力を得ながら、いわゆる窓口にお見えの際に対応をいただいておりますと、生活保護世帯の方との対応をいただいているということでございます。

また、加えまして、出生届をお出しいただいた場合に、燃えるごみの袋を1セットプレゼントをさせていただいております。これは紙おむつとかの対応でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

山田議長 8番！

山本悦雄議員 ちょっと条例の内容について確認しておきたいと思いますねけど。今、部長の方の説明がありました中では、事業の細則についても規則で定めるということであったと思うんですよ。

それから第8条のところね、この条例は、「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める」というふうに、基金の管理に限定されておるんだけど、本当に事業の内容も細則で定めるんだったら、この「基金の管理に関し」という文章は必要ないんじゃないかと思いますねけど、その辺どうなんですか。

山田議長 住民生活部長！

吉村住民生活部長 現在考えております規則は、いわゆる条例第2条の各号の事業について枠組みを考えているという内容でございますので、細かい事業の内容を規定するというもので

はございませんので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

山田議長 8番議員！

山本悦雄議員 そしたら、資金の管理だけを別に町長が定めるということであるのか。それだけですか。基金の管理だけですか。それ以外の細則も定めるんだったら、別に、「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める」と、そういう文面の方がしやすいんじゃないかと思いますねけど、その辺ちょっと。こう書きながら、またそういう細則をつくったら、ちょっとおかしいことになるんじゃないかと思いますねけど、その辺どうですか。

山田議長 住民生活部長！

吉村住民生活部長 第8条で、規則委任をしております。今、ご指摘のように、時代の変化に伴って、いろんな事業の形態も今後ニーズが変わっていくことも考えられます。大きな変化につきましては条例改正とか、そういったことも必要かと思えますけれども、軽微な内容等については規則で対応をしてみたいなというように思っておりますので、ひとつどうぞよろしくお願いをいたします。

山本悦雄議員 そうじゃなしに、これでいいのかどうかということを確認してんね。それを外したら、ぐあい悪いかどうかということ。

吉村住民生活部長 委任条項を外すと、やはり……。

山本悦雄議員 基金の管理に関するということの。

吉村住民生活部長 この8条につきましては基金そのものの管理もろもろを含んだ管理ということで、基金条例ということで位置づけをしておりますので、そのようにご理解を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

山田議長 6番議員！

寺前議員 こういう基金条例をつくること自体についてとやかく言うつもりは毛頭ないんですけども、実際に活用するという点からいってどうなのかという問題なんですね。

1つは1,000万の積み立てをしていく。お聞きしたいのは、目標をどれぐらいの目標の基金をつくろうとされているのか。例えば1,000万、2,000万にしても、1,000万ですと、1%でも10万なんですね。いわゆるその運用益の活用という点でいうと、実際にこの基金条例に定義として与えられている2条の事業をやっていくということになれば、現実問題としては一般会計等々で現在もやっているわけですね。だから、そういう点で改めて基金条例をつくるという趣旨がやはり明確になってこないと思うんです。

だから、要は、1,000万の基金のこのお金を有効に使うとなれば、もっともっと有効に使えるわけなんですね、現実にはですよ。ですから、その基金条例を1,000万あるいは1億までためていくのかどうかは知りませんが、その点についてお聞きしますけれども、要は、現実は今求められている、あるいは今おっしゃっていることについてやっていくという点でいえば、毎年の町長の重点課題としての行政の中で、もっと有効にこのお金を活用できるというように思うんですね。

だから、基金をわざわざつくってやるということが果たして有効な利用になるのかどうかといえば、否というようになってくると思うんです。だから、1%で10万でしょう。（「7条でもいいじゃないか」の声あり）いや、だから、7条でも一部に充てるだけやから、それは今、一般財源で、やっている事業の足しにするというだけの話ですからね。これでやれるはずないんですから。だから、要は1,000万という金を活用する方法なんですよ。（「全部1,000万使いまんねん」の声あり）いや、だから、目標としてどういう形で基金をつくっていくのかということをお聞きしてはありますが、今年度は1,000万なんです。だから、そういうような形で言いながら、運用益というのをどうするのかという問題をあわせてお聞きしたい。

それから、やはりこの1,000万でしたらね、もっともっと活用できるというように思うんです。町長の年間施策、当初予算の中での重点課題として取り組むという点であれば、毎年いわゆるごみ袋の収入が入ってくるわけですから、そういう点についての対応を毎年重点課題でやっていけるというように思うんですけれども、そういう点でいえば、この条例についての設置というのがあいまいではないのかというように思うので、その点をお聞きしたいと思います。

山田議長 住民生活部長！

吉村住民生活部長 この基金を設けさせていただきましたのは、いわゆる現在もやっております事業も含めて、広陵町の環境を守るという第2条の3つの事業のための財源を確保するというのが目的でございます。1,000万積み立てて、そのいわゆる利息運用で事業をやるということではなくて、毎年この基金を必要に応じて取り崩してその財源に充てると。一般財源で見ていただける部分もあろうかとは思いますが、財源を確保するという意味での基金でございます。その点よろしくお聞きしたいと思っております。

山田議長 6番議員！

寺前議員 だからね、それはもう今もやっているわけなんですね。だから、第2条に言われて

いるこの定義ちゅうのは、現在もやっているわけなんですよ。ほんで、毎年毎年の、毎年毎年ちゅうか、一つの大きな町長の柱になっているんですよ。環境問題と人に優しい、重点で、各自治会に関する、なっているんですよ。だから、1,000万、これ、目標の金額は幾らまで金額ためるの。1,000万だけ。1,000万だけであつたら、これを崩したりするよりも、毎年今までやっている内容で、これを重点的に使っていくという方が有効になるん違いますの。

だから、要は、この1,000万をいつ崩すのかどうか知りませんがね。だから、崩したり積み立てたりしながら1,000万確保していつかというふうな、何年のスパンか知らないですけども、要は、今やっている問題について、この1,000万を有効に活用する方が住民にとってプラスになるのではないかとこのように思うんですね。積み立てる、で、必要なときに出すというふうな理由じゃないでしょう。

だから、そういう点で、その1,000万という有効な活用になっていないと思うんです。1,000万をここに入れるわけですからね。来年度、そしたら、これ、500万崩すんですか。そういうような問題であれば、一般会計の中でとにかく、人に優しい、あるいはごみの不法投棄ふえてます、小さな不法投棄が本当にふえてます、そういうようなことに対する対応とか、民間の土地に不法投棄されたものについても援助していくとか、やっぱりそういうような問題についての予算を毎年組みながら、そして、それを活用していく。で、その年度がそれに剰余金が出れば次に回していくというふうな活動の方が、金額として目的に合うた活用がもっとできるんじゃないんですか、これを崩したり積み立てたりするような状況でやっていくよりも。

山田議長 住民生活部長！

吉村住民生活部長 寺前議員のお考えをお聞かせをいただきました。

私は、県内で有料化をなさっている団体というのは相当数ございます、しかしながら、今ご指摘のように、一般財源ですべて運用されているというのは見えないですけども、実態だと思います。

広陵町は住民の方にいわゆる処理手数料ということで負担をいただいておりますので、そのいわゆる手数料の収入の半分と言っていいですか、ほぼ半分ぐらいかと思っております、それをいわゆる住民のための環境を守るんだと、住民だけじゃなしにまち全体の環境を守るんだということに明確に位置づけて、財源として打ち立てたいというのが大きなねらいでございます。県内で、他の団体ではそういう基金という明確なものに繰り入れないで、一般財源の中

で運用されているというのも実態でございますけれども、広陵町は手数料収入を、その半分でも明確にして、地域の環境美化、環境対策のために使いたいという思いから基金の条例をお願いしているものでございますので……。

寺前議員 いまいろてる趣旨は、単年度の考えしか出てこないんじゃないんです。

吉村住民生活部長 毎年、今の段階では1,000万ずつ積み立てていくと。そして、先ほどいわゆるチェック体制というご指摘もありました。1,000万いただいたから1,000万必ず使うということではなしに、やはりその必要度、効果等々を考えながら、残金があれば積み立てていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

山田議長 次ありませんか。いいですか。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程2番、議案第61号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。6番議員！

寺前議員 職員の啓発、勉強については、企業や県や国など大いにやっておられるわけなんです。ところが、現実問題として、広陵町の場合のいわゆる5年間5億円削減の中で、職員を余裕を持ってこのような自己啓発に当てていくというような対応というのできる体制があるのかどうかという問題なんです。こういう趣旨については、当然職員が本当に頑張っていたくための充電を行うという点については異存はないわけなんですけれども、現実問題として、こういういわゆる町村、特に小さいところでは、こういう問題よりも、なお自己啓発の点については、毎年予算を立てられて職員の視察研修について積極的に取り組まれている問題について、成果が上がっていない、そういうところの問題を先に考えていくということが必要ではないんですか。

私はこういうような問題というのは、趣旨については何ら反対するものではないですけれども、現実問題として活用していくというようなものになっているのかどうか。これは、結

局はこういうような趣旨があるんですよということを啓蒙する、あるいはまた取り組んでいくということを示している、示すだけにしかすぎないと思うんです。だから、こういう形でやるよりも、今行っている職員研修、今年度の予算の中でどうだったのかというような問題はわかりませんが、職員が自発的に企画を持って研修することについて毎年予算を立てられてきたと思うんですが、そういう検証は行って成果が上がっているのか。

職員の研修について、もっともっとやっていただくということについては大いに指摘しなきゃならないわけなんですけれども、そういう点でいえば、この条例についての、先ほどと同じように効果について、認識をどのように考えているのかというのは重大だということだと思うんです。やっぱり足元について、今の職員の苦勞されている状況を改善させるために、どのような形で研修や、また自己啓発のための手だてをとるのかということを考える方が一層重要だと思うんですけれども、そういう点について、現在行っている職員研修、そしてその中の一つにある、自発的に企画をして、それで勉強していくという取り組みもありますけれども、その実態はここ数年どのような状況があって、どんな成果が上がっているのかという点についてもあわせてお聞きしながら、この問題についての考えを述べていただきたいと思います。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 確かに、研修問題につきましては非常に重要なポイントであるということは認識をいたしております。広陵町の場合でも、やはり職員の減員につきまして、少数精鋭でこのまちを動かしていくという職員の研修はやはり重要であるというふうには認識しております。したがって、こうしたみずからが向上心を持って勉学に励むという職員の大きな気持ちの転換も必要なわけございまして、しかも、この制度に基づく向上心を持つ職員につきましては、その期間の給与もないわけございまして、そうしたことで、かなり大きな勇気を払ってこの勉学あるいは海外援助隊に出向くわけございまして、そうした職員につきましては、この門戸を広げたい、こういう思いでこの条例の提案をさせていただいたものでございまして、

もちろん庁舎内での研修につきましても年間計画を通じて実施をしておるわけですが、これだとやはり勤務時間内での研修が多いわけございまして、そうした研修についての効果というものを十分精査して、給与をもらいながら研修をするわけございまして、そうしたことにつきましても大きくとらえていきたいなというふうな考えものでございまして、

とりあえずこうした勉学を励む職員の向上心をもって門戸を広げた条例でございまして、

よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

寺前議員 現在の成果の方は、現在取り組んでいる研修の問題の。

笹井理事 大きくは全体の研修予算として予算を持っておる中で、みずからが県外研修に目的を持って行っておる研修の実態、3件ないし4件記憶にしておるわけですがけれども、県内の市町村会館の主催をする研修、あるいはまた担当部局の研修につきましても大いに参加をし、成果を上げているところであります。

山田議長 6番議員！

寺前議員 明確にちょっとわからないんですけども、私が言っているのは、今、職員が非常に削減されていっている状況の中で、1つは、こういうような職員が大志を持って、休暇をとってやっっていける環境にあるのかなのかという問題が、まず第1点を聞いたわけなんです。だから、この趣旨については当然何ら異議はないわけなんですけれども、こういう条例をつくる前に、とにかく今行っている研修、ただ市町村が主催する研修は、そういうのはだれか行ってこいよ、どうこう言いながらやらせたり研修を受けたりしているわけですから、そういうような問題じゃないんです。自発的に、みずからの公務員としての資質を高めるといふ研修について限って言っているわけなんです。

そういう意味で、今までみずから企画して、それを申請をして、認められて研修するという予算もつくられたわけなんです。その活用がほとんどないというように聞いていたわけなんですから、そういう点での研修というのはどのような状況なのか。企画があってやっっていくという研修ではないんです。みずからが自覚を持ってやっっていく研修というのはどのぐらいあるのか。

例えば議員も盛んに参加してきた滋賀県の国際交流センターなどで、本当にいい企画をやってますよ。職員向けの企画も本当にいい企画をやってます。だれか行ったことはあるんですか。3泊4日、4泊5日とか、1週間とか、企画やってますよ。

そういうようなところでの勉強をやるというのは大事なわけなんですから、要は、これも市町村がやっている企画と同様ですけども、個別の対応をした研修なんですね。そういうようなところで職員が本当に自覚を持って勉強するというような取り組みの方が大事だということに思うんですけども、そういうような点での取り組み方針というのをきちんと持った上で、このような状況もありますよということを宣言するのはやぶさかではないですけども、その問題についてきちんとした考え方のないまま大学へ入ったり、奉仕活動をしたりとというような、そういうようなところの部分まで持ち出すという点で、今の広陵町の現状

に合っているのか、ないのかという点でいえば、私は否だというように思うんですけども、その点について明確な意識を持った取り組みがあったのか、なかったのかというのを聞いているんです。

山田議長 副町長！

山村副町長 議員のご質問は、職員に全く研修をやっていないというふうに聞こえるわけですが、そんなことはございませんで、町も予算を組んで、市町村アカデミー、市町村会館管理組合の研修、それから民間の研修機関の研修等について、自発的に研修をしていております。予算も消化をいたしております。

それから、民間の、町内で事業を営んでおられる経営者といろいろお話をする機会がございます。やはり町の職員の意識の甘さを指摘をされているわけでもございまして、職員、5カ年50人削減をして、非常に職員にとっては不満であろうと思いますが、民間の経営者から見れば、まだまだ甘いという指摘も何人からもいただいております。

そういったところで、職員の能力開発については、やはりみずから職員が意識を高めないと、この難局を乗り越えられないというふうにも思っております。町長の方からも提案がございまして、職員からそれぞれ問題意識を私の方に行革提案として出していただくということを、職員に今、継続してさせていただいております。何人もの職員から提案をいただいておりますので、その中で、職員も自己啓発に努めなければならないという意識を持って取り組んでいるということをご紹介を申し上げておきたいと思っております。

寺前議員 職員の企画立案で研修に行くという予算ついているやろ、その活用がどのくらいあって、どんな効果があるのかと聞いているんです、その前提に。

山田議長 副町長！

山村副町長 そんなに大多数が参加しているわけではないんですが、五、六人はその予算を活用して研修を積んでいただいております。戻ってくれば、その研修の成果を職員みんなの前で披露をしていただく機会も設けて、その1人だけにとどめずに、全職員に反映するようにさせていただいております。詳細は、また委員会の方で報告をさせていただきたいと思っております。

山田議長 今、寺前君のもう一つのポイントは、この趣旨はようわかるんですが、職員が少なくなった今、こういう条例が必要なのかどうかというのも聞いてあると思っておりますけど、そうですね。それをちょっとお答え。それが前提になっています。

山村副町長 この条例は、大学へ再度研修に行くとか、あるいは奉仕活動に参加するという、

職員にとっての機会を設ける条例でございますので、ぜひいろんなことに参加できるという機会を設けたいというふうに思いますので、この条例を提案させていただいているものでございます。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程3番、議案第62号、広陵町公告式条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員！

寺前議員 この公告条例というのは昔のなごりがあって、これを1カ所にするという点については別にいいんですけども、今現在についてはインターネット、ホームページ等々あるんですけども、要は活用の方法という点でいえば、本当に1つは中身についても公告するだけの効果しかないものと、もう一つは重要な公告にかかわるものというのがあるわけなんですけれども、そういう点でいって、ホームページの活用、何件でとかいろいろあるでしょうけれども、ホームページの活用ということについて考えているのか、いないのか。詳細については委員会でいいんですけども、いわゆる電子自治体の趣旨としての考え方があれば聞いておきたいと思うんです。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 活用の方法といたしましては、今ご指摘のインターネット、ホームページがございます。こうした公告文につきましては、実態としては18年度で74件、そして19年度で、現在まで32件、こういった公告がございます。原本をそのまま公告をするということで、内容は本当に条文関係については見にくいような状況もありまして、本当に理解していただけないというふうな効果も考えまして、紹介につきましては、重要なポイントをやはり詳細にまとめて、そしてわかりやすい公告をしてまいりたいと、このように考えております。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程4番、議案第63号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。12番議員！

松野議員 この点については大事な問題もありますので、総務委員ではありますが、質問をしたいと思います。

まず1つは、この組織条例の改正はたびたびあるように思うんですけれども、やはり組織の大枠を変えるということにつきましては、安定した組織、先を見越した組織を構築して、余り頻繁に組織がえをされるということはいたずらに混乱を招くのではないかと思います。この点についてはどのようなお考えで今回も組織条例の改正があったのかということ、ひとつお聞きしたいと思います。

またもう一つは、組織を変えるに当たって、やはり机の配置がえが頻繁に行われておりますけれども、この机の配置がえについても50万ほど要るんじゃないとか、いろいろ小耳に挟むわけですけれども、このような費用についてはどの程度の支出があったのかということもお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、行政組織図を見せていただきますと、議会議長の次に事務局、議事課ということで、議会事務局の人事案件は議長との相談事と思いますが、今回の人事異動についてはご相談いただいたのかどうかということを確認しておきたいと思います。

その次に図書館長の問題なんですけれども、図書館長になられた方の能力とか、また人格とかについて何ら問題あるものではなく、また優秀な方ということは認識しておりますが、その人事のあり方については大きな問題を残したというふうに思うんですが、議運のときにもいろいろお聞きいたしました。教育委員長職を1年近く残しての図書館長への職場がえということになりまして、これについてのどちらかの強い意思があったからこういうことになったのではないかという点については、町長の方が要請したということでお聞きいたしまし

た。それであれば、なおさら図書館長という管理職、重要な管理職を嘱託という位置づけでしていいのかという問題については大変大きな問題なんです。管理職であれば、予算の問題、いろいろな問題を処理しなければいけないわけですけれども、そういう場合に、従前でしたらば、あるいはちょっと近隣で聞いている、一般的には嘱託の方がそういう立場になられても、管理職の位置づけじゃなくて、嘱託されている場合が多いように思います。そういう中で、管理職であって、課長会議とか管理職会議に出ていただく予定ということについては慎重な対応が要るのではないかと思うんですけれども、この点が1つ。

それから、図書館長は専門職ですから、職員の方じゃなくて外から館長を迎える場合は、一般的には図書館の大変な有能な専門性の強い方を、図書館の改善をするために本当に引っ張ってくるということは全国的に多々あるわけなんですけれども、今回はそういう専門職の方でもないの、またお年の点も考えますと、どうしてかなというのは普通の疑問に感じる場所ですので、この点について議運のときにも聞きましたが、図書館長がずっと嘱託というポストになるのかどうかと、そうでないということであれば、聞きましたが、きちっとここで確認をしておきたいと思います。

そして、このような人事につきましてはやはり、とりわけ図書館は専門性の強い職員さんで、大変意欲を持って取り組んでいただいている、そういう状況の中から、やはり自分も広陵町の図書行政に身をささげようという形で一生懸命頑張っておられる方もいらっしゃるのではないかと思うんですけれども、そういう方の希望を奪うものにもなりかねないというふうに思いますので、今回は大変大きな問題があると思います。

そして、そういう登用の仕方があるのであれば、まず先に、広陵町の職員さんが60になられて退職されたらほとんど皆さん仕事をなさらない方が多いような感じなんですけれども、やはり今は年金の問題もありますから、職員さんの再雇用、雇用の延長とか、今、国の方でも議論されている、そういう問題の中で、そういう問題も残すのではなかろうかというふうに思うんです。そういう点もありますので、ここははっきりと町長のお考えを、皆さんが納得するようにご説明をいただきたいと思います。

山田議長 副町長！

山村副町長 まず1点目の、組織は安定した組織とすべきだということでございます。確かにころころと変えるということのないようにしたいというふうに思っておりますが、やはりその都度、その時代に応じて必要な事項も出てまいりますので、その状況に合わせる組織とさせていただきます。

また、机の配置がえをする場合は、やはり電気工事あるいはパソコンの配線等である程度の費用がかかります。今回の異動におきましてもそういったところを十分配慮をさせていただいて、レイアウトを大幅に変えないようにするようという指示をさせていただきながらさせていただいております。

また、議会の局長の件につきましては、議長にご報告を申し上げ、ご意見をお伺いしたところでございます。

また、図書館長については、菅野前教育委員長の経験から、やはり図書館について非常に意欲をお持ちでございますし、また、教育委員長として、教育委員会で学校と図書館のかかわり、それから大阪教育大学で教鞭をとられていたというところで、教員を養成される大学において図書館の重要性についても見識の高い方でございますので、広陵町の図書館長として一定期間職員を育てていただけないかということ町長からお願いをしたところ、ぜひやらせてほしいということをおっしゃっていただきましたので、お願いをしたものでございます。

職員の中にも図書館長を勤められる者がおるかということでございます。以前も図書館長は職員の中から配置をしてまいりました。願わくば、司書の資格を持った者が館長に就任してくれたらいいわけでございますが、まだそこまで人は育っていないというふうに考えてございます。

それから、職員の定年の勤務延長、再任用等のご意見もございますが、これから団塊の世代が大量に退職いたしますので、それに見合うポストを準備するわけにもいきませんので、不公平が生じるというところで、現在は考えられないということでございます。

山田議長 6番議員！

寺前議員 最近本当に体制がいわゆるころころ変わるという状態なんですね。これについてはやっぱり、職員も実際問題の事務は変わらないのに相談する相手が変わったり、いろいろな状況が生まれているわけなんですけれども、今回についても今までの取り組んできた内容についてどうなのかというようなことを反省した上でやっておられるんでしょうけれども、結局、現行は事務及び技術担当の理事を置くということで、事務担当の理事1人、中尾先生ですね、それで、笹井先生が技術と事務の理事を置かれたわけなんです。今回は、結局は「町長の権限に属する事務を分掌させるため特命事項を掌理する理事及び次の部を置く」と、こうなっているんですね。だから、前は理事のもとに部を置いてたんです。今回は、結局、部も理事も同格ということになろうというように思うんです、組織からいうとね。

それは前回の理事及び理事のもとに部を置くということが、(不規則発言あり) いえ、今ここに言った、現行の第1条はね、「事務及び技術担当の理事を置き、理事は特命事項を掌理し、併せて次条に掲げる部を総括するものとする」というようになってたんです。今回はどうなったかいうと、「町長の権限を属する事務を分掌させるため特命事項を掌理する理事及び次の部を置く」というようになってるんです。だから、前は理事のもとに部を置いたんです。今回は理事及び部を置いているんです。この違いというのはもう根本的に違うわけですから。だから、今は前の、前というか、現在は部の決裁を理事に持って行って、理事から、実態は知りませんよ、形式的に言うと、理事が町長の決裁を仰ぐと。で、町長の決裁をもう一度再考となってきたら、また理事からこう戻ってくるというのが、組織図から言う系列なんですね。

だから、現行と今回の改正というのはそれだけの違いがあるんですけども、どうしてそういうような改定をしたのか。結局、いつも前と一緒にやのに何で理事のところでは決裁して町長へ持っていくんだというのが、このときの当初に、一番変えたときですよ、職員の声が上がってたんですよ。結局同じことを2度議論せんとあかんようになってしまうねというようなことをおっしゃった方もおったんですけども、要は、今回の改正はそういうような意味で、理事のもとに置くのを理事及び部と並列させたわけなんですけど、この辺の経過はどういう形でこういうように変えられたのかということをお聞きしたいわけなんです。

山田議長 副町長！

山村副町長 組織は、先ほども申しあげましたように、その都度、状況に応じて整理をしなければならないということをご理解をいただけたと思います。今までも、理事について決裁を部長から私の方に回すようにということで、あえて理事に決裁を求める必要はないということで申しあげてまいりました。必要に応じて、理事を含めた町長、私、教育長と、5人で経営会議を組織をさせていただいておまして、重要事項についてはその会議で協議をして事業を進めていくということで、今もこの機構改革後も取り組み方は変わらないわけでございます。

そんな中で、理事については従来どおり2名の理事を引き続き兼務をしていただいて、経営会議に参画をしていただきますし、理事には部長も兼務をしていただく予定をいたしております。中尾理事は、企画部ができれば企画部長も兼務をしていただく予定をいたしておりますので、事務の流れは、企画部、総務部は理事が兼務いたしますので、それ以外の部は決裁は直接私の方に回ると。重要事項は、どの部についても経営会議で協議をして進めさせて

いただくということで整理をさせていただいております。

山田議長 12番！

松野議員 簡単に、先ほど答弁がなかった部分でまとめて確認したいと思います。

先ほどの嘱託の管理職への登用について、今回は特別な人事なのかどうか。今後いろいろな管理職に対してこういう嘱託という人事があるのかどうか。その点だけ明確にしておいてください。

山田議長 副町長！

山村副町長 今回は特に優秀な人材がおられたということで、図書館長をお願いしたわけでございます。今後も全くないのかということは否定できないと思いますが、なかなかそういうケースは少ないだろうと思います。行政を進めていく上において、必要な事項が出てくれば、特別な資格あるいは技能を持っておられる方が必要とした場合はそういったケースも考えられると思いますが、基本的にそういったことを取り入れるという考えはございません。

山田議長 14番議員！

青木議員 行政組織改革というのは当然ケース・バイ・ケースで、いわゆるそのときにおいてやられるのは私は別に当然なことかなと、こう思うわけですが、しかし、私、監査委員をさせていただいている立場上、定期監査にずっと各課いろいろ回らせていただき、監査というとまたちょっと視点は違いますねけど、組織に関しても私自身から職員さんにもいろいろご質問をさせていただきましたこともあって、結果、中央官庁があり、地方自治体がありとか、いろいろ流れが国、県、地方と、こうあるわけで、ほとんどいわゆる行政組織ちゅうのは中央官庁を受けた形でやっているように私は思います。

そこで、仕組みを変えるというのは大変なことで、一地方自治体ができる範疇ちゅうのは限られていると思うわけですがね、町長、そこで、改革とかいろいろ言われますが、私はある意味での改善であり、小手先に、ニーズにそのときそのときに合わせていく陣立てをする、いわゆる戦争であれば相手に応じて陣立てを変えるというようなもので、それはそんでいいわけです。奇襲をかけるときの指揮官はこの人に置いた方がいいとか、いやいや、ゆっくりいわゆる攻めるときとか、また、調略するときにはどうだとか、これはそんでいいわけですね。これは大いにそのときそのときにあつたらいいわけ。

ただ、いわゆるこれを見せていただいたら、以前からあった秘書課とか、ずっとこれ並んでみんなあって、一たんまたもとへ戻して合併させたとか、合併させたとかでいろいろやって、またもとへ戻ったように、こう思うわけですね。私、これ、人数が少のうなった、幹

部がかわっていったとか少のうなっただいことも踏まえた上で、これは最大の目当てというのは、今の組織改革の最大の目当てというのがあるはずですからね、ここだけちょっとお聞かせいただきたいな。私、議会の議員ですから何も中身の方で詳しく中へ足を突っ込むことはできませんが、その辺が、監査委員をさせてもうて各課を回らせていただいたことも含めて、ちょっといろいろ疑問に思うたことがあるので、最大の目当てはこれやと。

ほんで、一応、こういう何年、例えばこういうまた陣立ても変えないかんと、これは当然出てくると思いますよ。退職者も出てくるでしょう。新任者も出てくるでしょう。新任採用も出てくるでしょう。また、国の施策も変わると思うので、この辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

山田議長 副町長！

山村副町長 今回の機構改革は、第1の目的は企画調整機能を充実させたいということでございます。理事は特命事項を掌理するというので、特命事項を今までつかさどってきたわけでございますが、広陵町の行政の中核を担う企画調整部の部門を企画部として位置づけをさせていただきたいということでございます。

また、総務課の中に秘書課を復活させたという点におきましてもこの企画調整機能と機を同じくするものでございまして、町の顔をしっかりと秘書課という形で、町長の業務、対外的な渉外業務についても秘書課で担ってもらおうということにしたいと思います。

ただ、基本的には部、課の数をふやさないということは基本に据えてございまして、秘書課は分割いたしました、下水道課は都市整備課に統合させていただいて、その理念を遂行しているということでございます。

山田議長 14番議員！

青木議員 なるほど、最大の目当てというのはわかりました。企画、調整、いろいろな意味で。ということは、これからいわゆる国策がどう変わるかわからんところも踏まえて、またひょっとしたら政権交代もあるかもわからへんというような、確かに流動的なことを踏まえている、確かに地方自治体の大変厳しい枠組みの中でやらないかんちゅうのはようわかるわけですが、そこで、まず住民にとって組織改革をされ、住民サービスに非常に有効に活用できるようになったか。いわゆる住民サービスの受け皿としての役所が非常に機能しやすくなっていかなかったらいかんし、中身だけでどうのこうのじゃなしに、住民の人が役所を利用したとき、あ、スムーズに動いていただいているな、また敏速にも処置されたなとか、またアドバイスが非常に的確であったとか、あ、職員さんの資質は大変上がっているなというような

ことが当然あるのが当たり前のことでね。

そういう意味で、今回の組織改革である程度成果なりやっぱり出るのか。またいろいろ精査していただいて、何ぼか定着する形をもってね。やはりお客さんがわかりにくいというのが大変、どこへ行ったらええのかわかりにくいちゅうのもあることあると思います。その意味で、サービス産業で一番大事なものは、対住民が戸惑わない仕事をやっていただきたいなと、こう思うわけでございますので、その点、しばらくこれでやるんだと、また変えまんねんじゃなしに、ちょっとその辺のことを、安定のある形を、陣立てですわね、攻め方はちょっと決まってきたるのであれば、一応陣立てはその形でいていただきたいようにお願いします。

山田議長 副町長！

山村副町長 組織機構は試行錯誤でいろいろ反省点は改善をしているという状況で、余りころころ変えない方がいいというご意見ももちろん踏まえた上で、今後この組織機構をもって進めていくということで、住民の皆さんに最大のサービスができるように、職員とともに努めてまいりたいと思います。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程5番、議案第64号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程6番、議案第65号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。6番議員！

寺前議員 簡単に。これは人勧に基づいてということですが、今、ILO等の勧告を受けながら、公務員の労働組合の結成も当然認められているわけですが、そういう意見が認められていない等々から、それも付与するという形での人勧という議論が今、国でも上がっているわけなんですけれども、広陵町の場合に組合がないという場合についての人勧の扱いは、組合がある場合には、人勧があろうがなかろうが、職員の権利等に関する問題についてはそこに提示して、いわゆる労使協定の中の範囲で絶えず承認を、承認というか、協議が求められるということになっているんですけれども、広陵町の場合、そういうような状況のないまま、結局は理事者が自由に行うということについての点を改善させるための意識、あるいはまたそういうものについて、考え方として持っているのかどうかだけ聞いておきたいと思うんです。

山田議長 山村副町長！

山村副町長 今ご質問の趣旨については、常々職員の意見を聞きながら、また提案も受けながら、しっかりと状況を踏まえて対応をさせていただいておりますし、今後もそのように努めてまいりたいと思います。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 ないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程7番、議案第66号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑はありますか。12番議員！

松野議員 まず、小さい10リットルのごみ袋をつくっていただけたことは、私も再々要望しておりましたので、大変うれしく思っております。

その上でちょっとお聞きするんですけれども、このごみ袋の製作費とかを含めまして、販売ですね、この金額で売って、そのコストの問題、現状、袋も質が変わりましたし、そういう部分でコスト的にはどんな状況なのかということをお教えいただきたいのと。

それからもう一つは、広陵町の場合は、燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチック、雑プラスチックと、いろいろ分類して袋をつくっていただいております、そういう部分について大変家庭の中でストックする袋がたくさんになるんですね。だから、1箱ストック抱えておかないといけないような、そんな状況がありまして、他市町村を眺めますと、大、中、小、サイズの違いは当然ながらつくっておられますけれども、そういうごみの分別の種類ごとの分け方という部分は余りなされていないように思うんです、近隣も見てもいいですね。ですから、またこれになりますと、なかなか、きょうは何の袋を使ったらいいのかなとか、いろいろ悩む場合もありますし、ぜひ、ストックがたくさんあってややこしいという部分でいえば、使いやすく改善してほしいという要望が何人かから寄せられております。その点ご検討いただきたいんですが、どうでしょうか。

山田議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 製作コストあるいは販売コストのこともお尋ねをいただきました。

製作コストにつきましては、平成19年度におきましては、いわゆる製作単価の入札を実施をさせていただきました。大きな袋、3種類あるわけですがけれども、いずれも1枚当たり8円90銭という数値をもって発注をしております。約30リットルの袋につきましては7円台であったと記憶をしております。20リットル袋については5円台と、こういうことで、単価入札で現在対応しております。年間の必要量を考えましたとき、製作コストで約1,600万円程度かかるのかなと、1年間に必要な量の製作コストをすとしたときに、それぐらいのコストがかかると。

そして、販売手数料につきましては販売価格の5%ということでございますので、これは定額でございます。当初申しておりましたように、年間約3,700万ぐらいの販売で、いわゆる手数料の純収益としては二千二、三百万程度かなという説明を申し上げました。現在もその状況で推移をしていると認識をしております。

もう一つお尋ねをいただきました。有料化の種類が3種類ございます関係で、各家庭で少なくとも3つの袋が、3種類の袋が必要だということで、他の自治体とは若干ストックの仕

方が多いのかなという思いはしております。ただ、1年を経過していく中で、当初は燃えるごみ3種類、燃やさないごみ3種類、そして、その他プラスチックが大、中ですので2種類、この8種類すべてを購入して、家庭でストックをいただいたという方もあるようではございますけれども、1年を経過しまして、ご家庭の実態に応じた大きさの袋を購入されるようになりました。現状を見ますと、今売れているのは燃やすごみがほとんどでございます。19年度の4月から9月末までの売れ行きを見ますと、燃やすごみの袋が、全体の販売の中で約9割を占めております。燃やさないごみあるいはその他プラスチックというのは量も少のうございますので、まだ家庭にもストックがある、そして、販売店にもストックがあるという状況だというように認識をしております。今後、議員からご指摘の改善につきましては、いろんな声を聞きながら、やはり余り過度の負担にならないように努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

山田議長 12番議員！

松野議員 ぜひご検討をお願いします。

それからもう一つちょっと忘れてましたが、その他プラのところが大、中しかないんですね。だから、その他プラも結構まめに毎週回収していただいておりますので、できれば、かさ高いからごみをストックを家庭にしておくのが大変邪魔になるので、小サイズのその他プラの袋もつくってほしいということも多々声が上がっておりますので、あわせてご検討いただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

山田議長 吉村生活部長！

吉村住民生活部長 検討をさせていただきます。

山田議長 ほかに。6番議員！

寺前議員 コストの問題なんですけれども、要は、いただいている中で、これが料金が3,933万4,100円という数字が上がっているんですね。この数字から見て、コストの問題といわゆる販売のところというのは、当初予定していた内容と同じ内容になっているのか。そういう点で、先ほど収益は二千二、三百万程度で推移するというようなことをおっしゃっているんですけれども、この内容に基づいておっしゃっているということなのか。その点をちょっと確認しておきたいというように思うんです。

山田議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 先ほど申しましたが、3,600万ということで申し上げました。ただ、製作費につきましては、入札の関係で、若干安くできるときは安くつきますし、他の自治体

の発注状況なんかも価格的な面も精査しながら入札を行っております関係で、ほぼよく似た金額になっているのかな。海外産ということもございまして、比較的安価で経過をしているというように思っております。

販売させていただくことに伴う手数料の状況については、事務報告書の134ページでお示しをしております。これは平成18年度の実数でございまして、今現在、先ほど申しました、いわゆる9割近くが燃えるごみというのは19年度の数字でございしますので、その点、ご理解をいただきたいと思っております。

山田議長 よろしいですか。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程8番、議案第67号、広陵町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程9番、議案第68号、町道の路線認定についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。12番！

松野議員 まず1つは、これ見ていまして、やはり開発の中で行きどまりというか、道路がふえてきているように思います。やむを得ない場合もあろうかとは思いますが、やはり先を見据えた開発ということを都計審のときにも発言させていただきましたので、この場でもき

ちっと確認をさせていただきたいと思うんですけれども、やはりこの行きどまりの道路ということについてはいろいろな部分で今後問題を残す可能性がありますので、この点について、開放道路という表現をされておりましたけれども、きちっと指導をしていただくことを再度ここで確認をしておきたいと思います。

それからもう一つは、最近路線認定が割と速やかに、新しく開発されたりした場合に認定していただいているような気がいたします。それはそれでルールにのっとった形でいいと思いますが、以前に真美ヶ丘の方で路肩のブロックの材料が悪くて、そのときは町道認定になってなかったので、業者に補修させるとかいうことになりましたけれども、速やかに路線を認定していくということはまた一定のリスクも伴うということもありますので、そういう道路の舗装材料とか、またそういうブロックの材料などの品質をある程度確保しておく必要もあるかと思うんですけれども、その点についてはどのような取り組みをいただいているのかということをお聞きしておきたいと思います。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず、1点目の行きどまりの道路ということですが、今回お願いする中では、赤部40号線、それ以外の分については一団の開発地内ですので、当然すべての道路が行きどまりなしにいくというようなものでは多分ないと。この行きどまりの部分につきましては、歩行者専用道路とか自転車専用道路とかが多分今おっしゃっている行きどまりの道路になっているものと私の方は理解しているんですけれども。

あと、赤部のこの1路線につきましては確かに行きどまりの道路で、この間の都市計画審議会においても、議員さんの方から、できるだけ道路は将来の隣地との融合性を図った道路を指導せよという話はあったんですけれども、ただ、開発の場合、その一団の地内でどのように分譲されるかというのは、事前にはこちらの方も把握できませんし、隣地との道路の、お互いその行きどまりを解消するためのそういう土地の区画については、土地の利用の所有者の方針もありますので、そこまでなかなかこちらとしても指導は現実的には無理な部分がありますので、ただ、行きどまりの土地でありましても、入られた方は当然町民になられますので、それを、行きどまりであるということで町道としての認定をしないということは、将来問題が起こったときに、その住民が一番苦勞されると。

ですので、開発があった場合は、町としても、条件が整っておれば当然町道としての品質等を検査の上、問題がなければ、速やかにやはり町道として路線を認定させていただくことが住まわれる方に対しての福祉向上につながるものということで、最近はそのような開発地内

での道路につきましては、できるだけ早いうちに当然いただく上では、町道としての維持管理上問題がないかということをも十分点検、検査した上、必要な部分は修繕等をまだ開発業者がおられる間にしておかないと、もう手を放されてからはなかなかそういう部分も指導しにくくなりますので、そういう意味で、割に早い時期に町道の路線認定をお願いしていると。いただく場合には、そういうリスクはできるだけ避けるようにこちらの方も十分させていただいておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

山田議長 ほかにありませんか。15番議員！

笹井議員 町道認定でございますが、認定後、期間幾らぐらいたったら登記の変更を、目的ですね、登記がいつごろをめどにしておられるかということをお聞きしたいと思います。

そして、以前、町道になっても登記が越えてないやつがちょっとあったように思います。過去のこともわかっただら、どういうぐあいに進んでおるかということをお聞きしたいと思います。登記は、家族問題、また兄弟とか遠方時とかいろいろありますので、その時期は大分定かではないと思いますが、わかっただら、その点を少し教えていただきたいと。思います。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 ここ最近の町道の認定につきましては、まず町に寄附採納したことを条件としてしかしておりませんので、ほとんどすべて町の登記済みの分しか一応お願いはしてないと。ただ、過去において古い昔いいますのか、大分相当昔の分については、町として道路をつける場合に、土地を個人さんたちが提供して拡幅、地元からの要望で道路を拡幅とかした部分も多々あるんですけども、この部分が一部そういう手続がまだできていないという部分が現実にあることは確かでございます。そういう部分につきましては、こちらの方がそれを把握した時点で、当時のそういう寄附採納等、また当時の関係者等にもお話をさせていただいて、協力をいただけて町に名義を変えられる分については速やかに変える方で進めさせていただいておりますけども、なかなかその当時の方もお亡くなりとか、そういうことで話のつかない部分につきましては、まだ一部現在そのまま残っている部分があります。できるだけ早いうちに解決できるように努力はしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

山田議長 15番議員！

笹井議員 現在は、民間で開発されたやつは先に寄附行為ということで、ほとんどそれで承諾していただいたということで、登記はその時点で大方なっているということをお聞きして、

それは私はわかるんですが、そして、今、道路拡幅とか、ちょっと1筆、2筆の、それは昔のおっしゃったやつはわかっておりますねけども、民間の開発したやつで、以前それは寄附とかをしないでそのまま町道になったようなやつがあったと思いますねけども、それも大分少なくなったように聞いておりますねけども、それは大体、民間から開発したやつの町道認定の分は、パーセントでいうたらほとんどもう登記されているように理解させていただいてよろしいですか。その点だけ再度お願いします。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 確かに、まだほんの一部、解決できてない部分があることはあります。それはほんの一部だということでもよろしくお願ひしたいと思います。

山田議長 6番議員！

寺前議員 1点だけ確認。

絶えず言っているわけですがけれども、開発に伴って、規模の大きさ等々いろいろありますけれども、水道に必要なところは水道のところでの申請が必要だということになるんですけども、もう一つは、やはり通学路、それから防犯灯等について、移管を受けた後、町が考えて対処しなきゃならないというようなことにならないようなシステムということについては、引き続いて確認をしながら、開発の部分の確認をとっておられるかどうかだけ確認しておきたいと思います。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 開発時点ではそういう必要性がなかったというところが、現在になってそういう必要性が出てきたというものも確かにあることはあります。ですので、開発の場合においては、町として把握できる部分では、当然そのように指導はさせていただく方針であります。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、産業建設委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程10番、議案第69号、平成19年度広陵町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑に入ります。12番議員！

松野議員 総務委員ですので、1点だけお聞きしておきたいと思います。

今回、南1丁目の集会所の整備ということで建設、そして、歳入の方では寄附金ということで、町の負担なしに集会所を建設するということですが、そういう開発に当たっての寄附の考え方が相手によって違うということが大変納得、理解しにくいんですね。

前も言うておりますように、中3丁目でしたら、最近の開発にもかかわらず、1戸当たり40万の寄附金をもらっているということですね。そういう中で、中3丁目の集会所の建設については町の費用で建てるということだと思います。そのときに、40万を1戸ずつ負担しているのに、何でそんな恩着せがましく、建ててやるぞというような形で建てられるんでしょうねという、そういう声も確かにありましたけれども、その一方で、今回はミキハウスの跡地についてはかなりの100を超える大規模開発ですから、私の方は中3丁目と同じように開発負担金をいただいたらどうかということもご提案いたしましたけれども、そういうことなくして、今度は集会所をただで、無料で建てさせるんだということですよ。

だから、そういう開発に伴って、寄附等に対する対応が全く一貫していない、ここについては、やはり今になっても中3丁目の住民の方は疑問を持っておられる方もいらっしゃると思いますし、集会所の数等々、全体のまちづくりにしてもアンバランスな部分も出てくるのではないかと思います。

そういう点ですね、まちづくりの開発の基本的な集会所はどこが建てるんで、そのときの開発に当たっての寄附についてはこういうふうにしてもらうとか、ルールがないんです。100世帯についてこんだけのものが要るとか、あるいはそういうルールも、公園とかも含めてですね。中3丁目は公園が全然ない。テニスコートの隣のメモリアル公園ですか、あれはあるんですけども、子供が遊べる公園でもありませんから、中3丁目、結構二百四、五十世帯なのに公園がないというような状況があったりするわけで、そういう点で、開発に当たって基本的な考え方が全然見えてこないんです。そういう部分で、寄附金の扱いを中心にして、その考え方、物差しを示していただきたいと思います。

山田議長 中尾理事！

中尾理事 お答えいたしたいと思います。

いわゆる中3丁目の部分につきましては、もともとある時期から、国の方からそういう開

発の負担金を取ってはいけないと、開発をそれによって阻害してはいけないというルールが示されました。ですが、中3丁目の部分については、広陵町としてはやはり以前の都市整備公団による開発絡みの部分のところであり、その部分について町としてのいろんな協力や助成もしてきた部分もございますので、いわゆる都市整備公団が開発する部分については、都市整備公団の方から業者に、町の方に協力できないか、旨を言ってくれと。できることであれば町の方に寄附として協力していただけないかというお願いというか、話し合いの中で、自主的に業者の方が町の方に寄附させてもらうという形でお受けしたものでございます。でありますので、一応原則としては業者の方にそういう負担を強いてはならないということになっております。

ミキハウスの件につきましても同様のことで、強要をするということを強いることはできませんが、ここで開発がされた場合、公民館が必要だと、集会所が必要だということも前もって当然想定できるわけですから、町として、広陵町に縁あって来る大きな開発だから、町の方にご協力願えないかというお願いの中で協力していただいたと。そういう協力することの体力もある大手の企業だということをお願いしたという経緯でございますので、原則は、今現在はそういう負担金としての協力を強いることはできないというルールになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

山田議長 12番議員！

松野議員 開発負担金を求めることができないという部分については、地方分権一括法の中で条例化しなさいということがあって、それは今に始まったことではないというふうに思います。そういう部分で、町に協力願えないかとか、いろいろな事前相談があるわけで、そういう中での結論というふうに考えるわけですが、そういうときに、余りにも、だからそういう対応が違うのじゃないかという、結果としての対応が違うし、公園も、そしたら公園の位置づけもきちっと明確に、何の開発に対してはどの程度の公園スペースが要るよとか、そういうのもないですし、集会所も必要だと今回南1丁目と言われるのであれば、北7丁目なんて、400以上の世帯の中で小さい集会所は1個しかないしということで、大変全体としてのバランスを欠くと、そういう部分で行政指導があって、そういう中で事前相談、行政指導があって、その結果としてバランスのとれたまちづくりが行われる。で、住んでいるところによってそういう寄附のあり方が違うというようなことにならないと思うんですね。ですから、そういう点では、場当たりの指導しかなさっていないと言わざるを得ない状態ではないかと思うわけです。

ですから、やはり本当に開発に当たって何が必要不可欠かということも十分議論していただいて、そういう中でバランスのとれた対応をしていただきたいと思いますので、今後ぜひそういうことについて努力していただきたいと思います。今回についての集会所の費用負担については、そういう形で、余りにもちょっと違いますので、住民の方の受けとめも、だからそういう点では、中3丁目の方はそうやって思っておられる方も何人かいらっしゃる、そういう状況ですからね、だから、そういうやり方はおかしいということを指摘しているわけで、今はできないから今後はしないんだということじゃないと思うんですね。中3丁目は今も開発、家がどんどん建っている中で、向こうから自主的にということであれば、そしたら、それは違う形で集会所とか公園をつくるとか、そういうことは幾らでもできるわけで、その辺の考え方がちょっとアンバランスということを指摘しているわけですから、今後そういう点についても、住民の方が納得できるような明確な物差しを示していただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

山田議長 中尾理事！

中尾理事 今ご指摘の部分でございますが、いわゆる開発のルールの中では、真美ヶ丘全体を一つの区画のエリアとして法的には考えて配置をするというのが、かたく言えばそういうルールになっておりまして、真美ヶ丘全体での公園の面積という部分で、中3丁目のあのエリアの中では、全体を考えれば要らないという、ルール上はなっております。今、ただし、ただ、松野議員さんもおっしゃっていますように、我々も事前にその開発の協議に参加する中で、であるが、なるべく暮らす中で公園、緑が多ければ皆さんが快適な生活ができるという部分で、公園の形態をとらなくてもいろんな形で緑を残すことはできるんじゃないかというような、そういう、業者に協力を求めるという指導を常々やっております。ですので、あの区域についても、そういう部分で帯的な緑道、緑地といいますか、ベルトを配置することで緑を確保しろというふうに指導もしてきたところでございます。今後もそういうルールにとらわれずに、いろんな開発の協議があった中で、皆さんに快適な生活をしていただけるというようなまちづくりに励んでいきたいと、そういう指導もしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

松野議員 ……。

山田議長 また総務委員会で聞いてください。6番議員！

寺前議員 最も根本的な問題になってくるんですね。1つは、国の指導というのは、これはないということを断言しておきます。要は、規制緩和の中で、全国にあった開発指導要綱の中

での、いわゆる開発を阻害するような部分についてはだめだというのはありましたけども、これはあくまでも国の考え方であって、それをどうするのかという問題については、現在の流れの中では一切関係のないことだということをまず大前提にしておきたいと思います。

それから、地方分権の中で独自財源をどうするのかという問題は、各自治体が必死になって今考えている問題であります。こういう問題について、開発指導要綱に基づいてどうこうという問題は、分権の地方自治の中にはもはやないということを前提に置かなければならないと思います。そういう点を今なおあいまいに、いわゆるこの場合はこういうケース、町が善意でまちのことを思いながらやっているという点はわかるんですけども、要は、根本的には、先ほどの基準の問題も含めた話ですけども、まちづくりの根本的な考え方について、町がどのような考えに基づいて地方分権の中で条例化していくのかということが今求められている問題です。

こういうことをまず大前提で質問をするわけですけども、今回の場合、いわゆる開発指導要綱等に基づいて行う場合、もう一つは都市計画法に基づく開発、建築基準法に基づく開発という問題があるわけですけども、中1丁目については集会所についての規模、私は数字が今わかりませんが、一定規模の開発の場合については、集会所、公園等々設置義務が課せられているわけなんです。そういう点でいって、法律に基づく集会所の設置義務についての内容は、どういう形でこの場合には適用があったのか、なかったのかという問題が1つお聞きしたいと思います。

それから、なかった場合について、集会所の寄附という問題についての規模、これは一体どういう形で規模を決められたのか、そして、そういう場合についての協議がどんな形で行われたのかという点が第2点目。

それからもう一つは、建設の予算の計上ですけども、これはどんな予算計上で、例えばプレハブでやるのか、あるいはいわゆる和室建設でやるのか、こういう問題が出てくるわけなんです。都市計画法上でいうと、開発の中での集会所設置は業者責任になるわけなんですけれども、こういう寄附をいただいた場合については当然町がやると。そういう場合に、わかるように、真美ヶ丘の流れの中では収賄事件が起きました。収賄事件じゃなくて、いわゆる業者の談合事件が起きました。結局はそういう点で、建物についてどんな建物にするかによっては、例えばプレハブ建築についてはその大半というか、かなりの部分が宣伝費用に使われている部分が建築単価に含まれているということは明らか、当然であります。そういう点でいうと、町が建てる場合について、単価について、本当に一般的な大工さんが建

てる場合の単価とはかけ離れた価格になっている現状があるんですね。そういうようなことからいって、本当にその集会所の建設というのは一体、町がやる場合ですよ、どのようなものがいいのかどうかという問題は、絶えずすべての場合において検討しなきゃならないという課題があると思うんですが、こういう、この場合についてはどのような建物を町が建てようとしているのかという点についてお聞きしたいと思います。

最後にというか、開発指導要綱の条例化の問題については当然大前提で質問をしているわけなんですけれども、地方分権の中にあって、これは全国的には進んだところについては出てきております。しかし、奈良県下ではそういう動きが全くない。しかし、これは奈良県下の中でどうこうする問題ではないわけですから、広陵町が本当に地方分権という課せられた地方自治体の自治組織としての役割を果たしていくという考えから、いわゆる条例化していくという点についての考えを持たなければならないと思うわけなんですけれども、大前提のその流れの中でどのようにお考えなのか聞いておきたい。これは町長が答えるべき問題かもしれませんが、お願いしておきたいと思います。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず、開発指導要綱を条例化せよということですが、今現在はそれは考えておりません。ただ、都市計画法による地区計画を、現在、真美ヶ丘地内で進めさせていただいております。

それから集会所の形態等ですが、集会所の形態につきましては、今後、南1丁目の自治会と十分協議をさせていただいた中で、町の基準に沿う中で地元の要望を聞かせていただいて決めていきたいという考えでおります。

それから、ここにつきましては、一応大和ハウスの開発に伴いましてこの地域をどういう単位の自治会にするかということで、南1丁目の現在の自治会とあわせた中で一つの自治会という組織にするという基本の中で、そしたら、集会所についてどうするか。これが来るために、現在の集会所が手狭になると。それに対して、当然その原因者である開発業者にその部分を負担していただくということで、それを物でいただくか、寄附金という格好で建設費用相当分をいただくかということで、協議の中で一応寄附金ということでいただいて、町が責任持って集会所を地元と協議の上で建てさせていただくということで進めさせていただいておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

寺前議員 だから、都市計画法上の開発、結局建築確認、開発の場合の集会所、公園等の設置を義務づけられたわけですがその場合については、そういう点からいって必要があるのか、

ないのか。規模はどれくらいがその規模になるのかということについて。

森田都市整備部長 これにつきましては、また産業建設委員会で一応改めて報告させていただきます。

山田議長 6番！

寺前議員 一応それは基準等々あるわけなんで、ただ、今、開発指導要綱について条例化の考えはないということですが、これは非常に自治体に課せられた重い課題なわけです。要は、町側も絶えず言うように、結局これは指導であって、業者が拒否された場合に困るので、努力しながら、町は精いっぱい、今、開発指導要綱の実現のために決意を持って取り組んでいるということで、その点は了としなければならぬと思うんですけれども、この問題はやはり地方自治の、地方分権の根幹にかかわる一つなんです。だから、要は、最近まちづくり条例が全国各地で出ております。これも地方自治、地方分権の根幹にかかわる一つということで、全国的に取り組んできている内容なんです。

奈良県では、非常に遅まきながら郡山市などがこういう考え方に基づく作業を行い、実際につくる段取りになっているわけなんですけれども、要は、本当に今、広陵町が地方分権、地方自治、10年先、20年先、100年先の問題を考える場合に当たって、合併があろうがなかろうが、現時点での広陵町民に責任を持つという点からいうと、これは避けて通れない課題です。

そういう点で、行政改革大綱の中で思い切った住民参加の項目が入れられて、これは非常に価値のある内容になっているわけなんですけれども、開発指導要綱について条例化の考えがないということについては、地方分権及び地方自治の広陵町がどれだけ真剣に考えるのかということになってくるわけですから、財源確保という問題からいっても、基準をつくり、すべての開発業者に対してどうするのかという問題にかかわってくるわけですから、これは考えがないというのではなく、町長、実際に自治体に課せられた大きな課題だという認識は持っておられると思うんですけれども、この点についてどのような考えを持っておられるのか、本会議場で聞いておきたいと思います。

山田議長 町長！

平岡町長 広陵町は今いろんな企業を来ていただくようお願いしているわけで、また、商業施設もそうでございます。また、住まいに値するまちとして多くの人たちをお招きをしているわけです。さらにまた農家の次・三男、都会で頑張っているけれども、新築住宅を町内で建ててくれというお願いもしているわけですが、こうした農地が宅地利用されるこ

とに伴って、いわゆる開発の問題が起こってくるわけでございます。どのように負担を求め
るか、どのように調整をするかというのは都市整備課でやっていただいているわけですが、
そのかがみが必要でございます。ただ、ケース・バイ・ケースで対応しておりますと不公平
感が起こりますし、トラブルも起こりますので、私は、今、担当部長はつくらないというよ
うな考えはないということを申し上げておりますが、基本的にはやはり行政指導する、指導
する基本となるもの、これはやっぱりつくらなければいけないと思っています。考えていき
たいと思います。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 ないようですので、お諮りいたします。総務文教委員会に付託いたしたいと思いま
すが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しま
した。

山田議長 次に、日程11番、議案第70号、奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する
事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についてを議題といた
します。

本案について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま
せんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しま
した。

山田議長 次に、日程12番、議案第71号、奈良県市町村会館管理組合の解散についてを議
題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程13番、議案第72号、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程14番、議案第73号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 次に、日程15番、議案第74号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

山田議長 午前中の会議はこれほどにして、お昼にしたいと思います。お昼からは2時から開会いたしますので、よろしくお願ひします。2時です。

(A. M. 11 : 52 休憩)

(P. M. 2 : 04 再開)

山田議長 再開いたします。休憩を解き、再開いたします。

山田議長 次に、日程16番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言していただきます。

なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また、答弁は的確にお願ひいたします。

質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。

また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により、自席で一問一答方式によることにいたします。

なお、次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることができないので、よろしくお願ひいたします。

まず、坂口君の発言を許します。

坂口議員 それでは、毎回、一般質問、トップバッターを切りまして、私が最初、1番をさせていただきますと思います。

今回は、まず町内の出来事から取り上げてみたところであります。日ごろ私が取り組んでいる福祉関係、このことについて皆様方も新聞などでご存じと思いますが、以下のようなことが起きてしまったところであります。これは、どのように後、結果を考えて、今後の対策ということについて深く取り組んでいったらいいのかを考えてみたいと思います。

まず1番目、障害者福祉の支援体制について、このようなことで質問したいと思います。

既に新聞でも2回、3回出ました。町内の大橋製作所、このような事件があったところがございます。事件の経過は皆様方も新聞で読まれていると思います。しかし、これはそのままにほっておくのではなく、なぜこのようなことが起きたのか。あるいはその後の対応はど

うなのか。あるいは町として取り組み方がどうなのか。このようなことについてちょっと聞いてみたいと思います。

この事件、簡単に申しますと、11名の方が働いていたと。製作所が倒産して、その後いろいろ調べたと。障害年金あるいは給料をもらってない。いろんな問題が出てきたところでございます。その中を見ますと、以上の2つの点が欠けていた、このようなことがわかってきたところでございます。

1つは、障害者の権利擁護事業、今は日常生活支援と名前は変わっているんですが、今まで一般的に権利擁護事業、このようなことを言っていました。この権利擁護事業の取り組みがなかった。もう一つは、自立支援協議会の体制のおくれであります。これは、この企業かて何らかの形で連絡体制あるいは協議体制へ入っていれば、こうでももう少し早目に取り組みめたのかなと思うんですが、いかんせん、1つはその障害者本人の権利擁護事業が、これが欠けていた、このような問題。1つは企業の、え、そんなことをやってたのというような、後かたになってわかってきた、このようなところでございます。

しかし、この両方ともなかなかなじみの薄い事業でございます。私、前回のときで、権利擁護事業はどうやと、こういうようなことも質問に出したんですが、今、二、三件いろいろやっていますと。社会福祉協議会でこのようなことを取り組んだりするんですが。この権利擁護事業、なかなか我々にはなじみの少ない事業であります。当事者にとっては非常にこれは重要であり、かつ必至の業務。自分でいろいろ主義主張できる方ならばいいんですが、なかなかそこはできない。それで、そのような方にかわって権利擁護を働く人がいる、このようなことで、権利擁護事業というのがあります。いろいろ後見人がついてあげたり、あるいは権利擁護、いろんな手助け、このようなことがあるんですが、この辺の業務が、今回の事件の結果わかったのが、弱かったということでございます。

2番目。ちょっとその次が自立支援協議会。これは障害者自立支援法、18年にできたときに、既にこういうふうな自立支援協議会というて、広陵町の中の障害者を雇っておる企業、あるいは役所、あるいは事業所、そのような団体が協議会を開きなさいと、こういうようなことになっていたのが、なかなか広陵町の場合はこれが遅い、取り組みが少なかった、このようなところでございます。先ほど、過日、3市1町、葛城市、香芝市、高田市、広陵、このようところでやっこさ自立支援協議会が開かれて、2回目の会合が開かれた、このようところでございます。

この時間を見ますと、事件の経過、その後のフォロー、これは町としてはどのように取り

組んでいるのか、あるいは現在どのようになっているのかということです。少なくともこの人たちが広陵町にいたときは、住民票が広陵町の町民、このような形になっております。現在、広陵町が住民票を移しているというようなことも聞いているんですが、少なくともその当時は広陵町の町民であったということが、ちょっと一つが問題でございます。

新聞によりますと、後からいろいろ行政に損害賠償を請求せなあかんとかいって、そこには何か県やとか町にも請求しようと、このような、これは新聞情報だけなんですけど、そのようなことが出てきたときに、町としてはどのような対策をとらないいけないのか、あるいはどのようなことが考えられるのか、あるいは今までどのような障害者の支援対策のところで欠けていたところがあるのか。このようところが十分検証されないと、この問題はなかなか難しいと思います。

この問題だけじゃなくて、今なおかつ現実面、この広陵の中でも障害者の方が働いていると、このような形もありますのでね、この辺についても十分にフォローアップしていかんと、またまたこれ出たんかってね。いつも新聞に出るたび、広陵町の何とか、広陵町の大橋、広陵町の大橋と、こういうように出るたびに、私もちょっと非常に背筋が寒くなります。広陵町は人に優しい、障害者には優しい、このようところが来たんなんですが、この辺の体制が欠けていたということでございます。

地域に根差したフォロー体制がとれないので、細かい運営体制などはどうなのか。これは自立支援協議会の体制ですね。これも今は一つの大きなくくりでやっています。これを大きくやっちゃうと、広陵町の中の独自の問題もなかなか取り組めない、このようなことを心配しております。地域に根差したフォロー体制がとれるような運営体制などはどうなのかということをお願いしたいということで、1つ目は障害福祉の支援体制ということについて聞いてみたいと思います。

それで、2つ目でございます。

いよいよ広陵町議会も12月、来年3月で我々の任期は終わりでございます。この任期終了について、やはり広陵町が一番大きな問題点、いわゆる財政再建でございます。財政の問題は避けては通れない。当然次の選挙に向かっても、この財政の問題、一番大きくポイントになるんじゃないかなと、このようなことを考えております。財政問題は取り上げてもなかなか難しい。もう一つは、なかなか言いづらい。言っても、こんなんはなかなかどうなんかなと、解決が難しい、このような面があるんですが、しかし、これはほっとくわけにはいきません。

このたび、9月には決算を行いました。その中の決算書から4点ばかり取り上げて、今後この体制をどうとっていくんやと。当然来年に向かって新予算を組んでいるところです。その予算にもどのように生かしていくのか。このようなことについて、広陵町も財政再建を進めていかなくてはならない。このようなことを思っております。

まず大きなポイント、大きな点、4つあります。その1つは下水道会計でございます。下水道会計、この下水道というのは独立事業でして、利用者からお金をもらおうと。そのいただいたお金でいろいろ支払いに充てていくと。一つの企業体の会計でございます。このような会計の方式をとっております。しかし、これを中身を見ると、料金収入約2億数千万あるんですけどね、使った方には料金を支払っていただく。年間2億数千万入ってきますよと。入ってくるのはいいんです。じゃあ、いよいよ支出、支払いはどうなってますかと。借金の返済がございますと。約7億ぐらい借りてますと。これは果たして一体企業として成り立っているのかどうなのかというふうな問題でございます。

しかし、借金というのは必ず返さなくてはいけない、このような問題になるんですね。この辺を考えてみますと、料金収入、いわゆる収入は借金の返済額にも達していない。これは非常な大きな問題でございます。これは構造的な問題と見るのか。あるいは広陵町の場合は真美ヶ丘、みささぎ台は100%下水ですから、当然大字地区も100%下水道、同じところに住んで何でこんなにサービスが違うねんというようなことになりますのでね、当然無理をしてでも全世帯に100%下水が行くと。こんなもん広陵町ぐらいなんですよ。隣ではまだまだくみ取りもあるし、下水もないところが多いんですが、広陵町の場合はわずか4キロ四方ですから、小さいからこういうことができるんですが、しかし、それにしても、余りにも借金の返済が大きい。これについてはどうなのか。

これを一つの事業体として考えたら、特別会計の借金ではございますが、これは一般会計に振りかえるというぐらいの何か大胆な発想力がないと、料金収入でこれをつじつま合わせようとすると、これはいずれかは破綻という形にならざるを得ない、こういうようになってきます。夕張市が破綻しまして、一遍に下水道が二、三倍になっちゃった。二、三割じゃないんです、二、三倍になっちゃったと。それは当然そうですわ。独立会計だとそういうことになっております。この辺ちょっと大胆な発想がないと、解決点が見出せないのではないのか。そんなもん一般の予算からとってきたらいいんやというようなこともありますが、いつまでもいつまでも一般会計からはそんなお金入れるのが大変難しい、このようなことも出てきます。この再建はどう考えていったらいいのかということでございます。

2 番目でございます。

これもまた大きな問題で、国保会計、今回 1 億数千万円、1 億以上の赤字が出ております。それもそのはずで、1 億数千万円の滞納がある。当たり前の話なんですわ。多分入ってくるであろうと考えていたところが、実際はお金が入ってこない。入ってこない、しかし、出ていくものは出ていくと、このようなスライドですから、当然収支すれば赤字になっちゃう、このようなことでございます。赤字になるのは当然であると、こういうことでございます。

私、いろいろこの国保を払っている人、大多数の方は国保税をまじめに払ってくれております。町民の方、大多数の方は払っています。この間、さきの全員協議会ではこの問題も出ておりました。しかし、滞納があるからといって、その滞納分を、まじめに払ってくれている人に肩がわりさせて収支のバランスをとる。これは払わない人は一個も払わないんですわ。払ってくれる人に、さらに値上げをして収支バランスをとる。こんな方法で、果たして皆さん方はご理解願えるのかなと、このような問題が出ております。払えるもんにもっと払ってもうたらええんやというような、これは本末転倒と、こういうようなことでございます。

この辺については問題、やっぱり解決法が要ります。悪質な大口滞納者、この取り立ては一体どうなっているんですか、このようなことでございます。これはずっと今後の問題も響いてきますので、この辺、ちょっと経過を聞かせていただきたいと思います。

3 番目でございます。

図書館でございます。図書館、年間八千何百万円維持費がかかっている。当然かかります。本も毎年毎年 1, 0 0 0 万以上買わないかん。人件費もようけ要ってる。毎年、電気、ガス、水道いろいろかかります。文化活動、教育活動、非常にお金がかかるもんであります。

よくよくこの中身を見ますと、半数以上が、半分が町外の人が利用してるよと、このようなことでございます。果たしてこれがいつまでもこのようなことが可能なかどうか。町民の、町内の税金を使って、半分は町外の人にサービスを提供している。この辺について、もうそろそろ町外の人には何らかの負担を求めるのか、あるいは何らかの形をとるのか。こういうことも考えていかないと、多分これは行き詰まってくるだろう。

私は、広陵町が今までどおり財政が豊かやったら、ちょっと貫祿を示して、よその町民の方はどうぞ使ってください、これでもいいと思うんですよ。しかしながら、広陵町自体がごっつい借金の山で、お金返すのお金ないよと、このような時代に、これが果たしていいのか、悪いのか。やり方によっては、これこそ住民投票にかけるとおもいますよ。あなたの使っている税金、このように使っていますが、いいでしょうか。いいちゅうたら別段使った

らいいんですよ。どんどん町民の税金を使って、町外の人にサービスを提供してあげたいんですよ。しかしながら、これはそろそろちょっと考えてもらわなあかんのとちゃうかなということでございます。

いつまでもこうして、たくさんの職員さん、パート、アルバイトの人もおられますがね、もうちょっと町内のサービスに回してよと、こういうような声が出てくる。当然出てきます。あるいは、もうそんなもんは県立の図書館に渡してもうて、広陵分室ぐらいにして、県からちょっと委託費を半分ほどもらおうと、このような発想の転換も必要ではないのかというようなこともございます。あるいは町外の住民にやっぱり一部ちょっと費用を出してもらおうと。そうすれば、あつこの駐車場、公園駐車場の、町内の、町民の免税枠も広がるではないかと。

きのうたくさん署名持ってこられたと、このようなこともちょっと聞いてますからね。公園の駐車料、これはただでいきますと。たくさん署名が集まって持ってこられたと。これもやはり財政の裏づけがなかったらできませんのでね、私、やはり、町外の人にもサービスを提供しているから、何らかのちょっと負担してもらって町内の免税の枠をふやす。ちゃんと私も財政の提案を行って、その辺もひとつ考えていただかないかと思えます。

図書館の予算というのはいわゆる教育委員会の部門なんですけどね、今難しいのは、教育委員会はいろんなことでお金が要るんですわ。ご存じと思いますが、これから地元の小学校へどんどん障害を持っている方が中学校へ進学をされるんですよ。当然聞いておりますけどね、先生1人は国の基準の先生では足らんということで、いわゆる支援スタッフをつけると、こういうことなんですけどね。その指定、ご存じのように、1人、1対1ぐらい使うって難しいんですわ。支援スタッフはたくさん要ると、こういうことなんですわ。

ところが、予算がないよ、つかないよ、困るねと、お母さんが私のところに相談に来られたんです。支援スタッフをもうちょっと何とかならんかねということで来られているんですよ。お母さんはわかっているんですよ。予算ちゅうのはトータルで考えます。それは十分わかっていますと。いや、これは教育委員会の予算枠でありますから、この辺の図書館の、そろそろ町外のサービスにお金出すんじゃなくて、町内のサービスに専念してよ、一遍ちょっと今回の議会で取り上げてみようというようなことを私ちょっとお返事させてもらっております。

これは真美中にしろ、広陵中にもどんどん入ってくるんですよ。そのような、これからはどんどんと、守りの姿勢というんですけど、守りの姿勢として町内の方にね、町内の方のサービスにお金を回す、このようなちょっと発想が必要になってきているところでございます。

この辺についてもどうなのかというところであります。

4番。北葛城郡内、広陵町、ちょっと公債費比率は非常に高い、非常に不安、このようになってきております。2割を超えていると。この間新聞に出てましたね。25パーになったらそろそろ国、県、その支配下に入って強制的に再建やっちゃうよと、このようなことになってきております。図書館の話じゃないんですけどね、町外の方の住民のサービスする余裕はもうそろそろないよということで、この辺、いよいよ町内の財政再建、あるいは町内に向かってサービスを集結していこう、このようなことが必要ではないでしょうかということです。

上牧では、聞くところによりますと、ペガサスの駐車場を売りませと。ペガサスの駐車場を売ってまうんやて。その後、体育館とか保育所、それもそろそろ売るということも視野に入れてんやと。このようなことが出てるんで、広陵の場合は、まだ財産処分までは行ってないんですが、こんなん、決して人ごとの問題じゃないですよ、これ。広陵もいざとなったら、いよいよそのぐらい考えやないかんということにもなりかねない、このようなことでもあります。

しかしながら、広陵の場合はまだまだ開発するところがたくさんあります。幹線道路も走っている。これからはイズミヤさんなどが来るではないか。いろいろ期待もしているところでございます。よその町は財産の切り売りによって再建を果たそうと、このようなことをやっているんですが、うちはどうかそういうこともしゃんと、収入をふやす、これが一番の町の再生への進むところではございます。この辺の収入増、考えはどうでしょうか。どのように進めると考えるべきかどうかということでございます。

私、今回なぜこのような財政問題をうるさく言うかということ、今、問題は、いわゆる私の団塊の世代、真美ヶ丘ニュータウンでもどんどん定年になってますね。それで、今までたくさん町民税を払ってた人が定年になっちゃうと、これががくっと減ってくると。これは物すごい減りようなんです。現職と定年になった後ちゅうのは、これは物すごい勢いで減ってしまいます。今の税金でもたくさん払っている方が一気に減ってしまう。

ちょっとちなみに団塊の世代ってどのぐらいいてんやちゅうとね。昭和22年で267万人生まれてますね。23年で268万人。24年、私なんですけどね、私、269万人って、一番多い年なんです。269万。それに対して今現在は103万人やて。何と2.何倍以上我々はごちゃごちゃいてると。その年代が、私の場合は早期定年と、このようなことでもう定年退職したんですけどね。来年からちょっと税金もあんまり払えまへんど、こういう

ようなこともちょっと心配しているんですね。

それから考えたら、税金なんて、払うのが一遍に3分の1とか4分の1という額なんですよ。これはすごいですよ。広陵町の収入は、一遍にこれ住民税ががぼっと減る。こんだけの人間が一遍にぼっと定年になっちゃいますからね。この辺のちょっと心配を持ってますもんで、この財政再建ちゅうのは私の団塊の世代が一番取り組むと。団塊の世代が一番大きな関心を持ってるのがこの財政再建なんですわ。今までは町にたくさん税金払わせていただきました。

私もまた12月の20……（不規則発言あり）え、何、20、ちゃんと持っているんですよ、12月の25日に町民税を払うてくれと、こんなんくれるんですよ。ぺらぺらっとう。ああ、2万9,500円かと。ちゃうね。ゼロが1個多いね。これはちょっとおかしいんちゃうかなと、私も思うんや。こういうふうな税金が、これが一気にゼロに近うなるという、こういうことなんですよ、これ。これは1期分よ。これが3期分、全部で。こういうのんで町民税を払っているんですけどね。

我々の団塊の世代はこれがこうなっちゃうと、これが一気にゼロになっちゃうとどうなるかということやね。広陵町も今は大丈夫、これは大丈夫ちゅう返事やけど、そこの見込みがあるのかどうかということですよ。（不規則発言あり）いや、これは去年の収入で言うてるから高くなるんですよ、これね。だから、団塊の世代が、私ですらもう既に定年ね、やっとなる人がふえてきてる、団地にいっぱいいてる、このような状態で果たしていつまでもこの収入がもつのかと、一番私、身近に心配してますので、今回は、1つは障害福祉、これについて質問、2つ目がいわゆる決算から見た財政再建問題、これについてちょっと私、質問したところでございます。よろしく願いいたします。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。町長！お願いします。

平岡町長 ただいまご質問いただきました坂口議員の質問にお答えしたいと思います。

もう1番定着の坂口議員でございまして、今回4項目ご質問をいただきました。

まず、障害福祉の支援体制でございます。答弁として、旧株式会社大橋製作所の問題につきましては、新聞等、マスメディアの報道がすべて真実であれば、まことに遺憾なことであります。現在、会社は破産手続中と聞いておりますが、長年にわたって知的障害者を雇用されていた事情や経緯等は、今後明らかにされていくことであろうと思います。

さて、ご指摘のとおり、ハンディキャップを持つ障害者の権利擁護につきましては、ややもするとないがしろにされやすい問題であるとともに、認識や意思表示の困難性等から、非

常に表面化しにくい要因のあるものでございます。

地域ぐるみで再発防止策を模索し、去る10月26日に大和高田市、香芝市、葛城市、広陵町の中和地区3市1町で設立いたしました障害者自立支援協議会におきましても、就労支援部会を初めとする専門部会において、対象者の有する能力に応じたケアシステムの構築、及び地域で安心して暮らせることができる体制づくりへの取り組み、並びに関係機関のさらなる連携によって、このような事例を繰り返すことのないように、詳細の配慮のもとに対処してまいり所存であります。

最後に、対象となる知的障害者の現在の動静として、旧大橋製作所からの本年5月9日の生活の場の確保等の要請によって、当初、人道的な配慮から、本来の事務手続に先行して、5月15日に指定障害者支援施設青垣園へ9名を移送、うち1名が長崎県の郷里へ帰省、1名は生活環境上の配慮から他の施設のケアホームへ入居、他の1名は就労が決定したことによって退所、住所を変更して新しい生活を送られております。残った6名は青垣園の入所継続中ではありますが、就労可能な対象者につきましては、ハローワークや県、町及び事業所等の関係機関のあらゆる連携を駆使して調整を実施し、引き続き雇用の機会を打診している状況でございます。

本町といたしましても、さきに述べました自立支援協議会の個別の事例対応組織となる専門部会を通して、地域の実情に応じたきめの細かい運営体制を図ってまいります。また、他の事例についても同様に、地域の民生委員や区長、自治会長諸氏の理解と協力を得て、地域で働く障害者の方々を日常生活でも意識して見守るといった行動を働きかけているところがあります。これらに関する諸問題につきましては、今後も遅滞なく必要な支援を行ってまいります。

次、2番目でございますが、9月決算より、財政再建計画を問うということでご質問をいただきました。

まず初めの、下水道事業について再建をどう考えているのかということでございます。

下水道事業につきましては地方財政法上の公営企業とされており、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく独立採算制の原則が適用されているところでございます。しかしながら、下水道事業は多額の費用が伴うことから、雨水事業や普及特別対策事業に係る償還金、また、分流下水道については、一定の基準により一般会計より恒久的に繰り出しを行っていますが、すべての借り入れ返済を一般会計が負担することは法の趣旨に反するものと考えます。下水道会計は今後も適正な料金体系を見据え、適切な

時期に料金の見直しを図ることが求められているわけですが、何よりも、せつかくの下水道整備が完了いたしましても、家庭への接続をしていただかないと使用料をちょうだいすることができません。こうした中で、接続促進PRに積極的に努めているところであります。

次、2番でございますが、国保会計の悪質な大口滞納者の取り立てはどうしているのかということでございます。

坂口議員には本町の国保運営協議会の委員に就任いただいております、本年3月議会において同様のご質問をいただいていると存じますが、いつも国保会計につきましては貴重なご意見を賜り、まことにありがとうございます。

さて、そのときの答弁でもお答えさせていただいておりますが、国保会計につきましては全県的に比較的多額の滞納税を抱えており、取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。こうした中で、本町においては収納対策本部を別組織として設置し、国税局OBである執行官の指導のもと、滞納事務整理にかかわる知識、ノウハウを会得しながら、税負担の公平化に努め、納税者に理解していただくよう推し進めています。

滞納者に対しましては、あらゆる機会を通じて繰り返し納税勧奨を行っております。また、1カ月から6カ月の短期保険証の発行を初め、行政サービスの一部制限を行うとともに、療養費、高額療養費の支払いや出産一時金などの現物給付の支払い時において、滞納税への充当要請を行っております。

中でも悪質滞納者につきましては、重要催告書、差し押さえ予告書を出し、また、期日指定のもと滞納者を呼び出し、滞納処分を含めた納税交渉を行っております。一方、納税相談に応じない滞納者には、預金調査など各種の財産調査を行い、財産のある者には随時差し押さえを実施しています。中でもこうした滞納者にあつては、町のあらゆる公職者として、町の取引業者としても指名していません。表彰・感謝状の贈呈除外や、助成金・補助金の支給を停止するなど、他の自治体にない厳しい措置を講じているところでございます。今後も健全な国保財政のため、効果的な収納対策を推し進めたいと思います。

次、2の3でございますが、図書館運営費でございます。

いろんなアイデアをいただきました。県から委託費を半分もらってはどうか、また、町外住民の利用者に一部負担してもらったらどうかというご提案もいただきました。

答弁は、町立図書館は竹取公園に隣接し、町内外の利用者が気軽に立ち寄り、多くの方々にご利用をいただいております。平成18年度入館者数は23万6,572人、貸出冊数は5

2万3,831冊で、そのうち、町外利用者に対しては、約48%に当たる24万8,980冊を貸し出ししております。

そこで、町外の利用者に何らかの負担をしてもらってはどうかという議員のご提案ですが、図書館法では、公立図書館は、入館料、その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないと規定されているのでございます。そこで、町財政の負担軽減という観点から、町外利用者を規制してはどうかという考え方もあり、現に三郷町立図書館では、昨年度から貸し出しを町内のみとされています。しかし、本町と隣接する大和高田市、香芝市、田原本町などは、本町同様、広域的に貸し出しされており、これらの市や町と相互に利用しているのが実態です。

また、町外から多くの方が来られることでいろんな声を聞くことができ、サービスの質的向上につながっていると思います。本町としては今後も基本的にはこれまで同様、竹取公園とともに、だれもが利用でき、地域に愛され、町民に役立つ図書館を目指したいと考えています。しかし、厳しい財政状況における図書館運営のあり方については、議員ご指摘のように、あらゆる発想のもと、最小の経費で最大の効果を上げるよう取り組んでまいりますので、ご理解よろしく申し上げます。

次、財政再建の4番目でございます。

実質公債費比率が2割を超えた。インフラ整備を進め、産業活性化により財政再建を進めるべきと。また、収入をふやす努力を考えては。さらに、団塊の世代のリタイアに伴う税の収入減を心配いただいています。

答えは、平成18年度決算においては、実質公債費比率が21.2%と高くなっており、今後清掃施設建設に伴います地方債の元金の償還が発生することから、早期に実質公債費比率の改善は見込めず、財政的に厳しい局面は継続するものと思っております。

一方、先日発表されました平成18年度の経常収支比率につきましても、県下28番目で、その率は95.2%となっています。そうしたことから、5カ年50人削減、5カ年5億円経費削減等、積極的に行財政改革に取り組み、目標値を達成してまいったところであります。今後も第3次行政改革大綱により、実施計画に沿ってさらなる改革に取り組んでまいりたいと存じます。

ご提案いただきましたインフラ整備による財政再建策につきましても、増収策の角度から、かねてより大型商業施設など、都市的土地利用の促進による財源の安定確保に努めているところでございます。

以上のとおりでございます。

山田議長 2回目の質問を許します。

坂口議員 この答弁書ですけど、これを見たら、下水道のところ、これ抜けてまして、図書館のが2枚ついてまんねん。ちょっと下水道をやいてちょうだい、これ、下水道。(不規則発言あり)ほんなら、まあ聞きますわ。はいはい、わかりました。

まず1番、障害者福祉の支援体制。今回、新聞にも出て私も初めて知ったちゅうところが結構多かったですわ。問題は、今、広陵の中の企業、幾らあって、そこに何人ぐらいがそんな形で働いている、このまず実態把握ですね、どのぐらい把握しているのかが1つ。

2つ目は、このような企業にも当然自立支援協議会のメンバーに入っていたらかな、これから難しい。非常に難しい問題が出てまいります。そのような考えはないのかということです。自立支援協議会のいろいろ運営規定、ちゃんと企業も入れるようになっていくんですわ。そういうところを、雇っている人はメンバーに入ってくださいということになっております。自立支援法が一番の目的は、その地域ですべての障害者に関する関係機関、団体、当然親もそうです、入って一つのグループとしてする協議会を進めてきなさいと、こういうことになっております。しかしながら、広陵の場合は企業は一つも入っていないというところの問題がございます。この辺についても早急にちょっと対策をとっていかないと、これはえてして権利擁護で拾えないと、もう拾うところがなくなってしまうんですね。その辺の難しいところが問題がありますので、この点の体制についてどうなのか、考えているのかということについてお聞かせ願いたいと思います。

あと心配なのは、弁護士を結成して、広陵町を一遍ちょっと訴えようかと、このような動きもあるって新聞で見てるんですけどね、広陵町としては何か訴えられるような原因があるのか、ないのか。それを、私ちょっと勉強不足かわからんけどね、住民として住んで、いわゆる民民の関係でそのような現在の話になってきたんですけどね。行政はそのようなことについて何か責任をとるようなことがあるのか、ないのか。あるいは、行政としては、そのような心配点があるとしたらどのような対策をとっていかないいけないのかどうなのかということもちょっと私心配してるので、その辺のお考え。いいですよ、これは初めてのケースですのね、どのようになっていくのか、私ちょっと見てるんですが、その辺について何か考えがあったらちょっとお聞かせ願いたい。あるいは準備してるとかね、勉強してるとか、研究してるとか、そんなんあったらちょっとお聞かせ願いたいと思います。この問題はいずれまたいろんな問題でも出てくると思いますので、ちょっとお願いしたいと思います。

山田議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 ご質問いただきました障害者の雇用の実態ということでございます。

新聞等でもご存じと思いますが、県の自立支援協議会の方から、住み込みの実態の把握というのがございました。それにつきましては、11団体かあるというふうな公表をされておると思っています。本町には、大橋製作所以外のそういう住み込みの事業所はないというように思っております。ただ、広陵町の事業所に障害者の方がお勤めになっているかという、この把握は非常に難しいわけでございます。この辺が労働基準監督署の方でも把握がしにくいというふうなことで、このような状況をどう対応するかというのが、今、検討をされているという状況でございます。

それと、企業が自立支援協議会の中に入っていないと。現在、3市1町の中にも企業は入っていないと思っております。この辺につきましても、必要かどうかにつきましては、その協議会の中でこの大橋製作所の事件を踏まえて検討、協議してまいりたいと、このように思っていますので、よろしく願いいたします。

それと、今、訴えというふうなことでございます。私も新聞を見ておりますと、来年の1月に、指導監督義務がある国、県、町を相手に、障害者基礎年金の支払いなどを求める損害賠償訴訟を起こす方針というふうなことでございますが、どういう訴訟になるかということは今我々もわからないわけで、この辺についてはどうということは言えないということでご理解をお願いしたいと思います。

山田議長 坂口君！

坂口議員 今ちょっと回答をもらいましたが、手帳を持っている人は、これは把握できてるんですね。160名ばかりの知的障害者ね。身体は四百数十名、手帳を持ってるというのは、これはわかっているんですわ。問題は、広陵の中で、住民票を持ってて、広陵の中のそういうような企業に勤めているのが何人か、これがなかなか把握が難しい。しかしながら、今一番大橋製作所でわかったのは、勤めて、きちっとした雇用契約なりきちっとした体制がとれているのか、とれていないのか、これの一つは問題出てまいります。それに対して、いや、これは労基の問題やと、このようなことで済むんかな、済まないのではないかなと私ちょっと思うて。本来はこれは労基の問題、労働基準局の問題なんですよ。労基の関係なんですけど、だけど、難しいのは、このようなことからいくと、行政、いわゆる町の、今言うた監督管理責任、これはどないなるねんちゅうような話がまた出てこないとも限らないという心配をしておるんですわ。

ですから、いろんな障害を持っている方のフォローの体制ちゅうのは手帳では当然できるんですが、今言うてるような形を変えて働いている、その条件、働く条件、あるいはどのような条件という面については、今回初めてこのような問題が出てきたので一気に表へ出てしまったというところもあるんですけどね。この辺の問題もいわゆるこれは労基局で把握をやっているところ、部分もあるとは思んですけど、タイアップして、フォロー体制も今後はそろそろ考えていかなあかんちゃうかなというようなことを思っています。

これが、いわゆる広陵町の中で生まれて、小学校、中学校、養護学校へ行って、そして広陵町の中で働いて、そして最後まで広陵町で暮らすと。一貫体制ということのつながりもつながると思いますので、この問題、先ほど言うたら1月のちょっと状態を見ないと何とも言えませんのでね、また次の議会に回したいんですが、そのようなちょっと心配点を持っておりますので、障害者の把握、いわゆる働く場所についても把握、この辺についてもちょっと気をつけていっていただきたいと思いますので、この質問はこの程度で、今度、次の体制がわかりませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

さて2番目、いよいよ本命の財政再建であります。

1番目の下水道関係、ここでもちょっと回答をもらっております。

1つ、料金体制。100%料金体制では、そろそろこれは維持できるのかということ、非常に先ほど申したように、料金の収入はお金を返す額の半分にも行ってないよと、このような現状が1つ。もう一つ目、いつまでもいつまでも一般会計からごつつうお金、下水道会計へ持ってこれるかいなというような問題が2つございます。

最後に、じゃあ、これは下水道の使用料の値上げをして乗り切ろうかなんちゅうような話も今はなりかねない。現実なってるんですけどね。その値上げは、夕張市の例じゃないけど、2割、3割の値上げでは追っつかないんですよ、プラマイ・ゼロにしようと思ったら。いわゆる二、三倍にせなプラマイ・ゼロになれへんというような額ですわ。だけど、そんなもんを、果たして町民の理解が願えるのかという問題がございます。

その辺についてやはり実態をもうそろそろ広陵町の、そうしないと下水道はもっと安くなるという主張をする方もどんどん出てこられたら、何やもっと安いとちゃうかと、安くなるんじゃないかという、こう淡い期待も出てくると思うんですが、実態をひとつ町民にもはっきり言うちゃうと。言うて、実態、あなたたち、皆さん方が払っているお金、もらっているお金はこんなんですよと、実際返しておるお金はこんなんですよと、非常にアンバランスな収支になってございますちゅうのが1つと。

この辺の今いわゆるバランスのとり方、企業会計のあり方にもつながってくるんですけどね。どういうふうな体制、今後考えていったらいいのか。あるいはその体制をするためには、今後町民にはどのようなことをお願いしていったって理解してもらえたらいいのかということについて、2つにちょっと絞ってご回答願いたいと思います。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず、いただいた料金が下水道の費用としてどのように使われているかということにつきましては、決算等を通じまして、もう少し住民の方に理解していただけるような方向で今後周知、お知らせをしていく方向で一応考えさせていただきたいと思います。

また、企業会計ということで独立採算ということですが、やはりまだ建設段階にある時点で独立採算というのは、やはり投資的部門が大部分を占めますので、それはなかなか難しい部分があるということは私たちも十分理解はしているんですけども、一応企業会計といいますのはあくまでも独立採算制、ただ、その中で投資的経費をどのように扱っていくか、また、町として当然雨水対策事業等を負担していただく部分について、果たしてどれだけが正当な額であるか、やはりそういう部分も今後もう少し詰めた上で最終的に、そしたら料金をどれぐらいまで持っていかなければ独立採算制がとれないか、そこらはもう少し研究させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお聞きしたいと思います。

山田議長 坂口議員！

坂口議員 これについても、また次の来年3月予算ということもございましてね、その辺を見させていただきながら、3月議会で財政再建についてお聞きしたいと思います。

続いて、一番大きな問題、国保でございます。

国保問題。この国保問題、先ほどの過日の全員協議会でもお話があったんですわ。一番大きな問題は、滞納がすごくある。しかしながら赤字が出ている。(不規則発言あり) 2終わった。2終わりでしょう。(不規則発言あり) 違う、違う。さきの下水道は今終わりということなのでね。(不規則発言あり) ああ、そうかいな。はい、わかりました。失礼。先ほど下水道言うたので。はいはい、わかりました。

ほんなら、国保会計、これについては滞納があつて、赤字決算になってしまったという問題が1つあります。この問題は、一番問題は、住民の方に理解してもらわんと次のステップへ進めない。料金改正という話も私にもこの間説明してもらったんですけど、それは私に説明するんじゃなくて、住民の方に説明して、住民の方に理解してもらわんと、こんなんはなかなか難しい問題です。その辺のちょっと体制についてお聞きしたいと思います。

3番目の……（不規則発言あり）いや、だから最初忘れたと言うてまして。図書館関係、これについても確かに法律ではそうでございます。いろいろこれから経費削減取り組んでいきたいということなので、その辺も経費削減取り組んでいただいて、公園の駐車場のこともあります。ちゃんと経過を言ってきた。町内にはちゃんと免除の範囲も広がってくる。私もこのようなちゃんと期待を持っておりますのでね、この辺について、図書館関係についてもいろいろ経費削減策を考えてやってほしいと思います。

三郷町の場合は、おっしゃったとおり、もう町外に貸さないんですわ。そうなるとうんかという、貸し出す手間が一遍に減ってきて、職員さんもちょっと減ってきていると。減らしてもええんじゃないかと、こういうことになっているんですが、図書館だけは現実、今は職員何人、パート、アルバイトも入れて一体どのぐらい人数かけてんの、これだけちょっと教えてください。

そして、最後の公債費比率。今、心配しているのは、上牧は体育館とか保育所とか、そんなんも、今、ペガサスの駐車場を売ろうとか、こういう話、今、住民にね、新聞に出ているんですけどね。広陵町の場合はそういう心配はないのか。なしで再建していきたいとは考えているんですよ。だけど、万が一になったらそういうことも目標に入れて、町有財産の売却、当然あり得る話なんですわ。この辺についても、町財政再建、人を減らすだけではちょっと追いつけへんよちゅう話になってきた場合、この辺もちょっと目標に入れているのかどうか、この辺についてちょっとお聞かせ願いたいということで、私の再質問はこれで終わりでございます。お願いします。

山田議長 ようわかったか、内容が。（不規則発言あり）吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 国保の滞納に対するお尋ねでございます。

おっしゃるとおり、確かに多額の滞納がございます。町長の答弁の中でもお答えしましたとおり、全国国保保険者の大部分が滞納で苦しんでおるといのが実態でございます。広陵町といたしましては、収納対策本部を別建てで建てていただいて、意欲的に対応していただいております。その中で一番大切なのは、やはり差し押さえも辞さないという強い姿勢、これが滞納を減らす一番大きな原動力であるというように私は考えております。

今、住民の方にもその実態を公表すべきだというご意見でございます。私は滞納の実態を公表するにしても、やはり町の取り組みを、こういうことをやってるということをしっかとお訴えをしていくことが大切ではないかと。どうしても滞納はゼロにはならないという実態がございます。その辺ご理解をいただきたいと思います。以上です。

山田議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 図書館の職員体制でございますけれども、現在館長が2人おりますので、4月までは館長2人ということですので、7人と。1人になりますと6人と。それが正職員でございます。それと支援スタッフ4名でございます。以上です。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 公債費比率の問題でございます。

ご答弁でも申しておりましたけれども、平成21年、22年が、清掃施設関連元金の償還が生ずるので、ピークになるという状況でございます。こうしたことから、早急な公債費比率の改善をする必要があるというふうな観点から、公債費の繰り上げ償還を実施しようと、こういう思いでおるわけでございます。そして、その額にいたしまして、来年度計上いたしますのが、公的資金を含めまして2億3,500万程度の繰り上げ償還を実施いたしたいなと、こういう思いでおります。それに従って、平成24年度の起債比率におきまして16%、そして、平成26年度以降、3年平均で16%以下に持っていこうと、こういう計画で進みたいというふうに現在思っておるところでございます。

それからまた、当然財源確保の面から、財産処分、こうしたことにつきましても、本町の場合、現在、普通財産でいわゆる数年放置してある、そうしたものにつきましては処分の検討に入っておるものでございまして、処分可能な普通財産につきましては処分をしてまいりたいというふうな観点にも立っております。以上でございます。

山田議長 よろしいですか。

以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。

青木議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

ちょっと質問に入る前に少しお時間をいただきたいことをお許し願いたいと思います。

本議会初日に私が提案させていただきました、議員定数、2人削減して定数を14人とする提案に対しまして、多数の議員のご理解あるご賛同のもと可決していただきましたこと、まことにありがとうございます。お礼を申し上げます。

当然私たち現職議員、また議員を志す新人の方々にとっても、報酬削減以上に、周辺市町村の状況、本町の将来を踏まえて、議員としてみずからの身を切り、当選のハードルを上げることとなる厳しい選択でございました。提案者の私も次回の選挙でここに立っていれるかわからないという、非常に厳しい選択だったと思います。私も大変心配をしております。何

か周辺で提案された人が落選されたということも聞いてますので、非常に心配をしておるわけでございます。

そして、住民ニーズにこたえるため、議員一人一人の責任がより重くなり、狭き門より入るということで、意欲ある議員が誕生することと思います。現職議員だけでしかできない、ある意味では身勝手な行動ではありますが、その点、2人削減の意義を町民の皆様にご理解をいただきまして、これをお願いをいたしまして、質問に入らせていただきます。

1番目の質問、校・園庭を緑いっぱいの芝生に。

これは子供と先生と、そして保護者、地域の人たちが、芝生で走ったり、寝転がったり、語らったりして、大地の感触と自然の芝生の心地よさを肌を感じていただき、自然と共生、そして、それをより守っていく大切さを実感して、そして、さまざまな思い出をつくることができると思います。

芝生を植えるもう一つの意義は、私なりに、それはそれ以上に相乗効果として、芝生を校庭に植える作業を子供、先生、保護者、地域の人たちが共同して当たる、そして完成をさす、そしてまた維持管理をもその方法でやること、その結果、共同作業をすることで、おのおの心の触れ合い、そして、より深いきずなが生まれ、学校と地域と触れ合い、一体となり、潤いのあるまちが生まれてくるように感じます。

先進地では一定の成果が認められたと聞いております。最初から運動場全体とか広範囲じゃなく、校庭の一部からでも芝生化をすることで、町当局も理解あるご協力をしていただきたいと思いますが、どうでございましょうか。

質問の第2番目でございます。町有地の有効活用をということでございます。

町有地、すなわち町有財産ですね。特に国から移譲された国有地等を含めて、そのまま放置することより、取得希望の民間の人たちが出てこられましたら売却の方が、より物件の有効活用となるのではないのでしょうか。積極的に売却すべきと思います。もちろん公害等、迷惑のかけない用途であることは当然でございます。その点、十分な調査をした結果売却すれば、町財政にも多少のプラスとなり、町民に還元できると思いますが、どうでございましょうか。

3番目の質問でございます。赤坂墓地への三笠産業前の県道の拡幅工事の見通しはでございます。

多少私も側面から協力をさせていただいた者として、早期の完成を切望しているわけでございます。もちろん県の事業ということは十分承知しておりますが、通行車両も多く、墓参

り時、特に墓会という行事のときには本当に歩行者も多く、非常に危険な道路でありますので、早期の完成に向けて、町当局も今まで以上に強く高田土木に対応をしていただきたい。その意味で、できるだけ具体的な完成のスケジュールをお尋ねをいたします。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

山田議長 町長！答弁をお願いします。

平岡町長 ただいまの青木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

冒頭に、議員2減の提案者として謝意を述べられました。人口伸び盛りのまちでありながら厳しい定数減をご決定をいただきましたこと、まことにありがとうございました。私ども理事者部門においても、行財政改革をさらに推し進めることをお誓いをいたす次第でございます。

質問にお答えをしたいと思います。

校・園庭を緑いっぱいの芝生にしてはどうかというご提案でございます。

学校には緑の木々と広い校庭があります。子供たちは伸び伸びと校庭や園庭で遊びます。昼休みにはサッカーやドッジボール、縄跳びや遊具で遊ぶ姿を目にいたします。

ご提案の芝生広場でございますが、確かに芝生のよさは議員の申されるとおりですが、朝礼時に朝露で靴がぬれたり、霜の日など、校庭には適さない面もございます。県内でも芝生の校庭はなくなってきていると聞いております。しかし、運動場全面ではなく、クラス単位で芝生の感触を楽しめる程度の場所があってもよいと考えますので、十分検討し、議員ご指摘の情緒教育に貢献していきたいと思っております。どうぞよろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

2番目の、町有地の有効活用ということでございます。

町財政にも少しでもプラスになると思うということでございますが、答弁として、平成17年3月31日付で町に譲与があった里道、水路等の法定外公共物につきましては、民間へ、平成17年度に里道1件、水路2件、平成18年度に里道2件、平成19年度に水路1件の払い下げを実施いたしております。

払い下げに関しましては、現地調査や用途、及び地元区長、自治会長の承認を踏まえて、副町長を委員長とする町有財産処分委員会で、単価及び払い下げによる問題点等を整理、審査を行っております。今後も払い下げの要望等があれば、十分調査、審査を進めてまいりたいと考えております。

また、普通財産である町有地の現況につきましても、将来の用途、代替地、処分可能地等

の調査分析を行ったところでございます。これにより、処分可能な町有地につきましては、隣接者等の土地の有効利用を図ること、そして、自主財源確保の観点から、適正・公正に売却処分を進めてまいります。

次に3番目でございます。赤坂墓地への三笠産業前の県道の拡幅工事の見通しはどうかと、スケジュールをお聞きいただいたところでございます。

地元の皆さんには何かとご協力をいただきありがとうございますございました。おかげをもちまして、用地取得のための売買契約及び補償契約も関係者間で合意に達しました。県においては速やかに契約を締結し、平成20年度から2カ年事業として着手される予定であります。今後とも地元の皆さんのご協力のほど、よろしくお願い申し上げます、答弁を終わります。

山田議長 2回目の質問を受けます。14番議員！

青木議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

いわゆる校庭の芝生化、なるほど私、ちょっと勉強不足で逆行しているような感じですね。ただ、私、先ほども言いましたように、運動場全体を芝生化しようというのは、これは都会のいわゆる緑のなき屋上で運動場にしているとか、都会の小学校とか中学校、幼稚園は、これはそういう意味では温暖化対策とか、それは大いに結構と思います。私の言っているのはいわゆる運動場じゃなくして、いわゆるサブグラウンドとか校庭の一部を芝生化した方がどうですかということ。というのは、この1番目の質問でも言いましたように、目当てとしては、いわゆる共同作業で芝生化をしていこうやないかと。いわゆる一部校庭を決めてね、一遍にやなしに、徐々に、また、そういう意味で。

というのは、何かこの間ちょっと私調べさせていただきましたら、神戸市の桜の宮小学校で、行政がやるんじゃなしに、もちろん行政が大まかな整備は多少するけど、ほとんどは手づくりで、共同作業でやったという。そこで、神戸は特に震災に襲われたということでのことも踏まえて、地域の人々のきずなをつくるのには、きずな、きずな言うても、やっぱり手段が要るわけですね。その一つの手段として、学校の校庭を緑の芝生にというのがあったところに書いているわけですねけど、ちょっと確かめたら、そのとおりやっただけです。

そこで、その意味で、広陵町、確かに馬見丘陵公園もあり、芝生にも恵まれているところもあります。しかし、みずから共同作業で芝生をつくったという、このことと維持管理が、それもお互いに助け合うてやっていこうと。そこで、私の言ってる、ここの小学校もそうですが、サッカー場とか、また野球場とかいう、そのぐらい高度な芝生やなしに、まず、原っぱと考えるとやっているというのが、それの方がいいんだと、虫も出てくるやろうしというこ

とで。そういうことでやっているということで、私は芝生化で霜がついてどう、これもまたいろいろあると思いますが、私の言っているのは、そういう意味をもって、芝生化を媒体として地域のコミュニケーションや、あるいは地域ときずなをつくっていく共同作業という、それを教育委員会であり、また行政であり、それをバックアップをしていくというのにいいんじゃないかなというわけです。そこで寝転がったり、語らったりと。

これね、私、修行中に、奈良で修行行ったときに、ご存じのように飛火野いうところで、広大な芝生のところがあるわけで、ロマンチックなところですね。私は一人だけでしたけどね。そこで寝転んで、耳のところへちょっとこう芝生の感触、あおむけに見たら真っ青な空を見たら、おれは天下をとれるのちゃうかなという錯覚まで起こる。そのように芝生のやっぱり温かさちゅうのか、しっかりせえよという、こう耳にこそぼるようなところもあるわけで。

そういう意味をもって、いわゆるみずから皆でつくった校庭の芝生、園庭、いわゆる幼稚園なり保育園なりにあると、これが私。ちょっと金かかるのには僕もびっくりしましたけどね、よう考えたら皆ボランティアやいろいろな意味で、1平方当たり3,000円ぐらいでいけましたよとか、いや、維持管理は100円ぐらいでいってますよとかいう、ちょっとこう書いてましたからな、これもあんまりかからんらしい。町長は心配されてるけど、これな、これもあんまりかからんらしいということですのでね。ちょっとその辺のことをね。

もちろん教育委員会の方は思いはあると思いますけどね。何か一つ物を、媒体をつくらなければ物は動かないんじゃないかなと。祭り、だんじりがなかって、歌を歌うて前へ歩けちゅうても、それはできないと一緒に、そういう意味が私は行政の仕事の一つかなと、こう思うわけですので、そういう意味で質問をさせていただいたということで、ちょっと簡単に、反論して下さっても結構ですので。

山田議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 議員ご提案の地域との共同による維持管理ということを前提にいたしまして、そういう観点から、先進地も参考にいたしまして十分研究させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

山田議長 14番議員！

青木議員 これは同じことを言うてもしゃあないから、次に参ります。次の質問に移らせていただきます。

いわゆる町有財産、町有地ですね、これを有効活用ということで言わせていただいたわけ

でございます。きのう、おとといやったかな、読売新聞に、こう見てましたら町有地をネット公売、平群町というのがあって、ここも財政難で売り出そうというてネット販売をしたという。まとまった土地ですから、最低価格は雑種地で1,093万5,000円、それから宅地が956万ですか、こういうことでやろうやないかというてやっておられる平群町のこともちらっと載ってましたしね。広陵町に今そのぐらい立派なものがないのかどうか知りませんが、ないはずですけどね。

そこで、私が言っているのは、ここでこんな何か委員会ができてましてね。副町長を委員長とする町有財産処分委員会、そんなんありましてんな。知りませんでしてん。こういうのを知ってたらよかってんけど、私うっかり勉強不足で知りませんでして、もう既に立ち上がって実績を上げていただいているということを聞いて、これはありがたいなど。

そこで、いわゆる確かに国有地であったところ、日の目に見にくかった裏で込み入ったところとか、いろいろあったと思います。既にもうそういう国有地の用を達していないようなところもあるところもあると思います。厚かましい人がいろいろ使っていただいているところもあると思います。そういう意味で、ある程度そのことも含めて買っていただく。使うてくれはった人は得しよったけど、それを買っていただくぐらいのことをやっていって、当たり前のことですから、その意味で、ちょっとでもいいから、手間かけて損やちゅうことになればいけませんので、それも十分精査した中で、いわゆる町有財産の有効活用として考えていっていただきたいなど、こう思うわけでございますので、ここで副町長は委員長ですので、どのような形で、これはちらっと書いてますけど、今後の取り組みということも含めて、ちょっと意欲あるところを聞かせていただきたいと思います。

山田議長 山村副町長！

山村副町長 議員ご指摘のとおり、用をなしていない土地を、そのままいつまでも町有地だといって管理をしておく必要はないかと思えます。適正な価格で使っていただく方に有効活用していただければ、また逆に固定資産税の課税もできるということにもつながってまいりますので、不要な土地については鋭意適正な価格で払い下げといいますか、販売をしていきたいと思えます。

また、普通財産につきましても町の財産として町内至るところでございますので、用途を考えられない分については早急に処分をしてはどうかというふうに内部で議論をしているところでございます。

また、まとまった土地を将来こういった形で販売しなければならないのは、旧の清掃セン

ターの跡地を整備した場合に、これについての販売も考えていかなければならないというふうに思っておりますので、先ほどネット販売等も事例をご紹介いただきましたので、有効に、有利に販売できる方法を今後検討していきたいと思っております。

山田議長 14番議員！

青木議員 そういうことでございますので、何分財政逼迫しているときですので、持てるものは、必要以外でなお活用していただける、民間にしたら活用、より効果が上がっていくのであれば、これは大いに一石三鳥ぐらいの値打ちがあると思うわけですのでね。

そこで、この間ちょっと萱野領地やったと思いますのやけど、大福寺公園周辺の空き地、国有地をちょっと整備をしていただいたわけで、そこでその広い、ある程度の面積もあると思いますので、周辺の人がみずからで活用したいなというようなことがあれば大いにそこも考えていただいた方が、手間かけただけで何やなかったということでもぐあいが悪いので、まあまあもちろんあらゆる面にマイナスになるようなことが起こればいけませんので、ひとつその辺はよろしくお願いをしたいと思います。

それでは3番目の質問でございますが、これは県の事業ですのでね、まあまあどうせこうせじゃないと思うわけですけど、広陵町の墓、いわゆる墓地のあるところですのでね、私もいずれお世話になるということですので、ここにいてる人は皆あこへお世話に、大体、いやいや、北校区の人ですよ、そういう場所でね。墓参りで交通事故で死んだというのも、これはまた格好つかんなど、こう思うわけですので。

いかんせん、あの道は本当は大西ガソリンスタンドからぼんと突き当たって、丘陵公園の道にジョイントするというのが一つの大きな都市計画の道でしてんけどね、これがとんざしたことで、苦肉の策として拡幅をしていくという、これは状況もあったことも事実ですのでね、死んだ子の年は数えられないので、あこを拡幅ということになったと思います。

大変時間もかかっているなということで、私自身も心配をして、いろんな人たちからも、どないなったんで、わしの責任みたいに怒られたこともあるわけですねけど、県でんねと、こう言うて逃げてましてんけど、それは県であろうが何であろうが、町民もみんな通ったら、事業は県でやるが、しかし、金を出すのは県であっても、やっぱり町がそういう意味で大いにそのことについてどんどん物を申していくというのは当たり前の、県民の一人ですので当然だなど、こう思うわけですので。

大体いろんなものがクリアしたようでございますので、何としても早いこと、一日も早く事業の完成をしていわゆる安全な道に。結構抜け道としての大変通行量の多いところですよ

でね。まして、もうじきに直すやっつてにほっとこかというて、アスファルトも大分傷んでますので、できるだけ早く、20年っていうて書いてましたけど、スムーズに工事の進捗をひとつお願いしたいなと、こう思うわけでございますので。これは県の事業でございますが、念のために担当部長、いや、理事さんか、ちょっともう1回言うてください。

山田議長 中尾理事！

中尾理事 今ご心配いただいていた件でございますが、先日やっつと肝心のといたしますか、大きな地主さんが1軒工場前にあると思いますので、その方が大変ご理解いただきました。そのことについては青木議員さんもいろいろお世話願いまして、やっつとその運びになったわけです。それで、その運びになった部分につきましても、また、長濱議員さんについてもいろいろ代替地の方でいろいろお世話になったという経緯もございますので、議員の皆さんのおかげでこういう結果になったというように認識しております。

この間も、先日高田土木の所長さんともいろいろ、すぐやっつてくれという話をしてたわけなんですけど、答弁の中に20年、21年というふうに書いておりますが、遅くても21年という確認をしておりますので、でき得れば20年度の中で予算をつけてくれという要望も重ねてやっております。間違いなしに工事の方は進んでいくというつもりでございますので、長らく皆さんにご迷惑をかけましたけども、ようやく完成すると思われまますので、よろしくお願ひします。

山田議長 これで青木議員の質問は終わりました。

次に、八代君の発言を許します。(不規則発言あり) まだ1時間半です。

八代議員 きのはちょっと長かったようで、後ろの議長やら前の方にご迷惑をかけたようですから、きょうは簡単、率直にやります。

山田議長 1時間、持ち時間使ってください。

八代議員 いやいや、後ろが怖いよって。

山田議長 別に1時間使ってください。十分使ってください。

八代議員 19年6月議会で、私は一般質問におきまして、町長の答弁の中で香芝警察署が平成20年の3月に新設と、5月9日に落成式が挙行される。広陵町はその管轄に入る。また、その後の説明では、本町の交番の体制は、現在の1交番、3駐在の9名体制から、2交番、1駐在の13名体制になります。警察施設の拠点では1減でありますけど、人員配置では4名増員されると聞いております。香芝市の一部地区、真美ヶ丘の2、3、4、6、7も担当区域になりますので、私は実質12名から3名増員と、そういう意味で、人員的には1.33

倍になり、通常の警備体制の強化、あるいは24時間交代制の交番の増設等で夜間の警備も強化され、広陵町住民の安心感につながると思っております。町長が事あるごとに県や警察関係に要請をしていただいたことが効果を上げたのではないかと、大いに感謝は十分しております。

そこで、1番ですが、開設まであとわずかとなりました。高田警察署から管轄が変わることによりまして、先ほどちょっと述べましたけれども、それ以外に本町の安全・安心あるいは防犯体制が具体的にどのように変わるのか、あるいは何人体制の警察署なのか。現時点で決定されていることについてお答えいただければと思います。

その2番ですね。今回、馬見北、中地区におきまして交番等の警察施設の設置要望は、町長の熱心なご努力、先ほど感謝を申し上げましたが、にもかかわらず、実現はしませんでした。私は現在もこの地域の実情、人口、児童数等を見ると、必要だと考えております。町長はどう考えておられるのか。今後も努力をしていただけるのか。その辺の気持ちをお尋ねしたい。

次に、2番目の質問でございます。平成19年度も8カ月経過しました。本町の実質公債費比率、先ほど述べられました21.2%と非常に高く、8月には、県知事あてに平成19年度公債費負担適正化計画を提出されております。その場合に、やはり入るべき収入、つまり税金等ですね、これがやっぱり確保されないと、非常に難しくなります。先ほど坂口議員は健康保険税について申されましたが、住民税、固定資産税等、主要な税金について、前年同月に比べて金額とか達成率はどうなっておりますか。

その2番。今年度から税制的に中立的とはいえ、税源移譲により、地方税が大幅に増額になった人がおられます。担当部局、収納対策本部等にいろいろな声が寄せられていると思いますが、実情はどうか。

3番。これも坂口議員にちょっと述べられましたが、健康保険税以外の先ほどの住民税、固定資産税ですね。大口・長期の滞納者の納付状況はどうか。法的手続の執行状況はどうか。それもやっている方法論は述べられましたけれども、要は、実際数字がどうなっておるかというのは大事かと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたい。

それから、町広報の12月1日号ですね。滞納ゼロを目指してという記事を読みました。県下全市町村一斉に滞納整理強化月間設定のための関連記事だと思います。よい結果が出ることを期待しております。これも含めて、できれば次の議会にこの結果、追加、願望があれば、次の次の議会にはお聞きしたい。以上であります。(不規則発言あり)

山田議長 いや、あれね、3分とまってまして、時計が。済みません。時計がとまっておりましたもので、ごめんなさい。（「何分やったんかな思うて」の声あり）そんなはずじゃあない。こちらの手違いで、十分に使ってください。町長！答弁をお願いします。はい、どうぞ。

平岡町長 八代議員からご質問、2点ございます。お答えを申し上げたいと思いますが、香芝警察署新設と、広陵町の防犯体制についてご質問をいただきました。

八代議員は、かねてから馬見中、北地区に交番等の設置が必要だと強い信念を持っておられます。私どもも同感でございますし、実現に努力を積み重ねてまいったところでございます。町長はどう考えているのかと、今後の努力をするのかどうか、そんなご質問でございました。

答弁として、香芝警察署新設に伴います本町の交番、駐在所の体制でございますが、既にご承知いただいておりますとおり、現行の1交番、3駐在所から、広陵交番、馬見交番、箸尾駐在所の2交番、1駐在所に来年4月から再編されます。この中では正相駐在所が廃止され、真美ヶ丘地内の馬見駐在所が馬見交番として格上げされるものであります。勤務につく警察官も、現在の9名から13名に増員され、夜間におきましても警察力が強化され、きめ細かい、質の高い治安維持活動が期待できるわけでございます。また、防犯、交通等、有事の際の窓口対応については、県内どの署においても連絡体制が図られているところであります。

さらに、馬見中・北地区に対する交番の新設につきましては、八代議員と、また、きょう傍聴いただいている馬見北の宮脇自治会長さん等とともに、県知事に対し、地元の熱い設置要望にご尽力を賜りご苦勞をいただいたわけではありますが、すべてが実現に至っていません。今後も、人口の配分や位置的から見ても必要との認識はしておりますので、地域の皆さんと一緒に設置要望を推し進めたいと存じておりますので、よろしく願い申し上げます。

次、2つ目でございますが、主要町税の収納状況はどうかと、大口滞納の収納状況、法的手続の執行状況はどうかというお尋ねでございます。

主要3税の徴収率につきましては、住民税は、税制改正や税源移譲で分納希望者も増加傾向となったことから、前年度に比べ1.55%低下しておりますが、固定資産税では0.3%、国民健康保険税では0.57%増加している状況であります。

2番の税源移譲につきましては、高齢者控除の廃止など、国の制度改革に対する怒りや、高齢者の方々からは、昨年と同じ年金額なのにこんな高くなるのかという問い合わせなどが多くありましたが、細かく納税者ごとに説明を促し、理解を求めながら、納税の督励をいた

してきたところであります。

大口滞納者につきましては坂口議員にお答えしたとおりであります。また、囑託で来ていただいている経験豊かな国税局OBである執行官の指導のもと、差し押さえを初めとする滞納処分や実情に応じた分納誓約などによる納税により、善良な納税者との公平性を堅持したいと思っております。なお、昨年12月からの1年間で、11件の差し押さえと2件の公売を執行いたしております。

以上のとおりでございます。

山田議長 2回目の質問をしてください。八代議員！

八代議員 1番目の警察署の新設等、広陵町の防犯体制についてですが、町長の努力を今後もしていただくということで、大いに期待をし、その実現に我々も精いっぱい努力はしたいと思えます。

ちょっと質問したいんですけど、一体香芝警察はどのぐらいの規模になるんですか。例えば大規模署とか中規模署とか、いろいろありますね。一体何人体制の警察になるのかなど。私は、例えばこのたび広陵町の担当が2交番、1駐在で13名。そうしますと、香芝が広陵の約2.2～2.3倍ですから、そこで30名ぐらい、現場の交番配置の警察が要るのかなど。そうすると、40名ちょっとが現場事務所いうんですか、交番あるいは駐在所の後、もちろんあと本署に総務課やら交通安全やら、あるいは刑事課、生活安全課ですか、いろいろあると思えますけども、この警察署の規模、例えばどの辺になるのかなど。私皆目見当つきませんし、交番の体制以外に広陵町の警備体制は変わるんかどうか、その辺、わかりました範囲で結構ですんで、お願いしたいと思えます。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 新たに香芝警察署の組織あるいは規模でございますが、現時点において、香芝市、広陵町を所管区域といたします、人口が10万6,000人、警察署員が約100名で治安維持活動を実施体制として持っておられる状況でございます。

ご承知のように、完成予定につきましては来年の2月25日、竣工式は来年の5月9日と定まっておるものでございます。

そして、広陵町のメリットあるいは改善といった点でございますけれども、先ほど改善につきましては2交番、1駐在所、13名に強化される、そういった内容でございます。そしてまた、地域に密着した警察活動の展開というふうな観点から、今後、警察官1人当たりの負担が県下で最も高い状態が継続していた、その内容を香芝警察署の新設によりまして負担

の軽減が図られるというふうなこともメリットとして聞いてございます。

それから、警察署の関連、現在の高田警察署との関連につきましての業務等でございますけれども、運転免許更新の手続きは高田警察署、あるいはまた違った警察署でも事務手続は可能という状況でございますし、犯罪被害等、各種の事件、事故の届け出があった場合は、管轄の警察署を問わず、どの警察でも受理するという内容でございますので、防犯体制につきましては、有事の際は高田警察署等も受理をしていただけるものと、こういう体制が今聞かされている内容でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

山田議長 11番議員！

八代議員 警察の問題は、本町に完全な統治者能力がありませんので、ひとつ、理事者、町長初め、副町長以下、特命の理事の方もより一層のご努力をいただいて、住民の期待にこたえていただけるようにしていただければありがたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

19年8月31日に、広財第114号で、奈良県知事あてに町長が、先ほど質問で言いました、平成19年度公債費負担適正化計画の提出についてということで文書を提出されておられます。そこで、その実質公債費負担の現状と見込みということで、1、2、3、4と述べておられます。それから、実質公債費負担の比率の推移と、こういうことで述べておられますが、この達成が非常に難しいのではないかなど。

それからもう一つ、これは最近の新聞記事ですが、総務省が新たに4つの指標を、これは11月16日号の朝刊、日本経済新聞とか読売とか、各紙へ出ておりましたが、総務省が4つの指標をつくりまして、きょう自治体に提示したと、こういう記事があります。4つの指標とは何かといいますと、第1の指標が実質赤字比率であります。それから、2番目が連結実質赤字比率であります。3番目が、今、問題になっておる実質公債費比率であります。それから、4番目が将来負担比率と。

私もこれを読んでみたんですが、なかなかわかりにくいんです。これは町長の批判ですよ。新聞社に対してでも、全然その意味の解説がないんです。それで、これを担当の部長にお聞きしまして、一体これはどういう数字で、どうやって計算するんやとお聞きしました。そしてその回答をいただいたんですが、それもまた非常に難しいんです。

私、多少は議員になりましてから財政のことも質問するために多少勉強したんですが、それでもなかなかわかりにくい。この実質公債赤字比率は何や言うたら、一般会計等の実質赤字を標準財政規模で割るんやと書いてあります。そうやったら、これはどの数字とどの数字

が当てはまってこうなるんやと聞きますと、もうさっぱりわからん。そういうのが4つともそうなんですね。これ、ご理解いただいていると担当部長さんは思うんですけども、もう少し、これは質問やないんですよ、わかりやすく資料をいただければありがたいなと、こう思うわけであります。

そうしまして、この4つの指標で自治体の今後の財務関係の資料にするそうですので、実質公債費比率が、当初の計画によりますと、こう書いてございます。最後の方ですね。

今後の見通しと目標ということで、政府資金の繰り上げ償還の実施により、平成21年度以降の公債費の軽減が図られることにより、平成20年度がピークと考えていると。来年度ですが、懸案事業が終了したことから、徐々ではあるが、実質公債費比率が低下すると思われる。目標として、できるだけ早急に3年平均18%を切れるような財政措置が必要であるが、清掃施設建設による元金の償還もあり、当面は平成23年度から単年度18%を切ることを目標に、平成26年度では3カ年平均18%を切るような財政運営に心がけたいと。

こういうのがありまして、これを実現するように切望しておるわけですけども、そのためにも、まず、入る方は精いっぱいきちっと努力をしていただく。そして、出る方ですね。これは前の議会には申し上げましたが、入るをはかって出るを制すと、こういう気持ちで、町長は十分に深刻な財政状態を承知しておられると思いますので、事業・政策・施策立案に当たりましては十分検討していただきまして、その辺を施政方針していただきたいと思いますので、ひとつ町長の決意をお願いいたしまして、質問を終わりたい、こう思います。

山田議長 平岡町長！

平岡町長 今、県に対しまして公文書をお読みをいただいたところでございまして、私どもの財政計画をきっちりと県に述べているところでございます。起債の繰り上げ償還をする。それだけのゆとりがまちにも出てきたと思います。しかし、じっとしておれば借金は返せるわけでございますが、これでは新しい住民サービスは展開できません。仕事をしながら効率的な行政運営をして財源を生み出していこうというねらいでございまして、皆さんとともに行政改革を進めて、人様の批判の的にならないまちづくりのために努力を続けたいと思います。どうぞよろしく願いしておきます。

山田議長 ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。4時まで休憩いたします。

(P.M. 3:51 休憩)

(P.M. 4:04 再開)

山田議長 休憩を解き、再開いたします。

次に、長濱君の発言を許します。

長濱議員 それでは、議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

県道田原本王寺線の拡幅工事について、用地取得と供用開始の時期についてでございますが、先ほどこれは青木議員から質問されましたので、同じ答弁になろうかと思いますが、現在の町の知り得る範囲で結構ですので、ご答弁をお願いします。

以上、ここからの質問を終わります。

山田議長 では、平岡町長！答弁をお願いします。

平岡町長 長濱議員から、県道桜井田原本王寺線の拡幅工事について、供用開始の時期はどうかというお尋ねでございます。

県道桜井田原本王寺線の拡幅工事につきましてはさきの青木議員に答弁いたしましたところでありますが、懸案でありました事業も、おかげさまで、用地や補償について契約締結の運びとなりました。県においては、平成21年度中の供用開始に向けて工事が進められることと伺っております。

地元議員として陰でご尽力をくださったこと、よく承知をしております。本当にありがとうございました。感謝をしています。

終わります。

山田議長 7番議員！2回目の質問をお願いします。

長濱議員 次に、同じ寺戸地域内にあります高田川の河川公園事業について、関連質問としてお聞きをいたします。

高田川河川公園につきましては、前回の9月議会にも質問をいたしましたが、まず、県土木の今の状況をお聞かせ願いたい。

また、おん登里橋までの舗装については、18年の9月議会で町長は、遊歩道として事業計画を行い、実施する方向で協議を進めてまいるとの町長の答弁でございましたが、今、現状はどうなっておるのか、お伺いしたいと思います。

山田議長 答弁をお願いします。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず、高田川の公園につきましては、9月のときにご質問をいただきまして、馬見川の汚濁水が河川公園内に入るということで、その対策としまして一応サイホン工事を行うということでご答弁申し上げました。これにつきましては県も一応その工法につきましては了解いただいておりますが、ちょっと財源の手当の関係でおくれておりますが、これに

つきましては早急にしていただくように、再度、町としましても土木の方へ強く要請したいと思っております。

それからまた、遊歩道の件でございますが、これにつきましても、一応県に対しまして町として整備のお願いはしておりますが、なかなか県としましても財源の厳しき折ですので、この事業採択につきましては今のところ至っておりません。町としましても今後も根強くお願いをしていきたいと思っておりますが、見込みとしましてはなかなか厳しい状況であるということでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

山田議長 7番議員！

長濱議員 県も町も厳しい状況はよくわかります。ところが、町長の答弁では、18年の9月議会には、先ほど申しましたようにそういうような回答をしてもらったわけで、また、19年になりますと、財政上の問題もあり、実現は難しい状況とのことでありますが、今後も粘り強く協議を進めてまいります。だんだんトーンダウンしてますのやね。この辺ね、当初のやっぱり答弁とかなり違いますのやけども、何でかなと私は不思議でかなわん。それから、これからの答弁は、何についてもやっぱり当初の答弁をきっちりと考えてもらって、トーンダウンのないような答弁をしてもらいたいなと、こう注意をしておきます。以上です。

山田議長 お答えは。町長！

平岡町長 長濱議員の地元、寺戸の高田川の公園のことでございます。南の大字の皆さんにもご説明を申し上げて、県の施行であの高田川を本当にもとの清流に取り戻せるように、あの川辺で遊べるようにということで、公園づくりを県にお願いしておったところでございます。皆さん、あのわかりにくい点、一から説明をしておりますが、本来、町負担なしで県の手でやってやろうということをお願いしていたところでございますが、いい公園をつくってくれると思うて期待しておったんですが、なかなかだれも寄りつかんような結果になっています。もう少し考えて、人さんが遊べるような、くつろげるような、先ほど青木議員がおっしゃったように、堤防も芝生広場もよく似たようなことございまして、あこでころこんで遊べるような、ロマンチックを感じるような、そんな公園にしてほしいわけございまして、県に再三、もっと考え直してくれと、こう言うたところ、金ないと、こういうわけございまして、これで決して我々はあきらめたものではないわけございまして、まちの方も、坂本産業というのか、あのプラスチック屋もございまして、あこにえらい災いをしているわけございまして。こういうこともあわせて、あのまま放置しているのではないと。根強く頑張っていきたい。最終は県がギブアップすれば、町の方でもしっかりと対応していきたいと、

そんな思いでございます。

山田議長 以上で長濱君の一般質問は終了いたしました。

次に、松浦君の発言を許します。

松浦議員 皆さん、こんにちは。最終になると思いますので、議長のお許しをいただき、2番議員の松浦敏信です。一般質問をさせていただきます。

12月、師走に入り、ことしも終わりを迎えようとしています。昨年も同じような言葉を申し上げたと記憶しています。経済の方も、昨年同様に芳しくありません。

たしか去年は、年を越せる人、越せない人ということを上げたとします。ことは自分に言われているようです。自分がどのような思いで年を越せるか。来年は住民の皆様から人間評価を受ける年です。余裕のない、また余裕で年を迎える人、それぞれである。議員定数によって、まちの財政が潤うか、今後の町政に、より住民にプラスになるか、マイナスになるか、楽しみである。自分は決定されたことについて、全力投球で、地域、まちの発展に向かっていきます。定員削減により、町民の声が議会に反映が少なくならないように努めたいと思います。

一般社会では、防衛省の守屋氏問題、また一方では、トラ退治と騒がれた女性議員の不倫問題、まだまだたくさん不祥事が出てきます。日本の国は一体どうなっているのか。一向に国民にとって美しい明るい話が出てきません。

そこで、我が広陵のまちで何かないかと見てみますと、やはりありました。莫大な資金を投じましたが、立派な清掃センターがまちをきれいにしてくれています。スポーツでは、中学生が県下で優秀な成績を上げてくれました。しかし、まちの行政が果たして町民から信頼されたものであるかと思いつつ、行政のあり方と姿勢について質問いたします。

1つは、住民から寄せられた意見、要望、すなわち議会での一般質問、受けられた理事者側対応、処置、状況を知りたい。答弁は先ほど長濱議員もおっしゃったように、答弁はその都度いただいておりますが、努めてまいりますという答えだけです。

1つ、交通事故対策面についても、畿央大学西側交差点、馬見中4丁目、5丁目の改善。そのときは、いろいろ改善いたしますというお答えをいただいております。

2番目に、広陵町と香芝市にまたがる（馬見南5丁目、真美ヶ丘7丁目15）境界線の事故が多いところであります。その処置の仕方もおくれておりました。

遊休農地活用について、地主に活用提供のできやすい体制をお願いしたいと。

それが第1問目の要望と質問です。

山田議長 答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 松浦議員からいろいろとご批判の声をいただいたところでございます。町行政の姿勢について厳しい言葉もいただきました。努めてまいりますという回答が随分多いわけですが、本当に努力しているのかというようなことかと思えます。我々はこの言葉には大いに自信を持って頑張るぞということをお答えしているつもりでございますが、その真意をしっかりとお酌み取りいただくように頑張っていきたいと思えます。

松浦議員のところには、随分多くの町行政のいろんな対応のまずさをご指摘をいただいているようでございまして、先ほども私聞かせていただきまして、そう感じております。言葉を控え目におっしゃったわけですが、質問の内容には厳しいものがあるようでございます。ここに書いてありますことを想定して回答をいたします。

まず、交通事故対策でございますが、ご指摘のとおり、住民から寄せられた議員からの一般質問につきましては真摯に受けとめ、真剣に答弁を申し上げているところでございます。要望によっては少々時間を要する場合も考えられますが、こうしたときは放置されたと誤解を招くことのないよう、部課長等を通じて経過説明をするよう、関係部署に常に指示をいたしているところであります。

今回ご指摘の1番目にご質問いただいております、畿央大学西側交差点におきましても検討は加えているところでありますが、道路中央の擁壁につきましては歩行者の横断中の安全を確保されたものであることから、ドライバーには右折について慎重を期していただく必要があるのではないかと考えているところでございます。

なお、6月議会で答弁申し上げます交差点内の誘導ラインについては、再考してまいりますと存じます。

次に、2番目の、広陵町と香芝市にまたがる幅員の同じくした交差点での事故の発生が多しとして、安全対策についてご指摘をいただいておりますが、一部の交差点においては、交差点中央のプラス表示を現場で確認しております。今後危険な箇所の点検をしてまいりたいと考えています。

次に、遊休農地の活用でございます。地主に活用提供のできやすい体制をとれというご提案でございます。遊休農地の活用についてですが、本年度より、国の補助事業による農地・水・環境保全向上対策事業として、農地や農村環境保全のため、町内12地区が参加、申請し、活動いただいているところでございます。活動の中で、遊休農地のある地区においては、地域の農業者だけでなく、地域住民等の多様な団体の参画を得て景観植物等を植栽し、良好な景観

を図るとともに、毎年継続することで遊休農地の解消へとつながるものと考えております。

その他の地域で、必要があると認められる所有者に対しては、まちから草刈りをするように文書等で通知をいたしております。また、個人でできない場合にはシルバー人材センターを紹介しています。今後遊休農地の解消のため、農地の維持管理にお困りの農家の方と農業に意欲のある方との出会いをサポートする、担い手バンクシステムを活用するようPRするとともに、各関係機関とも十分連携をとり、さらに解消に向け検討を重ねてまいりたいと考えています。

いずれもまいりたいばかりでございりますが、どうぞお許しいただきたいと思っております。

山田議長 2回目の質問をしてください。

松浦議員 何回もくれぐれも言うよりも、先ほど町長がお答えいただきました、6月議会において交差点の誘導ラインのことを私が申し上げたので、同じく答えていただきました。

そして、もう1件の香芝市と広陵町にまたがる境界線については、そこにおられた人の言葉をひとつご紹介します。

私が見ておりますと、5丁目のところでちょうど私の剪定の仕事をしておりまして、そのときに、まともに単車と乗用車がぶつかって、私は何も議員であるとも言うておりませんでしたが、その人の真下より真横ぐらいに道があるんですけども、そのときに出てきて、長い長い話をしていただきました。私の方が仕事で迷惑してたんですけども、放すことがしてくれなくて、私が町へ行き、話ししますと、これは香芝市とまたがっているからいうて、お互いに仕事の責任の言いわけをするような形で、それで、私が直接警察へ言いましたと。警察へ言ったら、1週間以内に、今、町長がおっしゃったように、白、プラスの十字の線を引いたと。これが本当の町の行政をする、みんなと違うんじゃないかと。やはりまたがっているからどうこうと。

それと、私がまたそれを町の方へ言いますと、職員さんは、それはだれに言うてくれはりましたんとか、そういうのが、私が思っているのは、そのときに対処をしておいたら、もう解決はするものです。ところが、ずっとたってくるから、その人の名前も言うて、それなら、その職員さんはその人に聞いたらいいいんです。私にいつの前、何日前に言われました、どこへ言われました、そんなの私が知るわけではないし。だから、そういう対処を町職員はやってほしいと、そういうことなんです。

それで、続いて、遊休農地の活用について。

というのは、今ここにも回答があるように、草刈りはシルバーとかいろいろな者でさせま

しょうと。それはありがたいことです。それで、私の願っているのは、グリーンネットワークというかね、高齢者。これから5年もすれば、ベビーブームの団塊の世代の人が退職してきます。その退職者と、退職者は高齢者になりますけども、若年者、子供たちと一緒にしてその余った土地を、この8月にでしたかな、9月に一般質問したときは、貸し農園のファミリー農園の質問をさせていただきました。これもいい回答をもらって、いい書類をもらっています。これは重要なファミリー農園の契約書ですね。こんなようにはいきませんが、小さな土地を開拓して、今、名前はどうかけども、山本議員のようにいろんな野菜をつくって、そういうコミュニケーションができるような、私は望んでおります。

それで、お客さんもそういうのをやってほしいという、その方法ですかね、そういうのが私はちょっと余りわからないので、やっぱりそういう指導者を町の方も協力してもらってつくっていききたいと、そのように願っております。

要は、この間もお客さんが草刈りを言われてね、それで、草刈り、草いってから町へ話すんやけど、それだけで終わるんやと。その人は、所有者は聞いただけで、草刈りもしてくれないと。そういうときにはどういう処置をとっていただくかというね。それは、各4地区が北、東、南とかあるので、そういう中でグリーンネットワークを考えたら、連絡をとっておって、その中で指導するようなお好きな方を町の方で探して、町で探せいうて、私らも一緒に探しますけども、そうしたいと、このように思っております。

それで、一ついいこともお話しします。

先日、見立山北側公園の馬見中1丁目ですか、このときに、高木があるんですけども、高い、見立山の上に公園が、その木で何回も町へ、これは名前を言います、いい人ですから、植木さんという人ですけども、それで、行って都計審の人に電話してくれたら、すぐ30分以内で行ってくれたらいいです。それで、一応切らせてもらいましょうと。そういう処置は本当に喜んでおられました。そういうのが私は理事者側に要望する次第でございます。

私の意見も要望も、これで終わります。

山田議長 お答えは受けられますか。

松浦議員 もうほとんど答えが出ておりますので。

山田議長 なら、結構ですか。

松浦議員 結構です。

山田議長 じゃあ、以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会いたしたいと思っております。異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日は行われなかった一般質問につきましては、14日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 4:28延会)

平成19年第4回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成19年12月14日

平成19年12月14日広陵町議会
第4回定例会会議録（3日目）

平成19年12月14日広陵町議会第4回定例会（3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	中尾寛
理事	笹井由明	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	北神理	水道局長	植村和由
会計管理者	松井定市		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 大西利実

書 記 野 瀬 一 吉 上 田 勝 代

山田議長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一般質問

山田議長 まず日程1番、一般質問を行います。

13日の一般質問に続きまして、これより山村さんの発言を許します。

山村議員 皆さん、おはようございます。

3番、山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

ことしの漢字に偽装の「偽」、にせという字が選ばれました。とどまることのない食の偽装事件、それと政治と金の疑惑についても、国民のだれもが憤りを感じたのではないのでしょうか。おのれの利益だけを望むのではなく、自分の心を律する精神性が大事なのではないのでしょうか。私も、公明党の結党精神である大衆のための政治を忘れることなく、今後とも安心・安全のまちづくりに全力で取り組んでまいりたい決意でございます。

まず1番目の質問、コミュニティーバスの運行についてですが、地域公共交通の導入については、毎回のように乾議員が質問されております。私も一昨年、東京の羽村市で運行されている「はむらん」の視察研修をさせていただき、質問いたしました。また、今回の質問に伴い、幾つか視察させていただいております。この交通問題は、東部地区だけではなく、奈良交通の大和高田・平端路線が廃止されるとお聞きし、ますます広陵町の交通手段がなくなってしまうことに非常に不安を抱いている住民の方が多いのではないのでしょうか。全国の各自治体に取り組んでいるコミュニティーバスや乗り合いのデマンドタクシーなどがありますが、広陵町でも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

2番目に、チャイルドファースト社会の構築を目指しての観点からお尋ねいたします。

安心して子育てができるよう、11月27日、公明党奈良県本部女性局は、チャイルドファースト社会の構築を目指す要望書を荒井奈良県知事に提出いたしました。内容を一部紹介

させていただきます。さて、奈良県の合計特殊出生率は1.22で、全国平均の1.32を下回っています。また、8月29日、2度目の妊産婦にかかわる痛ましい事故が起きました。これから子供を産み育てようとする人だけではなく、県民すべての人たちがどれだけ不安を持ったことでしょうか。2日後、公明党は、橿原市長や荒井知事に、そして舛添厚生労働大臣に緊急申し入れを行いました。また、現場の声を聞くため、精力的に奈良県内の医療現場はもちろんのこと、全国へも調査に行きました。

今回、起きたことは、公明党の取り組む4つの対策本部の一つ、緊急医療体制となりました。県におかれても、今こそ安心して子供を産み育てられる奈良県になったと全国に発信できるよう、また何より県民の皆様に安心し、住んでいただける奈良県となるよう、下記の項目について積極的な取り組みをされますよう要望いたします。1、妊産婦健診公費拡大を県として指導強化すること。県内すべての市町村で5回以上実施すること。未受診妊婦をつくらないため、初診は県が全額公費負担すること。授産所、受診する妊婦も公費による健診を受け入れるようにすること。5歳児健診を実施すること。子ども放課後教室の拡充を図ること。

中身は少し省略させていただきましたが、まず妊産婦健診の公費負担拡充については、以前からお願いしているところではありますが、厚生労働省は、妊娠中における妊婦健診について14回程度が望ましく、最低でも5回は必要とし、19年度予算で子育て支援事業を大幅に拡充し、これまでの330億円から700億円に拡充されました。しかし、財源が特定されておらず、そのまま5回実施とはいかないのが現状であります。

妊産婦健診は、健康保険が適用されないため、平均12万円の自己負担となります。特に妊娠後期に当たりましては、妊娠中毒症など多岐にわたる病気につながる可能性も高く、健診は非常に重要であります。助成を求める声は多く、12月6日には3,052名の妊産婦健診の公費負担の拡充を求める署名を、住民の代表の方々とともに平岡町長にお届けさせていただきました。町長におかれましては、住民の皆様の声を真摯に受けとめてくださいました。明快なるご回答をよろしく願いいたします。

次に、5歳児健診の推進についてですが、現在、乳幼児健診は、母子保健法第12条及び第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行っております。現在、健康診査実施の対象年齢は、ゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診になります。実は3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っております。なぜなら発達障害は、早期発見、早期療育の開始が重要で、

5歳程度になると健診で発見することができるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われているのです。発達障害は、対応がされると、それだけ症状が進むと言われています。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応・対策を講じることなく子供の就学を迎えるために、状況を悪化させてしまっているといった現状があります。

厚生労働省による平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていませんでした。報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとしています。平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法は、国、都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対して発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害の早期発見のために必要な措置を講じることと定めています。模範的な取り組みとして、鳥取県、栃木県が全国に先駆け、県内全市町村において5歳児健診を実施しています。また、健診の内容に違いはあるものの、長野県、香川県、静岡県、熊本県など本格的に導入を始めました。どの自治体においても財政的に厳しい中であると思いますが、早期発見で多くの子供たちを救うため、5歳児健診の導入を推進していただきたく、よろしく願い申し上げます。

では、3項目めの質問でございます。子ども読書運動について。

子どもの読書活動の推進に関する法律には、基本理念として、このようにあります。子供の読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、一部省略させていただきます。すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならないとあります。

そこで、読書運動の必要性についてではございますが、近年、子供たちの読書離れについてもよく言われております。もっともこれは大人の活字離れにも連動していることでございます。読書離れの右肩上がりの線と家庭内における、また校内における暴力が上昇している線の軌道が一致しているといったデータがございます。何らかの因果関係も考えられるところではありますが、アメリカのバリー・サンダースという方が本の中でこのように書いております。本が死ぬところ、暴力が生まれる。この内容は、人間の発達にとって文字がいかに必要なものか、また本が人をつくる、そのような内容であります。

ここで、お尋ねいたします。まず、子ども読書活動推進基本計画策定の状況はいかがでし

ようか。

次に、学校図書館支援事業が今年度からスタートいたしました。支援員の活動状況、成果についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 ただいま山村議員からご質問3項目ございました。お答えを申し上げたいと思います。

コミュニティーバスの運行についてということで、積極的に検討していただきたいと弁舌さわやかにご質問をいただきました。お答えを申し上げますと、この件につきましては、乾議員からも毎回のごときご質問をいただいている内容でございます。地域公共交通の導入につきましては、コミュニティーバスを運行している桜井市、デマンドタクシーを運行している米原市へ担当者に視察研究をさせ、その報告を受けているところであります。今後、東部地区におけるアンケート調査結果を踏まえながら、一方では、現在の都市型土地利用における大規模商業店舗進出計画の中でも検討を加えるとともに、来年9月の奈良交通、大和高田・平端路線の退去も確定的であることから、本町の地域公共交通のあり方につきましては、全国的に最もふさわしいシステムを立てるため調査研究を重ねているところでございます。

2番のチャイルドファースト社会構築を目指して、安心して子育てができるように妊産婦の健診公費負担拡充、そして5歳児健診を実施してはどうかというご質問でございました。

まず初めの妊産婦健診の公費負担の拡充につきましては、先日、3,052名の町民の方から要望をいただき、皆さんの趣旨を理解いたしました。国や県、そして近隣市や町の状況等を確認して、実施に向けて検討を進めている状況でございます。

2番の5歳児健診の実施におきましては、その目的や手順の確認と共通理解のもとに、保育園、幼稚園、学校等と子供と保護者を支援する連携策の確立を目指してまいりたいと考えております。さらに広域的にも専門職の確保や専門機関に限られる現状を踏まえ、積極的に県等に技術講習会等の開催を求め、現在実施している子供相談の住民周知を図り、活用いただけるよう努めてまいります。現状としましては、3歳児健診でも、必要な児童に対しては就学まで実際の入学に当たっての準備等の支援を行っておりますが、児童に見合った効果的な支援のさらなる充実を図り、発達障害のおそれがある児童等に対しては保護者の相談に応じたり、個別支援の必要のある場合には特に留意して、十分に支援していく体制をつくっております。

3番の子ども読書運動につきましては、教育長がお答えいたします。

以上のとおりでございます。

山田議長 教育長！答弁お願いいたします。

安田教育長 山村議員の質問、子ども読書運動についてのご質問についてお答えいたします。

学校図書館支援事業に関しましては、議員皆様方のご支援をいただく中で、本年6月から事業をスタートいたしました。各小学校に1名の支援員を配置することで、児童の図書館利用が増大したことと、現場からの喜びの声も聞いております。調べ学習も、町図書館に事前に支援員から資料シートを送付することで、より充実した学習ができるようになり、また読書タイムに読み聞かせを行ったり、学校図書館の環境づくりにも貢献していただくなど多大な効果が出ております。引き続き各小学校の個性も引き出しながら、さらに学校図書館の充実を図ってまいりたいと考えております。また、住民から学校図書館へ多額の寄附をいただきましたので、図書館充実の一助にしたいと考えています。

次に、子ども読書活動推進計画につきましては、この図書館支援事業を契機に町図書館とにも一層の連携を深めながら、広陵町として推進計画を樹立してまいります。

以上でございます。

山田議長 では、2回目の質問を受けます。山村議員！

山村議員 この地域公共交通の件に関しまして、以前、一昨年にも私、羽村市の視察に行かせていただいた後、質問させていただいたときよりも、やっぱり状況が深刻化というか、役場の中でも真剣にとらえられて具体的に進んでいただいているのが今、答弁をいただきましてわかりました。広陵町も、平成10年ですか、162日間、試験運行をされまして、非常に1,500万ものお金を投じてのことがあって廃止になったという経緯がありますので、もう二度と失敗はできないぞという覚悟が職員の方にはあり、余計に慎重になられてるのではないかなというのも思っております。

でも、今、福祉タクシーって介護保険ではありますけれども、まだそこまでいかないけれども、高齢化が進み、やはり交通の便というのは必要とされる方が多数あるのも事実であります。たとえバスがあったとしても、真美ヶ丘の地域の方は、私はバスが通ってるから安心なのかなと思っていましたら、自分の必要に応じたバス路線ではないということをお聞かせいただいております。例えば北1丁目の方がバスに乗られて、エコール・マミでお買い物をされる。そのときには、直接エコール・マミには行かないんですね。香芝の方では、ぐるぐる五位堂駅を回る路線があって、それにつながっているのかなと思えば、そうじゃないらし

いんです。そのまま真っすぐ行ってしまうので、右折してエコール・マミの方には行かないので、途中のバス停でおおりて、そこから歩くんですということを、南1丁目のバス停でおおりて歩いて行くんですということをお聞きしました。

このバス路線が住民の方に対して非常にニーズに、まだ現状に依拠していない状況なのかなと思ったときに、やはりもっともっと積極的に交通機関というのを精査していただく必要があると思います。今、研究を重ねてくださっているとは思いますが、具体的にどういうスケジュールでやっていくのかということも決めていくことも大事なのではないかなと思うんです。来年、もう1本の平端路線が廃止されるということが決まっているのにおいて、まだ研究してますということだけでは、そういうことではだめなのじゃないかなって思うんです。だから、そういうことがあるという前提のもとでわかっているから、役場といたしまして、こういうことで運営協議会なり具体的に住民の皆様のニーズをお聞きしますよとか、話し合いの場を持ちますとか、そういう具体的に立ち上げる運営協議会を立てて、前向きに住民の方のお声を吸い上げていくということが必要なのではないかなという、そういう段階ではないのかな。イズミヤのできるのを待っているというだけでは、とてもとてもだめなのじゃないかなと思いますが、その辺のところはいかがなものでしょうか。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 答弁申し上げます。

ご質問に言っていたいておりますように、過去にコミュニティーバスを運行させていただき、そしてその経過も振り返っておるわけでございます。10年の12月21日に試行いたしました本町のコミュニティーバスでございます。平成11年の5月末日まで、言っていたいておりますように162日間の試行をやり、そして1,500万円の補てん金を支払いをした中で、こうした試行について断念を一度したわけでございます。この利用状況を見てまいりますと、やはり1日平均7.5人、そうした実態でございました。1日7系統、14往復で5循環の運行で試行したわけでございますが、やはり香芝市の方の利用者があって、広陵町の利用者が少ない。なぜだろうかというふうな状況でご質問も賜り、そしてまた乗りかえ、乗り継ぎの時間設定が悪いのではないかというふうな反省点を十分認識した中で、今回のコミュニティーバスの運行について積極的に検討を加えておるところでございます。何分にもまちづくり交付金事業の中で事業計画もやっておるわけで、そうした事業年度も、ややもすれば1年おくれというふうな状況も反省をしておるわけでございます。

ご指摘いただいておりますように、やはりどうした方を対象に、そしてまた拠点をどのよ

うに持っていくかというふうなところ、そして需要というふうな内容、そしたら、そうしたことを相談をし合う場、まさに協議会組織というふうなご指摘いただいております状況も十分踏まえた中で、来年度、積極的に運行ルート、需要予測、運行システム、運行主体、運行実施計画の立案というふうなところまで進んでいかなければいけないなというふうに感じております。今度するには、やはり慎重な対応になるというふうなことも事実でございます。繰り返し利用者の少ないルートで発車させ、そして補てん金を1,500万費やすというふうな状況は繰り返してはならないということも感じておりまして、慎重にならざるを得ない点もございまして、少しおくれはしておるんですけども、最終的には町の一番利用しやすい形態でもってまとめ上げたいなという考えでおります。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

山田議長 3番議員！

山村議員 理事の方から非常に前向きなご返答をいただきまして、心強く思っております。ぜひ来年度には運営協議会を立ち上げていただけるのではないかという希望もわいてきてまして、非常に期待いたしておりますので、よろしくお願いいたします。やはり視察に各所行かせていただきましたが、その地域の特質というか、地域性を酌んでされてますので、なかなか広陵町にはそぐわないかなという内容が多くあります。やはりデマンドタクシーにしても、いろいろな方法でされているのがありまして、先ほど町長からの答弁いただきました米原とかも私も調べさせていただきましたが、まいちゃん号タクシーということで、あそこもデマンドタクシーで乗り合いタクシーなんですね。登録して予約してということで、同じ方向に行かれる方に対して乗り合っというタクシーが導入されているんですけども、やはり米原は米原市のやり方でされてるのかなと。停留所も設けないということで、予算が少なく済んでますということでされてましたけれども。そういうことじゃなくて、私は、調べてみましたら、玄関までお迎えに来て、玄関までお送りするというデマンドタクシーを採用されてるところもあるんです。もちろん乗り合いにはなりません。同じ方向に行かれる方に関しては、同じように何人か乗り合いながら目的地に向かって行くということで、そこも平日のみとか、いろいろやり方はそれぞれあつたりします。

また、四日市は、生活バスということで、生活バス四日市ということでされているんですけども、私、この四日市の取り組みということの視点一つが福祉にも通じるのかなと思ったときに、こういう考え方も必要なんだなと。ここも、廃止されたバス路線があり、そこからまた住民の買い物とか病院への交通手段がなくなるということの意見を受けて、新たな交

通機関というのを立ち上げられたんですけれども、単に車を使えないとか、あるいは使いにくい住民の生活を充実するだけではなく、地域の新たな公共交通のニーズを開拓するという目標を掲げ、バスを活用した新しい生活スタイルの確立と地域の活性化を目指すため、生活バス四日市の運行に取り組みましたと。従来の公共交通運営の仕組みとは異なり、地域住民が主体となり、地域企業等の協力、パートナーシップを得ながら、地域自身が求める公共交通を自分たちの手で企画、運営していますと。こういうところが行政からのトップダウンの交通機関ではなく、住民のNPOも立ち上げということですが、ここに至るまでさまざまな話し合いとか準備とかはあったと思いますけれども、こういう視点、住民との協働、また企業を巻き込んでのパートナーシップということが、非常にこういう視点も大事なのではないかなと思います。

こういうことも、また違うところでは、社会福祉協議会がデマンドタクシーの窓口、電話を受け入れるところになっておられるところもありました。そこの視点は、やはり引きこもらない、住民の方が地域に出ていこうという、地域包括支援センターにもかかわるような、そういう介護予防にもなるような、健康づくりにもなるような視点で、こういうデマンドタクシーを活用されているところもあります。だから、非常に今、広陵町全町的に、また全住民に対しての必要とされる公共交通機関というものを今こそ真剣に取り組んでいただきたいなと思いますが、そういう視点の考え方はいかがなものでしょうか。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 確かにご指摘いただいておりますように、いろんな方式があると思います。当然民間企業に委託する方式もございますし、NPOの立ち上げによるそうした民間団体により運営する方法、そしてまた社会福祉協議会を窓口とするような方法、いろんな形があると思います。そしてまた、私ども今、大規模というふうな商店の誘致の中で、顧客を主体とする運行バスの利用を拡大して行っていただけないかというふうな交渉もございます。いろんな角度で検討を加え、そしてまた一番望まれる方法、これを模索していきたいなというふうに思っております。一般の方へはやはり有料でというふうなこともございますし、介護というふうな連携に立った中では無料というふうな、福祉バスについての無料もございます。何人の利用で、どれだけの経費で許される範囲かというふうなところも試算してまいりたいというふうに考えます。ありがとうございました。

山田議長 次に移ってください。

山村議員 2番目の質問であります。チャイルドファースト社会というのは、皆さんにはなか

なかまだお耳に新しいのではないかなと思います。つい使ってしまったけれども、子供が何よりも最優先される社会を目指してというのがチャイルドファースト社会の基本理念であります。そういうことで、私もこういう言葉を使わせていただきましたけれども、先ほどご紹介させていただいたとおり、県としましては荒井知事に本当に強くこの妊産婦健診の拡充については訴えさせていただいたところでございます。

次の質問項目であります5歳児健診のことも、子ども放課後教室の拡充のこともあわせて要望しているところであります。公明党は、ネットワーク政党でございます。私たち地方議員の声というか、要望がまた県、国へと行くのがこのネットワーク政党でございます。この妊産婦健診、今、町長のご回答をいただいた中で、まだ私にしましたら具体的にもう何回にしますよというお答えをはっきりいただけるのかなという期待はしていたところなんですけれども、このご回答からは前向きに検討を進めてくださっていることもうかがえますし、署名を届けさせていただいたときに、もっと町長は具体的にいい返事もいただいたかなと思いますので、今はまだこの回数は言えないけれど、予算の今立てるところで言えないけれども、きっと広陵町はこうしますよというお考えはお持ちであると非常に期待しております。

広陵町だけではなく、この妊産婦健診の拡充の署名に関しては県知事へも出させていただいておりまして、必ず私もこの要望書をお届けしたところに立ち合わせていただいたんですけども、荒井知事は必ず県として指導強化していきますよと、どこの市町村が5回やらないんやと、そこまで公表するぐらいの強い姿勢でいきますよということも私、お聞きしたんです。ですので、広陵町の財政難であることはもちろん存じております。だからこそ、私たち議員も身を切るような思いで定数2減をさせていただいたところでもあります。でも、これからの将来21世紀を担う子供たち、本当に宝物であると思っております。この考えは、町長も、これからは子育て支援を全力でということは折あるごとに言っていたいておりますので、同じ思いでいてくださると思っておりますけれども。疑問なんですけど、国が5回健診を交付税措置として落としているというのに、町では財政がないというこの矛盾というのをだれもが感じるころなんです。5回健診が望ましいというのは、新聞各紙でも、たびあるごとにこういう問題があれば、国、厚生労働省は5回が望ましいということは言ってる、またお金も落としてますということを言っているながら、地方にはどうしてこういうことがお金がおりないのかという疑問がありますけれども、その辺の現状というのを教えていただきたいと思います。

山田議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 議員の政党におきましては、チャイルドファースト社会、子供優先社会を目指してご提案をいただいております。国、県に対しましても、財政措置の要望、主張をいただいておりますことについては感謝しているところでございます。町長も申しあげましたように、妊婦健診の回数につきましては、現在よりも回数をふやしたいというのは、これは間違いはないわけなんです。ただ、やり方として回数をふやすに当たっては、やはり所得の高い人にはそういう制限が必要であるのか、また無料でしてしまうのか。それから、上限を決めて公費負担をすとか、またそれから対象者を4月以降の出産予定者とするのか、それとも4月以降の母子手帳を交付する方を対象にするのか、いろいろな面で検討もしておりますし、財政的な問題も協議をしておるわけでございます。

どうしてもやはり地域間の格差が最近出てきているというふうなことで、我々も県内の動向を見ながら回数というものも決めなければならないというふうな思いもしております。今、交付税の問題のことをご指摘いただいたわけなんですけども、我々、交付税の担当ではないんですけども、厚労省の方では、これは総務省とちょっと若干違うコメントが出てるんですけども。地方交付税措置については、妊婦健診を含む地域の子育て支援のための措置として総額で示されており、妊婦健診検査部分のみの積算段階、回数は示されていないと。ここに非常に市町村が進められないところにあると思うんです。妊婦健診の公費負担は、自治体の実情に応じて検討いただくものであり、今回の通知は公費負担を義務づけるものではございませんと、こういうふうな厚労省の方の見解が出ております。

そういうところで、なかなか交付税の中できちっとした金額的なものが示されていないというふうなことで、現在、市町村の中で、5回というのは厚労省が言ってるんですけど、本来十四、五回せんなんわけですから、もっとやるべきであろうかもわかりませんねけども、一応は5回ぐらいというふうなことでございますので。その辺の財源的なことがもっと明確にしていただければ、どの市町村も同じ形でできると思います。こういうことにつきましては、県の方も国の方にその辺の部分について要望するというふうなことでございますし、議員の政党の方も今現在いろいろと要望していただいているということでございますので、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

山田議長 山村議員！

山村議員 国の意見というか、本当にこの地方に行くときついものがあるという現状をもっともっと私たちも国の方に訴えていきたいと思っております。5回5回にこだわるわけではありませんけれども、まずはやっぱり第一段階として5回というのを一つの目安として、それ

から地方によっては、それこそ14回全部無料にしているところもあります。奈良県内でも格差はあります。5回やっているところも、それは子供の人数の少ないところで手当てができるというところでもありますので、それを本当に地方の実情に応じてしていただくしかないというのは私も十分認識はしておりますけれども、多くの皆さんのお声として、やっぱり拡充、思い切った今こそ、未来に伸びる広陵町ですので、何としても町長の大英断で予算措置をしていただければという希望をいたしております。

5歳児健診についても、広陵町は発達障害に関しては非常に手厚く見ていただいていることも存じ上げております。やっぱり広陵町、本当に手厚くしてくださっているというのは、父兄の皆さんからも感謝の声は聞いておりますけれども、そういう早期発見、早期療育ということは本当に大事なことであります。今現在でも、こういう答弁をいただいたとおり、していただいているというのもありますけれども、やはりもっと保護者への認識を高めること、また保育していただいている保育所、幼稚園という、そういう3歳健診から5歳までの間に保育をしてくださっている方に対して、もう少し知識をいただくということが大事なのではないかなということを思います。

全然違いますけれども、先日、私、認知症サポーターの講習会を受けさせていただきました。そこでやっぱり認知症というものをこういうことで地域が見守るということを教えていただきました。やっぱり知るということは大事なことだということも改めて本当に認識したところでもあります。5歳児健診していただくのが本当に希望ではありますけれども、そのまず一つの段階として、そういう保育をいただいている方への講習、また認識を広めていただくということの手を打っていただくことに対してはいかがでしょうか。

山田議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 議員の方から、5歳児の健診ということでございます。5歳は、脳の発達に伴い、幼児期前半では判断ができなかった軽度の異常を把握する上では重要であるというふうなことで、我々も十分その辺は認識しております。5歳児の方は、ほとんどが保育所、幼稚園で集団生活をされておられるわけございまして、保育士、幼稚園教諭が落ちつきがないとか、そういうのを気づいて保護者に投げかけると、その辺が保護者の方にはなかなか受け入れられないというふうな問題もあるわけなんですけれども。そういうことによって、町の方の保健センターと連携を密にしながら、子供相談、また療育教室とか、そういうところで紹介をさせていただいてると。

今、議員がおっしゃいましたように、その一番チェックする保育所保育士、また幼稚園の

教諭、この方にもある程度の知識はお持ちだと思います。さらにそういう研修とかがありましたら、そういうところで研修を受けていただくようにはさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いしておきます。

山田議長 次、移ってください。

山村議員 では、3番目の質問でございます読書運動について、これは本当にたびたびさせていただいていることでもあります。私は、広陵町の図書館というのは本当に全国でも素晴らしい施設だなというのを実感しているところであります。以前、私、紹介させていただきました能登川の図書館というのを実際に見させていただいて、素晴らしいところだと新聞のコラムには書いてあって、どんなところかなと思ひまして、行かせていただいたら、やっぱり百聞は一見にしかずで、こんな図書館やったら広陵町の図書館の方が素晴らしいなと思ったのが現実であります。そうした素晴らしい図書館で子供たち、また大人の方もそうですが、住民の方々が読書に対して本当に広く親しまれているということが広陵町の一つの大きな大きな財産ではあると思っております。この間の学力検査の結果でもありましたように、子供の応用力がない、読解力がないということは、やはり読書の力というか、されてないところから原因がきてるのではないか。安易にゲームにはまり、そういうことが原因ではないかなと私は思っております。

そこで、3月議会におきまして学校図書の実を求めたところ、本当にまたすぐ教育委員会でもタイムリーに手を打ってくださって、国の事業であります、こういう学校図書支援事業をモデル事業として受けてくださったということに非常に感謝しております。この答弁でもいただきましたとおり、子供たちのよりよい成果が見られてるということを知りまして、これからももっともっと取り組んでいただきたいと思います。この予算というのは、国の予算は2年間ということでお聞きいたしております。その辺が非常に不安であります。何でもモデル事業は、本当に1年立ち上げて、2年目によくなったなと思ったところで予算が切られて、事業も切られるというケースが多くあります。この読書活動というのは、本当にこれからずっとずっと取り組んでいかななくてはいけないものでありますので、この支援スタッフを雇うことに関して予算が必要ということもあるとは思いますが、今後、この2年間終わった後の予定はどう考えておられるでしょうか。

山田議長 教育長！

安田教育長 大変難しい質問で、答えの方は少し考えているんですけども。読書の大切さというのは、ほとんどの方はご理解していただけたと思いますし、またそれを推進していかなく

てはならない。それから、特に今、音読という、読むんじゃなくて声を出して読む、そういうことがいろんな子供たちの発達の中で大事な要素やということはよくご存じだろうと思います。今言われましたように、読書と応用力とは私自身はイコールだとは余り思わないんですけども、必要条件であると思うんですけども、十分条件じゃないなど、そんなことを思っております。

今、議員がおっしゃられたように、こういう事業を受けますと、2年間なんですけども、今、我々考えてるのは、できたら3年目にも少なくともそういうことがやっぱり定着すれば、すぐにゼロになるんじゃなく、県なり、また国の幾らかの、例えば3分の1なりでもいいですから、そういう補助をいただいて、こういうことについては継続していきたいと思し、私自身も、ぜひいい成果が上がっている、そういうところについてはやっぱり持っていきたいなど、このように思っております。実のところ、6カ月たちましたので、各小学校の方から、こういう形で項目は5つ書いて、中間報告を出していただいたんです。全部言葉は違いますけども、やっぱり支援員がいていただければ図書館に行きやすいと。大人がいてくれる、明かりがついている、そういうところでも行きやすい。それから、いろんなことで各学習の準備とかもしていただく。なかった場合には、図書館との連携でやれる。各学校によりましては、やっぱり学年に一つの教材をつくる中で、それをみんなに先に読み聞かせする。学年で、この本とこの本と読んでくださいと、こういうふうなことも言っている学校もあります。

それからもう一つは、やっぱりそういうプロ的な方も来ていただいておりますので、図書館の整理と言うていいんですかね、環境づくりというのは、私ら自身が見ても目を見はるものがあります。そういうこととか考えていきますと、ぜひ続けたいんですけども、3年目が手を挙げられないということであれば、先ほど言ったような形で、ぜひやっぱり違った形の公的な支援を願うように考えていきたいと、このように思っております。

以上です。

山田議長 3番議員！

山村議員 教育長の本当に意欲あふれるお答えをいただきまして、期待いたしております。本当にありがたいことに生活改善プロジェクトにも、やはり読み聞かせとか入っておりますし、今、図書館長がかわられまして、本当に何よりもよくそのプロジェクトのことを理解して、視察にも実際行っていただいている図書館長がいてくださる。その中で学校との連携をとりながら、図書館と連携をとりながら、そういうプロジェクトを進めていただけるということが

非常に心強く思っております。図書館というのは非常に大事なものでありますので、どうか支援スタッフというか、この体制がもっともっと広がるように、効果あるものとして充実をしていただけるようお願いしたいと思います。

読書運動の計画についてなんですけれども、まだこれから取り組んでいただくという段階ではあります。つくりますという、計画は立てるということで受けとめてよろしいですね。具体的にいつまでということ、どうなのかなということはまだ具体的には出ないというのが現状ではあるんですよ。その辺のところも推し進めて、さまざまに計画にとられるわけではありません。十分に広陵町、読書活動については取り組んでくださっているとは思いますが、もっと広い立場で総合的な読書活動に取り組んでいただけるんじゃないかなという思いもありますので、できるなら今この支援事業をやっているときにあわせて計画を立てられて、もっと大きく前進すればいいなという希望をいたしますので、その辺はどんなものかなと思いますので、よろしく願いいたします。

山田議長 安田教育長！

安田教育長 今、支援事業の方、半年たったというて、そういうことが出ましたので、できましたら1年の中で大きく課題も出てくるだろうと思います。そしてもう一つは、やっぱりいろんな小学校5つありますけども、その地域の特色があります。そういう中で、やっぱりそれに合った計画というようなものもつくってこうと、こういうように思っております。特に私は、図書館との関係で、確かに調べ学習とかはいいわけですけども、私は、早寝早起き朝ごはん運動の中でも話したんですけども、できるだけ子供たち、特に就学前の子供たちの脳の発達のことについては、もう少し体系的に話ができるような、そういう本とか、また講師さんとか、そんなものもしていった方がいいんじゃないかなと、こういうように思っております。私自身は、小学校では10歳の壁というのがあるわけですから、それを乗り越えるのも、一つは音読、そういう読書というのがあると思うんですけども、それ以前の脳の発達のことから考えていったら、もう少し低年齢なところから考えていく。その中で、図書館の利用のあり方についても考えていきたいなと、このように思っております。

以上です。

山田議長 以上で山村さんの一般質問は終了いたしました。

次に、松野さんの質問を許します。

松野議員 では、時間もありませんので、早速一般質問の方に入らせていただきたいと思います。いつものように、もう1回目の答弁は決まっておりますので、1回目の質問はごく簡単

にさせていただきます。

まず1つ目の地区計画でございますが、4月か5月ですね、真美ヶ丘、みささぎ台の自治会長の方で地区計画の説明がなされまして、今、自治会の方ではそういう策定に向けてたくさん自治会が取り組んでるところですけれども、年度内の策定を強く望んでおられます。年度内の策定に向けてのスケジュールを示していただきたい。これは一般質問の通告書を出す時期が大変早い時期に出さなきゃいけないくて、その後で北5丁目の自治会、あるいは都計審の中でスケジュールを示されたところですので、このスケジュールの内容については2回目以降の質問に移していきたいと思えます。

2つ目が空き地の草刈りについてでございます。

住宅地の空き地の草刈りについて、自治会の方で大変努力していただいて、自治会負担で草刈りをせざるを得ないという実態がございますが、町の方が責任を持つ問題だということもおっしゃっていただいております。どのように責任を持って実施していただけるのか、お聞きをしたいと思います。

3つ目、図書行政の充実についてでございます。

これについては、先ほど山村議員と質問が重複しております。まず1つ目が学校図書館支援センター推進事業が実施されてきたが、その成果はどうか。先ほどお聞きいたしましたので、答弁は省略いただいて結構でございます。

2つ目、子ども読書活動推進計画の策定への取り組みについてでございますが、これも重複しております。この点について、2回目以降に詳しい質問をしていきたいと思えます。

4つ目の妊婦健診の公費負担の充実をにつきましても、これもくしくも山村議員と質問が一緒になっておりまして、共産党の方も、ことしの10月7日、県内のすべての自治体に県民の要求をたくさん持って、キャラバンとして要望行動をしております。広陵町に来られましたときに、私どもも立ち会わせていただいております。この中で、この妊婦健診の回数をふやしてほしいというこの要望が入っております。この問題についても、ぜひ実施していただきたいと思えますが、1回目の答弁は省略していただいても結構でございます。

5つ目が放課後子どもプランについてでございますが、これも継続して質問をしてきているところでございます。放課後子ども教室は、ことしは本当に不発に終わったわけですけれども、来年度はどのように具体的に取り組んでいかれるのか。また、学童保育について、とりわけ真美ヶ丘第一小学校区については、学校の校内でという要望はかねてから強く出されておきまして、検討するという答弁が続いております。来年度もう差し迫っております。結

論が出ているのかいないのか。出ているとしたら、どのような結論なのかということをごきつちりと示していただきたいと思ひます。

6つ目が竹取公園駐車場の無料化についてでございます。

これも、筆数具体的にメモしてきませんでした。これは要望として、おとつ、町長と議長の方に約3,000筆近い署名を届けさせていただきました。5カ月間、年間で夏、冬と無料にされましたけれども、その上でもなおかつ町民の皆さん、また図書館利用者の皆さんにとっては、何としても無料にしてほしいという大変強い要望があることを実感しております。ぜひよろしくお願ひいたします。

1回目の質問は終わります。

山田議長 皆さん、ちょっと連絡します。

この間、撮影をさせていただきますので、どうぞよろしく。全体を撮らせていただきます。では、ただいまの質問に対し、答弁願ひます。平岡町長！

平岡町長 ただいま松野議員から、6項目で簡略にまとめられてのご質問でございました。

まず初めの地区計画についてということでご質問をいただきまして、現在、数地区で地区計画の策定に向けて話し合いや研究をされているところですが、去る12月4日に馬見北5丁目自治会と馬見南3丁目自治会の会長を初め役員の方が来庁され、過日に実施された地元自治会で作成された地区計画に対するアンケート調査の結果を踏まえて、町に対し、地区計画策定の申し出の要望がありました。今後は、広陵町地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づき、提出された内容をもとに県と協議を進めながら、各種調査・調整を図り、広陵町としての地区計画の素案を作成し、都市計画法に基づく手続を進めてまいりたいと考えております。また、馬見南4丁目自治会におきましても、現在アンケート調査を実施されているところであり、その結果に基づいて地区計画策定の申し出が要望されるものと存じます。

2番でございますが、空き地の草刈りについて。お答えは、真美ヶ丘、みささぎ台地域の空き地は、耕作地を含め約350筆が存在しており、毎年6月初旬に現状を確認し、その結果約200人程度の地権者に草刈りを実施されるようお願いするとともに、シルバー人材センターへの依頼方法も紹介するなど通知しております。後日、現場を確認し、草が刈られていない場合は、改めて草刈り勧告を実施しております。また、秋にも現場を確認し、草の伸びている宅地について、地権者に対しまして現況写真を添付して、草刈りをされるよう通知しております。それでも対応していただけない場合は、勧告、再勧告の文書を送付し、徹底した対応を行っております。一部の方には配達証明郵便、内容証明郵便を発送して対応して

おります。町といたしましては、地域の住環境を守るという観点から、今後も土地所有者の方々に十分ご認識いただけるよう努めてまいります。

なお、現在、どうしても草刈りをしていただけない宅地所有者について、町がその人にかわって草刈りを実施し、その費用を求めますということに同意書をとるなどの方法を検討しておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

3番の図書行政の充実は、教育長がお答えします。

4番の妊婦健診の公費負担の充実でございますが、さきの山村議員の答弁のとおり、子育て世帯の経済的負担を減らすため、公費負担回数の拡充に向けて調整中でございます。

次に、放課後子どもプランについても教育長がお答えします。

6番目の竹取公園駐車場の無料化でございますが、先日、署名2,510筆、おまとめをいただいた要望書を役場にお持ちをいただいて、私どもお受けさせていただきました。答弁は、ご質問の竹取公園駐車場の無料化につきましては、ことし4月から有料化をスタートいたしまして、きょうまで利用された皆様からさまざまなメールやご意見を多数いただいております。そもそも有料化に関しましては、駐車場の借地料や施設の維持管理費の財源の一部として受益者負担を原則として、議員の皆様にもご承認をいただき、実施に踏み切ったところであります。また、9月には、利用客の貴重なご意見を集約し、検討を行った結果、使用料の免除及び減免等を行うとともに、運営を明確化した竹取公園有料駐車場管理運営規定を制定し、既にイベントなどの開催時及び12月、1月、2月の冬期や7、8の夏期並びに第2駐車場の平日の無料化を実施させていただいておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上のとおりでございます。

山田議長 安田教育長！答弁をお願いします。

安田教育長 松野議員の質問事項3、図書行政の充実についてお答えいたします。

松野議員のご質問につきましては、先ほど山村議員にお答えしたとおりでございます。子ども読書活動推進計画につきましては、従来から学校と町図書館とで連絡会議を開催しておりますので、今回の図書館支援センターを継続する形で推進プランをあわせて練ってまいりたいと考えております。

続きまして質問事項5、放課後子どもプランについてでございます。放課後子ども教室につきましては、4年生から6年生の児童を対象に本年9月から事業をスタートさせ、現在3校で25名が参加し、実施しております。また、10月1日付で健康福祉部健康福祉課で担

当しておりました児童育成クラブの事務を教育委員会事務局内に子ども育成課を新設し、事務移管を行い、新年度から放課後子ども教室と児童育成クラブを一体的に実施すべく、現在その方法等について検討を行っております。

なお、開設場所につきましても、学校施設を開放する方向で調整を進めておりますことも申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

山田議長 2回目の質問を受けます。

松野議員 では、まず最初の地区計画について質問をしたいと思います。

この地区計画についてですけれども、町の方が5丁目自治会都計審の方で出してこられた地区計画の流れについて、何とこれが1年4カ月もかかるというような計画でございます。今まで真美ヶ丘では20年来にわたる大変大きなまちづくりの運動が蓄積をされてきておりますので、住民の合意形成が本当は一番時間がかかる場所なんですけれども、住民の合意形成が1回、2回のアンケートで、住民では90%を超える、まとまりができる、賛成ができる、また地権者を含めても80%を超える賛同を得られるという、こういう実態があるわけです。

そして、この間、なぜ急いでいるかということ、次々といろんな業者の方が土地の空き地の活用についての問い合わせが来るという、こういう実態の中で何ができるか大きな不安がありますから、一日も早く地区計画をつくって、しっかりとまちづくりを町の方に守っていただきたい、こういう切実な流れの中で、一日も早く実施してほしいということでございますが。住民の意見をまとめるのには二、三カ月、1回、2回のアンケートでまとまりましたが、まとまっているにもかかわらず、なぜ1年4カ月もかかるのか、この点については納得ができないというのが住民の率直な強い意見でございます。

とりわけ地区計画の申し入れまで出ましたから、その次の手続の段階、内容審査、現況調査、関係人への調査（専門業者委託）とあります。そういうことを含めて、町都計審議会へ原案をつくって報告するまでのこの段階が8カ月もかかるとなっているんです。まず一番疑問なのが、この内容審査、現況調査、関係人への調査の点であります。これは条例の中で地区計画手続条例を広陵町は定めておりますが、この手続を踏めという条例の内容は一切ございません。だから、やらなきゃいけない、こういう手続では全くないということは明白であります。この点についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから2つ目に、この問題についてなんですけれども、この前、都計審の中で安部新田

の方のイズミヤの誘致につきまして説明をいただいたわけですが、前の全協の中で、安部新田の方の地区計画案を提示していただいたことがございますので、その安部新田の方に地区計画の合意状況、どのように合意をとったのか、その合意の物差しは何かとお聞きしましたところ、まだ安部新田の方の地区計画については全く相談されていないという状況の中で、合意以前の問題であるということが中尾理事の説明の中で明らかになったところがございます。それと、こういう安部新田の中で実態調査もしないで、まず町の方が計画をきっちり策定してるじゃありませんか。だから、こういう点から見ても、この業者に委託してまで実態調査をする根拠は全くないということ、全くない2つ目の理由。

それから3点目ですけれども、この住民の声を聞くというのは、法律の中できちっと定められていて、これは公聴会という制度があるんですね。住民の声をもっと聞かなきゃいけないという議論もございます。住民の声を聞かなきゃいけない議論の中では、公聴会の期間を2週間から3週間とか延ばしたらどうかという、こういう今新しい議論がなされていますけれども、こういう形で実態調査をせよという議論は全くございません。ですから、この点についても、広陵町の地区計画手続条例に従った形での手続をしていただくことが大変大事だということではありますが、この点について、内容審査、現況調査について正当性がないと思いますが、どのようにお考えなのか。私の意見が間違っているのなら、はっきりと具体的にここが間違っていると指摘した上で議論してください。お願いいたします。

それからもう一つは、住民の方からその後いろいろな声を聞いているということをお聞きいたしました。当然いろんな声が出てきて、役場の方に届いても当たり前だと思うんですけども、この問題について言えば、合意形成の問題があると思うんですね。その合意形成の中で、やっぱり議論されてるのは、法律が変わって、住民とのコミュニケーションを自治体とよくして風通しよくして、自治体がやっぱり合意形成をする先頭に立ちなさいということに今なってきているわけです。

これは、ちょっと大学の研究所沢市の鈴木先生の考察の一部ですけれども、肝心なことは、現実的な合意を進めていく上では、合意のプロセスそのものから合意させていく手続が必要となる。内容を決める以上にルールを決めるという点が円滑な合意形成への出発点となる。合意を熟成させる環境を整備しなさいということで、自治体のコミュニティーの水準向上が決め手だと、この地区計画をつくっていくに当たって。こういうこれからの自治原則にのっとり、住民、行政がともにその仕組みづくりにかかわりながら意思決定を進めていくことが大切であり、今後はその意味で、地域における自治のレベルが問われていくことにな

るということを述べておられます。

このような合意プロセスをつくっていくということにつきまして、お聞きしたいと思います。今いろいろなスケジュールの流れをつくっていただきましたけど、この流れの中身、方法、時期、すべてについて、自治会の合意をとって進めていただくことが大変重要と思いますが、この自治会の合意をとって進めるという手続を踏んでいただけるのかどうか。その前提としては、やはりいろんな声が出てくる。そのいろんな声を町の方も、名前を明らかにする必要はありませんけれども、自治会に明らかにして、じゃあこういう方にはどうやって説明していったらいいのかと一緒に相談する、そういうことが必要なわけです。そういう作業が必要なんです。そういう点で、自治会との合意をとりながら手続についても進めていただけるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

それから、地区計画につきまして、地区計画は、健全な住宅市街地区域、すぐれた環境が形成されている区域で、その秩序を保持して守っていくために地区計画をつくるのが一般的で、全国的にも奈良県内でも幾つか同じパターンの地区計画がつくられているわけですから、そういう点を踏まえて、またさらに重ねての質問になるわけですが、内容審査、現況調査がそういう部分でなぜ必要なのか。はみ出してる部分があっても、そういう方向へ流れをつくっていかうというのが地区計画ですから、そういう点も含めて答弁をいただきたいと思います。地区計画の2回目の質問は、これで終わります。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 今いろいろと質問いただいたわけですが、地区計画につきましては、今までは住宅開発等につきましては、指導要綱ということで要綱行政でやってきたわけですが、要綱というのは、ご存じのように、あくまでも要綱であって、法律上効力のあるものでなく、あくまでも内部規定ですので、内部規定ではやはりいろんな業者にもなかなかそういう強制力も発揮できない場合もありますので、今回はそういう都市計画法による条例として、地区計画という条例として一応強い強制力を持ったものにとということで、地域の自治会等へお願いさせていただいて、それを受けて、地域の方では大変ご努力いただいたということについては、私たちも物すごく感謝はしております。

ただ、強制力を持つがゆえに、やはり個人の財産を制限するという大きな問題になってきますので、それをするには、町としても、行政としてすべきことは十分に手続を踏んだ上でさせていただかなければ、せっかくここまで努力していただいたことについて、私たちの手続上のミスでこれが無に帰しては大変申しわけないということで、行政としては慎重に慎重

を期した上での一応スケジュールを組んでおります。

また、それと大変申しわけないですけども、広陵町として今初めて地区計画を提案させていただいておりますので、ノウハウもまだまだ不十分であります。そういうことで、既につくられたところへも何回も勉強にも行かせていただいて、鋭意努力はさせていただいております。その中で、一応いろいろな既につくられたところで研究させていただいた中では、やはりそれぐらいの期間が必要だということで、広陵町としましても一応それぐらいの期間ということでスケジュールを立てさせていただきました。各地区地区によっては、いろんな過去の経緯もあって、一から合意形成を図られるとこと、もう既にできてるとこと、それはと色々な条件も違うことであろうかと思いますが、町としても期間をできるだけ短くてのるものであれば、当然そういう方向でも進ませていただきます。別にそれにうちはこだわってわけではないです。それはあくまでも一応これぐらいの期間がかかるであろうという、こちらの思いでありますし、当然縦覧期間というのは、これは決められた……（不規則発言あり）それはあくまでも内容審査については、行政として責任を持って各権利者の意思を確認させていただくのは、これは当然のことでありまして、それを省けということは当然受けることはできませんので、その点はよろしくご理解いただきたいと思っております。（不規則発言あり）当然いろいろな意見が出てきたときには、各自治会とはまた協議もさせていただきますし、自治会抜きで町が単独で進めていく気は毛頭ございません。

ただ、手続条例といいますのは、あくまでも一般的なことしか書いておりませんので、細部について条例上にうたっておりませんが、やはり地区計画をつくっていく上では、これだけの手続を踏んでいかなければならないということになっておりますので、その点はよろしくご理解いただきたいと思っております。（不規則発言あり）権利者からいろいろな意見が出てきたときには、一応自治会とも相談はさせていただきます。必要なことは自治会とも相談をさせていただいて、進めさせてはいただきます。合意というんじやなしに、相談はさせていただきますので、よろしくお願ひします。

山田議長 12番議員！

松野議員 本当にかみ合った答弁になっていないと思ひます。なぜ手続条例にない手続を、それもほかのところでは聞いたことがないような委託というような手段を使って、お金を使って、時間を使ってなされるのか。これを省略して、住民が判こまで押してもらって同意をもらって部分信頼をしていただければ、その手続は全く必要ないわけですから、そういう委託じゃなくて、自治会住民を信頼して、ひざを詰めて相談をし、また専門的な部分に

については、県とか専門家に相談していただくのは当然でございますが、ここの期間を、手続を除けば、かなり時間の短縮ができるはずで。ですから、住民との信頼関係の問題、時間、期間の問題、この2つの点で、私はこの手続については全く不要であるということ言ってるんです。不要の根拠を言ったけれども、不要の根拠について何ら反論もしないで、やるんだということについては一層不信感が募ってしまいます。私が先ほど指摘しました不要論について、どのような正当な論拠をお持ちなのか、再度お聞きをしたいと思っております。

あわせて言わせていただきますけれども、1995年に真美ヶ丘地区の用途変更がございました。このときに、真美ヶ丘では全住民の皆さんが自治会そろって力を合わせて、第2種低層住宅に用途がえしてほしいということを署名3,000筆以上の3,177人の、そのときまだそんなに張りついていなかったんですが、大部分の署名を集めて、第2種低層住宅にしてくださいと要望されました。しかし、住民の大部分の意見を全く無視して第1種中高層にされたじゃないですか。そのときに、こういうような慎重な手続をしましたか。全然してないじゃないですか。そして、今回は、先ほども言いましたように、住民の方の9割以上の方が賛成しているんです。ですから、そういうことをされることは、大変住民の信頼を損なうものであるということ言わざるを得ません。ですから、この手続については省略をしていただいて、一日も早い制定に向けて努力をしていただく、自治会と相談しながら努力をしていただくことが早期に信頼ある内容のいい地区計画をつくる一番の近道であるということ言わざるを得ません。この点について、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。私は、1回のみならず、2回も9割を超える大部分の真美ヶ丘の住民を裏切るようなことは平岡町長はなさらないというふうに信頼しておりますので、どうか平岡町長、その点について、町長みずからのご答弁をお願いしたいと思います。それから、時間も迫ってきておりますので、1つ目の地区計画につきましては、その点お願いいたします。

それと、先ほど大変あいまいにされましたけれども、手続についても自治会と合意をとるということも当然必要です。先ほど言いましたように、地方分権一括法ができて以来、地方分権、自立したまちづくりという中で、住民の力をかりて個性のあるまちづくりをしていこうという、こういうことになったわけで、そのためには、住民と力を合わせる手続を明確にして、住民の信頼を得ながら、合意を得ながらやるということは今の流れ、明白な流れですから、この点も、手続についても住民の合意を得ながらするということも含めて、町長、ご答弁をお願いいたします。

山田議長 平岡町長！

平岡町長 大変熱弁をお述べをいただいておりますが、地区の皆さんは、1年4カ月もかかって20年来の懸案事項をおまとめをいただいたことは、これは私ども感謝をしているところでございまして、見事にお取り進めをいただいたこと、本当に立派なことでございます。ただ、地区にお住まいの皆さんの財産を規制をするという立場をとってますので、安易な事務を進めてはいけないということは、これは大事なことでございまして、基本的には今、森田部長は、ベーシックな事務作業を言っておるわけでございまして、綿密な事務作業を慎重にして、そして県と協議をして決定をしていくんだということを述べておるわけです。これは大事なことでございます。

ただ、ここでスピードアップを図るということが、事務のスピードも必要でございまして、こうしたことについては常に遅滞なく事務作業を私どもしっかりと進めてまいりたいと思います。ただ、松野議員は今、9割近く署名を集めたから、早くやらんかと、事務の審査機能を一部省略してでもやれと、こういうふうにおっしゃってるわけですが、我々は、清掃センターをつくるときは、1人でも2人でも地域で反対したら、その人のところへ行ってちゃんと説得してこいと、こう常におっしゃったんですね。今は9割に満たない、こういう人たちがどういうために反対をしてるかということもちゃんと聞かんなんということも大事なことでございまして、何か過去に地域の人たちの声をくまなく聞けということに対して省略していけということに矛盾を感じるように思います。しかし、私どもは、しっかりと事務作業を進め、スピードアップを図る、経費の節約できるところは節減する、これが基本でございしますので、頑張っただけでまいります。

自治会が一応代表ということでおまとめをいただいているわけでございます。基本的には、各地権者の集約でございしますので、いろいろ、おれは反対や、また何の反応もないという人も中にはありました。いろんな集約を、貴重な資料をいただきました。我々は、それに基づいて反対の人は声はどうか、正常な地権者の考えがその印鑑に反映されてるかどうか、こういうところも大事なことでございしますので、基本的な事務作業は私どもちゃんとやりますので、心配なさらないでほしいと思います。(不規則発言あり) その事務作業は、せんだって都市計画審議会でお出した資料でございしますので、事務の流れはそのとおりでございまして、よくきょうも傍聴席に柳自治会長さん、お見えをいただいておりますので、しっかり会長さんと協議をさせていただいて、事務の手落ちのないように進めてまいりたいと思います。

山田議長 次に移ってください。

松野議員 では、ぜひ早急な住民合意の策定をお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目の方は答弁いただきまして、これも5丁目の柳自治会長、本当に自治会の中で草刈りについても取り組んでいただきまして、町と話をされてきていた、こういう内容について、あえて議会の中での確認のために質問をさせていただいたわけですが。この点につきましてはいいご答弁いただきましたので、町がその人にかわって草刈りを実施し、その費用を求めますということをきっちりと検討するということを答弁いただきましたので、結構ですが。ただ1つだけ、来年度からこのことを具体的に実施していただけるのかどうかという点と、それから時期の問題もありますので、時期等につきましても、自治会と十分に相談して進めていただきたい、この2点お願いいたします。

山田議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 自治会とも十分相談をさせていただいて実施してまいりたいと思います。

以上です。（「来年度からやるということですね」の声あり）はい、やります。

山田議長 12番議員！

松野議員 ありがとうございます。

続きまして、3つ目の質問でございますが、図書行政についてでございます。図書行政につきましましては、子ども読書活動推進計画の策定について、私はぜひしてほしいなと思いますのは、やはり広範な形で住民の協力、住民の声を聞きながら読書活動ができるというような計画を策定してほしいということです。3番目、図書行政の充実ですから……（不規則発言あり）子ども読書活動推進計画の策定について、私も少し調べましたけど、例えば奈良県の生駒市の中では、高校生まで含めたり、ボランティア団体は当然含めています。それから、書店とか塾とか、子供が立ち寄るところをすべて網羅していくような形で、この子ども読書活動推進計画を策定されているんですね。これは、すごい画期的ですばらしいなと思っているんです。ですから、子供たちの読書の必要性は議論の余地がないほど一致していると思いますので、この子ども読書活動推進計画をぜひ策定していただくということと、その委員構成につきましましては、やはりボランティアの方とか書店の方も生駒は入ってるんですね。そういう形で、広範な形で、広陵町、書店いうたら、ちょっとないかなと思いますけれども。そういう広範な形で、ぜひ子ども読書活動推進計画を策定していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、2つ目の学校図書館支援センターの推進事業なんですけれども、これもよく似た事業と思うんですけれども、島根県の斐川町で大変すばらしい取り組みをされておりました。

て、これも高校まで含めてるんですけども。ここは、この事業をやるに当たって、学校司書教諭の実態をよく理解して、司書教諭では仕事が大変だから、学校図書館をうまく運営するのは無理だということで協力員を、広陵町と同じ司書資格の人を配置して、それで、とにかく司書の必要性をクローズアップさせて今後につなげているという状況で、文科省のホームページにも載っているんですね。ここの特徴的なことは、司書の派遣を公共図書館の司書として配置をして、公共図書館から学校図書館へ配置して、土日とか、忙しいときは、その方は公共図書館でも仕事をするというような形で、人事の問題も、それから図書購入に当たっても公共図書館の方が一括して対応しているということで、大変経費的にもプラスになっているということなんですね。それと、やっぱりネットワークを構築する。公共図書館と学校図書館、学校図書館間のネットワークを構築することが大変スムーズに学校図書館の運営に寄与するという、こういう実績があり、評価されているところだと思います。

そういう点で、教育長、先ほどの山村議員の質問に対して、3年目以降は何かの補助金があればやりたいということでしたが、そういういろいろな形、努力を模索していただいて効率的な運営をしていただいて、やはり研究の目的は、そういう実績をつくって、それを全国のモデルとして全国に普及するというのが国の目的なんですから、お金があるときだけ人を雇って、補助金がなくなったら人をなくすということは、国の研究目的にも反することです。これは明確に書いてるんですよ、国の方の規定の中に。ですから、そういう点では、この学校図書館の今回の事業について、今後について、先ほど山村議員も質問されましたけれども、そういう研究を再度していただいて検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

山田議長 安田教育長！

安田教育長 6月から始まったこの計画、今言いましたように半年、それから1年の一つの大きな反省をしながら、また2年目に向かっていくわけですけども。今言われたような生駒市の実態を私自身もまだ勉強不足でわかりません。それから、島根県の話もしていただきました。これも私、まだ勉強しておりません。そういうところで、いろんなところも勉強しながら、そういう計画を練ってまいりたいと、このように思います。

ただ、先ほど言われました、3年目はどうかと、こういうことなんですけどね。実際には、本当にいろいろと各事業をやっていく中で、言われたとおり、それは確かに2年の援助でそれをやり、それを続けてやるというのは本当に理想的なことなんですけども、実際今の状況を考えてみますと、それをやっぱりそのままの形で継続していくというのは大変しんどい。そういう中で、やっぱり中身のことも検討しながら私は続けていく方向でやりたいんですけど

ども、同じ形ではできないのじゃないのかなと、このように思っております。

以上です。

山田議長 12番議員！

松野議員 そもそもこの補助金をもらうのに、補助金があるから、とにかく補助金をもらって、その間だけでも人員配置しようという、そういう安易な考えではなからうかという気がするわけです。というのは、先ほど言いました、斐川町の方では、学校司書の位置づけを最初から明確にして協力員を司書として採用しているわけですね。残念ながら広陵町の図書館の方では、その司書の位置づけを全然明確にしないで補助金をもらっておられるんですけども、このかなめは、やっぱり学校司書をどのような形で配置できるかということが一番のかなめです。ですから、そういう点について、やはり図書に対して必要性は一致できるけれども、本当に図書館の役割としてどこまでの認識をお持ちなのかということについては、私は残念ながら疑問を抱かざるを得ないんです。そういう点で、やはり先進的に研究し、実施し、成果を上げておられるところが幾つもありますから、ぜひ早急に研究していただいて、子ども読書活動推進計画策定、これについて見通しを明確にさせていただくということと、それから学校図書館司書の支援事業後の問題についても、これは何回言うても答弁出ないかもしれませんが、ぜひ前向きに検討をしていただきたいということと、あと一つは、いろいろな形で子供のいる場所に本を置くということは大変大事なことで、広陵町で言えば、例えば元気村のなかよし広場、あの本、聞きましたら21冊だけだそうです。ですから、こういうところ、あるいはさわやかホールは月2回ですから、ちょっと難しいかもしれませんが、このなかよし広場も15冊だけ、そういう状況ですので、私は、そういう子供のいる場所に町の図書館から巡回図書でやってほしい。なかよし広場とか保育所、幼稚園、学童保育、こういうところに集団貸し出しを積極的にさせていただくということは、とりあえず今すぐにできることですが、いかがでしょうか。3つ目、それもお願いいたします。

山田議長 教育長！

安田教育長 今言われましたように、私、2年間のやつがあるから、うれしい言うたらおかしいですけど、そんなつもりは毛頭ありませんので、そのところは誤解してないでいただきたい。今言われたようなことも、新しい図書館長もおられますし、その図書館長、長らく一緒におつき合いさせていただきましたので、そういう方とも研究しながら、そのことについて一度検討してまいりたいと、このように思います。

山田議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 ご質問のなかよし広場につきましては、確かに……（不規則発言あり）そうですね、そういうことで、わずかな図書しか置いておりません。子供さんが3歳未満児の方がほとんどでございまして、しかし、本につきましては、図書館からでもお借りして、何とかふやすというふうな形はさせていただきたいと思います。

山田議長 次に移ってください。

松野議員 では、妊婦の健診のところですけども、これもなかなか答弁が出てきませんので、簡単にしたいと思いますが。広陵町は、奈良県の中でも人口がトップの大きな町になりましたから、奈良県の中でリーダーシップをとって他町村のモデルとなるような事業をどんどんしていただきたいと思います。そういう意味でも、まず周りを眺めてからやるではなくして、広陵町が率先して妊婦健診を大幅にふやしていただきたいというふうに思います。それから、今回の中でも、奈良県の中でも、今度、調査を対象にして、広陵町は2回見当ということでアンケート出てるんですけども、5回実施するというのが4自治体ありますから、ぜひ最低5回ということをお願いしたいと思います。この費用の問題につきましては多々あると思いますが、私は、町の方も努力していただいて、そして次の3月議会で、ぜひ国、県の方に、議会そろってこの妊産婦に対する補助金をきちっと明確にすることと増額することの意見書を提出していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。この点については、もう答弁は結構でございます。

それから、次の質問ですが、放課後子どもプランなんですが、この放課後子どもプランについて、答弁を見まして大変びっくりし、不安に思っているところがございます。これにつきましては、放課後子ども教室と児童育成クラブを一体的に実施したら、どういう混乱が起きるのかということ把握されていないのでしょうか。私は、以前の議会でこの問題点について明確に指摘をしておりました。1つは、学童保育は申し込みをして、それで毎日の出欠とか、きちっと学童の先生が把握して、それでおやつとかもし、また勉強の面倒を見たりとか、いろいろな形でされてるんですけども。今度、放課後子どもクラブと一緒にになると、行かなくてもいいということになって、今、学童に行ってる子供が放課後子ども教室の方に行かなくなると、どうして過ごしているのかということがわかんなくなってしまうということがあるんですね。そういう問題、前、横浜の例だったと思いますけど、指摘をいたしました。

そういう問題もありますし、今、放課後の安全な場所というのが一番求められており、またお母様方が安心して働く条件をつくるには、学童保育が今本当に頼み綱なんです。そこが

行っても行かなくてもいいような場所になってしまうと、これはお母さんたちの不安が大変募るんですね。ですから、この学童保育を明確にきっちりと位置づけをして、それで6年生までやっていただくということと、それから学童に行きながら放課後子ども教室も活用できるという、当初のきちっとした線引きをした上での拡充こそが望まれているんですけれども、その点はなぜこうなって、どういうメリットがあると思われるのか明確にさせていただきたいし、ぜひこの学童について放課後子どもクラブと一緒にするという考え方は撤回していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 今の教育長の答弁で、一緒に一体的にやりたいという答弁をさせていただいたわけで、そのとおりでございます。まだその問題点等につきましては、現在検討中ということで、いろんな障害となる問題あるかと思うんですけれども、その辺は一つ一つ慎重に調整して、実現できるように進めていきたいというふうに思っておるところでございます。学童と放課後子ども教室、一体的にやるということですので、両方の機能というか、役割、目的を満たしていくということでございますので、おっしゃるような心配はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田議長 12番議員！

松野議員 今、問題点を検討中ということでしたが、どのような問題点があるということ、どのように検討されているのかということをお場で明確に示していただきたいと思えます。そして、学童保育と、それから放課後子ども教室と併設していけば、新たな問題はほとんどないと思うんです。ですから、なぜリスクのある問題の多い方向をとられるのか、これも私は全く理解ができません。ですから、今、学童は、その家庭というような位置づけで、学童に行って外に遊びに行くのも自由だったし、グラウンドとか。それから、勉強しても自由だし、本読んでも自由だし、そういうところで家庭としての機能が大変大事ですよ、あの時期。ところが、放課後子ども教室になると、きょうは何しましょうと一律になってしまう。それが嫌いな子は行かないでしょう。行かなくてもいいですすね。ですから、今、学童に行ってる子が必ずしもその放課後子ども教室に行かなきゃいけないということにはならないので、そうすると、そういう子供たちの所在が大変不安定になって、お母さんも不安ですし、子供の心も放課後不安になるんです。ですから、そういうところに大変大きな問題点があるのに、なぜ学童を廃止して一体化してしまうのかということとは重大問題で、これはぜひ学童のお母さんにも十分相談してもらわなきゃいけない問題なんです。そういう相談されたんで

しょうか。そして、されてないんだったら、学童を受けておられるお母さん方と相談する機会をつくらなきゃいけません。そういう機会を持つのかどうか。この問題点の問題と、この2つについて明確にしていきたいと思います。

山田議長 教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 問題点は、先ほど申しましたように、幾つかございますけども、学校の施設を使用しますので、その施設の問題であるとか、また指導員の確保の問題であるとか、一般財源から支出しますので、その費用負担の問題であるとか、現在検討しておるところでございます。

それから、現在、学童へ子供を預けておられる保護者に対しましては、当然形を変えるわけでございますので、その点は説明して納得していただいて実施したいと考えております。

以上です。

山田議長 12番議員！

松野議員 ぜひ、大変重大な変更になりますから、説明していただくのと、私は、この点については本当に大変な問題があるので、再度考え直していただきますように、今後、教育委員会ともさらなる話し合いを進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、最後になりましたけれども、竹取公園の駐車場の無料化について、8月にも変更していただいて、今年度中にすぐということもなかなか無理かもしれませんが、来年度に向けて、ぜひ再度検討をしていただきたいと思うんです。これは会の方が積極的に集められて、何かチラシをまかれたら、すごいそれだけでもファクスがいっぱい来たということなんです。それと、私も少し協力させていただきましたが、回らせていただきますと、まず99%と言っていいほど皆さん、署名していただけるし、それと待ってたんですよと言ってくださる方もいらっしゃったし、有料化になってから最近、全然行ってないんですとか、そういうことで大変歓迎される署名で、これほど歓迎される署名は初めてだったなというふうに思っているんですけれども。

こういう点で、再度、来年度から町長としては再々変えるということについてはやりにくいかなという部分はございますが、十分住民の皆さんのこういう意向を酌み取っていただきたい。そして、何のために竹取公園をつくったのかということにもつながるわけですね。やはり利用が減ってしまったということについては、本当に大変残念なことなんです。57億もかけて、それもほとんど広陵町の税金を使って、補助金はわずかでしたから、数億ですからね。ほとんど広陵町の税金を使った上で立派な公園をつくって、わずかな収入をもくろ

んで、それで利用が減ってしまったということは大変残念でなりません。

そして、町長は先般、広陵町民と図書館の利用者は無料にするという具体的な提案を示していただきたいということもおっしゃっていただきましたので、私がちょっと今考えました範囲内で提案をさせていただきたいと思いますが、町民の確認ということで、やはり同乗者、車の中に町民がいればオーケーにしたらどうかというふうに思います。そして、町民であるという確認につきましては、運転免許証とか、それから大変不評ですが、住基カード、ほとんど発行されてませんが、住基カードをつくっていただく、500円でできますよね。保険証を持っておられると思いますので、保険証とかで町民であることを確認していただく、こういうことを提案したいと思います。

また、図書館利用の確認なんですが、新たに機械を入れるのも大変ですから、図書の本を貸し出ししたときに日付を入れて、小さい紙をもらえるんですけども、それを変えたらどうかと。本を貸し出した人に対して無料にするということは簡単に、今の手続を何も変えなくてもできるわけですから、そういう形でどうかというふうに、2つ具体的に提案をしたいと思います。その点どうかということが1つ。

それからもう一つは、看板をつくっておられますが、でかでかと本日無料と書いたのがあります。その隣にちょっとした説明を書いたのがあるんですけども、この点について大変わかりにくい看板じゃないかなと思うんです。書いてないのが、障害者とか母子家庭の皆さんも9月からは減免になったのに、実際はお金が必要やということで、やむを得ず作業所の方が路上駐車されたということをお聞きいたしました。ですから、この減免についても明確になっていないし、看板にも書いていないし、ほかの利用者の方はどうやって判断したらいいのかもわけがわかんない状態です。ですから、この利用の減免については明確にさせていただきたいんですが、この点についてははっきりとご答弁をいただきたいと思います。

以上、2つの点についてお願いします。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 最後の方の看板につきましては、早速現場を見させていただいて、わかりにくい部分は訂正させていただくようにさせていただきます。前回の決めさせていただいたときには半額ということに一応なっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この間、無料化の署名は確かに見せていただきました。住民にはいろんなそれは考え方もあります。町としましては、先ほど町長が答弁で申し上げましたように、一応駐車場としての、また遊具等への費用の一部受益者負担ということで、これ当初有料化にさせ

ていただきましたので、そういう意見もいろいろあるということのをこれからの参考にさせていただきます。また将来的には検討させていただきたいと思います。

山田議長 町長！

平岡町長 貴重な2,510人という、1枚ずつ私、めくって見させていただきました。集大成をおまとめをいただいて、皆さんの大変な事務作業に本当に感謝をしているところでございます。しかし、役所は、これがよいというのではないんでね。いつでも検討をし、改善を加えて、常に住民と合意のとれるように、これは役所の仕事でございまして、そういう検討は常にしなければいけないと思います。私、先ほど議員がおっしゃった、何のために公園をつくったのかと、これはやっぱり潤いと安らぎ、コミュニティーを深めていただく、それがための公園であります。むしろ言うていただきたいのは、何のためにあの広い駐車場をつくったかと、こうおっしゃっていただきたいと思います。駐車場は有料ですよ、公園は無料ですね、公園はただや。駐車場も公園も一緒くたになさってるわけですが、そのことをちゃんとご理解をいただきたいと思います。

山田議長 以上で松野さんの一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩いたします。1時半からです。その間、写真を撮りますので、撮られる方は、どうぞよろしくをお願いします。開会は1時半です。

(A.M. 11:59 休憩)

(P.M. 1:31 再開)

山田議長 休憩を解き、再開いたします。

次に、寺前君の発言を許します。

寺前議員 それでは、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

まず第1に、来年度の予算編成方針についてであります。

住民参加のあり方が問われているわけです。また、9月議会の一般質問の中においても、町長が住民から予算編成の意見を聞こうという姿勢を示したと、こういうことが副町長から答弁があったわけですが、具体的にやはり来年度の予算ということに関しては、職員向けの来年度予算編成方針を出されるわけですから、少なくとも議会にその方針については説明なり、また通知をするべきであろうと思います。これについては今年度もおくれていて、まだ具体的な状況にないということがこの質問をする時の話であったわけですが、簡単に結構ですから、基本的なところを聞いておきたいと思います。

それから、第2番目、第3次行政改革答申の3、住民協働のまちづくり推進についてであ

ります。

これについても、9月議会で質問をしました。そして、この質問の中で大きな問題は、結局は行政改革答申のうたわれている内容を具体化する姿勢がなかなか感じ取れないということとであります。副町長は、この問題についてもどのような答弁をされているかといいますと、結局は住民参加の形を整えていく、こういう部分にとどまっているわけですね。それを恒常的にどのように作りかえていくのかという視点が見られないわけであります。植村部長の答弁も、住民参加について言うわけですが、それを具体的、恒常的なルール、システムとして町がどうするのかということに答えられない。副町長は、このように言っています。住民の意見を求める会合を持つてはどうかという提案もございました。これは予算について、町長が。実現はいたしませんでしたが、今後そのような方向で町民の声を聞きながら、事業を進めていく姿勢には変わりありません。条例をつくるという形ではないということをご理解いただきたいと思っておりますと、このように述べているんですね。こういうところの問題についても、引き続いて議論をさせていただきたいと思っております。

3番目、頑張る地方応援プログラムについてであります。

これについても、議員定数が削減された中、議会が本当にしっかりしてるのかどうか問われる内容であります。19年度から頑張る地方応援プログラムについては、第1次募集、第2次募集が終わっています。そして、この内容について具体的に町に説明があったのは、百済のいわゆる東部地区のプログラムだけだったわけであります。安部地区については、その内容がなかった。これは、結局は議会がこのような重要なプログラムについて置き去りにされてきたというのが現実であります。これでは地方分権のさなかにあつて、議会が本当に頑張るといふことの片方がまだ認識不足になっている点では進展が望めないということだと思っております。

また、大和高田斑鳩線沿いに飲食店等乱立ぎみですが、多数できました。これは沿線の緩和措置を受けたものでありますけれども、財政上の町の状況はどうなのか、お聞きしておきたいと思っております。

4番目に、町内バス路線の廃止、減便への対応であります。

これは、先ほど2名の議員が質問をしているわけですが、9月議会の中で、町は具体的な問題として述べておられます。そして、その内容の一つは、従来より赤字路線である町内バス路線が影響を受けることが懸念される場所であり、今後は公共交通システムとあわせて検討しなければならないと考えていますということとあります。また、地域公共交通

の維持に困難を生じていること等の社会・経済情勢の変化に対応するため、市町村は公共交通事業者とその他関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ、主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組む。これは、いわゆる地域活性化法の質問の中で答弁をされているわけですから、その後、19年度に至る過程が現在及んでいるわけですから、先ほどの質問の中では、結局は具体的な内容についての方向が見出せないままになっています。そういう点で、来年度に廃止になろうとしているようなときにあって、広陵町がどのような公共交通の考え方を示していくのか、このことが強く求められているわけですから、議論をさせていただきたいと思います。

5番目に、地場産業の振興であります。

町内業者は、依然として大変な状況なわけですが、この状態を町行政として、町長はどのように感じ、そしてまた受けとめているのかという問題であります。もう一つは、先日の靴下市は、天候に恵まれたこともあり、活況だったわけですがけれども、行政としての参加はどうであったのか。私は、この過程の中で担当者とも話をし、またその中で他地域からの出店の状況などを聞いたわけですがけれども、役場内部では全くわからないという状況であったわけであり、これは結局は商工会に任せっきりというような状況であり、広陵町が取り組むべき地域産業の活性化についての認識がやはり不足していると言わざるを得ません。

もう一つ、6番目です。自主防災組織への具体的助成と連携についてであります。

赤部区では、今年度から区長、区議員先頭に自警団が奮闘して火災への予防対策、広陵町では消火器が火災に当たって非常に役立ったという経験があり、消火器の設置を街角に置いているわけですがけれども、その増設あるいはまた自警団が中心になって消火液の交換と啓蒙作業を引き続いて行っています。このような中であって、地震対策としての自主防災組織をつくろうという話が上がってまいりました。そして、赤部では一応形はつくったのですが、これが県が出している自主防災組織結成の手引という内容ですがけれども、この内容に従ってやっているわけですがけれども、今、赤部自体が考えてる中で、水の確保、これは井戸があるわけですがけれども、この井戸の水質検査あるいはまたその状況等々を調査するためには多大な費用がかかってくるわけであり、

そういう点で、自主防災組織をつくった。しかし、これが本当に町とともにやっているわけですから、そこへの助成の基準を示していただかなければ次に進めない状況であります。また、防災無線等についても、消防委員会や、また議会においても取り上げてまいりました。そういう点で、簡素な形でも、いわゆる区長、その混乱が生じたときに、町対策本部と各自

治会、区が連携する情報交換の場がなければ意味がないわけですから、そのような事態に対応するための問題も起こってまいります。自主防災組織ができたけれども、結局は町本部からは独立して何もできないということであっては意味がないわけですから、その点についての町のお考え方をお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目を終わります。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 ただいま寺前議員からの一般質問でございます。非常に簡略にまとめていただい
てのご質問でございますが、また簡略であります、もう少し具体的におっしゃることを書いて
いただくようにしていただければ、もっと……（不規則発言あり）来年度の予算編成方針
ということでございます、いろいろ住民参加のご提案も多くいただいておりましたが、答
弁は私どもの町の方針について申し上げたいと思います。

平成20年度予算編成方針については、国の平成20年度予算編成方針並びに20年度地
方財政計画が未定ですので、現行財政制度に基づき編成することとしておりますが、平成2
0年度の財政収支の仮試算が示されております。それによりますと、地方交付税で4.2%
の減少、臨時財政対策債で15.5%の減少となっており、逆に地方税は、景気動向を反映
し、2.7%の増加を見込み、一般財源総額としては前年度を上回る試算となっているとこ
ろであります。しかしながら、地域的に格差が見られることから、本町においては、平成2
0年度についても財源不足は否めないだろうと考えております。

こうしたことから、新年度については、公債費健全化計画に基づく繰り上げ償還を実施す
るとともに、経常経費についてはマイナス5%のシーリングを設定し、事務事業の根本的な
見直しを図りながら、投資的経費については、主要事業の厳しい取捨選択を行い、公共投資
を緊急必要性のあるもののみといたしたいと考えております。具体的施策の柱としては、新
年度は、環境と子供をテーマに、新清掃施設の完成後の道路整備を初め、周辺対策事業の推
進、旧清掃センターの解体と跡地利用計画、地球温暖化防止計画、大規模商業都市型土地利
用による財源確保、子供の夢、子育ての希望があふれる取り組みや病気にかからない高齢者
健康づくりの取り組みなど、少子化・高齢化社会の中で住民の皆さんが安全にして安心な暮
らしに直結するソフト事業も積極的に新年度予算に組んでまいりたいと考えております。予
算編成に当たりましては、大変厳しい財政状況でございますが、限られた財源を有効に活用
して、住民サービスの充実に努めてまいりたいと存じます。

次、2番でございます。第3次行政改革答申の3、住民協働のまちづくり推進についての

ご意見をいただきました。第3次広陵町行政改革大綱の第3章には、住民協働のまちづくり推進について、その方針が示されており、その実施計画においても、住民参加の具体的な方策や仕組みを構築すべく研究を進めております。本年度では、町ホームページの更新のスピード化、広報紙の月2回発行など、行政情報の積極的提供など住民との情報共有化を強め、住民の町政参加の機会拡充に努めているところでございます。

町の附属機関、関係機関、行政団体、各種行政組織役員など合わせ、町内約3,000人の方々により、町を育てていただいております。すなわち住民協働の大きなまちづくりそのものであると考えております。また、町の重点課題についても、広く住民の意見を反映させるため、各種審議会の見直しを進めるとともに、各段階での施策の計画、策定などへの住民参加と自治会活動等の住民活動をさらに支援していきたいと存じます。さらに、住民からの意見や苦情、相談に迅速に応じることができるよう、組織の再編成も行っているところであります。

次に、3番目でございます。頑張る地方応援プログラムについてのご質問でございます。安部地区地区計画の取り組みについては、以前から議会に報告しているとおりであります。また、町の農業振興地域整備調整審議会や都市計画審議会等関係機関には、内容について説明や協議を行い、先進地の視察も行っております。事業計画の素案がまとまれば、地元を初め、広く関係者に意見を求め、協議を行い、それに基づき事業計画を作成します。事業計画は、議会と綿密な協議をお願いしたいと思います。この計画が成功すれば、約600名にもなる雇用や防災の拠点、直販所や加工場などによる農業振興、文化交流の拠点、財源確保など、成熟した都市づくりが期待され、住民が安心でき、健康な体で心のゆとりを感じることが出来る地域づくりをしたいと考えています。

次は、4番目でございます。町内バス路線の廃止、減便への対応について、交通弱者対策が一層急がれるとご指摘でございます。交通弱者対策につきましては、再三ご答弁をさせていただいておりますが、現在、障害者の移動手段の確保については、中和8市町村広域地区福祉有償輸送共同協議会に対して登録をしていただき、福祉タクシーの利用をいただいております。今後の交通弱者対策といたしましては、地域や利用者の利便性を考慮した公共交通システムとあわせて検討してまいりたいと考えており、ご提案の趣旨も踏まえ、広陵町にふさわしい方策を調査研究中でございます。

次、5番目でございます。地場産業の振興についてでございますが、先日の靴下市、盛況だったが、行政としての参加はどうだったかというご質問でございます。国内の産業につい

ては、穏やかな景気回復傾向がささやかれており、近畿圏においても回復が見られるようですが、比較的中小企業を多く抱える本町としては、依然として厳しい状況に置かれていることは十分に認識しており、その振興に努力を惜しまないところであります。国の規制緩和が進み、三位一体改革以降、各地方公共団体では税収の問題を抱えるようになり、地方行政への波紋を起こしている中、地場産業施策の重要性を身にしみて感じるようになっております。

地場産業振興の具体策としては、平成17年7月から実施してまいりました元気な広陵商品券で広陵町内での消費拡大を推進し、現在まで約6,400万円の利用をいただいております。また、住宅リフォーム助成事業を並行して行い、地域のリフォーム業者の信頼向上と活性化を図りましたところ、1億9,000万円に及ぶリフォーム需要がもたらされており、活気のある元気なまちづくりに貢献できました。

奈良県の産業に対する施策は、平成17年3月に策定されました奈良産業活性化ビジョンに基づき、金融、雇用、工業、生涯教育、環境問題を総合的に活性化させることを目標に推移しております。その中で本町は、地域事業者の自主的な経済団体として自立した経営基盤を確立し、地域に根差した各種事業を展開できるよう、また地域に身近な相談窓口として、事業者と住民、各種団体との連携を深めることを目的として商工会活動を支援しています。さらに、組織体制のスリム化を目指し、広域化を推進するため、今年度におきまして葛城地区商工会広域協議会を発足し、新たな基盤確立にも取り組んでいただいております。

町は、広陵町商工会における地域産業活性化事業、広域地域特産品交流物産フェア、そして地場産品販売促進事業、さらに靴下リサイクル事業等に対し、引き続き支援を続けてまいります。商工会が主催する靴下の市は、地域産業活性化事業及び広域地域特産品交流物産フェアの事業として平成8年度から始まり、参加事業者並びに商工会の努力により広く一般に認識されるようになってまいりました。ことしも天候に恵まれ、私もみずからテレビで催しの案内もいたしており、多くの皆さんにご来場いただきました。靴下の市自体については、商工会の事業ですが、町においても補助金等で支援を行っております。

次に、6番目でございます。自主防災組織への具体的助成と連携についてをご質問いただきました。答弁として、大地震や広域洪水のような大規模災害時には、建物の倒壊や火災、道路、橋梁等の損壊が同時多発的に発生するほか、電話の不通や電気、ガス、水道の使用が不可能となり、役場、消防機関等の活動が著しく制限されたり、対応にも時間を要する事態になる可能性があります。このような事態には、地域住民で組織する自主防災組織との連携が重要となります。このため、広陵町では、自治会等を通じ、自主防災の重要性をパンフレ

ットなどで説明、ご理解をいただき、自主防災組織の育成・助成に進めてまいりました。

その一助として、消防施設整備事業として、自主的に消防防災施設を整備し、充実を図る自治会には、消防器具、消防ホースのほか、災害用資機材の一部について2分の1の補助をさせていただいており、また宝くじ販売益を財源とする自主防災組織育成助成事業につきましても、申請のあった区や自治会に補助させていただいております。今後とも、自主防災組織の一層の育成・充実に努めてまいりたいと存じます。

以上のおりでございます。

山田議長 2回目の質問をしてください。6番議員！

寺前議員 1番目については、先ほども質問したように、副町長は9月議会で、19年度予算編成方針時に、住民から意見を聞く場を設けたらどうかという提案が町長からあったというように述べていたわけですが、その点についても重要ですが、いわゆる基本方針がまとまれば、その内容文書については議会議員に配付するという点も第一に必要なと思うんですけども、その1点だけ聞いておきたいと思います。

山田議長 副町長！

山村副町長 議員は、町長から職員に訓令として流しております来年度の予算編成方針について、議会にも公開せよというご意見でございます。町は、予算を立てるに当たりまして、いろんな国からの通達等を踏まえて、来年度の予算の編成方針について町長から職員に対して指示、伝達を行っております。それが予算編成方針の伝達でございます。これについて議会にお示しするというのはやぶさかではございませんが、予算を立てるに当たりまして、議員は、住民の意見を十分反映せよということを中心におっしゃっていると思います。

町長初め各担当者も、各種機関、団体と会合を持つ機会が多数ございますので、そういった席でもいろいろなご意見を拝聴しながら、予算を編成をさせていただいております。住民の声を踏まえて予算を立てさせていただいているところでございます。また、議員の皆様方も、住民のそのような声をお届けをいただいておりますので、それも踏まえて予算を立てさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

山田議長 6番議員！

寺前議員 2番目に移りたいと思います。第3次行政改革答申の3ですね。結局この点についても9月議会でも部長からは、住民参加条例や地域コミュニティ活動の活性化を支援がございまして、このためには、住民参加や住民との協働など住民自治を推進するため仕組みの研究をし、住民が主体的に行政に参加するための基本的事業を進めていく、こういうようなこ

とおっしゃって、これが今回の答弁書にもあらわれている内容であります。こういう問題について、私が言っているのは、その内容は当然であります。当然であるということは、行政改革答申ではどのようになっているのかということも9月議会で述べました。これ以下であってはならないということを書いてあるわけでありまして。つまり住民参加の機会を広げていく、そういうものについては、50人会議やその他にも経験を持っておられます。そういうような問題を集約しながら、本当に町が責任を持って住民との対話をきちっとルール化する、このことが今、地方分権の中にあって求められてる内容であります。

これは全国でも非常に多くのところで現在、住民参加基本条例や住民基本条例、名前は違いますけれども、あらわれています。広陵町の答申の中にはどういう形であらわれているかといえば、住民との協働による町政の推進、これも9月議会で読んでいるんですけども。住民参加を推進するため、住民と行政がともにパートナーとしての相互の役割を果たし、町政を協働して進めることが大きな課題となっている。施策の計画、策定など各段階での住民参加を図り、道路、河川等の公共域における云々というように書かれていて、その1として、協働への仕組みづくり、住民が主体の行政運営を実現するため、住民活動と町政に関する情報を住民への公開から住民と共有する体制へ移行する。さらに、住民ニーズを的確に把握するために、さまざまな方法で意見を聞く制度の導入を図ること、こうなってるんですね。

第2、住民主体の政策立案の推進、まちづくりの主役は住民であることから、政策形成段階から、ともにまちづくりに取り組むためのパートナーシップを構築すること。こういうことになってるんです。あと3として、住民との協働による事業の推進や、その他あります。住民との協働による安心・安全なまちづくり、住民との協働による防災体制の整備、こういうものが住民との協働による町政の推進の大項目のもとに、5つの内容が書かれてるわけなんです。

この答申なんです。この答申を実行してきた1つは、住民負担のところは素早く実行しました。下水道料金の負担や、あるいは先ほども問題になった竹取公園駐車場の有料化、ごみ袋の有料化、これすべて行政改革答申にうたわれた内容です。一方で、重要なこの項目について、いまだ従来型認識にすぎない。これは従来型を乗り越えよと言ってるんですよ。町長が答弁していただいている内容は、結局は住民参加や、そのための支援をするという内容にとどまってるんですね。つまり住民の町政参加の機会拡充に努めているところでございますと、これでは答申と格差があり過ぎるんです。この格差を埋めるという作業は、答申の内容をどれだけ理解してるかにかかってくるんです。住民負担のところについては、理解が早かった

んでしょう。しかし、住民協働の施策立案をしていくというところについての理解は一体どうなってるんですか。これ以下の答弁ばかりでは進まないし、研究するというのもおっしゃっていますけれども、具体的にどのような形で研究していくのかということにも及ばないでいる状態であります。

町長、これは町が特に求めた広陵町第3次行政改革大綱に関する答申ですよ。制度を求めているんです。住民参加のために支援、努力するというものではないんです。住民参加が確立できる制度をどのようにするのかというのが今問われているわけですから、奈良県では、初めて大和郡山市が住民基本条例の制定に動き出しました。全国的には、既にたくさんの自治体で動いています、大きい自治体も小さい自治体も。奈良県では、大和郡山市が初めてです。広陵町が今、この答申を受けているというのは、奈良県下でも広陵町だけでしょう。では、奈良県下率先して広陵町が大和郡山市に負けるのではなく、答申の中身を実現していく、この姿勢が見えてこないでどうするんですか。ですから、私は、答弁はこの答申以下の答弁では全く意味がないんです。答申に求められている内容の具体的な答弁を求めているわけですから、その点誤解のないように、誤解というよりも話をそらさないように、きちんとその点についての答申の中身をご答弁願うようお願いいたします。

山田議長 山村副町長！

山村副町長 行革大綱の住民との協働の項目については、我々も重要事項として受けとめております。それを踏まえて行政に当たっているというのも事実でございます。負担を求めるところだけ先取りをして、そちらだけ実行をしているというご批判を受けておりますが、やはり行政そのものは、町民のための行政でございます。すべて町民の皆さんの負担に基づいて動いているものでございますので、そのことについて住民協働というの、やはり住民の意見を聞いて行政を進めるという視点を欠いては進まないというのは当たり前のことでございますので、議員は、住民参加基本条例等をシステムづくりを先にやれということをご指摘いただいていると思いますが、その理念に基づいて行政もいろいろな部門で制度として、あるいは具体的行動として起こしているということをご理解いただいていると思います。今後、この行革大綱に基づいてどのように進めていくべきか、再度確認をしていきたいと思っております。

山田議長 6番議員！

寺前議員 やはりかみ合っていないんですね。先ほど読んでないですけども、協働への仕組みづくりの中に、町政に反映するパブリックコメントの制度導入、これは奈良県が再三行ってきています。もう一つ、仮称住民協働まちづくり推進条例の制定、こうあるんですよ。私が

無理やり基本条例を先にやれと言ってるんじゃないんです。私が言ってるんじゃないんです。住民参加のこの基本的な流れの中では、先ほど松野議員が言った地区計画の策定の問題、90%以上の方が同意をしてる問題について、町長は、清掃センターの反対運動のときの例を挙げておっしゃっていますけれども、目的物が全く違うわけでしょう。公害あるいはまた迷惑施設としての具体的な内容についての意見を聞く集約の仕方、古寺地区で住民が反対している声が上がってきてる中で、具体的に自治会役員だけの意見を聞いて進めたわけでしょう。今の場合は違いますよ。自治会役員の場合と90%以上の意見を自治会構成員から求めてやってるんです。(不規則発言あり) いやいや、待ってください。私は再三言ってますよ。古寺区が集まった中で、その打ち切りが宣言されてやってきたわけでしょう。古寺住民の、あなた方のレジュメあるいはまた議事録の中にも具体的にあらわれてるんですから、今はそのことは別としても。

具体的に住民協働への仕組みづくりの問題について、住民参加の問題についてもあやふやな点が多い中で、きちんとそれを進めるという認識は持っておられる。ところが、物によっては、物によってはということは、町が進めにくい部分については、住民の意見については慎重に意見を聞くというやり方をする。これをやめるためにも、住民協働まちづくり推進条例の制定をなさいと言ってるんです、ここに。町長、聞きますけれども、私が言ってるんじゃないんですよ。答申の中で、住民協働まちづくり推進条例の制定についてとあるんですよ。(不規則発言あり) いや、わかっていたら、それを具体的にどうするのかということをお答えしてもらわな困るんです。再三言ってる内容は、私が答申以下の内容ではだめだと言ってるんですよ。そしたら、聞きますけれども、私がさきに住民基本条例のことをやれと言ってるかのように副町長、おっしゃってます。私が言ってるんじゃないということも再三言ってるにもかかわらず、そのように言ってる。だからこそ、ここに住民協働まちづくり推進条例の制定、答申にうたわれてます。これについての制定の過程をどのような形で取り組まれるのか。今、重要事項として認識してるとおっしゃいました。どういう形なのか、再度これに限っただけで結構ですから、住民協働まちづくり推進条例の制定、答申を受けて、これをどのような形で進めていくのか、具体的な内容として答弁してください。

山田議長 町長！

平岡町長 今おっしゃるのは、それはそのように行政改革大綱で定めているわけです。基本像を示しているわけです。組織をつくってから物事を動かすか、今、組織をつくるがためのソフト事業をいろいろやってるんです。どうした形でつくれば理想とした組織ができるのかど

うか、条例ができるのかどうか今やっているのであって、その条例をつくらないということは決して言ってないわけです。そういう今、その条例をつくるための対応をさせていただいてるところでございますので、全くしていないということとはかみ合っていないと思います。

山田議長 次に移ってください。

寺前議員 一歩進んだというように理解しておきます。9月議会の副町長の答弁は、条例をつくるという形だけではないということをご理解いただきたい、これから一歩大いに進んだということで、この答申の内容、条例をつくるという方向で検討に入るといふことの認識を町長自身が持ったというように理解させていただきます。

引き続き3番目、頑張る地方応援プログラムについてであります。これについては、総務省が19年1月に具体的な提案をしたところであります。18年についても、その意見を求めて活動をされてきた。ところが、私が言ってるのは、ここの答弁書には、以前から議会に報告しているというのは、いつのことなのか。先日、全員協議会で安部地区地区計画についての詳細説明がありました。昨年は、都計審において地区計画の説明があったと聞いています。しかし、議会については、頑張る地方応援プログラムは、東部地区、百済、広瀬の部分についてはありましたけれども、安部地区については全く議会には報告がなかったわけであります。以前からという内容について、私は安部地区に限って言ってるわけですから、この答弁書については、やはりそういう点については注意していただきたいというように思います。

それで、この答弁書の中身について……（不規則発言あり）頑張る地方応援プログラムということはありませんよ。しかし、地区計画というのはいないんです。この地区計画の問題で、いわゆる第1次募集が6月、これは総務省のホームページで公表され、第2次募集は10月、公表されております。奈良県下でも、30数自治体が応募している状況にあるわけであります。こういうような内容を踏まえて、地方交付税支援措置で19年度は2,700億円程度、国が措置するというようにうたわれています。ところが、現実問題として、安部地区については具体的に農地の転用が障害になって、できていない。こういうことが言われました。最も大事なことは、地区計画の手法で、安部地区特例としてやってきたということについて、議会に対してきちんとした説明があつてしかるべきだったということなんですね。どういうことかといえ、イズミヤが来るということについては、私たちは以前から町の説明で何度も聞いております。しかし、町が地区計画までつくってイズミヤを誘致する。この点については、都計審は昨年の9月、議会は最近になってであります。こういうことが、果たして議

会がこのような大切な問題について対応していけるのかどうかという不安を禁じ得ないからであります。地方分権と言われ、議員が2名削減される。こういう中であって、議会がより一層力不足になっていくのではないかと危惧せざるを得ないところであります。

こういうところからいって、このプログラムの作成に当たっては、総務省もこのように言ってるんですね。プロジェクトが単に行政内部の取り組み、または成果目標にとどまることのないよう、住民の参画などにより広く地域の知恵と工夫を凝らすことが期待される。これは基本的な枠組みのトップでうたってるんですよ。そういう認識を持ってこのことがやられたのか。そして、広陵町が先ほど第2番目に質問した、答申にあった具体的な住民参加の考えを持ってつくられたか、こういうことがすべてに重なっていったるんですね。ですから、要は町は都合のいい悪いという問題で取捨選択せずに、基本的に重要な課題については、少なくとも議会や関係住民の参画によってつくっていく、この手法をきちんと取り入れることが必要なんです。この安部地区の地区計画についても、このようなことがやられていない。全体協議会の中でも、まだ農地転用ができるかどうか分からない段階で、相談するにも相談できないというようにおっしゃったんです。そうじゃないですよ。つくる段階で、そのことも危惧されながら地区計画をつくるというのが基本ではなかったんですか。あえて言えば、議会にないしょでつくったものかというように言わざるを得ないというようなことにもなりかねないんです。私は、こういう重要な問題については、ぜひこれを提出する以前に、あるいはもちろん形成段階から議会に相談かけるというのは当たり前ですけれども、やらなきゃならないと思うわけですけれども、その点について、この頑張る地方応援プログラムの重要性から鑑みて、どのようにこの作成経過について認識されているのか、そのことだけ聞いておきたいと思います。

山田議長 副町長！

山村副町長 安部地区の地区計画のことについては、19年度予算、当初予算にもその所要の経費を計上させていただいておりますし、この地域の土地活用については地域の方の願いでもございました。このことは議員も既にご承知のことと思います。それより以前に住民の声、土地活用の意向を踏まえて、町の基本構想にも中和幹線と県道大和高田斑鳩線が交差するあの中心付近については、都市的土地利用を将来的に考えていくということもお示しをしているわけでございます。

そんな中で、地区計画を定めるに当たって、全く地域の声を無視して町の都合でやってるかのようなことをおっしゃっているわけですが、この地域の方の土地をお持ちの方

からこういった事業を進めてはどうかというところに、今回たまたまイズミヤさんが進出したいという意向と重なって、この地区計画の手法であれば実現可能ではないかということになったわけでございます。それについて、過日、地区計画の概要について議会の全員協議会にご報告を申し上げたわけでございますが、まだ解決しなければならない問題が残っておりますので、実現というわけにはまいらないわけでございますが、今後、前向きに取り組んでいくということをお示しをしたわけでございます。手順を無視してやっているということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

山田議長 6番議員！

寺前議員 言っておきますけれども、手順を間違えてというんじゃなくて、明らかに地区計画の策定のときに、初めて土地所有者の意向があったというのは、この間の全員協議会で聞きました。もちろん沿線沿いについての内容は以前から聞いておりますし、共産党も、予算編成の中にあって、この地域については整備をする必要があることから、促進のための意見も出してあります。そういう点については問題はないわけなんですけれども、地区計画についての手法の問題と頑張る地方応援プログラムについては別の話であって、結局は議会に正式に公表されたのは最近の全員協議会だけでしょう。そういうことについての問題を言ってるんで、やはり答弁については不十分だったと思っております。

これは終わりました、これともう一つ、財源問題、3番目にうたっていた、この地域の財政的視点から見た場合の影響がどうだったのかという点が全く答弁から漏れているので、その点について、今議会ではなく、後において説明していただきたい。税務課において、そのような試算をされていたわけですから、私も、ここでなぜ抜けてるのかなと……（不規則発言あり）そやけど、ここに書いてあるで。飲食店等乱立ぎみだが、財政上の効果はと書いてます。この効果の中身、答弁は全然ないですよ。（不規則発言あり）だから、税務課が調べて、飲食店等乱立ぎみだが、財政上の効果はって書いてるんですよ。（不規則発言あり）いやいや、いいです。それはもう3回目になってるんで、後でいいです。

4番目に移りたいと思っております。町内バス路線の廃止、減便への対応についてでありますけれども、これについて9月の答弁では、最終的に公共交通システムを維持するためには費用がかかりますので、利用ニーズがどの程度あるのか、それに合ったシステムは何なのかというところを十分見きわめなければならないと思っております。効率もしっかり踏まえて検討したいと思っております、こういうように述べていたわけなんです。法律は、当然もちろん地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、これはことしの2月に全会一致で可決された内容のもので

あります。こういうことで、10月から試行されているということだったわけですが、この内容について、9月議会と同様の答弁書が返ってきてるんですね。地域や利用者の利便性を考慮した公共交通システムと合わせて検討してまいりたいと考えており、ふさわしい方策を調査研究中でございます。もちろん調査研究中ということは仕方ないと思うんですけども、具体的な手法として、午前中のときにもありました。こういう問題について、具体的にどんな研究をしていくのかということについて考えておかなきゃならない問題だと思うんです。20年度予算の中で必要な課題ですから、今からこれを研究してどうするのかという問題ではなくて、要はどのような手法で20年度に取り組むのかということは、少なくとも現時点でなければならないというふうに思うんです。そういう点で、結局はどのような考えを持って20年度予算に反映させるのかということに尽きるわけですから、調査研究に費用が要るわけですから、そういう点の考え方についてどのように考えておられるか、聞いておきたいというふうに思います。

それと、この調査研究ということにあわせて、新しい法律は、事業者が廃止する場合に当たって、公共交通会議を設けて検討する中身にあっては、その具体的な同意がなければならないということも新しい法律として生まれてるんです。だから、事業者が赤字だから、一方的に廃止するというような考え方についても、今度の公共交通の法律については根本的に改めた内容になってるんです。そういう点で、来年度廃止になるからどうするんだというんじゃなくて、廃止になった場合の広陵町民の影響度はどうなのか。そして、それについて事業者に対して意見を述べる場も、きちんと広陵町自体が責任を持ってつくるということについてもやらなきゃならないと思うんです。その2点について答弁をお願いします。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 コミュニティーバスの件につきましては、午前中の山村議員にご答弁を申し上げましたとおりでございますが、いろんな方法を検討しておるという状況でございます。過去のコミュニティーバスの利用状況についても精査し、回顧し、そしてその状況を踏まえて今回新たな方式を生み出そうと、こういう段取りをしておるわけでございます。試行の際の貴重な意見もやはり重要視しなければいけないというふうにも考えております。1日に2人ないし3人の乗車で、その経費といえは162日で1,590万円という執行をした経緯もありますので、財源を見比べて一番いい方法を検討しなければいけないなというふうに思っております。

それから、交通面では、奈良交通は15年の3月31日現在をもって、百済、桜井、高田

線、こういったことが廃止になりました。来年度、9月末日をもちまして高田平端線、この路線も撤退するという状況を聞き及んでおります。今後、手続に奈良交通が入るわけでございますけれども、そうした際につきましても、撤退までの協議につきましても、幾度かそうした機会もございますので、よくよくそれらの状況も踏まえて単独のコミュニティーバスの路線化につきましても今後……（「来年度予算、調査研究については」の声あり）調査研究予算は計上いたしたいと考えております。

山田議長 6番議員！

寺前議員 コミュニティーの問題について、山村議員のときにも出ていましたけれども、平成10年の12月21日から行った問題について、これは当初から問題点を、ここにおられる山本議員も当初から指摘されてた内容なんですね。何かというと、あの当時については、奈良交通の走ってる路線については、そのまま走らせることができないということで、先ほども南郷の農免道路を走る、家の建ってないところを走る、駐車場をそこにつくる、そういうようなことから出発してたわけですから、これの反省については今、研究してるというのがおかしいんですよ。反省は、あの当時も、これは結局はだめだった、なぜかというのは明らかになってるんです。住民の声を聞かなかったというのも、その反省の第一です。今は、これをやるためには、一番大切なことはアンケートとりました。大きな前進です、百済、広瀬地区について。そして、今度は公共交通についての協議会、いわゆる会議を法律でも持っていていいですよ。その場合には事業者も参加させなさい、こういうようになってるんです。こういうようなところの部分について、一番大事なことは、利用者の声を聞くということなんです。だから、百済、広瀬地区で聞いた内容を一層広げて、広陵町のところでもそういう内容を広げていく。こういうようなことについての取り組みも必要なんです。そのための予算計上や、そして住民参加の施策決定の過程を重視していく、こういう取り組みが必要だと思いますけれども、もう一度聞きます。1つは、さらに発展させて、住民の声、事業者の声を聞く機会を公の場で町が設置することが必要だと。そして、こういう設置の中で、事業者が勝手に赤字だからやめるということについては、やめさせることもできる法律ができたわけですから、そういう点について、町も公共交通についての責任ある立場になったということが今度の法律の改正です。そういう点で、このような住民、事業者共通で話し合いの場を設けるという努力をしていただけるんかどうか、この1点についてお伺いしたいと思います。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 意見を踏まえて努力いたしたいと思います。

山田議長 次に移ってください。

寺前議員 努力という先ほども議会から出てたいい言葉だけでも、善意に解釈させていただきます。

5番目、地場産業振興の問題で1点だけ聞いておきたいと思います。これは何かといえば、靴下市が当初できたとき、これは私自身も少なからず尽力をさせていただきました。そして、そのときに町も反省会等には必ず出ていたんです。そして、参加状況の分析や、その他のことについても当初はやりながら、3年ぐらいはその報告を私も聞いていました。それから恒常的になってるんだということで、去年、おとしぐらいですかね、聞いたときには、参加してないということが出てきました。今回について、いわゆる他地域の参加状況やその取り組みについて担当部局で聞いたところ、参加してないので全く状況がわからないですということだったので、商工会の担当の方にお聞きしました。奈良県下でも参加状況があって、五条については、その日が都合が悪いからだめだったというような具体的な話も聞かせていただいて、大きな発展のための手だてがとられてるというように感じたわけなんです。

しかし、行政の取り組みという問題は、当初参加したところでは、そこでは靴下の問題はどうか、靴下というのはどうか、いろいろな問題を勉強する場なんです、町職員は。実際に町長は靴下の問題についてはよくご存じな方なんですけれども、その他については、なかなかそれは理解できない。私自身も、隣の山本議員にも先日もいろいろな話を聞かせていただきながら、何とかならないかという話もさせていただいてたんです。これは、専門家でないとなかなかできない分野はたくさんあります。そういうところの部分について町職員が全く関与しないような状況で、果たして地域産業が大切だというようなことが言えますか。私は、これは町長の姿勢にかかっていると思うんです。そういう点で、それもこの間、山本議員にお願いをしたんですけれども。とにかく靴下については、本当に地域の活性化、まちづくりの基本だというふうに思っています。そういう点で、町長、こういう商工会の重要な行事の企画立案段階でも町職員がやっぱり立ち会うというようなことの位置づけをきちんとしていただきたいですから、その点についてお聞きしたいと思います。

山田議長 平岡町長！

平岡町長 商工会と連携を密にして頑張っているところでございますが、さらなる連携を深めてまいりたいと思います。

山田議長 6番議員！

寺前議員 具体的なこの話については、毎回引き続いてやっていくということになりますので。

最後の自主防災組織の問題であります。これについては、答弁書では、消防の2分の1については従来からある補助制度です。これをあえてこの自主防災組織という質問の中で、従来あった内容に加えてという形できちんと整理していただきたかった。この中では、自主防災組織育成助成事業というのがここに出されているんですけども、この内容なんです、問題は。要はどんなときにどういうのが出るのかということではなくて、自主防災組織が結成されたところについては、それを提出した場合についてはどれだけの補助があるんですか。消防については2分の1というのは決まっています。しかし、自主防災組織がやろうとする問題、多大な問題があるんです。町と一体となってやらないとできない問題もあるんです。先ほど言った赤部については、井戸が10何個、調査してあるんです。その中で4基が今使われてる。ただし、10何基についても、飲み水に可能かどうかとか、いろいろ調査しなければならない。これは相当な費用が要ります。また、こういう問題について、地域と町が連携できるために、万が一交通網が遮断し、電話が遮断したときの連絡網についてもきちんとしなきゃならない。自主防災組織つくるわ、連絡できないわでは、全く意味がないわけですから。現地で私たちが頑張るわけなんです。自主防災組織のメンバーが頑張るんです。そのための全体像も把握してやらなきゃならない連絡網について、どうするのか。こういう点について、2点について最後に質問しておきたいと思います。1つは助成制度の中身について、もう1点は現地の現場監督との連絡をどのような形で行うのか。防災無線等々について考え方があるわけですけども、安い費用でできる方策も今できています。そういう点について2点、お聞きしたいと思います。

山田議長 笹井理事！

笹井理事 この自主防災組織の助成事業につきましては、定額補助ということで、宝くじの販売益を充当することになってございます。防火水槽等々、自治会あるいは区の要望に従って毎年2基というふうな形で取捨選択をさせていただいております。自主防災組織につきましても、この資金の充当につきましては、現在、四大字、赤部も組織させていただいておりますので、そういった内容の中でよく相談をさせていただき、補助をしてまいりたいというふうな……（「まだ決まってないんですか」の声あり）まだ決まっておりません。

山田議長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

少し議長の方から理事者側に申し添えておきます。

坂口君の答弁書が同じもの、寺前君の質問に対する回答がない等々、少し緊張感が欠けているのではないかと感じておりますので、今後、気をつけてください。

答弁書、さっき寺前君が言った沿道サービスに対する財政上の効果というのも答えもないわけですから、そういうこと、それから坂口君に対する同じような回答書が2枚つづつあるということ、少し気をつけていただければ結構かと思えます。

じゃあ次に、吉岡君の発言を許します。

吉岡議員 それでは、議長のお許しを得まして、私の一般質問をさせていただきますが、私の一般質問の中では、1つ、香芝警察署の問題でございます。これは、昨日、八代議員から同じ質問が出ておりますが、また答弁の方を町長の方、よろしく願いをいたします。

質問、もう一度言わせていただきます。新しく香芝警察署新設につきまして、1つ目、香芝警察署の新設について具体的内容は。

2つ目、香芝警察署に当たって、広陵町の立場と内容の変化は。

3つ目、香芝警察署新設に関連しての質問であります、中和幹線の進捗状況は。

この3点を一応項目に書かせていただきましたが、2回目の質問では、これ以外の関連と申しますか、警察の関連した質問をさせていただきますので、答えられる範囲で答えていただきたいと思えます。また、わからない点がありましたら、後ほど調べていただきまして、回答の方をよろしく願い申し上げます。終わります。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 吉岡議員の香芝警察署新設について3点のご質問をいただいております。取りまとめて答弁をいたします。

香芝警察署の新設に伴いまして、本町の管轄警察署が高田警察署から香芝警察署に移管になり、交番、駐在所の体制につきましても再編されます。具体的内容といたしましては、正相駐在所の廃止とともに、真美ヶ丘地内の馬見駐在所が格上げされ、これまでの広陵交番、箸尾駐在所の2交番、1駐在所として施設整備が図られることとなります。同時に、勤務につく警察官も現在の9名から13名に増員され、治安維持活動等の警察力が強化されるものであります。距離的には、高田警察署より少々遠くなるわけではありますが、防犯、交通等有事の際の窓口対応については、県内どの署においても連携体制が図られているところであります。

また、香芝警察署を取り巻く香芝市内での中和幹線の進捗状況であります、事業費ベースで県区間で63%、市区間で87.4%の進捗率であり、どちらも平成22年度の完成予定であります。

以上のとおりでございます。

山田議長 2回目の質問を受けます。13番議員！

吉岡議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

香芝市にとっては、市制になってから警察の誘致というのをずっとやられまして、これは本当に喜ばしいことだと思っておりますが、私たち広陵町は、これに巻き添えになったのかわかりませんが、香芝署の方に所轄が変わると、高田署の方から。この点で、いいのかわかるのか。先ほど町長も言われましたように、実際高田署と香芝署を比べれば、遠くなる。その辺で1点目、時間的にこれは中和幹線が今のところできてませんわね。今、答弁がありましたように、22年に開通すると。多分中和幹線ができれば、余り時間の方は変わらないのかなと。ただ、今の現時点で、来年度から5月の9日でしたか、開設されるのは。それから多分香芝署に移管されるんだと思いますけれども、一応時間、広陵町の北の端、大場、沢まで何分かかかるのか、わかる範囲でよろしいです。高田署と香芝署を調べていただきたい。これ1点。

それと、2つ目としては、駐在所は今のところ広陵町は3カ所でしたかね。今、交番が1カ所。それが今度の新しい香芝に来たときには、交番が2カ所に駐在所が1カ所になるということですね。これの仕事内容、どういう内容か。駐在所は1人ということで、どのような仕事をされておられるのか。それと、1日にその駐在所にどれぐらいの時間おられるのか。自分の地域の中で見回りというのは、どれぐらいの時間されておられるのか。それと交番、6人体制でやられてる。これは6人体制ですけども、どのような勤務状況をされておられるのか。8時間置きに2人ずつであれば、休みがないということになりますね。やはりそんなことはないんじゃないかなと。1日2人の12時間、4人体制でいかれて、休みもとらなありませんのでね、その辺の状況。ただ、1つの交番、6人体制ですけども、その勤務内容を教えていただきたいと思います。

それともう1点、広陵町が香芝警察の管轄に入ったというのは、町として意見とか、そういうあれがあったのか。なぜ高田から勝手に変えられたのか。県警の方で、香芝署を新設に当たり、広陵町はそっちに勝手にいきますよと、そういう連絡なのか。事前に何か話し合いはあったのか。この辺教えていただきたいと思います。

山田議長 答弁をお願いします。笹井理事！

笹井理事 少し時間的な問題でございますけれども、広陵町の沢、あるいはまた大場地区から現在の高田署、そして変わる香芝署の所要時間というふうになりますと、現在の高田署は20分ぐらいで入れるというふうには認識しておりますけれども、今度は30分ぐらいかかるん

ではないかなというふうな、計測はしておらないんで、目測で恐縮なんですけれども、やはり時間を要するというふうな状況も考えてございます。

それから、勤務体制でございますけども、現在の1交番3駐在所9名から2交番の1駐在所13名に強化されると、こういうふうになるわけでございます。いずれも24時間の交代制勤務の交番ということになろうかというふうに思っております。そのように聞かされております。それで、24時間通しということでございますので、やはり深夜の捜査体制の強化、こういったことも、迅速な対応が可能というふうな状況についてもメリットではないかなというふうにも考えるところでございます。(不規則発言あり)

そしたら、広陵と香芝署の件につきましては、町長からお願いします。

山田議長 平岡町長！

平岡町長 ただいま吉岡議員から、新設の香芝署をつくるのに、どういう経過をたどったかということをお聞きをいただいたと思います。当初、高田の署長からこの話を持ちかけてくれました。こちらへ来られての説明でございまして、今、本部ではそのようなことを考えてると、警察署の再編を考えているんだというふうなことでございまして、広陵町は新設の香芝署に変わってほしいと、そういうように変わるんだということを聞きました。それは私どもいろいろ協議をしながら進めますと、私は、遠いと。条件は、まず身近な警察署から遠くなる警察署は、町民に聞くよりまず私自身反対やということを申し上げた。

それと、今どき合併の話が進んでるときでもありましたし、高田署を取り巻く市町村が合併をしようと言うてるやさきにこの話が出ましたので、1つの市に1つの警察署ということになります。今、葛城市を目指して進んでいるのに、警察署を2つつくるんかということをご提案しましたが、この方の県庁の地方課といいますか、その担当とは連携を全然されてなかった。今、私どもが賛同しますと、高田市や葛城市、御所市が変な目で見られますよということをお申し上げて、これらの問題を解決してもらわなければ、相談に乗るわけにいかんと言いました。もちろんこのときには、その後、私どもの県会議員にも相談をしました。ある県議は、そんでええのと違うかと、町長、おまえの考えはちょっとおかしいというようなことのお方もありましたし、いや、それは町の意見をしっかり県議会に反映せないかんというお方もありましたし、いろんな県会議員にも対応をお願いをして、町の意見を県会で反映してくれということまで申し上げました。

広陵町の町長が何か変なことばかり言うてるというようなことで、県警の幹部が大勢何度かおいでをいただいて説得に当たってこられまして、うちは田原本と合併するかわからん。

この場合は、そっちに行かんぞと、それでもいいのかというふうなことまで、変なことまで言うといったわけですが、広陵町のその考えは県会で反映しようと、県会で議論しようというようなこともありました。結局は県会で少々取り上げられたようでございますが。私は、本部長に町の考えを直訴しますというところまでいきましたが、県警の幹部の皆さんは、1人の町長が本部長に会って直訴するというのは今日までないことやと、会わずことでけんというようなことで、これもかなり苦慮したところでございますが、表敬訪問なら許すと、そのときなら言うてもろても構わんというような条件を入れられまして、町の様子を、また事情を訴えることに成功したんです。

基本的には、新警察署ができるけども、広陵町の治安維持は充実するという条件でございました。これは確かに警察、交番ができて、機能は充実はしてるんですが、真美ヶ丘の北についてしっかりとつくってほしいと。これが充足されなければ、我々はここへ移管するには反対やというようなことを強く申し入れしておったのでございますが、基本的には一町がやかましく文句を言っても通らんという、最終はそういう法的扱いになってるようでございましたので、屈しましたが。いずれにしても、町の充実については努力すると。私どもはもっと言ったのは、馬見北の警察機能充実には町費をもって充てますと。警察官だけ配置してくれと、場所や建物は町で建てますと、こう申し出もしましたが、警察は、地方に負担をかけることは、これは法的にはできんと、我々がすると、ちょっと待ってくれというふうな答えでございます。いずれにしても、約束をしている事実もあるわけですが、警察幹部は町のことをしっかり考えていただいている状況でございます。

こんな経過をたどりながら、新署ができ上がるということでございまして、住民は、従前より高田の警察に行っても何ら不便をかけない。どこの警察に行っても結構やと。しかし、警察官の管轄そのものが新署に移るわけでございますので、了解をさせていただいた。しかし、また要望実現のために、これから根気よく努力を続けたいと思います。それが経過でございます。

山田議長 13番議員！

吉岡議員 町長の熱意はよく伝わってまいりました。

それと3回目になりますが、質問、今の南郷の交番、これは、土地とかいうのは警察等で買われたのか。直接これはどういうふうになったのか。町の土地なのか警察の土地なのか。今、町長は、ちょっと馬見北の方で町が土地と建物も用意すると言っても、警察の方は、地方にはそういうことはできないというような話をされましたので、その辺をちょっと教えて

もらいたいのと、それと、本当の僕のきょうの警察の言わせていただきたいのは、疋相の駐在所なんです。疋相の駐在所がなくなるという、これが一番の僕のあれです。なぜなくなるのかなど。交番が2カ所になって、格上げになっていいという話ですけれども、僕にしたら、八代さんも言われたように、各学校の校区ごとに1つの交番、駐在所というのは要るんやないかなど。やはり建物があつたら安心するんじゃないかなどと思うんです。だから、これは最後になる思うのやけども、決定事項であれば、これを何とか変えてもらえないかと。それと、ひとつ疋相駐在所を残していただきたいというのが願いです。

それともう一つは、八代さんも言われましたように、北校区、真美ヶ丘第二小学校区内にやはり駐在所あるいは交番等を新設していただきたいというのが要望でございます。だから、今言うてる質問としては、南郷の交番、今の疋相の駐在所、あれはもともとは疋相の東の方にありましたけど、今は消防署の近くの西の方に、あの土地とか、そういう建物がこれからどうなるのかという、その2点ですね。

それと、先ほど言いましたけど、駐在所や交番の活動内容、ほとんどおられないんですよ、南郷の交番も。おられると思うたときには、取り締まりですね、シートベルト。本当によく車は通るんですけども、おられないと。それで、よく聞く話が、だれもいないときにはインターホン押したら、高田警察の方にそのまま通じるということですよ。3交代で治安がよくなるのか。僕が思うてるのは、最近、交番ができてから、そんなにパトカーも頻繁に走ってるのかなど、管轄はどこを走ってるのかなど。1台パトカーはありますね、南郷の交番には。多分あると思うんですよ。やっぱり広陵町の交番であれば、広陵町を優先的に走っておいでるのかなど。ただ、3交代はしているけども、実際仕事、そういう本部からの仕事をされてるのか。やはりパトカーが割とよく走ってるとか、そういうので、交番があるとかが僕は治安というのは保てるんやないかという意識があるですよ。

さっき言いました要望ですねけども、疋相の駐在所を残していただきたい。それと、真美ヶ丘の小学校区にもつくっていただきたい。それと、昇格の交番があるのは結構ですので、ただ、できるだけ早く中和幹線は開通していただきたい。22年、これから約あと3年かかりますので、その間、高田署にも協力できないのかなど。そういうことをお願いして、最後の質問として答えていただければと思います。よろしく申し上げます。

山田議長 副町長！

山村副町長 地域から駐在所がなくなることの不安というのは、当然お持ちかと思えます。町長の方も、警察本部の方から統廃合について意見を求められたときも、やはり地域に駐在所

を残してほしいということも伝えていただいております。いかんせん県の警察署の統廃合の計画の中で、広陵町の警察力の充実のためには、疋相を廃止をして、交番を充実して広陵町の防犯体制を整えたいという申し入れがございました。やむなく県の方針に従ったという状況でございます。

また、駐在所の各小学校区ごとへの配置等については、警察本部の方にまた町長の方、機会があれば申し入れをしていきたいと思っておりますし、真美ヶ丘の件については、八代議員に過日、町長がお答えしたように、何としても実現をさせなければならないということも警察の方へ伝えていただいております。南郷の交番と疋相の駐在所の土地は町有地でございます、借地料を県からちょうだいいたしております。町が有償でお貸ししているということでございます。疋相の駐在所が廃止後どのようにするかは、まだ全く決めてございませんので、またご相談を申し上げなければならないと思っております。

また、中和幹線の早期開通については、香芝警察署が香芝市役所の隣にできるということで、広陵町としても早く中和幹線を開通していただいて、高田署と変わらない時間で警察署に行ける、また緊急時には香芝署から緊急車両が広陵町に短時間で到着できるということも当然必要でございますので、中和幹線の早期開通もお願いをしていきたいというふうに思います。

山田議長 以上で吉岡君の一般質問は終了いたしました。

次に、乾君の発言を許します。

乾議員 山田議長のお許しを得て一般質問いたします。10番、乾浩之です。

今回は、大きな項目で3項目、細かくは9点、そのうち3点が継続的なものを通告しておきましたので、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

1項目の大型店舗イズミヤ建設に関して3点質問いたします。

まず1点目は、イズミヤ進出に伴う固定資産税や法人税などの現時点での増収見込みはいかほどになりますか。

2点目は、イズミヤとのきょうまでの各折衝の中で、町内住民のために考えられた優遇雇用計画はあったと思いますが、できましたら数値的な雇用計画を知りたい。

3点目は、イズミヤの建設工程予定や開店予定日もわかりませんが、イズミヤ進出の好機に便乗して町内循環バス運行検討委員会を設立してもらえないものか。その場合は、議会からも委員を選出してほしい。

次に、2つ目の項目、地域の活性化のためについて3点、お礼と感謝の念を込めて質問し

ます。

1点目は、約4年にわたりまして継続的に真摯に取り組んでいただいています百済寺公園整備に関し、その後の進捗状況をお聞かせください。

2点目は、質問する前に町当局へ言葉足らずですが、生命第一主義で対応していただいていることに厚くお礼申し上げますとともに、深甚なる感謝と敬意の念を表明いたします。それというのは、私は、県営第二浄化センターの東門の外周道路をよく通っていて、9月の中旬ごろに植木の葉、茂り過ぎやな、危ないなと役場で話したことがあります。11月中にそこを通過して感動しました。付近の木は剪定されていて、見通しもよくなり、前に頼んでいたカーブミラーも設置していただいています。町当局の対応、対処、誠意などのささいな事件の底にある行政マンの美しい人間性の一端を感じさせていただき、その喜びをひとり占めせずに、貴重な時間をいただきました。

3点目は、2点目と同じように、地区委員さんが喜んでおられることをお知らせしたく、補助金の増額やお恵み行政を要望してるものではなく、健全な行財政推進のために全町民の協力と信望を得ていく一話題として、また何かからするのか、選択行政の啓蒙・啓発の一資料として発表しています。先日、広瀬・百済地区のゴム井堰修繕に補助金が出ると聞いて、地区の役員の方々も喜んでおられましたよと、ある地区委員さんが私に話しかけられました。そのとき私は、低額の補助金だけでも夢と希望を与えてくれる行政当局の誠意ある対応に喜びを感じ、あすへの糧とされている農家の人々の喜びの姿を拝見して、もっともっと専業農家の増加する施策を考えなければならないと痛感いたしました。今後は、税金の効率的な運営を図っていくべき。去年の7月4日に出された広陵町行政改革大綱に関する答申の早期実現に努力すべきだと私は考えています。

最後の3項目めの地元業者育成のために3点質問いたします。

1点目は、旧清掃センター解体について、基本的なお考えを聞きたい。

2点目は、施工業者の選出についてのお考えを聞きたい。

3点目は、解体後の有効利用についてのお考えや計画などについてお聞きしたい。

以上で3項目、9点にわたりましての質問を終え、長時間のご清聴感謝申し上げますとともに、ご厚情にお礼申し上げます。

なお、皆々様のご健康にご留意、ご自愛ください。そして、風邪を引かずに、よいお正月をお迎えくださいますようご祈念申し上げまして、10番、乾の壇上での一般質問を終わります。

山田議長 ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 乾議員から大きく3項目のご質問をいただき、また我々みんなの体を心配をしていただきまして、本当にありがとうございます。

大型店舗イズミヤの建設に関してということでございますが、いろいろとらぬ皮算用かわかりませんが、ご質問でございますので、お答えしたいと思います。収入は幾らあるかというふうなことでございますが、まず固定資産税や法人税などの増収についてであります。安部地区地区計画では、大店舗が建設されると、店舗経営の法人町民税や店舗の固定資産税の増収に加え、駐車場用地の借地料に係る町民税、さらに就労スタッフの町民税などがあります。そして、周辺土地の利用価値が大きくなり、地価そのものが向上する相乗効果となつてあらわれるなど大きな効果が見込まれます。

また、ご質問の雇用は600名に及ぶと関係者は表明しているところでございます。雇用面だけでなく、必要時には食品の提供、避難場所の提供、いろんな機材の提供などの協定を結び、店舗敷地内での直販所、加工場、体験コーナー、地場産品販売所など、農業振興面でも大きな改革が期待できるものです。加えて医療機関や保育機能などの面についても検討しており、最大の魅力として循環バスの運行も計画中であります。実現すれば、人口4万人が住まいする町としての確かな礎となります。広陵町住民にとって、生活面での充実や福祉面での効果、町の活性化への役割は多大であると思われれます。実現に向け、あらゆる障害を乗り越える努力を続けたいと思います。

2番でございます。地域活性化のためのことで、百済寺の公園整備のその後の進捗状況はどうかと。町民の声も聞かせてくださり、ありがとうございます。百済寺公園の整備の進捗状況でございますが、地元区にも事業の進捗状況を説明させていただき、現在、用地取得した農地分の文化財発掘調査を実施するとともに、公園の設計についても発注を行い、作成中でございます。設計内容につきましても、史跡的な公園として文化財関係者の意見や地元の声も集約し、議員の皆さんとも協議させていただき、今年度中に設計を進めたいと考えております。また、建物の移転に関しても3月中に完了する予定となっており、新年度から本格的に工事を着工するところであります。

次に、新たに大字水利組合及び土地改良区が実施する農業水利施設の復旧、改良及び修繕に係る費用の一部を助成するところの広陵町土地改良事業等補助金交付要綱を制定し、平成20年4月1日から施行すべく準備を進めております。今後は、要綱の説明を支部長会等で実施させていただき、補助金の活用に努めてまいりたいと考えております。

3番でございます。地元業者育成ということで、旧清掃センター解体、どうやるのかということでございます。旧清掃センター解体については、地元自治会との協定書に基づき、平成21年2月末日までに、煙突を含む工場棟を解体撤去する予定であり、現在、解体工事のためのダイオキシン、アスベストなどの事前調査と基本設計の作成をコンサルタントに委託しています。本工事は、一般建築物の解体と異なり、住宅密集地の中で焼却施設のダイオキシンを除去した後に解体するものです。したがって、解体及び処理の過程での騒音、振動、粉じんなど周辺住民への環境対策、安全対策に高度な技術が要求されることから、解体工事の施工業者につきましては、総合評価落札方式が一番好ましいと考えています。

また、解体後の跡地の有効利用につきましては、公共用地を残し、西グラウンドとあわせて戸建て住宅用地として利用する予定をしておりますが、今後、地元自治会や議会とも協議しながら、跡地利用計画を作成してまいりたいと考えております。地元業者については、どのような参加の仕方がよいのか、現在検討しているところであります。

以上のとおりでございます。

山田議長 2回目の質問を受けます。10番議員！

乾議員 大型店舗イズミヤの件に対しまして、この前、全員協議会で私、質問した中に、固定資産税や雇用計画はということで一般質問の中の通告をしときましたんやけども、この前は新たな雇用の600人、法人税2億円が見込まれるというようなことを聞いて、財政赤字の中で、なかなかいい話、またイズミヤが来られたら財政も助かるなど、そういう思いはしてるんですけども。そういう一応数字を教えていただきましたから、それもわかってますのやけども。それと、バスのことですのやけど、公明党さんも共産党さんも、いろいろバスのことに対して先ほども質問していただきましたけども、私は議員になる前に、地元の老人の方から、乾君、頑張ってバスの方をまた復活路線してやというような声を聞いて、よっしゃ、わかった、頑張るでというような意気込みで出させていただきましたけども。

その中で、バス路線が廃止されるときに、いろんな町地元の区長さんから町長あてに、迂回路増設することでお頼みしたことがありますやんか。そのときに吉岡議長でしたか、それと笹井副議長と一緒にエヌシーバスの方に寄せてもろたときに、エヌシーバスの方から、そのときに、廃止する前にもうちょっと腰入れて言うてくれたら、ちょっとましな答えも出たん違うかというようなことも聞きましたんやけどね。それは言った後で、後の祭りやと私は思いましたんやけど。これから先、1回廃止したのを復活路線させるということは大変なことだと思います。それは、また理事者側も、この前、廃止路線するときに、これ5年、6年前

に議会から上がって路線廃止やと、エヌシーは赤字やということを言うたときに、議会も、それやったらしゃあないなということになって、またこれ復活路線いうたら、理事者側も大変やと思います。そやけども、これから先、燃料も高騰化になり、ガソリンかてもう150円台、軽油も130円と。私も運送屋してますのやけど、大変ですわ。

そういう中で、今までみたいに自家用の車持って通勤するわけにいきません。どうしても交通機関を利用して行かなあかんと思います。そうなったときに慌てたところでどうにもならへんから、今からやはり理事者側には大変ですけども、汗かいてもろて、いろんなことをしていただきたいと。そこへまたイズミヤさんが来ていただいて、そういう巡回バス、コミュニティーバスを走らせたろという気持ちでやってきてくれる企業ですからね。またそこを踏まえて、今イズミヤさんが建つところにいろんな問題点、多々あると思います。それを乗り越えて、また町の方も応援していただいて、やっぱりいい話ですやん、これは。だから、企業としても、できてから、企業も赤字やからバスはやめましたと、そんな軽率なことは言わさんようにだけ、かたいきずなを築いてもろてやっていただきたいと思います。(不規則発言あり) イズミヤはすると言うてないけども、この前の全員協議会的时候には……。

山田議長 要らんこと言わないでください。

乾議員 町長も、頑張って、そういう方向でやっていくと、企業にも言うというて強い意思をわしも確認してるから、今言わせてもろてますのやけど。ひとつ町長、お答えのほど、よろしく願いますわ。

山田議長 町長！

平岡町長 特に乾議員は、バス路線の廃止に伴って、いろいろ問題点を列挙していただきました。今回、イズミヤの進出が実現すれば、企業が配車するバスをうまく町内の公共交通機関に利用できるように、この取り組みを要請を加えた一つとしているわけございまして、議員のおっしゃるように、実現する努力を惜しまないところでございます。頑張ってまいりたいと思います。

山田議長 3回目に移ってください。

乾議員 ありがとうございます。

次に移ります。地域活性化のために百済寺公園の建物の移転は3月中に完了するということは、解体のことを言うてはりますのかな。わかりました。ほんなら、それが終わると同時に工事にまたかかっていくということですか。それと、パークゴルフの方はどのような形に田原本町との話し合いとかは進んでおりますのかな、ひとつその辺よろしく願います。

山田議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず、百済寺公園の方は、根元さんの取りこぼって町に引き渡すのが一応3月中ということですので、それが終わり次第、文化財の発掘をして、それから工事にかからせていただきたいと。できましたら20年度に完成をしたいとは思っておりますが、20年度、21年度という2カ年ぐらいの今のところは予定をいたしております。

それから、パークゴルフにつきましては、一応田原本町とも再三協議をさせていただきましたが、田原本町としては、なかなか今のところでは町とあわせてパークゴルフ場の建設は、まだそこまで話がまとまってないということで、一応まずは広陵町域だけをさせていただくということで、ただいま設計段階に入っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

山田議長 副町長！

山村副町長 パークゴルフ場の田原本側の姿勢でございますが、廃川敷がまだ国から町に払い下げを受けておられませんし、田原本町としては、パークゴルフ場と一緒に整備する意思はないということを報告をいただいておりますので、広陵町の区域だけで整備をさせていただくということになりましたので、念のためご報告を申し上げます。

山田議長 3回目です。

乾議員 ありがとうございます。

それと、百済、広瀬の広瀬川の件ですのやけど、私も大場の方に住んでおるんですけども、県の方から一応いろんな方向性とか、どういう形でやるとかという話は聞いてるんですけどね。それは夏時分ですから、3カ月ほど前から、どういう形になるか、そのままほったらかしになったような状態というか、説明もまだそのまま来ておられませんのやけど、工事は来年ぐらいからもうかかっていくのか、それか来年は土地の買い上げもありますわね。そやから、それとあこの線路の下ですか、近鉄の。ちょうどあの辺は、どういう形になっていくかというのは町の方ではわかってるんですか。

山田議長 中尾理事！

中尾理事 広瀬川の件でご質問ですので、今、私の方が奈良県の方から聞いている話を報告させてもらいたいと思ひます。広瀬川の改修計画でございますが、今、議員がおっしゃいましたように、近鉄線の下をどう改良するかということで、かなり奈良県側が設計の方で苦勞をされておられるということを聞いています。いずれ近いうちに大場の区長さんに、議員さんですけども、連絡いたしたいと、協議したいというふうにも申してましたけども。私の聞い

てるところによりますと、一応広瀬川の改修工事につきましては、近鉄線から北側、最終の本流に合流するまでの区間を今のところ第1期の区間として集中して投資したいというふうに国、県は考えられておられるようです。

それで、今一番ネックになってる踏切の部分であります、そこを改良するについては、今現在橋台が軟弱といいますか、頼りない橋台でありますので、それをまた広げるということについて、線路の高さを前後何百メートルという形でさわっていかんなんという中で10億、20億という、その部分だけでも費用がかかるということから、方針を変えてといいますか、もう一つの方法として、最後の到達といいますか、合流点のところを深く掘り下げいたしまして、深く掘り下げするためには、本川側の川底もさわらなくてはいけないということになると思うんですが、深さを深くすることで今現在の近鉄線の改修幅を小さくして行ってしまおうという代替案を今、検討・設計しているというふうに聞いております。どちらの方が費用対効果としていいかどうかというふうな判断をちょうど今されているというふうに聞いております。その案が近々出るということも聞いておりますので、その案を持って地元の方へ協議に参りたいというふうに県は申しておりますので、いましばらくお待ち願いたいと思います。

山田議長 次に移ってください。

乾議員 ほんなら、また近いうちに説明に来られるということですね。わかりました。

最後に移ります。旧の清掃センターの解体についてですけども、今、答弁の方で、ダイオキシンの調査とかは今、現状進んでおられるのか、まだそこまではかかっておられないのか。それと、旧の清掃センターの跡地と西側にある公園ですか……（「運動場」の声あり）運動場とあわせてどれぐらいの坪数というか、広さがあるのか、ちょっとお聞きしたい。

山田議長 中尾理事！

中尾理事 この答弁書の中でもコンサルタントに委託していますというふうになっておりますが、今現在、そのダイオキシンに関しましては、予備のといいますか、数カ所を任意で選んで、こちらもここここをやってくれという形で、とりあえずテストといいますか、どんだけのその地点でダイオキシンが今存在するのかというのを抽出しております。今現在、抽出して分析を行ってる最中です。その部分につきましても、地元の当然自治会さんとも協議をさせてもらっておりますが、それが終わりましたら、その内容に基づいて本格的な解体の設計に入るということになります。

もう一つのご質問の面積ですが、たしか約2.4ヘクタールですが、全体で2.4ヘクタ

ールの敷地だということでございます。

以上です。

山田議長 10番議員！最後の質問です。

乾議員 それは2.4いうたら、今ミキハウスの跡地と比べたら全然違うんかな、ちょっとわかりませんが、まずそれ一つ……（不規則発言あり）全然違う。どっちが小さいの。（不規則発言あり）それと、旧の清掃センターの跡地に、この前、新しいクリーンセンターの方に植木を移動されましたやんか。それ以外にまだ木もたくさん残っておると思いますわ、通ったときに。その木とかをまた有効利用して、どこかに持っていくとか。例えばこの前もちらっと話聞いたんやけど、竹取公園の方に持って行って植えるとかいう話を聞いてるんですけどね。いい話やなど。また、広陵町いうたら、竹取公園イコールという形になってきてますやんか。そしてまた、周期的に有料化にするとか無料にするとかいう形でやっておられる中で、私の思いとして、何でお金を取ったら遊びに来てくれないのかというよりか、もっと来てもらうような働きかけをしたらどうかと思うんですけどね。例えば奈良県には遊園地がありませんわね。ドリームランドもあやめ池もありましたけども、あの大きな大きな観覧車を竹取公園に1つぼんと置いて、それで広陵町にはこんなんあんのやぞというような形に持って行って、ほんならおもしろいなというて、また公園の方に遊びに来てもらうとか、それで財政の方もまた助かっていくような形になったら、それは大きな話ですけどね。そういう形で、なぜ来られないかというのは、ともかくそれを考えていったら……（不規則発言あり）そういうことで、今後の植木の使い道ですか、そういうのはどういうふうにお考えになっているのか、ちょっと1つ聞きたいです。よろしくをお願いします。

山田議長 中尾理事！

中尾理事 今ご提案いただきましたことですが、以前に現在のクリーンセンターの方に大量に運んだわけなんですけど、今現在もまだまだもともとのいい木が残っております。今お話もありましたように、竹取公園の中では夏の暑いさなかで木陰がないと、夏は行きにくいというようなご意見もいろいろ住民の方からお聞きしております。ですから、そういう木を竹取公園の方へ移植して、そういう両方メリットのある内容で後しまいでければ一番いいんじゃないかなという思いもございまして。そういう形で進んでいきたいというふうに思います。あと魅力的な公園をつくるというのは当然のことでございますので、またいろいろな考えを出していきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

山田議長 以上で乾君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。
大変にご苦労さまでございました。

また来週月曜日、よろしく申し上げます。

(P.M. 3:21 散会)

平成19年第4回広陵町議会定例会会議録（第4号）

平成19年12月20日

平成19年12月20日広陵町議会
第4回定例会会議録（最終日）

平成19年12月20日広陵町議会第4回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春（議長）	2番	松浦敏信
3番	山村美咲子	4番	吉田信弘
5番	山本登	6番	寺前憲一
7番	長濱好郎	8番	山本悦雄
9番	坂口友良	10番	乾浩之
11番	八代基次	12番	松野悦子
13番	吉岡章男	14番	青木義勝
15番	笹井正隆	16番	竹村博司（副議長）

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	中尾寛
理事	笹井由明	健康福祉部長	池田誠夫
住民生活部長	吉村元伸	都市整備部長	森田久雄
教育委員会事務局長	北神理	水道局長	植村和由
会計管理者	松井定市		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 大西利実

書記 野瀬 一吉 上田 勝代

山田議長 皆さん、おはようございます。

ただいまより第4回定例会最終日を開会いたします。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付議事件 |
|------|---|
| 1 | 議案第61号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について |
| | 議案第62号 広陵町公告式条例の一部を改正することについて |
| | 議案第63号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて |
| | 議案第64号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについて |
| | 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| | 議案第67号 広陵町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について |
| | 議案第69号 平成19年度広陵町一般会計補正予算(第3号) |
| | 議案第70号 奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加について |
| | 議案第71号 奈良県市町村会館管理組合の解散について |
| | 議案第72号 奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について |
| | 議案第73号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について |
| | 議案第74号 奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について |
| 2 | 議案第60号 広陵町環境にやさしいまちづくり基金条例の制定について |
| | 議案第66号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて |
| 3 | 議案第68号 町道の路線認定について |
| 4 | 議員提出議案第13号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書について |
| 5 | 議員提出議案第14号 割賦販売法の改正を求める意見書について |
| 6 | 議員提出議案第15号 奈良県で働く医師・看護師を具体的に増やすための施策の実施 |

を求める意見書について

- 7 議員提出議案第16号 医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書について
- 8 議員提出議案第17号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について
- 9 議員提出議案第18号 介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（基本指針）の確実な実施を求める意見書について
- 10 議員提出議案第19号 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の改正等を求める意見書について

山田議長 まず、日程1番、議案第61号、62号、63号、64号、65号、67号、69号、70号、71号、72号、73号及び74号を議題といたします。

本案について、総務文教副委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。総務文教副委員長、山村さん！

山村総務文教副委員長 総務文教委員会は、12月13日の本会議において付託されました12議案につきまして、12月18日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第61号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、従前の研修などと違い、意欲のある職員が休業することになり、休業しやすい職場の環境づくりや、その体制がないと送り出せないのではないかとの質問に、公務に支障がないと認められることが前提となるが、積極的に職員に周知を行い、細部については要綱で定めるとの説明を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、広陵町公告式条例の一部を改正することについてですが、18カ所の掲示場を役場前の1カ所にするすることで、不用となるほかの17カ所の掲示場は、ポスターやチラシなど行事のPRに活用することや、今後、住民への周知事項は、インターネットの普及を考慮して、今年度にホームページのリニューアルを検討し、だれにもわかりやすい、利用しやすいものとして来年度に完成させたいとの説明を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについては、グループ長の役割と今後の展望についての質問について、グループ長は課長級としており、課の中であってふくそうする業務をしっかりと遂行してもらおう役割であり、職員の働く意欲を持ってもら

うためにも配置したものであり、今後も必要に応じて配置するが、乱用は避けたいとする説明を伺いました。

また、これまでたび重なる組織改正や人事異動は、住民から見たとき、専門性や力を持った職員が育たない、前からどういうデメリットがあり、どのようなメリットがあったのか、今後の組織に対する基本的な考え方はどうかという質問については、今回の改正は、企画調整機能を充実させることが第一のねらいであり、組織は生きているものでなければならず、住民福祉向上のため取り組み、住民の目線に合ったやる気ある職員をはぐくみ、少数精鋭を現実とした組織としたいとの説明を伺いました。採決に当たっては、今後、組織変更や嘱託職員の管理職配置について慎重にされたいとの意見がありましたが、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについては、とし10月から給付率が休業前賃金の40%から50%に引き上げられた育児休業給付に関する改正がなされたが、広陵町における育児休業給付の実態は、また、一括支給についてはどうか、及び現在の育児休業者や介護休業者の実態はどうかとの質問については、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法施行令の一部が改正され、この規程による運用を行っていること、また、一括支給についてはできないことになっていること、及び現在の育児休業者は女性職員2名で、男性職員の育児休業者及び介護休業者はいないとの説明を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについては、今回の改正によるラスパイレス指数の推移についての質問には、平成19年度数値は89.5%、18年度数値は90.1%で、職員の構成が高齢化していることや昇格の関係などが低い原因ではないかとの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、広陵町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については、取り扱いや手数料の変更があったのかとの質問には、取り扱いについてはこれまでと変更はないが、各郵便局から役場に送付される各申請書等の郵送時に要した郵送料については、今まで無料であったのに対して、少額ではあるが、郵政民営化に伴い新たに増加することになるとの説明を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、平成19年度広陵町一般会計補正予算（第3号）については、開発に関しての集会所設置基準はあるのか、馬見中3丁目には小さな子供が遊ぶ公園がないのはなぜかとの質問には、真美ヶ丘地域については、真美ヶ丘土地区画整理事業として区域全体

からの判断を要し、全体を見た上での公園設置であり、町の開発要綱による指導として、緑地・緑道の設置を指導していること、開発に関する公園設置基準については、開発区域面積の3%とする県の基準に準じていることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についてから、議案第71号、奈良県市町村会館管理組合の解散について、議案第72号、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分について、議案第73号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散について、最後の、議案第74号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分については、従前の3組合を奈良県市町村総合事務組合に統合されることに伴う関連案件であることから、一括審議をいたしました結果、5議案とも何ら異議なく、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではございますが、総務文教委員会の審査結果報告といたします。

山田議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第61号、職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第61号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 異議なしと認めます。よって、議案第61号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第62号、広陵町公告式条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第62号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第63号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。12番議員！

松野議員 賛成ですが、意見をつけて賛成といたします。

まず1点は、組織の変更についてはしばしば行われておりまして、余り安易にといいませんか、されることについては疑問があるという点について、委員会の中でも何人かの委員が指摘をしていたと思います。その点については、大きな組織がえは、特に先を見越して慎重に行っていただきたい。そして、本当に少数精鋭の中で、職員さんの能力を最大限発揮できるような形でお願いしておきたいと思います。

もう一つは、管理職の地位について、今回嘱託という人事異動がありまして、この管理職の地位、そして権限もあわせて嘱託ということはどうなのかという、こういう強い疑問がございます。これにつきましては、今後の職員さんの希望を、本当に希望を持って仕事ができる職場にしていく等、実務的にも大変いろいろな問題点もあるのではないかと思います。大変異例なことではございますが、この点につきましても、私だけでなく、議員の中でも何人かの議員の皆さんがそのとおりだと、松野さんの言うとおりのことも声を寄せていただいておりますので、今後、慎重な対応をお願いをしたいと思います。

ただし、これは町長の人事権についての問題点でありまして、本人の菅野館長については何らそういう問題があるということではございませんで、菅野館長につきましては、ぜひ今後図書行政におきまして、子供読書推進活動計画の策定等、大いに力を発揮して図書行政の充実を図っていただくことを期待するところでございます。以上です。

山田議長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第63号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第64号、職員の育児休業に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第64号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第65号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第65号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第67号、広陵町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第67号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第69号、平成19年度広陵町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第69号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第70号、奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第70号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第71号、奈良県市町村会館管理組合の解散についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第71号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第72号、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第72号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第73号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についてを議題といたします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第73号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第74号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第74号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程2番、議案第60号及び66号を議題とします。

本案について、厚生委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。厚生委員長、八代君！

八代厚生委員長 厚生委員会は、さきの本会議において付託されました2議案について、12月18日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議案第60号、広陵町環境にやさしいまちづくり基金条例の制定についてですが、基金積立金1,000万円の根拠については、ごみ袋の販売手数料収入から袋の製作経費を引いた年間収益のおおむね5割としたもので、残りの5割はクリーンセンターの処理運営経費に充当するとのこと、なぜ一般財源と区別する必要があるのかとの質問については、ごみ袋の有料化で住民に負担をお願いしており、その収益から地域の環境事業に役立てる原資に特定し、住民に何らかの形で還元するという考えでのものであり、現在、低金利で運用益は期待できないが、積立金も含めて、環境事業の特定財源として確保するものであるとのことであります。

また、基金を創設することによる新しい環境事業の展開を計画しているのかとの質問には、現在検討しているものとして、1つは、モデル地区を指定して、食用油のステーション方式での回収事業や、希望する自治会にアルミ缶などの回収事業をお願いして補助金を交付するものや、2つ目は、不法投棄の対策として、監視カメラの活用などを模索しているとのこと。そのほか、平成20年に、ボランティアで、住民参加型の事業として河川清掃を計画しており、その費用負担なども予定しているとの説明を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することにつきましては、ひとり暮らしやごみ減量世帯の方などからの要望から、10リットル袋を新しく追加されたものですが、これまでの袋の売れ筋は、45リットルの大サイズのものでなく、30リットルの中サイズで、まちでは容器包装プラスチックの分別収集を実施していることもあり、比較的かさばるごみが少ないのではないかなどの説明を受け、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、厚生委員会の審査の結果報告といたします。以上です。

山田議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第60号、広陵町環境にやさしいまちづくり基金条例の制定についてを議題と

します。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

12番議員！

松野議員 反対の立場で討論をいたします。

今、委員長報告でもありましたけれども、委員会の中でも、なぜ一般財源にしないのかという質問があったようにお聞きをいたしました。まさにそのとおりで、この有料化をいたしまして使うということを具体的に決まっているところが、集団回収に対する補助金等、それからまた不法投棄に対する監視ということですから、今、一般会計でこの集団回収に対して補助をしておりますし、不法投棄についても一般会計でずっと財源補てんしてきているわけですし、これを基金にしなければいけないということは、何ら全く理由が見つかりません。

本会議のときにも言いましたけれども、これは有料化の中で、なぜ有料化と、一つ一番大きな問題が財政が逼迫しているからということでございましたから、財政が逼迫しているのであれば、これをやっぱりきちっと清掃センターにはたくさんの税金を投入しているわけですから、そういう本当にどうしても必要なところに使うということであれば皆さんも納得されると思うんですけれども、これから何をしようかというようなゆとりのある財源ではないということについては、住民の皆さんも怒りを持たれるのではないのでしょうか。これは何人かの方にお聞きしましたけれども、びっくりなさっておりました。ですから、住民が負担しているという、この大変な厳しい暮らしの中で有料化になって、そういう状況の中での財源の使い方としては大変おかしい、不適切であるということを指摘せざるを得ません。

また、基金にあえてして、それから、基金はそんなにしょっちゅう出し入れするものではないと思うんですけれども、今の使途の、使い方ですね、金利は当てにしないで、そして、その基金に積み立てたもの、そのものを毎年いろいろな形で使っていくということは、基金そのものの趣旨にも全く当てはまらないと、事務手続上も煩雑になるだけではないかということも指摘せざるを得ません。ですので、今回の広陵町環境にやさしいまちづくり基金条例につきましても、反対をいたします。

山田議長 ほかに討論はありませんか。14番議員！

青木議員 私、厚生委員と違いますのやけど、賛成討論という形で討論をさせていただきたい

と思います。

ごみの有料化で、いわゆる住民の皆様にご地域ごとに回っていただいたとき、私も私らの大字では参加させていただいた中で、やはり有料化になったときの財源は、収益はどうするんだということも自治会の皆さん方も質問あったわけですので、そのときに、やはり収益、いわゆるごみの有料化、袋の販売の収益の半額ぐらひはきちっとした形で、特定財源で、住民の皆様にも目に見えた形でやっていく、まずそれをしていくというのは私は妥当じゃないかなと、こう思うわけでございます。ただ一般財源の方でして、それから清掃センターの起債、いわゆる借金の返還にも充てていくというのも、それは一つですけど、しょせんは同じ、いわゆる環境問題とかいろんな意味での美化活動とか、いろんな意味でそれも一般会計から出てたわけですから、ひとつきちっとしたけじめで、住民の皆様にもわかりやすい、そういう処置をしていった方が私はいいと思います。

そこで、それと寄附も受けるという、当然なことです。町内における大型店舗とか、やはりごみの発信元になるような業界の皆様のご理解も得て、もちろん自主的なことでございますが、大いにそういうような広陵町の環境美化に充ててほしいというような人たちの財源の受け皿としても、私はひとつそれの方が明確に示せるんじゃないかなと、こういう観点から見て、私は賛成といたします。

山田議長 6番議員！寺前君、反対討論される前にちょっとお願いしておきます。共産党の議員さん、総務委員会での一般会計において、1,000万円という基金がありながら、それを賛成されました。それでこの基金条例を反対されております。それを明快に、なぜ一般会計の補正予算で1,000万という基金を賛成しながら、この条例に反対されるのか、それを町民にわかりやすく説明しながら反対してください。お願いします。

寺前議員 では、反対します。

1つは、一番大きな問題は、松野議員も指摘したように、今、広陵町で本当に財源がたくさんあるという状況ではありません。住民生活に多大な影響を与えているような状況が生まれているわけでありまして。そのようなときに基金をつくるということについての問題であります。

私たちは、基金自体に対して反対しているものではありません。要は、基金を設置された場合の趣旨、先ほどからの本会議での答弁にありました趣旨等についても、その点については理解をしております。また、先ほどからもあった、いわゆる環境美化やその他に使っていく、こういう点についても納得できる話であり、何らその部分についての異議はありません。

こういうようなことからいって、この問題を考える場合、今、果たして基金が直ちに必要なのかどうかということであろうと思います。毎年、今回の補正予算でも1,000万円の基金の組み入れをやったわけですがけれども、私たちはこの基金の組み入れの問題についての指摘のときに、条例について反対するということを明確にしたわけであります。

そういう点で、この条例についての問題は、青木議員が先ほど言った、いわゆる町民にわかりやすい方法でやるのが一番いいというようにおっしゃったわけですがけれども、これは毎年町長が重点課題として、環境問題やいわゆる清掃センターの問題は今後も重要な課題として続いています。そういう点で、今、基金をして1,000万を積み立てるというのではなく、余裕のない財源から見ても、直ちに毎年毎年の予算の中から環境美化等々に重点課題を置いた支出を行うべきであります。1,000万を積み立てること自体、その用途を狭めることになるわけですから、これは財源的余裕ができた時点でやるべきであろうと思います。

そういう点で、この問題については、条例については反対いたします。趣旨等については全く反対の意図はありません。以上です。

山田議長 ちょっと寺前君の質問の歯切れ悪いな。

本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

議案第60号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立多数であり、よって、議案第60号は、原案どおり可決されました。

次に、議案第66号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議案第66号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程3番、議案第68号を議題とします。

本案について、産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにします。

産業建設委員長、乾君！

乾産業建設委員長 産業建設委員会委員長報告をいたします。

産業建設委員会は、さきの本会議において付託されました1議案について、12月17日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第68号、町道の路線認定についてですが、まず、認定の適当であるかを確認するため、提案された23路線のうち、数路線をピックアップし、現地に出向き、道路の幅員、道路の整備状況や道路面の状態、水路等の構築物を確認いたしました。

本町における宅地開発は他町村に比べてかなり進んでおり、開発に伴う事前協議や検査のあり方に対する質問については、これまでの協議内容としては、奈良県や上水道、下水道、消防、総務、都市計画などの分野で開発区域に限って行っていたが、安全面について、特に通学路や接道部分について、開発区域のみの協議ではなく、事後の問題が発生することのないよう、区域外との整合性も含め、事前協議とするよう今後検討するとの説明を伺い、いずれの路線も問題なく、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。

山田議長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、議案審議をいたします。

議案第68号、町道の路線認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

寺前君！6番。

寺前議員 賛成の上、先ほど委員長報告の討論に、委員会での討論を加えたいと思います。

広陵町の場合に特に大事なことは、香芝市や橿原市が過去行ってきた町道認定についての重要な町の立場を開発業者に利用させてはならない、こういう点は当然確認をしてきたところであります。

今後、広陵町の場合、調整区域でも開発あるいは建設できる都市計画法上の特区に指定され、調整区域で原則60坪以上、その他の条件で建設できることになっています。

今回も町道認定場所を回る中で、調整区域での開発が確認をされているわけですが、こういう点について、1つは、開発区域内と区域外との行政の一体性の問題については委員長報告からありました。もう一つは、検査の問題については、やはり区域内の検査は、例え

ば広陵町でも過去、基本的には土木事務所が管轄をしているという経緯から、的場でも擁壁の薄さの問題があったり、排水路の問題があったりというような例はあります。そして、建設業者が倒産、あるいはまた会社を変えて存在が不明になるというような流れがあるわけがあります。

こういうようなことに直ちに対応できるように、町への移管というのは当然迅速にやらなきゃならないというように思うわけですがけれども、その場合に、町の責任でもって検査をきちっと行っていく。それから、検査を行うと同時に、先ほどの委員長報告にあった開発地域外とのまちづくりの連携をきちんとマニュアル化して対応していく。こういうことが必要であります。

特にこのことで開発業者に負担が生じた場合、開発業者がいわゆる購入者に転嫁するということが、たびたび業者の質によってはあるわけですがけれども、これは当然あってはならないことであります。開発業者が、当然もうけの利益から、町へ、その開発によって生じるまちづくりの問題に協力をさせるということですから、この点については明確な方針を持って臨むことが必要だと思います。

もちろんこれは最終的には条例化することによって公開し、どの業者においても平等に町の姿勢を明確にさせることが必要ですが、当面の内容としては、そういう条例化までの経緯はあろうと思いますので、その点については、きちんと行政内部で一体的な取り決めを行って実行していただきたいことを申し述べておきたいと思います。

山田議長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第68号は、委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程4番、議員提出議案第13号、生活保護基準の引き下げに反対する意見書については、寺前君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。寺前君！寺前君、簡単をお願いしておきます。

寺前議員 それでは、生活保護基準の引き下げに反対する意見書を提出させていただいた趣旨を説明させていただきたいと思います。

生活保護の問題をめぐっては、昨年からことしにかけて、北九州などで新聞紙上で大きなニュースになりました。この19年、2007年の11月9日には、日本弁護士連合会が、北九州市生活保護行政検証委員会中間報告に関する意見書、意見を発表し、この問題についての弁護士会としての精査等も行っております。

その原点になるものは日本国憲法第25条、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。これが憲法25条の生活保護に対する最低限度の保障であります。これは制度としての権利であります。このような前提に立って、私たちは生活保護を見ていかなきゃならないというように考えます。

そういう点で、生活保護の現状の問題については後ほど説明させていただきますが、まず、意見書についての内容であります。

国は2003年から生活保護制度の見直しを開始し、今まで以上に選別を強め、生活保護基準を切り下げ、生活保護の適用を抑制しようとしている。既に段階的に削減してきた老齢加算や母子加算も廃止されました。

さらに政府は、2006年7月7日に発表した経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針2006では、社会保障の給付の伸びを抑制する必要があるとして、生活保護基準そのものの見直しなどを掲げ、可能な限り2007年度に間に合うものについては2007年度に間に合わせ、間に合わないものについても2008年度に確実に実施するとしていたわけであります。

この方針を受け、厚生労働省は本年10月19日、学識経験者によって構成される生活扶助基準に関する検討委員会が開催され、わずか数回の検討委員会での議論を経て、11月30日、低所得者との比較で、保護基準は高いとする報告書をまとめたのを受けた厚生労働省は、早ければ来年にも保護基準の引き下げに踏み切る構えだ。しかし、引き下げは生活保護を受けている世帯だけでなく、広く国民の暮らしにも影響する。格差社会の中での切り下げ検討に、批判や怒り、不安が広がっていると報道されました。これは12月1日の朝日新聞等々、すべての新聞に報道されたものであります。

生活保護基準は、生活保護法8条に基づき厚生労働大臣が定めたものであるが、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活の基準であって、国民の生存権保障に直結する重大な基準であります。厚生労働省の資料でも、1999年と2004年の比較では、70

歳以上の高齢単身世帯平均では14万2,000円台から15万6,000円台と、消費支出の平均は、わずかですが伸びているわけであります。ところが低所得者世帯は、逆に9万2,000円台から7万5,000円台と、1万6,000円余りも下がっています。結局格差が広がっていることを示しており、このような生活実態に生活保護基準を合わせることが間違っているわけであります。

2007年11月6日、兵庫県弁護士会が声明を出したわけですが、安易、かつ切実な生活保護基準の引き下げに反対する声明を出しています。その中では、厚生労働省は本年10月19日、学識経験者によって構成される生活扶助基準に関する検討委員会が開かれ、16日に最後があったわけですが、それからわずか3日後の突然の開催で、その後、10月30日に第2回検討会が開かれ、11月8日には第3回検討委員会が予定され、平成20年度予算編成を視野に入れて結論が得られるよう検討することとされている。これが先ほどの内容であります。

厚生労働省のホームページで公表された第1回検討委員会の議事次第及び配付資料によれば、上記検討会の趣旨は、平成18年1月に閣議決定された先ほどの骨太の方針のことであります。生活保護基準は、この問題に上がったわけですが、飛ばさせていただいて、ところが、上記第1回検討会の配付資料によれば、生活扶助基準は一般国民の生活水準との関連においてとられるべき相対的なものであり、具体的に年間収入によって比べていくということになっていたわけであります。しかし、この問題では、最も少ない階層の部分消費支出統計と現行生活保護基準とを比較し、その均衡を図るとして、基準の引き下げを目指す検討委員会報告が出されました。

弁護士会は昨年10月の第49回人権擁護大会で、日本弁護士会連合会が採択した貧困の連鎖を打ち切り、すべての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議が指摘しているとおり、我が国では違法な窓口規制が広範に行われているため、生活保護の補足率が極めて低く、生活保護基準以下の収入で生活する世帯が多数存在する。かかる世帯の消費水準との均衡を理由として生活保護基準を引き下げるとは負のスパイラルとして、生存権保障水準を際限なく引き下げていくことにつながる。

また、生活保護基準の引き下げは、現に生活保護を利用している人の生活レベルを低下させるだけでなく、一般低所得者層の生活全体にも大きな影響を与える。すなわち、生活保護基準は、介護保険の保険料、利用料、障害者自立支援法による利用料の減額基準、地方税の非課税基準、公立高校の授業料免除基準、就学援助の給付対象基準、また、自治体によって

も国民健康保険料の減免基準など、医療、福祉、教育、税制など、多様な施策の適用基準にも連動している。それゆえ、生活保護基準の引き下げは、これらの一般低所得者層施策が受けられなくなる層を拡大することを意味しているわけであります。

このように、生活保護基準の引き下げは、現に生活保護を利用している人だけでなく、我が国の低所得者層の生活全般に直ちに影響を及ぼす極めて重大な問題であるから、生活保護基準に関する議論は十分に時間をかけ、慎重になされるべきである。また、こうした議論は、公開の場で広く市民に意見を求めた上、生活保護利用者の声を十分に聴取し、なされるべきである。当会は、厚生労働省及び検討会に対し、生活保護利用者の声を十分に聴取し、徹底した慎重審議を行うことを強く求めるとともに、安易、かつ拙速な生活保護基準の切り下げには断固として反対するものである。これが、兵庫県弁護士会がこの11月6日に声明を出したものであります。

このような問題として私たちはとらえているわけであります。これが現に今、この広陵町議会で審議されようとしているわけです。

また、これに先立って、全国的に昨年からことしにかけて、各地の議会で生活保護に関する決議がなされています。それはホームページを見れば、多数の議会で切り下げに反対するという意見書や、また、生活保護制度の見直しに反対する意見書等々、名前はいろいろですが、このことが行われています。

このような問題をとらえて、今現在、広陵町でも、いわゆる老齢加算、これが廃止されたために、非常に大きな影響を受けている方がおられます。60人以上の生活保護を受けている世帯があるわけですけれども、生活が非常に困難になったという事例を、私は直接何人もの方から聞いております。また、母子加算も結局廃止、ことし2007年で廃止、さらに年齢を引き下げた母子加算が今年度から減額進行中であります。

このような状態が行われている中で、どうしてもこの引き下げに反対する意見書は、低所得者層を初め、生活保護現受給者等々もあわせた上で、あわせた人たちの暮らしを考える上で、本議会においても慎重な審議の上、可決していただきたいということを望むわけであります。

さらに、生活保護基準の一例について述べさせていただきたいと思います。

これは検討委員会に厚生労働省が報告した内容ですけれども、いわゆる平均値が下がった。いわゆる1984年に水準均衡方式というものが採用されて、生活保護基準が決められることになりました。この水準というのは、一般国民の消費水準の60%が妥当だというように

されました。ところが、先ほども出たように、1999年と2004年の比較資料が厚生労働省から出されたわけですが、これで一番問題なのは、いわゆる5段階の70歳以上の方の生活水準を分けております。そして、平均を100として、平均が月20万円の世帯、そして、最も低い層が第1・10分位という世帯で月7万円という世帯の層を、今、厚生労働省検討委員会が生活保護と比較したわけです。そして、この第1・10分位という呼び方ですが、ここの層が生活保護基準よりも低いので、ここに合わせるべきだという水準であります。こういうことが行われていました。

そして、その中で3つの分類されています。1つは、生活保護種目分類で食費など、個人的再生品目、2番目には社会的体裁維持品目、これは交際費や、社会生活に参加でき、人前に出てみても恥ずかしくない、飾らない経費、3番目には社会的固定経費、光熱水道費などあります。

こういうところについてはそんなに大きな格差がないんですけれども、2番目のいわゆる社会的体裁維持品目、交際費など、こういうところですね、ここが大きな格差があり、平均を100とした場合に、ここの差が33.1という比較になり、ここが低所得者層と生活保護基準との中で一番大きな格差があるから、ここに並べなさいということになります。つまり、低いところの低所得者層に生活水準、基準を並べなさいということで、これは結局先ほども指摘したとおり、生活最低基準が定められないまま、結局はワーキングプア等々が生まれている状況の中で、所得をさらに下げていく内容を厚生労働省みずからがつくるということになります。

こういうようなことについて、去年の4月、生活保護が70歳以上の受給者の老齢加算が廃止された中で、現在、2割の減収になったということで、高齢者の方々が生存権裁判を始めております。これは廃止を求めた裁判で、8都府県で起こされている内容になっています。こういうような問題で、交際費が出せない生活保護、という、交際費が出せないために葬式にも参加できないという実態が生まれております。このような内容をぜひ解消させるためにも、国の生活保護基準を切り下げる施策については反対をしていただきたいと思います。

ちなみに、最後になりますけれども、このような問題と全国での反対運動を受けて、厚生労働省は、2008年度の予算については凍結する、このような方針を打ち出しています。ただし、結局はこの問題については東京都と地方の格差を是正するというので、生活保護の予算の枠内で減額修正をさせていくということが言われています。

さらに検討会の報告で、4人以上の多人数世帯が、単身世帯に比べ、支給額の計算上有利

になっていると指摘されている点について見直しを行うということであり、結局は生活基準を切り下げていくという方向は明確であります。そういう意味で、ぜひ皆さん方の議論をしていただいて、この内容、保護基準の切り下げには反対する意見を国に上げていただきたいということを重ねてお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。以上です。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。8番議員！

山本悦雄議員 生活保護の内容については、それはいろいろな意見、考え方があろうかと思うんです。先ほどここにも示しておりますように、一番の問題は、今、年金を掛けておらない、国民年金を掛けておらない人が1,000万ほどいるということを聞いております。これははっきりした数字はわかりませんよ。そういうようなことを聞いておる。その人らの風潮ですけれども、その人らの言い分は、いや、年金みたいに掛けんでもええがと。今度生活保護、そのときになったら生活保護でいったらええねんと、こういう安易な考えの方がおられると。それが今の国民年金を掛けてない人が1,000万とか言われている数字にあらわれているんじゃないかと。

そしたら、こういう人が、今度その年齢に達して本当にそういうことになったときに、どれだけの保障をしなくてはならないか。そういうことで寺前議員にお聞きしたいんですけれども、年金を掛けた上の人の中に、年金をもらって、国民年金ですよ、国民年金をもらっても生活保護の対象になる方はおられるのかどうか。まだもらえない時点ですですよ。まだ年行っていないで、もらえない時点で何かが起こって、そして生活保護の対象になったと、これは別ですよ。そうやなしに、年が来たときに、年金を掛けてない。本当は掛けてたら年金でやれる。だから、その辺のところをちょっとありましたら説明をお願いしたいのと。

それからもう1点はね、何か選別を強め、見直し、これは常にやっていかなくてはならないんじゃないかと。選別と書いてますけれどね、実際に生活保護を一たん受けたら、ずっと一生生活保護を受けられる。これもおかしい話だから、常に見直しをやっていく。当然そういうことをやっていく必要があるんじゃないか。そしてその内容、各個人の、生活保護を受けられておる人の内容ですよ、それは常にやっぱり調べてもらわなければ、それを負担している国民としては納得できないんじゃないかと。国と言うてますけど、これはあくまでも国民ですからね、その負担をしているのは。だから、そういうところで、何か国へ取りに行くというような観点では僕はおかしいと思うんで、その辺について寺前君のご意見があったらお願いいたします。

山田議長 ただいまの質疑に対し、提案者より説明をお願いいたします。寺前君！

寺前議員 2点の質問に対してお答えいたします。

1点は、いわゆる生活保護を今後受ける人、年金をもらっていない人で受ける人があるのか。当然あります。現在も年金をもらいながら生活保護を受けている方が多数あります。これが現実であります。

もう一つ年金の問題でいえば、今、国は年金の調査を大々的に行っているわけですが、いわゆるワーキングプアという世代がふえています。これは若い世代に多いということでもあります。こういうような実態について、山本議員はどのように考えられるのかという問題であります。

いわゆる年金を掛けたくても掛けられない制度に一方ではなっている。結局は仕事がないために、国民年金、今でいうと1万4,000円弱の国民年金を、月々払わなければならぬ。働いてなければ払えるような金額ではありません。このような状態で、通常はもちろん働いた場合について、5人以上の事業所については強制加入というようになっているわけですが、こういうようなところでも年金が掛けられてなかったということが、国の調査やその他の中で大々的に発覚してきている状態です。

1つは、このような問題をきちんと正していく。山本悦雄議員が心配される、もう年金を掛けなくても、後で生活保護を受けりゃいいんだというような方が一体何人おられるのかです。私は、実態としては、そんな方は若い方にはおられないと思います。まして、生活保護をもらおうと思っている方など絶対おられない。こういうことが今の若い方々の実態であって、その方を対象にした上で、そういうやからに生活保護を与えるのはおかしいじゃないかという仮定自体が間違っています。

今やらなければならないことは、そういう年金が掛けられないような就業状況が生まれているワーキングプアなどの対策、これをきちっとやって、その上で、山本議員が、いわゆる年金を掛けなくても生活保護を60歳、70歳からもらうんだというやからについては、きちっともらえないような制度をつくりゃいい話であって、今、問題になっている生活保護基準の切り下げということと全く連動しないということでもあります。そういう点で、ぜひ実態を知っていただきたい。

もう一つは、生活保護を一生受けられるかどうかということでもありますけれども、山本議員は、実際北九州市の問題はご存じのはずです。実際、今、生活保護を受けようとするれば、どれほどの屈辱を受ける場面があるのかどうか。そして簡単に受けられないという実態であります。このような実態で、私自身も生活保護の申請援助を何人もさせていただきました。

広陵町や高田市においてもさせていただいたわけですが、実際はきちんとした所得の把握、これは非常に厳しい所得の把握をされております。また、現実問題として、親族その他のところへの扶養の義務のある方も含めて調査をし、そしてそれがかなわないという場合に、どのような基準で生活保護を行うんかという検討をさらにしていくということでもあります。

もう一つは、もらい続けた方が一生もらっているというような認識で生活保護を見ておられるというのは、全く実態に合っていない。これは現実には、いわゆる広陵町でいえば、高田の福祉事務所の担当者は、月1回、支給日にかなりの、仕事をしていない人についてはその程度等々を詰問し、書類提出をさせ、そして就労の促進を絶えず働かせているのが実態であります。

こういう点で、いわゆる一度受ければ一生涯楽してもらえるんだというような実態はどこにもありません。まして、問題は70歳以上の方々のところでもあります。広陵町でも老齢加算が打ち切られて、1万数千あった老齢加算が現在はゼロです。これは非常に厳しい状態になっています。この方々が本当に、先ほども出たように、南郷のある方は、友達の葬式に行きたいけれども行けない、3,000円の金が出せない、こういう形での生活。そして現実問題としては、生活をされている中であっては非常に切り詰め、暖房費も削る、このような実態があります。まして、子供を養っている世帯のところでは深刻です。現実問題、このような状態を本当に知っていれば、政府が今引き下げようとしている生活保護基準というのは、本当に過酷なものになります。

そしてその基準は、いわゆる先ほど言った低所得者層の所得を水準にするということであり、実態は、低所得者層の方々も山本悦雄議員の認識とは別に、生活保護を基準としては受けられるのに受けておられない方が多数です。広陵町においても、実際に国民年金、国民健康保険の所得調査からわかりますように、数百世帯の方がいわゆる生活保護基準よりも以下の方なんです。そういう方々があえて生活保護を受けているかといったら、受けていないんです。当然申請すれば、これは受けられます。しかし、そのような方々は生活保護を受けないという意思のもとに生活をされ、そしておつき合いをされている実態があります。

このような状況を知っていただいて、ぜひ、国が行おうとしている生活保護の引き下げ基準は、一部の悪い人間に対して制裁を加えるような引き下げをカットするような認識でもって見るのではなく、本当に今、生活が困難な人たちが、権利として憲法に認められた憲法25条の精神にのっとして最低限度の生活水準を維持したい、このような方々に対する温かい気持ちをこの広陵町議会から発信していただいて、本当に冷たい国の仕打ちではなく、温か

くこの最低限度の生活を見ていこうという気持ちでもって可決していただきたいと思います。
以上です。

山田議長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

8 番議員！

山本悦雄議員 先ほども申し上げましたとおり、やはり生活保護というのは厳しい基準でやられるのが私は当然だと思っております。やはり、そして常に現状と合わせて、上がる、下がる、見直しをやっていく、これは当然のことだと思えます。それで実際に生活ができないというようなことになれば、それは問題があるんです。生活保護の問題として、本当に生活できないような収入しか得られないということになれば、これは大変な問題です。当然国としてはその辺も十分検討の中に入っていると思えます。我々はここでその場だけのことを見て言っておりますけれどね、やはり先を見た、僕は国のいろんな施策の中の一つだということで、この提出議案に対しては反対いたします。

山田議長 12 番議員！

松野議員 反対の討論がありましたので、賛成の討論をしたいと思えます。

今、山本議員がおっしゃった中で、厳しい基準で当然だということでございましたけれども、これは、憲法 25 条には、最低で文化的な生活を保障するということになっているんですね。今の実際生活保護でお暮らしの方は、そしたら文化的な生活ができているかどうかといったらとんでもない話で、本当に切り下げの中で厳しい生活を送られているのが実態でございまして、厳しい基準でっていうのは、憲法の解釈そのものを間違えておられるんじゃないかと思えます。ただし、最低の文化的な生活ですから厳しい部分は当然あるわけですが、そういう部分でございまして。

それから、見直しについてですけれども、やはり民生委員とか身近な方が常々その状況を見に行かれます、それで生活できる状態になれば、見直しをして、生活保護を打ち切るといこともよく行われているわけですし、そういう形でいえば、今、反対なきった討論は正しくないと言わざるを得ません。

本当に最近では生活保護を廃止した理由なんですけれども、1975 年には疾病によるものが約 4 分の 3 だったんです。経済的な理由は 8 分の 1 程度だったんですね。ところが、現在では、経済的理由から生活保護を受給する世帯が大変増加しているということです。何倍に

も、3割程度になっているという状況がありまして、とりわけ労働形態が大変劣悪にどんどんなってきたおる中で、生活が厳しい人がたくさん出てきているということは、大変深刻な問題であります。

年金の問題でいえば、年金を掛けておられない人が生活保護でいいという人があるということについて寺前議員も反論されていましたが、広陵町で正々堂々と、年金より生活保護がいいから私は生活保護を受けてますよって言っている人、私は聞いたことないですよ。本当に受けたくないけど、恥ずかしいと思いながら、本当はそんなことを思う必要はないんですけれども、そういう気持ちで受けておられる方が大部分ですので、やはりその点においては大変間違った解釈をなさっている、この点も指摘したいと思います。

そして年金の方でいえば、国民年金は大変水準が低いので、国民年金よりも生活保護費が高いということは議会運営委員会の中で山村議員もおっしゃいましたが、それは考え方の大きな間違いであって、やっぱり国民年金は水準が余りにも低いので、国民年金を上げるということが議論されるべきであって、今何とか生活保護が厳しい中で生活しておられる方に対して攻撃をするということは到底認められないと思います。

そういう点で、この山本議員の反対討論には何ら根拠がないということを指摘して、賛成といたします。

山田議長 討論を打ち切り、採決いたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立少数であります。よって、議員提出議案第13号は、否決されました。

山田議長 次に、日程5番、議員提出議案第14号、割賦販売法の改正を求める意見書については、長濱君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 これより、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。山村君！お願いします。

山村議員 意見書の朗読によりまして提案説明にかえさせていただきます。

意見の趣旨。割賦販売法の改正につき、以下のように抜本的に改正することを求める。1、実効的な過剰与信規制を行うこと。2、販売店とクレジット会社との共同責任（既払い金返

還を含む)を規定すること。3、クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明定すること。4、指定商品制を廃止し、割賦要件を撤廃すること。5、個品方式(契約書型)クレジットについて開業規制を設けること。

意見の理由。近時、住宅リフォームや呉服、貴金属など、高額商品の次々販売などに係る悪質商法の被害が大きな社会問題となっているが、こうした被害は販売業者が顧客の支払い能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払い能力をきちんとチェックせずに契約を認めることで発生している。

なお、経済産業省は、これまでも割賦購入あっせん業者に対して、加盟店の実態把握、管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出してきた。これらはクレジットを利用した消費者被害の未然防止、または拡大防止のため、不適切な販売行為等を行う事業者にクレジットを利用させることのないよう出されたものである。

しかしながら、これらの通達が出された後も、ダンシング事件、アイディック事件、住宅リフォーム事件、呉服次々販売事件等、多数の消費者を被害者とする事件が多発している。

そうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために、割賦販売法を抜本的に法改正すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上でございます。

山田議長 本案について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第14号は、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第14号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程6番、議員提出議案第15号、奈良県で働く医師・看護師を具体的に増やすための施策の実施を求める意見書については、松野さんより提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。松野さん！

松野議員 では、奈良県で働く医師・看護師を具体的に増やすための施策の実施を求める意見書について、趣旨を説明させていただきたいと思います。

この点につきましては、細かいアンケートの資料なども届いてはいるわけですが、かいつまんでの説明とさせていただきたいと思います。

まず、本当に看護師不足ということについては、大変に最近は医師・看護師不足がテレビなどでも取り上げられているところがございます。個々の看護師の状況は、看護師の労働健康実態調査を4月末から6月初旬にかけてですね、ことしの、916名の方にアンケートをとられたそうでございますが、病院で働く看護師の集約が812名、平成18年度末での就労数も8,020名の1割を超えて集約された、そういう中でのアンケートの結果でございますが、慢性疲労が7割、4人に1人が休日でも疲れが回復しない。9割近くがストレスを感じ、4割強が強く感じている。健康不安は8割で、4人に1人が深刻な健康状況にある。十分な看護ができていないのは1割にも満たない。ニアミスの不安は92.4%。ニアミスの経験は91.2%。7人中6人が仕事をやめたいと思い、2割強の看護師はいつも思っている。定年まで働きたい人は4人に1人というように、今、看護師の置かれている状況が大変に過酷、深刻であることが如実にあらわれていると思います。

この状況の改善ができなければ、辞職者を生んで、看護師が魅力ある仕事に映らず、看護師を希望する人も減るといふ悪循環になることが当然予想されるわけでございます。この深刻な状況を、県民の求める看護を守るためにも、今必死に働いている看護職員、それを支える家族のためにも、ますます高齢化、重介護化していく奈良県の今後の医療、介護を拡充していくためにも、早急に改善する必要があります。

このような深刻な根底には、何よりも看護師不足の問題です。全国的にも深刻な看護師不足となっておりますが、その中でも奈良県は、平成16年調査で、人口10万人当たりの看護師数が763.2人と、全国で41番目なんです。全国平均は897.7人ですから、少なくとも全国平均並みにするためには、1,912人の看護師を奈良県でふやすことが必要となります。

近畿でトップの和歌山県は、全国で22位です。近畿ではトップ。ここは1,049.4人、この和歌山県並みにするためには、4,068人の増員が必要なんです。また、県の需給計画と比較しても、平成18年で、1万2,371人の需要見込みに対して681人が不足していると、県もそういうことを認識している状況です。

教育内容など養成の問題、確保のあり方の問題、処遇の問題、職場での離職防止策の問題、研修の問題など、さまざまな問題がありまして、改善していかなければなりませんけれども、この根底となる看護師不足、今よりも看護師をふやすという認識に、行政や関係者、現場看護師が立つことが大事でございます。

加えて、絶対的な不足の上で、奈良県では看護師が働く場に偏りが見られるんです。就労看護師の推移を見ると、平成18年末で、前回調査2年前と比較しますと、病院の6.8%増に比べて、診療所では24.3%増となっているんです。平成14年には病院も診療所も6%台の増加となっていることから、ここ数年で急速に診療所への偏りが進んでいます。県の需給計画と比較しても、平成18年の診療所の需要見込み1,438人に対して供給数1,940人と、502人上回っています。これに対して、病院では、8,506人の需要見込みに対して供給が8,020人と、486人の不足になっているんです。アンケートからも推測できるわけですが、夜勤など、病院勤務の労働条件では働けないという、こういう看護師がふえていることも事実でございます。

このような中で、医師でも、過酷な労働条件となっている勤務医から開業医という流れが広がっているわけです。医師も看護師も同様の傾向なんですね。

これらの結果から、まず今よりも看護師をふやす方向を県を初め関係者が認識を一致させた上で、養成の問題、離職予防策、育成の問題、潜在看護師の掘り起こしについて現状を分析し、課題を明らかにし、具体的に改善を進めることが必要になります。そのために、島根県や富山県が行っているように、県が看護師の養成と確保のあり方について検討委員会を設置し、そこで必要な実態調査を行い、方向性を示し、その上で施策づくりが必要と考えます。

医師の不足も深刻です。奈良県の医師は、人口10万人に比べて196.7人と、全国で26番目となっています。特に、もう問題になっているからよくご存じだと思いますが、産婦人科医は全国42位、6.6人です。小児科医は36位、10.3人と、不足が大変深刻です。昨年の大淀町立病院での妊婦死亡や、ことし8月末の救急搬送途中での流産の大きな背景になっているわけです。

全国的な運動、意見書採択の中でも、国もあくまで暫定的な調整としながらも、緊急・臨時的に医学部定員増を認めていく方向です。奈良県の方では5名を申請することはもちろん、奈良県が5名になっているんですね、各都道府県5名の増を国の方が言ってきているんですけれども、1996年には、国の指導に従って、医学部のある全国8国公立大学の中で唯一定員を減らしたのが奈良県で、その減らした5名分と合わせて10名を増員してほしいとい

うことも切実な問題となっております。

そこで、要望事項に入ります。

1つ目、奈良県の看護師不足について必要な調査を行い、その原因の分析、対策を検討する検討委員会を早急に設置し、奈良県の看護師需給計画を見直すこと。2、静岡方式の導入など、潜在看護師の再就職支援策の抜本的見直すこと。また、再就業並びに離職予防のため、院内保育所の拡充を進めること。看護師修学資金制度を大学や公立看護学校も対象にするなど、拡充すること。県立看護学校の専任教員数を8名とすること。4つ目、奈良医大の医学部定員を10名、国の方針の5名プラス、国の要請で削減した5名の復活で、10名をふやすこと。

以上の4点の要望です。

去年の12月議会なんですけれども、次、また国に対して出しますけれども、医師・看護師等の増員を求める意見書という国に対する意見書が、去年の12月議会では山田議員が提案されて、全会一致で可決をしているわけです。ですから、内容的には今回の県に出す部分と何ら変わるものではなく、具体的に項目は変わりますけれども、方向性としては変わるものではないということをお知らせいたしまして、これは当然経過からも、また奈良県の医師不足、看護師不足の実態からも、だれも反対できる余地はないということを申し上げて、賛成していただきますようお願いをいたします。

山田議長 本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、討論に入ります。討論はありませんか。3番議員！

山村議員 松野さんの趣旨説明は本当にわかります。私たちも公明党といたしましても、県また国の議員たちが知事なり大臣なりに、本当にその都度、緊急医療に対してもプロジェクトを今立ち上げて、公明党としても万全の体制をとりましてこういう要求をしておりますので、私は、公明党といたしましてはこういう動きは既に対策はとらせていただいておりますので、今回のこの意見書に関しては反対いたします。

山田議長 ほかにありませんか。6番議員！

寺前議員 今の反対討論ですね、実際に広陵町民、国民の皆さんに顔を向けて発言されたのかどうか。趣旨には賛成だけれども、共産党が提案したものについては反対だと、こういうような意図があるように思うわけですが、現実問題として、広陵町議会が数々の意見書、決議を採択してきました。そしてそれは何よりも広陵町民、国民の声を議会が代弁するため

に行っているものであります。

今、山村議員は、公明党は万全の体制で医師確保を図っているというようにおっしゃっているわけですが、この意見書のどこがだめなのか、全く述べておられません。本当に誠実に、率直に広陵町議会が広陵町民に責任を果たしていく、このような当たり前の意思を持っているとすれば、私は、知事に対して、今、奈良県が本当に医師不足で、多くの患者も、また多くのお医者さんも悩んでいる状態を議会が率先して声を上げていく、これが当たり前ではないかと思うんですね。

昨年12月の議会にも山田議員の提案で賛成しておられるんです。なぜこのようなことになるのかということを見ると、私は本当に、公明党が福祉の党あるいは平和の党と言ってきた中で、与党に組み入れられて、結局は県や国のみずからの参加しているところに発言ができない、恥ずかしくて発言ができない、こういうことが反対されている真の原因ではないかと思います。

先ほどの生活保護の保護基準引き下げについても、本当にどのように考えるのかという、広陵町議会が決めることです。広陵町議会が中央や県やの言い分で決めるのではなく、広陵町民及び広陵町議会のみずからの意思で、本当にみずからの頭で考え、議会活動として進めていく。議会改革の一つの大きな流れは、意見書やその他条例提案をしていく能力をつけるという議員に課せられた、その仕事を全うしていくために、今私たちは提案をしているわけですが、このような流れと真っ向から反対されている実態は、理解しようとしてもしかなない、議会の自殺行為だと言わざるを得ません。

私たちはこういうような問題で、本当に当たり前の議会が常識を持って議決し、昨年12月にも議決している内容を、ぜひ、広陵町議会としてメンツを保つためにも、可決していただくことが本当に必要だというように思います。以上です。

山田議長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立多数であります。よって、本案は可決されました。

山田議長 次に、日程7番、議員提出議案第16号、医師・看護師等の大幅な増員を求める意見書については、松野さんより提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして、提案趣旨の説明を願います。松野さん！

松野議員 先ほどの議案には賛成をし、可決していただきまして、本当にありがとうございます。議会の議員の皆さんの良識が発揮されたということで、大変心強く思っております。

続きまして、ほとんど同じ内容になるわけなんです、国の方に対する意見書の提出です。内容については重なる部分がありますので、意見書の朗読で趣旨説明とさせていただきたい思います。

第166回通常国会において、「一、医師・看護師など医療従事者の大幅に増員すること。二、看護職員の配置基準を「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は患者4人に対して1人以上」とするなど、抜本的改善すること。三、夜勤日数を月8日以内に規制するなど『看護職員確保法』等を改正すること。」の請願が国会において採択されました。

今、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。看護師は仕事に追い回されて疲れ果て、十分な看護が提供できていると考えているのは看護師の1割にも届かず、4分の3がやめたいと思っているほどです。医師の勤務実態も深刻で、日本医労連のアンケート調査では、8割以上の勤務医が月3回は32時間連続勤務を行い、3割を超える医師が過労死ラインの月80時間以上の時間外労働を強いられ、女性医師の6割以上が妊娠時の異常を経験し、5割以上の医師が職場をやめたいと考えていることも明らかになりました。

奈良県でも、医師、看護師の確保が困難なため、産科、小児科初め、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶ちません。また、医師、看護師の確保が難しいことを理由に、病院自体を閉鎖してしまうケースも生まれています。県内の地域医療が崩壊してしまうことさえ危惧されます。

こうした危機的な状況を打開することは、県民の切実で緊急な願いとなっています。よって、政府におかれましては、医療現場での大幅増員を保障する、医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化されるよう要望します。

1つ、国会で採択された請願内容に基づき、看護師等を大幅に増員するため、月8日以内に夜勤を規制するなど、看護職員確保法を改正すること。2、医師の養成を大幅にふやし、勤務条件の改善を図るために、医師確保に向けた法律を制定すること。社会保障費の削減をやめ、医師・看護師の大幅増員に必要な財政措置を講ずること。

これにつきましては、従前は過疎地域で医者が足りないということでしたが、今になって

きますと、都市部でも医師が足りなくて病院閉鎖ということも起きてきているという、本当に深刻な状況でございますので、続きまして議員の皆さんの良識を発揮いただきまして、賛同いただきますようお願いいたします。

山田議長 これより本案について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第16号は、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第16号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程8番、議員提出議案第17号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書については、寺前君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして、提案趣旨の説明を願います。寺前君！

寺前議員 それでは、意見書の説明をさせていただきたいと思えます。

この説明資料を議員の皆さん方にはお手元に渡っているわけですが、歯や口腔の機能が全身の健康、介護、療養上の改善に大きな役割を果たすことが、厚生労働省の厚生労働科学研究所等で実証されています。また、国民医療費の節減にも効果があることが、8020運動の実績で実証をされています。

このような大前提に立って、今、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書が上げられてきたわけであります。その内容は、歯や口腔の機能が全身の健康、介護、療養上の改善に大きな役割を果たすことが、厚生労働省の厚生労働科学研究所等で実証されています。その結果として医療費を抑制する効果があることが、兵庫県歯科医師会等で実証されています。しかしながら、公的医療の抑制により患者の自己負担が増大し、保険で歯科医療を受けにくくなっています。国民は患者負担を減らしてほしいと切望しています。

また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は過去3回続けて引き下げられ、保険でより

よい、よくかめる入れ歯をつくることや、歯周病の治療・管理をきちんとすることが難しくなっている現状です。その上歯科では、過去30年にわたり新しい治療法が公的な保険医療に取り入れられていません。金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルボンド、レーザー治療などは普通に行われています。保険のきく範囲を広げてほしい、これは患者、国民の一番の願いです。

よって、国及び政府において医療費の総枠を拡大し、患者負担を増加させることなく、保険でよい歯科医療を確保するため、次の事項の実現がなされるよう強く要望いたします。

1、払える患者自己負担にすること。2、良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善すること。3、安全で普及している歯科技術について健康保険が適用されるようにすること。

この内容で、きょうの日付であります。

さらにつけ加えさせていただければ、2006年度の改定でも、医科では約50の技術が新たな保険に組み込まれているわけなんです。ところが、歯科の場合、新技術の採用はゼロです。それどころか、ここほぼ30年間にわたりほとんど新技術の導入はされていません。例えばインプラント、セラミックス冠、マグネットアタッチメントなど、新しい医療技術や材料を診療報酬で認められないために、新技術は保険外という事態が数十年にわたって続いている実態であります。

2006年の4月の診療報酬でも、歯科の初診料1,800円、再診料380円が放置されて、医科との差が広がってきています。患者への文書提供、写しのカルテ添付を義務化され、歯科医師は膨大な事務をこなさなければならなくなっている事態等々を含めて、この実態を皆さん方に知っていただいて、本当に歯科の保険適用を範囲を広げていただく。これは歯科を受診した方々は経験をされていると思いますけれども、このような事態を国に上げていくために、ぜひお力添え賜りますようお願いをして終わりたいと思います。

つけ加えて、この95項目が改定に至っていなかったということも、最近の国会の中で明らかになった事実があります。またよろしく願いいたします。

山田議長 本案について質疑に入ります。8番議員！

山本悦雄議員 まず、1点お聞きします。

これ、寺前君が、今、保険のかかってない治療ですね、これを全部保険かかると。そしたら、今まで治療を受けてない人も治療を当然受けるようになると思うんですよ。インプラントなんかでもね、だれでもインプラントにしたいんです、本当のこと言うて。だれでもしたいんですよ、それは入れ歯入れて、こんなん一々抜いたり入ったりするよりね。そしたら、

そういうのを日本全国で総額どのぐらいの金がかかるとっておられるのか、その辺をまず1点お聞きしたい。

それとその次に、これ、寺前君が出した意見じゃないんですよね。これは奈良県保険医協会理事長、谷掛駿介さんですか、いう人が送ってきた文章なんです。保険の医者ですねやん、これ。医者が自分の仕事の量をふやしたいと。本当に患者のことを思うて出してるとは思えない、私としたら。だから、そういうことでね。まず1点はそういうことです。

で、歯周病の治療・管理をきちんとすることが難しくなっています。いや、今の保険で難しくなっていますか、これ。私も歯周病の治療に行ってますよ。（「高くなってると思うよ」の声あり）いや、そんなことないですよ。だから、それをまず1点聞きたい。

その次に、もう一つ、この1、2、3の1、払える患者自己負担にする。これはどういうことどいな。払える患者自己負担にするということ。えろう金を持ってるもんは構へんぞと。保険対象にならへんでも構へんと、払えるんやから。だけど、低所得者……（「いやいや、払える患者負担ということ」の声あり）どういう意味や。ちょっと意味がわからん、これは。（不規則発言あり）だからね、自分でもわからんような書き方やから、向こうから来た文章をそのまま書いてあるだけ。その辺だと私は思いますねけども、ひとつその点についてお答えをお願いしたい。

山田議長 本案に対し、提案者より説明をお願いします。

寺前議員 まず総額の問題ですけれども、私も全国歯科医師会の資料を見て、現在の総額を書いていたところがあったんですけども、ちょっと今すぐに見当たりません。

それで、新たな保険適用をすれば総額幾らになるかということは、現在私にはわかりません。その辺はわかりません。

それと、2004年の歯科診療報酬の改定等々について……（「それは言うたやんか」の声あり）いや、ここにも金額があるんですけども、全国歯科医師会のホームページで調べたものなんですけれども……（「わかるはずがないんです」の声あり）いえいえ。国民医療費としては2002年の分がありますけれども、歯科医師だけは、残念ながら、私、資料を集めた中ですぐに出てこないんです。どこかに書いてあったと思います。レセプトのオンライン請求の義務化、定額払い……。

山田議長 答えがなかったら結構ですよ。

寺前議員 ちょっとお待ちくださいね。（不規則発言あり）お金、全国、総額、どこかに書いてたんやけどな。（「総額はないけど、予防行為をしたら1億円の投資で10億円の出費が防

げますということは試算もろてます」の声あり)

先ほど、いわゆる保険の問題についていえば、これは厚生労働省から入ってきたわけですが、政府の答弁書で、20年前から診療報酬は引き上げられていない。歯科医療基本の問題、基本のところがいわゆる73項目あります。この73項目というのは20年間診療報酬が据え置かれているわけです。先ほど言ったような新技術の問題でいえば、レントゲン撮影や抜糸、口の中の型をとって模型をつくるスタディーモデル、歯槽膿漏の処理、ブリッジをつくるなど、これが73項目の中に入っているわけなんです。こういうものが保険適用されていないということで、これを適用していくということになれば幾らになるのかという点について、残念ながらそこまで資料を精査できていませんので、お答えすることができないということを謝っておきたいと思います。

それから、先ほどの問題で、現在の大枠で医療保険の支給対象で見れば、明らかに1億円の投資で10億円の出費が防げると、これは予防行為、先ほどあったように、8020運動など、健康な歯をつくっていくという、こういうような運動によって、予防によって大きな効果が生まれるということも確かであります。

そういうところからいっても、ぜひこのような歯科の、少なくとも異常な保険適用外とされているものについては改善をさせていくと。すべての新しい技術をするかどうかという問題は別ですけれども、これは、いわゆる確かにおっしゃったように奈良県の歯科医師会の要望ですけれども、これは当然私たちが働く、かかっている土庫病院、その他のところでも多くの方々が署名をされて、今、歯科医師の現状を改善させることがぜひ必要だということで、奈良県でも全国的な運動が病院を中心に起こっています。

こういうような状態で、何としてもこのような保険適用を広げるといって、どこまで広げられるのかという点については私の知恵の及ぶところではありませんけれども、広げていくということ、歯科にかかっておられる方々は切実に思っておられるし、この議員の中にも常々そういうことをおっしゃっている方もおられました。ぜひ、保険適用を広げることを要望していくための議会の議決をお願いしたいと思います。

山田議長 寺前君、今、歯科……。

寺前議員 それともう一つ……。

山田議長 ちょっと待って。歯科医師会の要望ではないというね、この今あんたが出しているのはな。歯科医師会の、医師会の要望ではないのよ。これは、この団体名は、奈良県、今、山本悦雄さんが言われたように、奈良県保険医協会。ややこしい。この団体名を間違うたら

な、全然出どころが違うさかいに、きちっとしたものをせんとだめよということよ。

寺前議員 わかりました。

山田議長 わかってへんやないか。

寺前議員 これがどこから要望がでたかといえば、奈良県保険医協会。

山田議長 だから、医師会違うやないか。

寺前議員 保険医協会の要望です。これは歯科も医科も全部入っておられる協会であります。

山田議長 だから、そういうややこしいことを言うたらいかんわけやん。

寺前議員 先ほど山本議員のもう一つの質問ですけれども、払える患者自己負担という意味で句点をうっていただきたい。払える自己負担というように句点をうっていただくんですね、要は患者が払えるような負担にしてほしいということです。（不規則発言あり）いや、これは今言うたように、保険医協会から来た内容をそのまま意見書にしているためにこういうふうになっているんですけれども、そのような状況であります。以上です。

山田議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。8番議員！

山本悦雄議員 今、質問に対し、答弁していただいたとおりでございます。こういう意見書、要望書というのは、やはり提案者がしっかりと内容を吟味していただいて、その上で出していただく。ただ来たやつを、ああ、これ出そうかというような感じで出していただいて、一々これを議論しなくてはならないというようなことでございます。文章の中身についても読みがくだらないというようなところもございます。

そういうことで、これは、別にみんな安くなって保険が適用されたらいいのは決まっているんです。だけど、その保険料はだれが払うのかという問題等を常に考えなくてはならない。国が全部予算出したらええがなという感じであれば、国も今、医療費がどんどん伸びておって、要するに、税収の伸びよりはるかに医療費、社会保障料ですか、の伸びが高い。そういう中でやはりどうするのかというふうな問題があると思うんです。だから、その辺も含めて、やはり提案される場合はやっていただきたい。

そしてこういう保険のところから来た、奈良県保険医協会理事長ということで来ておられますけどね、この人らもほんまに患者のことを思うてやってんのか、自分らの職業のことでやってんのかわからない、実際のことを言うて。歯医者と言いますけど、歯科医で貧乏たれはいませんよ。みんな金もうけてますわ、はっきり言った話。そのぐらいなことの人はほとんどいませんよ、歯科の医者でも……。〔「廃業している人がふえてるよ」の声あり〕

そら年いってから、年いって、間に合わんからですわ。だから、そんなんでは私は反対とい

たします。

山田議長 本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。（「賛成討論させてください」の声あり）12番議員！

松野議員 私は賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの山本議員の反対の内容なんですけれども、提案の経緯につきましては議運の方に出てきまして、議運の中で、私は議運なんですけれども、見まして、この問題については大事な問題だと認識して、共産党で取り上げることにいたしました。

そういう中で、これは医者の方の要望だということを山本議員はおっしゃいますけれども、実はそうじゃなくて、厚生労働省も調査しているんですけれども、いろんな保険でよい歯科医療をという、全国連絡会の方が患者さんに調査をしました結果、厚生労働省と同様なアンケート結果が出ました。その患者さんの立場でいいますと、保険のきく範囲を広げてほしいという要望が79.1%でトップです。あと、夜間、休日も診療してほしいとか、治療や費用を十分説明してほしいとかいろいろありますけれども、やはり一番強い要望が、保険でよい、きく範囲を広げてほしいということなんです。

やはり技術が進んできて、今、先ほど説明がありましたように、メタルボンドとかセラミックの入れ歯の方もふえてきまして、大部分これを使っておられるんじゃないかなと思うんです。歯の位置によって違うんですけれども。そうしますと、本当に10万とか15万とか、大変多額のお金がかかります。インプラントは、また別に新しい技術で別な部分があるんじゃないかとは思いますが、ですから、文化水準とか、そういう水準に合わせて、こういうセラミックとかメタルボンドについても保険を適用していくことについては当たり前であるということが言えるんじゃないでしょうか。

あと、歯周病とか、あるいは入れ歯を調子よく使えるようにする調整などの保険治療が制限されてしまって、私の知り合いの方も、最近何か歯周病の治療に行っても、大変歯医者の医者代が高くなったということを言っておりました。結局、何でかな思ってたんですが、そういうことだったんですね。

そういう部分で、予防医療を充実することは、寺前議員が言いましたように、とりわけ寝たきりの方の口腔ケアというのは介護の中でも大変重要な位置づけになっておりまして、肺炎などの予防に大きく役立っていることは自明の理であります。

さらにもう一つ言いますと、混合診療ですね。これはやはり保険を適用しない治療、それから適用する治療という、今は大変それがたくさん多用されていまして、混合診療といいま

すけれども、混合診療につきましては政府内でも対立がございますし、11月の東京地裁の判決では混合診療というのは違法であるという判決も出ていますので、そういう点でも、歯科医療の保険適用の範囲内をしっかりと憲法に基づいて見直ししていくことは時代の推移であり、至急にやらなきゃいけない課題であることをお伝えして、賛成といたします。

山田議長 本案について反対者がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

山田議長 起立少数であり、よって、本案、議員提出議案第17号は、否決されました。

昼まででもうあと2つですので、最後までやりたいと思いますので、よろしく協力をお願いいたします。

山田議長 次に、日程9番、議員提出議案第18号、介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書については、寺前君より提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。寺前君！

寺前議員 それでは、提案趣旨の説明をさせていただきたいと思います。

これは、この基本指針というのは、平成19年7月26日午前10時から12時まで行われました。そしてその案が出されて、そして報告がなされました。議事録等についても把握していますので、そのような内容については省略させていただきたいと思います。

その内容の意見書を読んで、報告にかえさせていただきたいと思います。

介護事業の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(基本指針)の確実な実施を求める意見書。

介護保険がスタートし、7年が経過した。必要な介護が受けられない、虚偽の指定申請及び人員基準違反など、介護報酬の不正請求などの問題も起こっており、制度見直しの必要性も出ている。特に介護の人員確保が進まず、深刻な人員不足によって、サービスの質の低下、事業所の縮小・閉鎖という事態が広がっていることに対し、早急に取り組まなければならない。

既に社会保障審議会福祉部会が、介護・福祉分野での人手不足の問題を集中的に審議し、

7月26日の部会で、国、地方自治体、経営者の責務など、社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針を諮問しています。

案では、福祉・介護サービス分野は最も人材確保に真剣に取り組んでいかなければならない分野の一つであり、福祉・介護サービスの仕事がこうした少子高齢化社会を支える、働きがいのある、魅力ある職業として社会的に認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、今や国民生活にかかわる喫緊の課題であるとし、経営者ら、関係団体並びに国及び地方公共団体が十分な連携のもと、この指針に基づき、それぞれ必要な措置を講じ、福祉・介護サービス分野において質の高い人材の確保に努めることが必要であるとしている。そして人材の確保の方策のトップには労働環境の整備の推進等を持ってきていて、賃金では国家公務員の福祉職俸給表等も参考とすること、経営者には事業収入の適切な配分、国には適切な水準の介護報酬等の設定を求めています。

また、労働時間や職員配置について指針が出されている。

安・長・重、安い、長い、重たい労働と比喻される労働時間を改善し、職業としての魅力を高めなければ、さらに離職率は高くなり、介護職等を目指す人も少なくなり、国民は必要な介護等も受けられなくなる。待遇改善は基本指針でも明確に示されており、その実現を、国、地方自治体、事業主が責任を持ち取り組まなければならない。

よって、国、県におかれましては、基本指針を実現するための介護報酬の改善を初め、そのための必要な財源措置を実施していただくことを強く要望する。以上であります。

山田議長 本案について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありますか。

(なしの声あり)

山田議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第18号は、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第18号は、原案どおり可決されました。

山田議長 次に、日程10番、議員提出議案第19号、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の改正等を求める意見書については、松野さんより提出され、所定の賛成者が

ありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

山田議長 本案につきまして、提案趣旨の説明をお願いします。

松野議員 では、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の改正等を求める意見書についての趣旨説明をいたします。

本日は、後ろの方の傍聴で、お二人の方が傍聴にわざわざ遠くから来ていただいております。また、この意見書の提出に当たっても、議会の方に直接足を運んでお届けいただいているということも聞いております。ぜひ、まだまだ本当に私たちも知識不足の中ではございますが、ある議員さんは、1人は万人のために、万人は1人のためにという言葉、いつだったか、青木議員だったと思うんですが、おっしゃったことがあるように思います。ですので、そういう形で痛みを理解しながらご協力いただきますように、まず最初をお願いをしておきたいと思います。

いろいろな、まず最初に、そしたら意見書の内容を先、朗読をさせていただきたいと思えます。

生まれながらに心と体の性が一致しない性同一性障害については、平成9年5月に医学的疾患として治療のためのガイドラインが定められるとともに、平成16年7月には性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が施行され、戸籍上の性別変更が可能となるなど、差別的取り扱いの解消に向けた取り組みがされてきたところである。

しかし、現行法においては、戸籍上の性別変更を行うための審判を請求するには、現に子供がいないことなどの要件を満たす必要がある。これにより、子供を持つ性同一性障害者などにおいては一律に戸籍上の性別変更の道が閉ざされ、今なお多くの当事者が社会生活において差別的な取り扱いを余儀なくされているのが現状である。

また、性別変更がかなわない当事者においては、公文書、公的書類等における性別記載が精神的苦痛をもたらし、本人確認の際のトラブル、就職や受診の妨げとなっている。

よって、できる限り性別変更への道を開くとともに、性別変更がかなわない当事者においても、社会生活上の困難を解消すべく、次のことを早急に検討、実施されることを要請する。

1つ、性同一性障害者すべてが、その希望するところにより戸籍上の性別変更ができるよう、戸籍上の性別変更の要件を見直すこと。2、公文書及び公的文書における性別記載の再考と可能な限りの削除ということで、まず1つは、先ほどちょっと雑談の中で、子供さんが

おられてということがありましたけれども、やはりいろいろ理解が進んでいない状態の中で、あるいはそれを言えない状態の中で、あるいはまた、自分でもそういうことがわからない中で結婚されて、お子様が生まれて、そこで初めてまた気づくということもございまして、私もちょっと知っている人にそういうケースおられるんですけども、そういう部分で、今、周りの認識とご本人の認識についても大変まだまだ厳しい状況があるということ、一つ事実なんですね。

法律の、国の方でもだんだんと認められてまいりまして、先ほど言いましたように戸籍を変えることができることになったんですが、その条件が満たさないとだめだということで、その条件を改善してほしいということが一つあるわけですね。

そして私思うんですけども、まだ本当に人数少ないとおっしゃると思うんですけども、これは私も買いました本で、「世界がもし100人の村だったら」っていうベストセラーで有名な本なんですが、その中では、世界じゅうが100人だったということですね、52人が女性で48人が男性です。それとともに、90人が異性愛者で10人が同性愛者ですとありますということで、私はこのところで、ああ、1割の方が、世界的に見たらそういう同性愛者の方なんだなということを認識いたしました。

それで、そういう障害っていう部分についての認識については、過去から、私が子供だった時代、40年、50年前でしたら、身体障害をお持ちの方は、家族の方が恥ずかしいからいうて外にも出させないで家にこもらせていたというようなケースも多々あったわけですけども、今、ようやく時代が進んで、障害者支援法、自立支援法、不十分ですけどもできたり、認識が本当に一般的に広まってまいりました。

この問題につきましても障害の一つでありますから、今ようやくこうやって表に口に出している方が少しずつあらわれてきた、社会もようやく認めようという方向になってきたという、そういう過程でございますので、広陵町の議員の皆さんは、本当に苦勞をしながら生活を毎日送っていらっしゃる中で、きちっとそういう痛みを受けとめて、誠実に受けとめて、少しでも普通の生活をしたいという、たったそれだけの願いなんですから、ぜひ実現をしていただくようお願いをしたいと思います。

例えば運転免許証はオーケーですが、書類等、いろんな保険証とかいろんな証明書類が大体性別が記載されていますから、例えば、我々は何にも思わないんですけど、レンタルビデオを借りに行ったとき、最近は証明書提示を言われますよね。そうすると、レンタルビデオも、その書類と外見と異なっていたら、ビデオを借りることもトラブるわけです。私たちは

当たり前としていることが、本当にいろんな日常の生活の中でたくさんのご苦勞があるということ、十分ではありませんが少しお聞きして、そこまで考えが及ばなかったなということ、私を改めて思っているところです。

平成15年のときには山田議員は賛成していただきましたが、反対多数で否決をされてしまったんですけれども、樫原市ではもう既に印鑑条例が改正されて、あ、印鑑条例やったかな……。

山田議長 うちのところはもうないよ。

松野議員 性別記載欄を印鑑登録原票から削除をしたということとか、やはりそういう取り組みが進んでおりますのでね。やはりせつかく遠い中、傍聴にまでわざわざ来ていただいている中、ぜひこの法律改正、一日も早くされるように広陵町の皆様のご理解を心からお願いいたしますので、どうか皆さん賛成をしていただきますように、本当に。

そしてもし反対されるのであれば、本当に、前回の平成15年のときは小原議員が当時の反対討論されまして、私は読み返してみたら人権侵害じゃなかろうかと思うような内容がございました。ですから、そのような、もし反対されるんだったら、人権侵害のような、そういう内容を言わないようにしてください。そういうことを考えれば、反対することはできないと思うんです。当然の権利、普通の生活をしたいということだけですので、補助金が欲しいとか、そういうことを言っているわけではありませんし、ぜひ、本当に、最初に言いました、1人は万人のために、万人は1人のためにということで、どうか広陵町の議員の皆さん、よろしく願いをいたします。

山田議長 本案について質疑に入ります。質疑はありますか。8番議員！

山本悦雄議員 無知なところがあって、わからんところがありますので、ちょっとお聞きいたします。

1点はね、これ、今のところ戸籍の性別の変更も可能になったということで、その次に、子供のある方については変更できないということですよ。それはどういう理由でそういうふうに変更できない、何かそれは国がそういうことをやろうとして、どんどんとやっていて、そこにできないと。子供さんがいたら、これは結婚している場合もあり得るわけなんです。子供さんがいるということは、したことがある人と、結婚を現在している人もおられるわけなんですか。

松野議員 結婚してる人もいますね。

山本悦雄議員 なら、そのときに、もし片方のまた女の方が男という形になったときには、男

と男の中の子供と、こういうような戸籍上になってしまうのかどうか、ちょっとわからんから聞いているんです、この点はね。そういうことなのか。だから、何かのそういう、まだ独身者、あるいは子供さんのいない方でしたらまたそれから考えがあるけれども、子供さんがいるために、今度、お母さんであった人がお父さんになってしまう。そういう問題とか、その辺のところのことを国でも十分いろいろやられていて、こういうこと、今、この状態になっているんじゃないかと、私の推測。だから、その辺のことをちょっとお聞きしたい。

ほんで、その次に文章の2、要望の2ですねけどね、公文書及び公的文書における性別記載の再考と可能な限りの削除ということはやむを得ない部分があると。可能な限りということは、やむを得ない性別を記入しなくてはならない、そういう文書も、これは認めざるを得ないと、そういう意味か。

その2点だけお願いいたします。

山田議長 12番議員！

松野議員 できましたらね、後ろの方で傍聴していただいておりますので、傍聴をしていただいている方から直接疑問にお答えいただけたらと思うんですが、議長、お許しはいただけませんか。

寺前議員 議長、特例を認めてもらって。(不規則発言あり) いやいや、実際に意見書と……(不規則発言あり) いやいや、あれはできるんよ。

山田議長 大変難しい問題ですのでね、後ろの方、傍聴されている方は、この方は我々の中に出た方ですか。中田さんでしたか。だれでしたか。

寺前議員 提出者です。(不規則発言あり)

松野議員 いやいや、それはいろいろ聞いたけど。じゃあ、ちょっと待って。

山田議長 中田さんですか。

松野議員 時間ちょうだい。

山田議長 中田さんがあんたですか。

松野さん、勝手にしないでください。勝手にしないでください。

松野議員 発言を認めてくれるの。

山田議長 本来ならば、こういう質問が出ますので前もってやるのが本来ですけれども。じゃあ、特別にこういう難しい問題、そこに傍聴に来ておられますので、これを少し。中田さんですか、もう1人の方は何ていう方ですか。(「森村さやかさんです」の声あり) 森村さんですか。ですから、今の……(不規則発言あり) 普通に聞いとかなあかんのは、例外を認め

させていただいて、じゃあ、あなたの方から山本悦雄議員に対する答弁を、また松野さんに聞かせ言うても堂々めぐりがしますので……（不規則発言あり）こういう、難しいですから、ちょっと許したってよ。

松野議員 議長判断やったらちょっと……。

山田議長 許したってよ、青木さん。（「それはわかった」「ほんなら、議長、ちょっと待って」の声あり）はい、14番議員！緊急動議ですか。

青木議員 ちょっと誤解せんといてね。

議会のルールという一つのをきちっと守ってほしい。というのは、例えば事前にそういうことも聞いていただくことは、ほんでいいわけや。そこで、ちょっと休憩を打ってでもええから話聞かせてもろうて、やっぱり提出議員から説明してもらいうことは、これはルールでいってよ。

山田議長 緊急動議という形をとらせていただいて、それで結構ですか。

青木議員 そうしてくれよ。一たんあれ、休憩してください。

山田議長 じゃあ、休憩させていただいて、松野さん、1回説明を聞いていただいて、あなたから答弁をお願いします。

じゃあ、半から始めますのでね、12時半から。

（P.M. 0：20 休憩）

（P.M. 0：34 再開）

山田議長 休憩を解き、再開いたします。

今の質問に答えてください。12番議員！

松野議員 私自身も勉強が不十分だったことを、ここでまず最初におわびしておきたいと思えます。

幸い、本日後ろに来ていただいております、今いろいろとお話をお伺いいたしました。その上で山本悦雄議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

ちょっと待ってね。私の法律が……。

まず1つは、結婚していて、その上で性転換ができるのかということだったんですけど、戸籍上の、この性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律というものがあまして、これの第3条の第2項で、現に婚姻をしていないことということになっておりまして、ですから、結婚をされている方がそういう形に変えられるということはありません。ですので、山本議員がご心配いただいていることは、ご心配いただかなくても結構ですということが1

つであります。

それから、もう一つの可能な限りの削除ということですが、できるだけ本当に削除してほしいけれども、国勢調査の統計とかをとるときは、それは事実でやむを得ないということをおっしゃっています。

いろいろ先ほど休憩室の方でお話をお伺いいたしまして、広陵町でも、いつや、これは、2005年の10月25日に広陵中央公民館におきまして、広陵町人権セミナー、性の多様性について考えるということで、後ろにお越しいただいております森村さやかさんが講師となって、性同一性障害について、町の依頼でセミナーを行っておられます。広陵町の教育委員会も、こういう問題については真摯に取り組んで理解を広めていこうという、そういう努力をいただいていることがわかりました。それは、今、お手元の方にコピーをお配りいただいている、表紙だけですけれども、内容でございます。

それから、そのほか、本当にお困りのことが多いんだなって、つくづくお話を伺いして思いました。例えば投票をね、投票所は男性、女性が書いてあるから、それも投票所に座っておられるのはご近所の方だから、やはり投票に行くことが大変苦痛だと、あるいは行けないという状況があるそうです。また、病院に行くにも、やはり保険証にはきちっと書いておりますから、病院へ行ったら、ご主人の保険証と違いますのかと言われてたりね、やはり医者へ行くのも大変な抵抗があるということがあるそうです。アパートへ入るにしても住民票が要るだとか、就職するときにもいろいろな書類、住民票初め戸籍とかいろんな書類が要りますから、ですから、そういう部分で日常生活がかなり1つずつがお困りのことが多いということをお聞きしまして、改めて本当にご苦労いただいているんだなというふうにつくづく思いました。

先ほどにもちょっとかかわるかもしれませんが、こういう結婚のことにつきまして、例えば小学生ぐらいから何か自分は変と違うかしらんと思いながら生活してきて、周りの人が、年ごろになれば、結婚したらちゃんと変わるから、まともになるからみたいなことを言われて、ほんで、そういう自分でもおかしいかなって思っているもんだから、結婚して、それでもそこで、あ、おかしいと、自分は違うんだということにお気づきになるケースがやっぱり幾つかあるそうございまして、本当にそういう部分では、先ほど壇上でも言いましたように、周りも理解がなかなかできていないということと、本人もそういう部分では悩みながら自分を責めて、おかしいなおかしいなという中で、ようやく初めてお気づきになるというケースが多々あるということでございます。

そしてまた、お子さんが生まれても、離婚されて、そういう離婚された後も、やはり子供のことを考えたら子供には会わないというケースもあるそうですし、その一方で養育費はしっかりと払っているとか、いろいろと本当に我々が知らない中で大変なご苦労をされていることを改めて知りました。

そういうことを踏まえて、私の不勉強をおわびいたしまして、どうか皆さん、せっかくわざわざお越しいただいております。ご賛同いただきますようお願いいたします。

山田議長 質疑ありませんか。8番議員！

山本悦雄議員 間違うたらいかんからな。

戸籍上変更できると。男女の変更、性別、戸籍上は変更できるということ、またあるいは患者すべてが戸籍の性別が変更できるよと、こうなってますね。これは性転換手術された方だけがそうできるのか。それとも、こういう病気になって、それがそういう疾患だと認められた方が、体つきはそのまま男、女でありながら、戸籍上は変更できるのか、変更せよと言うてるのか、その辺のところをひとつお願いします。

山田議長 12番議員！

松野議員 それでしたら、第3条を全部読み上げます。

家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当する者について、その者の請求により、性別の取り扱いの変更の審判をすることができるものと規定しております。

まず1つ目が、二十以上であること。2つ目、現に婚姻をしていないこと。3つ目、現に子がいないこと。この現に子がいないことが問題になっているんですね。そういう経過の中で、おかしいと思いながら、周りから言われて結婚して子供ができたけれども、やっぱり本当におかしいということをそこで気づくということがありますから、この3つ目のところをぜひ削除してほしいという強い要望がございます。

4つ目が生殖腺がないこと、または生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。5つ目、その身体について、他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。2項目で、前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果、並びに治療の経過及びその結果、その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならないということで、きちっとそういう外観も含めて規定しております。

山田議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

山田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はありませんか。

13番議員！

吉岡議員 これは反対か賛成かということじゃなしに、少しお話しさせていただきます。

12月4日に議会運営委員会がありまして、そのときに8点の意見書の方が出ておりました。1つは寺前議員、議員さんからの質問で、あとは各種、いろんな実行委員会とか、医師協会、保険医協会とかから出ておりました。これもその一つのですねけども、そのうちの7点、寺前さんの以外は7点。1点は割賦販売法の改正を求める意見書、これは9月議会の際に出ておりまして、議会運営委員会で継続審議にしようということで、この12月に皆さんの意見がまとまって、総務委員会の方から出していただきました。あとの6点に関しましては、各種みんながそういう団体から出ておりますが、そのときに松野議員から、これは私が個人的に寺前さんとやりますということで出されました。きょう、1つ取り下げられましたことはありますけれども、あとの6点は出されました。

私はこの中で、今の性同一性障害者の性別のあれですねけども、実際難し過ぎて、今すぐには結論を出せない、そのように私は今思っております。ここで意見書というのは賛成か反対になるんじゃないかなと。これは継続審議では今すぐできないのじゃないのかなと。ただそれですので、私は継続審議を願って、この席を退席させていただきます。

山田議長 そういう意見もありますので、各自身が考えていただいて、退席して下さっても結構ですし、賛成して下さっても結構ですし、反対して下さっても結構かと思えます。

寺前議員 成立は阻止。

山田議長 成立阻止と言ったって、出ていくもんはしようがないやん。

寺前議員 違う、違う。成立は阻止。

山田議長 それで何人やの。9人や、ええがな。9人や過半数はいてるから。

議員提出議案第19号は、原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

山田議長 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第19号は、原案どおり可決されました。

以上。

お入りください。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成19年第4回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 0 : 47 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成19年12月20日

広陵町議会議長 山 田 光 春

署名議員 吉 岡 章 男

署名議員 青 木 義 勝